

平成 25 年第 1 回定例会

市議会議録

平成 25 年 2 月 21 日（開会）

平成 25 年 3 月 15 日（閉会）

垂水市議会

平成二十五年第一回定例会会議録

(平成二十五年三月)

垂水市議会

## 第 1 回 定 例 会 会 議 錄 目 次

第1号（2月21日）（木曜日）

1. 開 会 .....	6
1. 開 議 .....	6
1. 会議録署名議員の指名 .....	6
1. 会期の決定 .....	6
1. 諸般の報告 .....	6
1. 議案第1号～議案第7号 一括上程 .....	11
説明、質疑	
議案第1号～議案第7号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第8号～議案第14号 一括上程 .....	23
説明、質疑	
議案第8号～議案第14号 各常任委員会付託	
1. 議案第15号 上程 .....	30
説明、質疑	
議案第15号 各常任委員会付託	
1. 議案第16号～議案第23号 一括上程 .....	34
説明、質疑	
議案第16号～議案第23号 各常任委員会付託	
1. 議案第24号～議案第34号 一括上程 .....	39
説明	
1. 日程報告 .....	48
1. 散 会 .....	48

---

第2号（3月5日）（火曜日）

1. 開 議 .....	52
1. 議案第15号～議案第23号 一括上程 .....	52
委員長報告、質疑、討論、表決（原案可決）	
1. 平成25年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問 .....	53
池之上 誠議員 .....	53
施政方針と予算について	
1、第2の柱である6次産業化と観光振興	
(1) スポーツ合宿と教育旅行	
(2) 漁家・農家民泊	
(3) 養殖業者への支援	
(4) しおかぜ街道	

水産課と商工観光課が統合再編されるに当たり、本市の基幹産業である水産業（養殖業）について、市の取組姿勢及び内容を伺う。

また、観光振興と交流人口の拡大について、県観光プロデューサー奈良迫英光氏のコラムを参考に、市の取組姿勢及び内容を伺う。

## 2、政策調整枠、元気な垂水づくり事業

- (1) 住宅用太陽光発電設置補助金
- (2) メガソーラー事業

本市の自然エネルギー事業への取組姿勢及び内容並びに高峰メガソーラーとの関連、事業進捗状況並びに課題等を伺う。

堀内貴志議員..... 65

### 1、錦江湾トンネルの可能性と実現に向けた動向について

- (1) 錦江湾トンネルの可能性について
- (2) 垂水市として実現に向けての今後の動向について

### 2、6次産業化について、どのように取り組むか。

- (1) 課長の6次産業化に対する考え方について
- (2) 市長は、「6次産業化のための新たな加工場の拡大を実現・・・」とあるが、具体的にはどこのどのような取組か。
- (3) 生産者への機会創出や企業の農業参入への支援対策を今後どのように取り組むか。

### 3、子育て支援対策について

### 4、教育関係について

- (1) 垂水高校支援対策について
- (2) 小学校の共同学習の導入について

北方貞明議員..... 77

### 1、施政方針について（3つの重点施策）

- (1) 安心安全な垂水のまちづくり
- (2) 6次産業化及び観光振興
- (3) 子育て支援及び高齢者対策

### 2、安心安全について

- (1) 通学路、市道の危険箇所の対策
- (2) 城山団地の水道老朽管及び漏水対策
- (3) 買い物弱者について

### 3、観光・水産業について

- (1) 高峰公園の観光地としての考え方
- (2) 垂水港サイクルステーションの現状と今後について
- (3) トップセールスの海外販路の責任は、どこまでか。

### 4、市長等の給与カットについて

(1) 公約での給与カットは、何%か。	
川畠三郎議員.....	88
1、農業振興について	
(1) 新規事業及び主な事業は	
(2) 耕作放棄地対策は	
2、水産行政について	
(1) 水産業振興は	
3、教育行政について	
(1) 新規事業及び主な事業は	
(2) 小学校通学路について	
4、市道・農道及び河川の整備について	
5、降灰対策について	
(1) 昨年と今年の降灰量の比較とその対策について	
田平輝也議員.....	99
1、本市職員給与の現状は	
(1) 本市のラスパイレス指数の推移と現状は	
(2) 職員定員適正化の推移は	
(3) 24年度末の退職者の人員数は	
2、本市の雇用対策は	
(1) 本市の雇用促進と今後の対策、計画は	
3、空き家対策について	
(1) 本市の空き家の現状は	
川越信男議員.....	107
1、公共事業について	
(1) 公共事業予算について	
ア 平成25年度公共事業予算の比較は	
イ 市長調整枠での事業状況は	
(2) 国の補正予算に伴う本市の取組及び関係課の対象事業は。併せて、影響 及び効果は	
(3) 前倒し事業を含め、今後の展開は	
(4) 公共事業の確保について	
2、垂水新港の緑地帯について	
(1) 所有者と管理者について	
(2) 利用者からの要望は	
(3) 共生協働の観点からの管理方法について	
1. 日程報告 .....	113
1. 散　　会 .....	113

---

第3号（3月6日）（水曜日）

1. 開議	116
1. 発言の申し出	116
1. 平成25年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	116
感王寺耕造議員	116
1、施政方針及び予算について	
(1) 水産業の振興について	
ア　トップセールスが漁家の収入増に結びついているのか。	
イ　カンパチ、ブリの浜値と採算ラインは	
ウ　生産調整が必要な事態では	
エ　短期貸付金のこげつきのおそれと回収策は	
オ　商工観光課との統合について	
(2) 農業振興について	
ア　市単独事業の拡充は	
イ　新規就農者の支援対策は	
(3) 農道整備について	
ア　重機借上料、工事請負費及び原材料費について	
(4) 生活保護費の削減について	
ア　就学援助への影響は	
イ　個人住民税の非課税限度額の算定への影響は	
ウ　保育料や医療、介護保険料への影響は	
2、地域振興計画について	
(1) ハード事業に対する予算措置は	
3、TPP問題について	
(1) 市長の見解と対応は	
4、南萩ヶ峯の林地開発について	
(1) その後の対策の進捗状況について、末端排水が整備されておらず、市道への表面排水、それに伴う土地改良区水利側溝への土砂の流入が危惧されるが、根本対策は	
池山節夫議員	129
施政方針と予算案について	
1、人口減少対策事業について	
2、住宅用太陽光発電設置事業補助金について	
3、暮らし安心、地域支え合い推進事業について	
4、新国民病「ロコモ」について	
5、市庁舎のあり方と「公共施設の集約化」について	

6、観光について	
(1) 「九州オルレ」について	
森 正勝議員.....	140
1、桜島噴火について	
(1) 昨年12月に行われた防災シンポジウムで京都大学の井口教授は、2020年～2030年代に大正噴火クラスの爆発が起きる可能性を示されました。当然、対策は考えておられると思いますが、現状の到達と課題について、お聞きします。	
2、道の駅たるみずの温泉ボイラ等の改修事業について	
(1) 目的と事業内容について、説明をお願いします。	
3、地域包括ケア体制整備事業について	
(1) 事業内容について、説明をお願いします。	
持留良一議員.....	146
施政方針と重点政策及び一般会計予算案について	
1、政治姿勢について	
(1) 生活保護基準の大幅削減を打ち出した問題	
ア 国に対して削減を行わないように求めること。	
イ 削減を強行した場合、市として市民生活に悪影響が生じないよう措置を取ること。	
(2) 2012年度の国の補正予算案に対する考え方について	
ア 住民の暮らしに役立つ事業こそ優先すべきであるが、考えは	
イ 活用する場合の市財政への影響は	
2、3つの重点施策について	
(1) 安心・安全な垂水のまちづくり	
ア 通学路とスクールバスの安全対策は問題ないか。	
(ア) 通学路の点検後の現状と対策及び課題（計画の進捗と課題）	
(イ) スクールバスの発着場の安全対策は問題ないか。（待合所や屋根等の検討）	
(2) 6次産業化と観光対策	
農業 ア 「人・農のプラン」の課題と方向性について	
(ア) 地域の農業と集落の持続可能性を保障していく政策になるのか。（「人・農のプラン」を離農対策とは反対に、小さい農家や高齢者などの多様な担い手を活かし、新規就農者も活躍できるプランを地域から築いていく可能性について）	
漁業 ア 経営の再生と安定的経営づくりのために、産地価格形成の場とルールづくりは可能か。	
イ 行政の果たすべき役割について	
観光 ア 中央地区の考え方について	

(ア) 観光まちおこし、まちづくり、まち磨き及びまち育て（市民・業界・行政が一体となった取組）の視点に立っての取組はできているか。

(3) 子育て支援・高齢者対策

ア 病児病後児保育事業（仕事と子育ての両立する仕組みづくり問題）

(ア) 利用意向で最も求められている施策であり、施策の方向（次世代育成支援行動計画－後期計画）は、平成26年度までに一箇所、実現が必要だが、方向性は

イ 地域包括ケア（高齢者対策とは何か。）

(ア) 問題点の認識と方向性について（特に「地域包括ケア難民」を作り出さないために）

3、一般会計予算案に關係して

(1) 太陽光発電設置と経費削減対策（再生可能エネルギー推進）

ア 空調施設の電力経費と学校全体の電力経費

イ 学校関係施設への太陽光発電（パネル）の計画の推進と庁舎内での推進体制の確立を

(2) 障害者福祉問題

ア 地域生活支援事業の充実と課題について

(ア) 4月から実施される内容と取組

(イ) コミュニケーション支援事業（必須事業）の課題と方向

(3) 「体罰」、暴力問題について

ア 考え方（見解）と取組について

国保会計について

4、公的責任について（一般会計からの法定外繰入れ）

(1) 県下の自治体の繰入れの状況

(2) 公的責任はどうあるべきか。

（市民の健康の支え、皆保険体制を下支えする国保の役割を考えれば、本来、国が中心となって担うべき公的責任の一端は自治体が担うしかないのも事実である。決して加入者の自己責任や助け合いで対応できるものではないと考える。）

篠原靜則議員..... 159

1、人口3万人への取組について

大薗藤幸議員..... 169

1、公共施設のマネージメントについて

2、農道の維持管理改修について

3、市民館内の調理室の活用及び利用について

4、高齢者の国道横断用反射材付きベストの活用について

1. 日程報告 ..... 178

1. 散会 ..... 179

---

第4号（3月15日）（金曜日）

1. 開 議	182
1. 議案第1号～議案第14号、議案第24号～議案第34号、陳情第13号・陳情第14号 一括上程	182
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第1号～議案第14号（原案可決）	
議案第24号～議案第34号（原案可決）	
陳情第13号（不採択）	
陳情第14号（不採択）	
1. 議案第35号～議案第40号 一括上程	190
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第35号（同意）	
議案第36号（同意）	
議案第37号～議案第40号（原案可決）	
1. 意見書案第12号 上程	196
質疑、表決	
意見書案第12号（原案可決）	
1. 副市長あいさつ	197
1. 閉 会	198

平成25年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容	
2・21	木	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託	
2・22	金	休会		
2・23	土	〃		
2・24	日	〃		
2・25	月	〃	(質問通告期限:正午)	
2・26	火	〃	委員会	産業厚生委員会(24年度補正予算審査)
2・27	水	〃		
2・28	木	〃	委員会	総務文教委員会(24年度補正予算審査)
3・1	金	〃		
3・2	土	〃		
3・3	日	〃		
3・4	月	〃		
3・5	火	本会議		議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、平成25年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・6	水	本会議		平成25年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・7	木	休会	委員会	産業厚生委員会(25年度予算・条例等審査)
3・8	金	〃		
3・9	土	〃		
3・10	日	〃		
3・11	月	〃	委員会	総務文教委員会(25年度予算・条例等審査)
3・12	火	〃		
3・13	水	〃		
3・14	木	〃		議会運営委員会
3・15	金	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

## 2. 付議事件

	件 名
議案第 1 号	垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 案
議案第 2 号	垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 案
議案第 3 号	垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例 案
議案第 4 号	垂水市養殖用作業施設条例 案
議案第 5 号	垂水市市道の構造の技術的基準等に関する条例 案
議案第 6 号	垂水市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例 案
議案第 7 号	垂水市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例 案
議案第 8 号	垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案
議案第 9 号	垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 10 号	垂水市課設置条例の一部を改正する条例 案
議案第 11 号	垂水市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例 案
議案第 12 号	垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 13 号	垂水市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 案
議案第 14 号	垂水市市営住宅条例の一部を改正する条例 案
議案第 15 号	平成 24 年度垂水市一般会計補正予算（第 5 号）案
議案第 16 号	平成 24 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
議案第 17 号	平成 24 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
議案第 18 号	平成 24 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号）案
議案第 19 号	平成 24 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
議案第 20 号	平成 24 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）案
議案第 21 号	平成 24 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 2 号）案
議案第 22 号	平成 24 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 2 号）案
議案第 23 号	平成 24 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案
議案第 24 号	平成 25 年度垂水市一般会計予算 案
議案第 25 号	平成 25 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
議案第 26 号	平成 25 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
議案第 27 号	平成 25 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
議案第 28 号	平成 25 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
議案第 29 号	平成 25 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
議案第 30 号	平成 25 年度垂水市病院事業会計予算 案
議案第 31 号	平成 25 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
議案第 32 号	平成 25 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
議案第 33 号	平成 25 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案

- 議案第 34 号 平成 25 年度垂水市水道事業会計予算 案  
議案第 35 号 垂水市監査委員の選任について  
議案第 36 号 垂水市教育委員会委員の任命について  
議案第 37 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について  
議案第 38 号 平成 24 年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号）案  
議案第 39 号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第 40 号 垂水市議会委員会条例の一部を改正する条例 案  
意見書案第 12 号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加への中止を強く求める意見書 案

陳 情

- 陳情第 13 号 垂水市の人口増の陳情  
陳情第 14 号 市の財政健全化策についての陳情

平成 25 年 第 1 回 定例会

会 議 錄

第 1 日 平成 25 年 2 月 21 日

本会議第1号(2月21日)(木曜)

出席議員 16名

1番	川 越 信 男	9番	北 方 貞 明
2番	堀 内 貴 志	10番	池 山 節 夫
3番	大 薩 藤 幸	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 靜 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 課 長	岩 元 悅 郎
副 市 長	寺 地 浩 一	商工觀光課長	塚 田 光 春
総 務 課 長	山 口 親 志	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	倉 岡 孝 昌	会 計 課 長	脇 孝 久
財 政 課 長	北 迫 瞳 男	水 道 課 長	川 井 田 志 郎
税 務 課 長	葛 迫 隆 博	監查事務局長	前 木 場 強 也
市 民 課 長	野 妻 正 美	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談		教 育 長	長 濱 重 光
サ ー ビ ス 課 長	中 谷 大 潤	教育総務課長	川 畑 千 歳
保 健 福 祉 課 長	白 木 修 文	学校教育課長	牧 浩 寿
生 活 環 境 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平
農 林 課 長	池 松 烈		

議会事務局出席者

事 務 局 長	磯 脇 正 道	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成25年2月21日午前10時開会

△開　　会

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第1回垂水市議会定例会を開会します。

△開　　議

○議長（宮迫泰倫）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池之上誠議員、北方貞明議員を指名します。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る15日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月15日までの23日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月15日までの23日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成24年度定期監査結果の報告及び平成24年11月分及び12月分の出納検査結果報告並びに平成24年度財政援助団体に対する監査結果報告がありましたので、写しをお手元

に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

まずは、昨年12月25日に株式会社垂水巡回衛生社様よりダンプトラックを寄贈していただきましたことを御報告いたします。

この車両は、2トンダンプトラックのディーゼルエンジンでオートマチック仕様になっており、荷台は低床で荷物の積み下ろしが容易な構造になっております。垂水巡回衛生社様におかれましては、日ごろより環境美化活動に大変御尽力いただいているところでございますが、今回寄贈していただきました2トンダンプトラックにつきましても、車体の色を森の優しいイメージである緑色にし、表示も「垂水市」だけではなく、「環境に優しい垂水市」と表示していただきたいと思います。

主に環境整備班で利用させていただきますが、これから幅広い活用を目指し、市民の皆様方の要望に応えていけるように大切に使わせていただきたいと思います。

次に、防災関係について御報告いたします。

平成21年より噴火活動が活発化しております桜島ですが、来年1月で大正の大噴火から100年目を迎えます。昨年1年間の活動状況は、爆発回数としては885回と、観測史上最多となった一昨年よりも減少しましたが、降灰量は一昨年よりも増加しており、今後も活発な活動はしばらく続くと予想されています。

そのような状況下、昨年9月25日に南国殖産株式会社と契約発注し、製造が進められておりました新型の路面清掃車両が、2月18日に納車されたところでございます。

今後は、主に環境整備班で利用しますけれど

も、まずは早く運転操作に慣れてもらい、降灰の際は早目に対応し、市民生活に影響がないように活用したいと思います。

また、先月11日には、松ヶ崎公民館を中心約200人の参加協力をいただき、垂水市桜島火山爆発総合訓練を実施いたしました。

この訓練は、桜島の爆発的噴火及び地震等による災害発生に際し、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、各種の災害応急対策が迅速かつ適切に行われるよう防災体制の実効性について検証・確認を行うとともに、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図ることを目的とするもので、関係機関、参加住民の連携・協力により、避難誘導、避難訓練、水難者捜査救助訓練、消火訓練等各種の訓練を実施いたしました。

あわせて1月9日には、県庁において、今回が初めての試みとなりますが、県主催による桜島火山爆発総合防災訓練における図上訓練が、近隣市及び関係機関の参加のもと開催されましたので、本市からも関係職員を派遣いたしました。重要な訓練ですので、県に対しては、県主催での図上訓練を今後も継続されるようお願いし、相互の連携・要領等の確認をしてまいりたいと思います。

1月23日には、錦江湾の湾奥部に位置する4市、鹿児島市、垂水市、霧島市、姶良市で構成する錦江湾湾奥会議が開催され、防災関係のテーマでは、避難の情報、受け入れなどの協力の確認を行ったところあります。

なお、この会議においては、観光や環境への取り組みの連携についての協議も進められております。

次に、各公民館を拠点に取り組みを進めてもらっております地域振興計画の進捗状況について御報告をいたします。

地域振興計画は、地域の特色を活かした地域独自の地域づくり計画として、これまで大野地

区、水之上地区で策定していただいておりました。これに加えて平成24年度は、新城地区、牛根地区においてそれぞれ新城づくり計画、牛根づくり計画として策定していただきました。平成25年度におきましても2校区に取り組んでいただけるよう進める予定でございます。

次に、交通事故の発生状況について御報告をいたします。

平成24年中の交通事故発生件数は111件、死亡者数1名、負傷者数165名となっております。前年と比較いたしますと、発生件数及び死亡者数は減少しているものの、負傷者数が若干増加した結果となりました。

ことしになって交通死亡事故は発生しておりませんが、引き続き交通事故の減少を図るために、鹿屋警察署並びに垂水地区交通安全協会や地区公民館など関係団体と協力して交通安全運動等の周知徹底、さらに高齢者や子どもたちへの交通安全教育を実施して、交通事故防止対策に取り組んでまいりますので、今後とも御支援・御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

次に、選挙の執行状況について御報告いたします。

12月16日執行の衆議院議員選挙は、小選挙区第5区全体の平均投票率55.62%、垂水市57.66%、比例代表では、県平均56.79%、垂水市57.66%という結果でございました。

次に、教育関係について御報告いたします。

12月19日に第3回垂水高校振興対策協議会総会を垂水高校で開催し、垂水高校振興支援策の検証・検討を行いました。

会議に先立ち、授業参観や県研究大会で最優秀賞に選ばれた家庭クラブの研究発表のプレゼンテーションを披露してもらうなど充実した会議となり、校長から市並びに市教育委員会に要請のありました平成25年度振興支援の内容についても説明があり、意見交換をさせていただ

きました。

12月21日には、垂水中央中学校校舎大規模改工事完成検査を、明けて1月25日には、垂水中央中学校屋体大規模改工事完成検査を実施いたしました。校舎は3学期から、屋体は検査の翌日から利用されております。

次に、社会教育関係について御報告いたします。

1月5日に文化会館において新春恒例の成人式が行われ、新成人を初め、親族や関係者など多くの方々の出席のもと、厳粛かつ盛会のうちに終了いたしました。市内の中学校卒業者のうち86%の149名と市外から2名の参加がありました。

1月12日から26日まで第1回垂水市芸術祭が、猿ヶ城渓谷森の駅たるみずの静かな雰囲気の中で開催されました。今回は、写真・絵画部門のテーマを「桜島」に絞って募集いたしましたが、さまざまな作品が寄せられ、市内外から約230人のお客様の来場がありました。

次に、観光振興の取り組み状況について御報告いたします。

垂水市の新たな観光名所となりましたたるみず千本イチョウには、シーズン中の11月10日から12月18日までの約1カ月間に県内外から約5万1,000人の来園者があり、中でもピーク時の12月1日には、約6,500名の来園者が訪れるなど大盛況で、市内のすべてのコンビニを初め飲食店にも多くの来客があり、多大な経済波及効果があつたと思われます。

ただ、多くの観光客を期待して12月の初旬の土・日に運行したシャトルバスにつきましては、あいにくの天候の悪化により、期待どおりの利用者がなかつたことが残念でございました。

続きまして、昨年の1月から関西方面にて活動いただいております「たるみず大使」の皆様の状況につきまして御報告いたします。

大使の皆様には、本市特産品でありますカン

パチ・ブリのお中元・お歳暮での購入やあっせんを初めふるさと納税、広報誌定期購読などの勧誘におきまして多大な御尽力と成果をいただいております。

12月24日には、岩崎春行様並びに池之上格様、両大使の御尽力によりまして、阪神タイガースの松田遼馬選手、西田直斗選手の2名と本市にゆかりのあるソフトバンクホークスの内之倉隆志選手を派遣いただき、市内小・中学校の野球チームを対象に「プロ野球選手による野球教室」を開催していただきました。また、岩崎様からは、垂水中央中学校野球部へ野球用品の贈呈もしていただきました。両大使からは、これからも垂水市の活性化のために力をかしたいと力強い言葉をいただきました。今後とも総勢12名の大使の皆様の御協力もいただきながら、垂水市のPRと活性化への取り組みに力を注いでまいります。

次に、火災発生状況について御報告いたします。

建物火災が3件発生しております。

11月28日、柊原において住宅1棟全焼、非住家1棟が部分焼する火災が発生しております。

1月15日に大野原において畜舎の倉庫を全焼する火災が発生し、トラクターなど6台の農機具が焼失しております。

2月2日、浜平において住宅3棟全焼、部分焼3棟、非住家3棟が全焼する火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告いたします。

1月23日には、姶良市にて開催されました錦江湾奥4市で構成される錦江湾奥会議に関係課長を伴い出席いたしました。

今回は、2つのテーマについて協議と意見交換を行い、「国立公園の再生への対応」というテーマでは、各自治体などでイベント開催や桜島フェリーの湾奥クルージングなどで観光面

での連携と湾奥の水質などの環境保全へ取り組みについて、桜島大噴火の際の降灰・土石流・津波・地震等への防災対策及び「災害時総合協力体制の確立」というテーマでは、津波対策として、各自治体で取り組む標高表示や合同の図上訓練並びに避難対策での相互協力と連携などについて協議・意見交換いたしました。

1月29日から30日には、東京都にて開催されました全国市長会評議員会に出席しまして、総務省より、今国会で審議されます税制改正並びに公務員の給与削減についての取り組みへの説明と理解を求められたところでございます。

時を同じくして1月30日から2月6日の期間に松坂屋上野店で開催されました「大九州物産展」に垂水市漁協の桜勘食堂が、カンパチ中心の4種類の定食メニューを新たにつくって出店いたしましたので、初日の30日に店頭にて漁協職員の方々とともにトップセールスをいたしました。関東垂水会の大園会長様を始め多くの役員の皆様にも御来店いただきなど盛況でございました。これからも本市の主要産品でありますカンパチ・ブリのPRと販路拡大に向けて、垂水、牛根両漁協と連携・協力して取り組んでまいります。

2月5日には、県市長会定例会及び知事と市長との意見交換会に出席いたしました。

県市長会定例会では、平成25年度事業計画ほか3件の議案が全会一致で承認をされました。

また、知事と市長との意見交換会では、各自治体で抱える諸問題について貴重な意見交換を行うことができました。

2月7日から8日にかけましては、特別交付税に関する要望活動のため、財政課財務係長を伴い、上京をいたしました。

特別交付税の所要額確保のため、総務省の審議官を初め関係部署などを訪問いたしまして、年々厳しくなる桜島の降灰による農水産物被害や市民生活の現状等を説明させていただき、特

段の御配慮をお願いしたところでございます。

あわせまして国の平成24年度補正予算に計上されている取り組みのうち、総務省過疎対策室所管の過疎集落等自立再生緊急対策事業について、本市より申請している事業実施計画を採択していただけたよう、担当者に直接お会いをして強い熱意を説明させていただきました。その後、鹿児島県選出の国會議員の皆様を訪問し、今回の要望に対する御支援と御協力をあわせてお願いをいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、議会運営委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔議会運営委員長川畠三郎議員登壇〕

○議会運営委員長（川畠三郎）私ども議会運営委員会の5名及び随行1名は、去る1月23日から25日まで、三重県松阪市及び亀山市において所管事項調査を実施したので、報告をいたします。

松阪市は、人口16万7,000人で、三重県の中部に位置し、伊勢湾に面する市で、松阪牛の生産で知られております。

ここでは、議会基本条例の制定までの経緯と課題、議員間討議、反問権及び反論権、議会報告の取り組み内容、参考人や公聴会の活用、議会中継についてのその他費用対効果等について研修を受けました。

平成22年2月に、議会をより活性化することを目指し、10人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、平成23年3月には、議会基本条例の政令を主たる目的に30人の議員全員による特別委員会に引き継がれ、10月には基本理念、基本方針を策定し、昨年5月に条例の素案が完成いたしました。

その後、パブリックコメントや市民説明会等を経て昨年11月1日に議会基本条例が施行され、制定まで2年8ヶ月かかったとのことでありま

した。

次に、基本条例に規定してある議員間討議は、議案審議や審査に当たり、議員相互間の議論を尽くすというのですが、本来の合意形成目的にそぐわない発言等もあり、課題が多いということでありました。

反問権及び反論権については、反問権は、市長等が議員の質問に対し、論点を明確にするための確認のための反問であり、反論権は、議員または委員会からの条例の提案、議案修正等に対して市長等が反対意見や建設的意見を述べられる発言権であり、昨年の11月に市長が初めて反論権を行使されたが、今後はこれをやりながら、必要があれば修正していくことになりました。

議会報告会については、市民に対し、議会活動について定期的に報告等を行う場を設け、情報提供及び情報共有に努めるために今年の4、5月に議員30人を5班に分けて2回、合計10回を予定しているということになりました。

参考人や公聴会制度については、招致されると5分間の意見陳述が設定されていますが、昨年12月定例会で初めて参考人制度を活用したことになりました。

また、議会中継については、地元ケーブルテレビの中継とインターネット配信を行っており、ケーブルテレビのみが年間400万ほどの費用がかかっており、効果として、市民と議会の距離が縮まることと議会に緊張感が生まれるという利点があるとのことでしたが、直接市民の反応が議会に届くまでい至っていないようありました。

最後に、本条例を制定した効果として、議員の意識改革が進んで、同時に市民の意識も変わってきているとの説明もありました。

また、基本条例制定に伴い、関係要綱等もしっかりと整備されており、松阪市議会の真摯な取り組みが伝わってきました。

次に、亀山市は、人口5万人で、三重県中北部に位置し、亀山ろうそくやシャープ薄型テレビの亀山モデルで有名であります。

ここでは、議会基本条例の内容や課題、議会改革推進会議の取り組みや課題、予算決算委員会のあり方及び各常任委員会の所管事務調査等について研修を受けました。

議会基本条例は、全国の自治体で議会改革の流れが強まる中、先進的な三重県議会や伊賀市議会の影響を受け、また、亀山市まちづくり基本条例が制定される中で、制定まで2年かけて平成22年6月定例会において可決し、周知期間を経て8月20日に施行されております。

基本条例に規定してある議会報告会については、まだ実施していないが、所管事務調査に活動を通じ、議員及び市民が自由に情報及び意見交換ができる場の設置に向け、実施手法を検討していくことになりました。

所管事務調査は、各委員会でテーマを決定し、案件について調査・研究し、その過程で行政視察や市民との意見交換を実施し、報告書をまとめ、議長へ提出した後に市長へ提言書として提出するもので、大変参考になる取り組みがありました。

次に、議会改革推進会議は、議会が継続的に議会改革を推進するため、全議員の22人で構成し、補助機関として議員7人で構成する検討部会を設置し、市民に対する説明責任や政策の立案及び提言、議員相互間の自由討議を中心とした議会運営などを課題として検討しているとのことありました。

予算決算委員会については、自治法改正により議員の複数所属が可能になったことや議案不可分の原則等の考え方から、平成19年に予算決算常任委員会が設立されております。委員会では、全体審査を行うことにより、全議員が審査に参加し、問題点を共有することができるし、また、表裏一体の関係にある予算・決算につい

て委員会を一本化することによる継続的・一体的な審査が期待できるとしております。

最後に、昨年11月臨時議会において議員定数条例の一部改正を行い、現行の22人から18人に削減し、次回の選挙から実施するとされておりました。当市は、先進市ならではの議会改革や議員の意識改革に真摯に取り組まれており、また、丁寧な研修資料には大変に参考になりました。

本市においても今回の研修を生かし、両市議会の取り組みを参考にしながら、今後の議会運営に生かしていきたいと思います。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第1号～議案第7号一括上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 案

議案第2号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 案

議案第3号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例 案

議案第4号 垂水市養殖用作業施設条例 案

議案第5号 垂水市市道の構造の技術的基準等に関する条例 案

議案第6号 垂水市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例 案

議案第7号 垂水市準用河川に設ける河川管理

施設等の構造の技術的基準に関する条例案

○議長（宮迫泰倫） 説明を求めます。

○保健福祉課長（白木修文） 議案第1号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例案について、御説明申し上げます。

この条例につきましては、国が進めています地域主権改革により介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令において定められていた要介護1から要介護5の方が利用する地域密着型サービスに関する幾つかの基準を各地方自治体の条例において定めることとなつたため、今回、制定するものでございます。

本市の条例制定に当たっては、議案と一緒に送らせていただきました概要説明の3及び4に記載しておりますが、原則として国の基準どおりに定めることといたしました。

説明につきましては、制定条例が202条という膨大なものですので、概要について章ごとで説明をさせていただきたいと存じます。

では、目次をお願いします。

第1章は、第1条から第3条まで総則でございます。

この条例制定の趣旨、関係法、用語の意義、事業の一般原則について定めております。

次に、第2章は、第4条から第44条までですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの基準について定めたものでございます。

このサービスは、日中・夜間を通じて定期的に巡回する訪問介護と緊急時の訪問介護、看護師等による訪問看護が一体となった事業でございますが、本市におきましては、サービスを提供している事業所はございません。

第1節は、第4条及び第5条ですが、このサービスの基本方針、提供するサービスの内容について定めております。

第2節は、第6条及び第7条ですが、当該事業を行う事業所に置くべき従業者の人数及び職種ごとの資格、他事業所との兼務について定めています。

第3節は、第8条で当該事業所が事業運営を行うに当たって備えておかなければならぬ設備及び備品等について定めています。

第4節は、第9条から第42条までですが、利用者に対する介護のあり方、安全対策、緊急時の対応など運営に関する基準について定めています。

なお、第42条記録の整備において、概要説明にも記載しておりますが、公法上の時効消滅に合わせるため、市の独自基準として利用者に対する提供記録の保存年限について2年間から5年間に延長しております。

第5節は、第43条及び第44条ですが、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人数及び運営に関する基準の特定について定めています。

次に、第3章は、第45条から第59条までですが、夜間対応型訪問介護サービスの基準について定めたものでございます。

このサービスは、夜間午後10時から翌日の午前6時までの間において定期的に巡回する訪問介護と随時の訪問介護を受けることができるサービスでございますが、本市におきましては、サービスを提供している事業所はございません。

第1節は、第45条及び第46条ですが、このサービスの基本方針、提供するサービスの内容について定めています。

第2節は、第47条及び第48条ですが、当該事業を行う事業所に置くべき事業者の人数及び職種ごとの資格、他事業所との兼務について定めています。

第3節は、第49条で当該事業所が事業運営を行うに当たって備えておかなければならぬ設備及び備品等について定めています。

第4節は、第50条から第59条までですが、利用者に対する運営に関する基準について定めています。

なお、第2章でも申し上げましたが、このサービスについても市の独自基準として、第58条記録の整備において利用者に対する提供記録の保存年限について2年間から5年間に延長しております。

続きまして、第4章は、第60条から第80条までですが、認知症対応型通所介護の基準について定めたものでございます。

このサービスは、認知症の方が日帰りでデイサービスセンターに通って食事、入浴、機能訓練などの日常生活の介助を受けるサービスです。一般的のデイサービスと違い、利用者は12人以下の少人数でサービスを受けられます。

本市におきましては、サービスを提供している事業所は垂水華厳園でございます。

第1節は、第60条でこの提供するサービスの基本方針について定めています。

第2節は、第61条から第66条までですが、当該事業を行う事業所に置くべき事業者の人数、職種ごとの資格、他事業所との兼務及び設備基準について定めています。

あけていただきまして第3節は、第67条から第80条までですが、利用者に対する介護のあり方、安全対策、緊急時の対応など運営に関する基準について定めています。

なお、ここでも提供記録の保存年限を第79条で独自基準として5年間としております。

続きまして、第5章は、第81条から第108条までですが、小規模多機能型居宅介護の基準について定めたものでございます。

このサービスは、事業所への通いを中心として一人一人の生活に合わせて自宅への訪問や事業所への泊まりができ、在宅生活を支える24時間365日のサービスでございます。

通いは、15人以下の少人数で家庭的な雰囲気

の中で入浴・食事・機能訓練など日常生活の介助を受け、通い・訪問・泊まりを同じ事業所の職員が行うため、顔なじみの関係でサービスを受けることができます。

本市におきましては、境地区陽なたぼっこの家、海潟地区ほほえみ、中央地区ひまわりの里、柊原地区くぬぎの里の計4カ所で運営されております。

第1節は、第81条で提供するサービスの基本方針について定めております。

第2節は、第82条から第84条までですが、当該事業を行う事業所に置くべき従業者的人数及び職種ごとの資格、他事業所との兼務について定めております。

第3節は、第85条及び第86条ですが、当該事業所が事業運営を行うに当たっての利用者の定員及び設備に関する基準について定めております。

なお、事業所に登録できる利用者の上限は25人となっております。

第4節は、第87条から第108条までですが、利用者に対する介護のあり方、安全対策、緊急時の対応、地域との連携など運営に関する基準について定めております。

なお、ここでも提供記録の保存年限を第7条で独自基準として5年間としております。

続きまして、第6章は、第109条から第128条までですが、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの基準について定めたものでございます。

認知症の人が9人以下の少人数で家庭的な環境で共同生活を送るものでございます。家事などそれぞれの能力に応じてできることを役割とし、その人の日常生活のできない部分について介護職員から介助を受けながら生活を送るサービスです。

本市におきましては、牛根地区ゆうきのなぎさ、中央地区ひまわり苑、まごころ、水之上地

区さくらの里、柊原地区たるみず太陽の家、ひいらぎの計6施設が運営されております。

第1節は、第109条において提供するサービスの基本方針について定めております。

第2節は、第110条から第112条までですが、当該事業を行う事業所に置くべき従業者的人数及び職種ごとの資格、他事業所との兼務など人員に関する基準について定めております。

第3節は、第113条において当該事業所が事業運営を行うに当たって備えておかなければならぬ設備に関する基準について定めております。

なお、事業所に入居できる利用者の上限は、ワンユニット9人となっております。

第4節は、第114条から第128条までですが、利用者に対する介護のあり方、安全対策、緊急時の対応、地域との連携など運営に関する基準について定めております。

なお、ここでも提供記録の保存年限を第127条で独自基準として5年間としております。

続きまして、第7章は、第129条から第149条までですが、地域密着型特定施設入居者生活介護の基準について定めたものでございます。

定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で見守りや食事、身の回りの世話などの生活介護が受けられるサービスであります。

本市におきましては、サービスを提供している事業所はございません。

第1節以下の基準につきましては、第6章と同様の構成でありますので、説明は省略させていただきます。

同じく第8章は、第150条から第189条までですが、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の基準について定めたものでございます。

自宅での生活が困難な人が、定員29人以下の特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・身の回りの世話などの生活介護が受けられるサービスであります。

本市におきましては、サービスを提供してい

る事業所はございません。

第1節以下の基準については、第6章と同様の構成でありますので、この説明も省略させていただきます。

同じく第9章は、第190条から第202条までですが、複合型サービスの基準について定めたものでございます。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護組み合わせによる介護と看護が一体となったサービスであります。

本市におきましては、サービスを提供している事業所はございません。

第1節以下の基準については、第6章と同様の構成でありますので、この説明も省略させていただきます。

次に、附則について御説明いたします。

附則第1条は、条例の施行日を平成25年4月1日からとするものでございます。

附則第2条から附則第20条につきましては、この条例の施行日以前に適用を受けていた各事業所に対する経過措置を規定し、従前の例を適用するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、議案第2号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例案について御説明申し上げます。

議案第1号と議案第2号は、ほぼ内容が同じ条例案でございますので、その違いを御説明申し上げましてから内容説明を行いたいと思います。

議案第1号は、介護サービスを行う事業所の基準を示した条例案でございまして、議案第2号は、介護予防サービスを行う事業所の基準を示した条例案でございます。

この介護サービスと介護予防サービスの違いは、サービスの内容ではなく、サービスを受けられる利用者の介護の状態を基準としております。

介護度を示す基準は、大きく分けまして要支援と要介護がございます。

要支援とは、食事や入浴、移動等の日常生活動作はできるが、買い物や電話の応対、家事などの支援が必要な状態を言います。この要支援の方が受けられるサービスが介護予防サービスでございます。

また、要介護は、要支援状態が悪化し、日常生活動作である食事や入浴、着がえ等に何らかの支援が必要になった状態を言います。

介護度には1から5までの5段階となっておりまして、介護度5は、ほぼ寝たきりの状態を示しております。この要介護となった方が受けられるサービスは、介護サービスでございます。

現在運営しております事業所につきましては、この要支援、要介護の両方の基準を満たしておりますので、利用者はその程度に応じてサービスは受けられることとなります。

それでは、内容説明に入らせていただきます。

本市の条例制定に当たりましては、議案第1号と同じく原則として国の基準どおりに定めることといたしました。

説明につきましては、目次で行いたいと思いますので、議案の1ページをごらんください。

第1章第1条から第3条までは総則でございます。この条例の趣旨、関係法、用語の意義、事業の一般原則を定めております。

第2章は、第4条から第42条までですが、介護予防、認知症対応型通所介護の基準について定めたものでございますが、このサービスは、認知症の方が日帰りでデイサービスセンターに通って食事・入浴・機能訓練などの日常介護生活の介助を受けるサービスです。

一般のデイサービスと違い、利用者は12人以

以下の少人数でサービスを受けられます。

本市におきましては、サービスを提供している事業所は、垂水華巖園でございます。

以下、内容は、第1号議案の第4章認知症対応型通所介護の基準と説明が重複いたしますので、省略いたします。

続きまして、第3章は、第43条から第69条までですが、介護予防小規模多機能型居宅介護の基準について定めたものでございます。

このサービスは、事業所への通いを中心として、一人一人の生活に合わせて自宅への訪問や事業所への泊まりができ、在宅生活を支える24時間365日のサービスでございます。

通いは、15人以下の少人数で、家庭的な雰囲気の中で、入浴・食事・機能訓練など日常生活の介助を受け、通い・訪問・泊まりと同じ事業所の職員が行うため、顔なじみの関係でサービスを受けることができます。

本市におきましては、境地区陽なたぼっこの家、海鷗地区ほほえみ、中央地区ひまわりの里、柊原地区くぬぎの里の計4カ所で運営されております。

以下、内容は、第1号議案の第5章小規模多機能型居宅介護の基準と説明が重複いたしますので、省略いたします。

続きまして、第4章は、第70条から第90条までですが、介護予防認知症対応型共同生活介護の基準について定めたものでございます。

認知症の人が9人以下の少人数で、家庭的な環境で共同生活を送るものでございます。

家事などそれぞれの能力に応じてできることを役割とし、その人の日常生活のできない部分について介護職員から介助を受けながら生活を送るサービスです。一般的にはグループホームと呼ばれております。

本市におきましては、牛根地区ゆうきのなぎさ、中央地区ひまわり苑、まごころ、水之上地区さくらの里、柊原地区たるみず太陽の家、ひ

いらぎの計6施設が運営しております。

ただし、介護度の一番軽い要支援1の方は、このサービスは利用できません。

以下、内容は、第1号議案の第6章認知症対応型共同生活介護の基準と説明が重複いたしますので、省略いたします。

次に、附則につきまして御説明いたします。

附則第1条は、条例の施行日を平成25年4月1日からとするものでございます。

附則第2条から附則第4条につきましては、この条例の施行日以前に適用を受けていた各事業所に対する経過措置を規定し、従前の例を適用するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第3号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例案について御説明申し上げます。

議案第3号につきましても議案第1号及び議案第2号と同様に基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大を目指すとした第1次一括法の関連議案でございまして、具体的には介護基盤強化法が施行されたことにより、新たに条例で基準を制定しようとするものでございます。

議案の内容でございますが、これまで介護保険法の基準で定められていました指定地域密着型介護老人福祉施設の定員及び指定地域密着型サービス事業者と指定地域密着型介護予防サービス事業者の法人格要件を条例化するものでございます。

第1条でこの条例の趣旨を規定し、第2条で定員は29人以下とし、第3条及び第4条でそれぞれの申請者の資格要件を法人と定めるものでございます。

基準につきましては、国の基準と同じでございます。

次に、附則につきましては、条例の施行日を

平成25年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひします。

○水産課長（岩元悦郎） 議案第4号垂水市養殖用作業施設条例案について、御説明申し上げます。

垂水市養殖業作業施設条例につきましては、平成18年11月、牛根麓地区が県管理漁港の指定に伴い、平成19年12月に同条例を廃止後、平成20年3月に養殖用作業施設を一端鹿児島県に譲渡いたしましたが、その後、同施設を建設した際の借入金繰り上げ償還の問題が判明したために同施設について鹿児島県との契約を解除し、現在は市の管理としておるところでございます。

同施設は、現在、普通財産として財政課管理のもと、牛根漁協に貸し付けておりますが、今回、養殖用作業施設への侵入道路が変更になることに伴い、改めて養殖用作業施設を行政財産として管理すべく、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本施設の設置と適正な管理を図るため、条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、順を追って説明いたします。

第1条で設置に関する事項、第2条で管理運営に関する事項、第3条で利用の許可、第4条では占用の許可等に関する事項、それぞれ規定するものでございます。

第5条では、使用料と占用料について規定いたしておりますが、漁港施設という性格をかんがみ、垂水市漁港管理条例で規定している使用料と同じようにしようとするものでございます。

第6条で権利の移転の制限について、第7条で監督処分、第8条で損害賠償、第9条で委任について、それぞれ規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○土木課長（宮迫章二） 議案第5号垂水市市道の構造の技術的基準に関する条例案について御説明申し上げます。

国の施策により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第33条により、道路法が一部改正され、道路構造令を参照し、地方道の一般的技術的基準が条例事項化されたことに伴い、新たに制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、県道の条例案等も参考にし、歩道のほか、自転車道、自転車歩行者道、植樹帯の幅員や待避所の相互間距離についても地域の実情や交通状況を反映し、効率的な整備が行えるよう、今までありました標準値など数値的基準を廃止してございますが、それ以外につきましては、道路構造令に定める基準と同一としているところでございます。

それでは、内容について順を追って御説明申し上げます。

まず、第1条は、この条例の制定の趣旨を、第2条はこの条例において使用する用語の定義を、第3条は道路の区分を、第4条は市道の構造の一般的技術的基準は第5条から第42条までに定める旨を規定しているところでございます。

一般的技術的基準につきまして、第5条は車線等を、第6条は車線の分離等を、第7条は副道を、第8条は路肩を、第9条は停車帯を、第10条は自転車道を、第11条は自転車歩行者道を、第12条は歩道を、第13条は歩行者の滞留の用に供する部分を、第14条は植樹帯を定めているところでございます。

次に、第15条は設計速度を、第16条は車道の屈曲部を、第17条は曲線半径を、第18条は曲線部の片勾配を、第19条は曲線部の車線等の拡幅を、第20条は緩和区間を、第21条は視距等を、第22条は縦断勾配を、第23条は登坂車線を、第

24条は縦断曲線を定めているところでございます。

次に、第25条は舗装を、第26条は横断勾配を、第27条は合成勾配を、第28条は排水施設を、第29条は平面交差又は接続を、第30条は立体交差を、第31条は待避所を、第32条は交通安全施設を、第33条は凸部、狭窄部等を、第34条は乗合自動車の停留所に設ける交通島を、第35条は自動車駐車場等を、第36条は防護施設を規定しているところでございます。

次に、第37条はトンネルを、第38条は橋、高架の道路等を、第39条は附帯工事等の特例を、第40条は小区間改築の場合の特例を、第41条は自動車専用道路及び自転車歩行者専用道路を、第42条は歩行者専用道路を規定しているところでございます。

最後に、第43条は規則への委任を規定しているところでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第6号垂水市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例案について御説明申し上げます。

国の施策により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第33条により、道路法が一部改正され、道路標識区画線及び道路標示に関する命令を参照し、道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法及び文字の大きさに係る基準が、道路管理者である市において条例で定めることとされたことに伴い、新たに制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、政令で定める基

準であり、従来どおりでございます。

それでは、内容について順を追って御説明申し上げます。

まず、第1条は、この条例の制定の趣旨を規定しているところでございます。

次に、第2条は、この条例において使用する用語について規定しているところでございます。

次に、第3条は図示の標示板の寸法を、第4条は図示の標示板以外の道路標識の標示板の寸法を、第5条は図示の文字等の寸法を、第6条は図示の文字等以外の道路標識の文字及び記号の寸法を、第7条は道路標識の標示板の縁、縁線及び区分線の寸法を規定しているところでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第7号垂水市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例案について御説明申し上げます。

国の施策により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第36条により、河川法が一部改正され、河川管理施設等構造令を参照し、準用河川の河川管理施設のうち主要なものの構造に関する技術的基準が条例事項化されたことに伴い、新たに制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、政令で定める基準であり、従来どおりでございます。

目次にありますとおり第1章から第9章まで及び附則で構成しているところでございます。

それでは、内容について順を追って御説明申し上げます。

まず、第1章は、総則を規定しているところ

でございます。

第1条はこの条例の制定の趣旨を、第2条は用語の定義を規定しているところでございます。

次に、第2章は、堤防について規定しているところでございます。

第3条は堤防についてのこの条例の適用の範囲を、第4条は構造の原則を、第5条は材質及び構造を、第6条は堤防の高さを、第7条は天端幅を、第8条は盛土による堤防の法勾配等を、第9条、第10条、第11条及び第12条は小段、側帯、護岸及び水制を規定しているところでございます。

次に、第13条は堤防に沿って設置する樹林帯を、第14条は管理用道路を、第15条は波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置を、第16条から第19条までの規定は、背水区間の堤防の高さ及び天端幅及び高潮区間の堤防の天端幅の特例、天端幅の規定の適用除外、連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例を定めているところでございます。

次に、第3章は、床止めについて規定しているところでございます。

第20条は床止めの構造の原則を、第21条は護床工（18ページの発言により訂正済み）及び高水敷保護工を、第22条は護岸を、第23条は魚道を規定しているところでございます。

次に、第4章は、堰について規定しているところでございます。

第24条は堰の構造の原則を、第25条は流下断面との関係を、第26条及び第27条は可動堰の可動部の径間長及びその特例を、第28条は可動堰の可動部のゲートの構造の原則を、第29条は可動堰の可動部のゲートに作用する荷重の種類を、第30条は荷重等の計算方法を、第31条及び第32条は可動堰の可動部のゲートの構造及び高さを、第33条は可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例を、第34条は管理施設を、第35条は護

床工（18ページの発言により訂正済み）等を、第36条は洪水を分離をさせる堰に関する特例を規定しているところでございます。

次に、第5章は、水門及び樋門について規定しているところでございます。

第37条は水門及び樋門の構造の原則を、第38条及び第39条は構造及び断面形を、第40条は河川を横断して設ける水門の径間長等を、第41条はゲート等の構造を、第42条は水門のゲートの高さ等を、第43条は管理施設等を、第44条は護床工（23ページの発言により訂正済み）等を規定しているところでございます。

次に、第6章は、揚水機場、排水機場及び取水塔について規定しているところでございます。

第45条は揚水機場及び排水機場の構造の原則を、第46条は排水機場の吐出水槽等を、第47条は流下物排除施設を、第48条は樋門を、第49条は取水塔の構造を、第50条は護床工（23ページの発言により訂正済み）を規定しているところでございます。

次に、第7章は、橋について規定しているところでございます。

第51条は河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則を、第52条は橋台を、第53条は橋脚を、第54条は径間長を、第55条は桁下高等を、第56条は護岸等を、第57条は管理用通路の構造の保全を、第58条は治水上の支障があると認められる区域に関する適用除外を規定しているところでございます。

次に、第8章は、伏せ越しについて規定しているところでございます。

第59条は適用の範囲を、第60条は構造の原則を、第61条は構造を、第62条はゲート等を、第63条は深さを規定しているところでございます。

最後に、第9章は、雑則を規定しているところでございます。

第64条は河川管理施設等の適用除外を、第65条は計画高水流量等の決定又は変更があった場

合の適用の特例を、第66条は小河川の特例を規定しているところでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮迫泰倫） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 議案第1号、議案第2号について質問いたします。

地域主権改革により厚労省からせいということ、国から地方自治体へ移るわけですから、地方自治法の規定の部分も勘案して条例をつくられたと思っております。具体的に「介護保険に関する新規条例案の概要説明」と保健福祉課の介護給付係の方が懇切丁寧につくっていただきましたので、これに基づいて質問いたしますけれども、4番目、「本市の条例の制定にあたっての考え方」という部分で書いておられます記録の整備について、国の省令による基準、参酌期限として2年間であったわけですけれども、市で定める基準を完結の日から5年間延長したことですね。

この理由といったしまして、「介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効期間は5年間であることから、書類保存期間を5年間とする」と。私、法解釈を間違っていたら後で指摘していただきたいんですけども、この公法上という部分については、債権消滅時効5年、これについては、地方税法第18条の3第1項の還付金の規定に該当すると思うんですよ。そうしますと、確かに地方自治法18条3の第1項の部分では、債権消滅時効は5年間でありますけれども、地方税法の規定により還付不能となる税相当額については、地方自治法第232条の2の規定により、返還金としてさらに5年間が対象となると。還付金と返還金と合わせて最長12年があると私は

考えているんですよ。そうしますと、市民の求償権を担保するためには、やはりここは記録の部分を5年間じゃなくて10年間とすると考えるんですが、私の解釈が間違っていたら指摘していただいて、その点についてはちょっとお答えいただきたいと思います。

○保健福祉課長（白木修文） 一応この保存期間につきましては、先行的に他市で定めております条例等を参考にしましたところ、県も5年間という基準にしておりましすし、他市もすべて5年間ということで保存年限を決めておりましたので、私たちもそれに従って、一応市の独自といたしまして、そこの部分を5年間というふうに規定をいたしました。

○感王寺耕造議員 地方自治法の規定の部分での私の解釈が間違っているのか、その部分だけ教えてください。そうでないと議論が先に進みません。

○保健福祉課長（白木修文） 介護保険ですので保険料ですので、私たちとしては、地方税法じゃなくて介護保険料のほうの規定といたしまして、一応5年という他市とあわせてそういうふうに規定をいたしておりますので、一応議員のおっしゃる地方税法のその解釈というのは間違いはないとは思います。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 総論的なところでお聞きをしたいと思うんですけども、一つは、介護の1、2、3については、今言ったところは参酌をするということで大変理解ができたんですけども、従うべきだということでひとつ安心をしたんですけども、一つは、この中で厚生労働省も従う基準範囲内で地域の実情を得た内容を定めることは許されることが可能であると。実際引き上げはできないけれども、省令の基準以内に引き上げることはできるということもたしか説明されているというふうに思うんですけど

も、省令等では7以上とするというような内容が書かれていて、それで規定がされていて、それで自治体によっては、要するに市民サービス、介護サービスを高めるためにそのあたりの基準を、例えば定員の問題だとか、施設基準の問題だとかいうことを検討できるということです。それはいわゆる上乗せであったり、横出しにするということが可能なんですかけれども、そのことについての考え方方が、そういう答弁が国のほうでもされているんですけども、実際そういうことが運用できるのかどうなのかというのが1点。

もう一つは、このことによって、実施に伴い支障がないか。いわゆる法定移譲されたことによって、実施するに当たっての支障と、今までと通常法律との関係で支障がなかったということとも含めてですかけれども、実際にこれをそういう自治体で条例に基づいて運用する場合にどれだけの支障というのが懸念されるのかどうなのか。それに対しては、例えば人員の問題だとか専門体制の問題だとかということも当然出てくる可能性はあると思うんですが、そのあたりにおいての体制の問題はないのか。

この点、2点お聞きしたいということと、あと土木課関係に関しては参酌をするということで、いろいろ実情に合わされていろいろ検討もされて、そういうことによって標準参酌ということできたというふうに思うんです。先ほどの説明では、内容は従来と変わらないということと参酌をしたこと、この整合性をちょっと私わからないんですよね。参酌をしたということと内容的には従来と変わらないということなんですが、そのことについてなぜそういうことを参酌と言われたのか、ちょっとそのあたりを、どんなふうにしてそのことが参酌という形になったのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（白木修文） 参照すべきもの

をそこの自治体の事情に応じて独自で決めることはできるとなっておりますけれども、実際そうした場合は、これは事業所のほうの基準を一応定めておくものでございますので、結構事業所としては厳しい面が出てくるものと解釈しております。

それから、国の基準を条例化したことによってどう変わるかということですけれども、これまでどおり国の基準でやってきたことをそのまま市の条例において実施するわけですので、サービスにおきましても何ら変わることはないし、事業所におきましても何ら変わることないと私どもは思っております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 市道の構造の基準につきましては、道路法の関係を参酌ということで、各市町村の道路管理者で条例で定めるということになっておりますので、道路構造の技術的基準の構造の安全性・円滑性を担保するために必要な項目、例えば設計車両、建築限界、橋、高架の道路等の荷重条件は除いて、そのほかの例えば歩道の幅員とかというのは、地方の実情に合わせた幅で規定できるということで変えました。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑は。

○持留良一議員 今、土木課のほうはわかりました。これはもっと委員会のほうでも議論になろうかと思いますので、それはもう委員会のほうにお任せしたいというふうに思います。

今のちょっと福祉サービスの介護サービスの問題についてなんですかけれども、確かに今までと変わらないというのは当然だろうというふうに思います。

例えばこの前の長崎であった認知施設なんかにおける防火施設の問題とか、要するに施設側できっちりと本来であればこういう条例に基づいてやらなきゃならないわけですけれども、そしてあと私たち行政側としては、それを管理・

指導とか含めて体制的にもやっていかなきゃならない。先ほど言われたとおり相当施設数が垂水市内にはふえてきていますよね、福祉施設が。そうなってきたときに事務量とか、それから専門体制、いわゆる体制の問題も含めてそのあたりというのはちゃんとやっていけるのかどうなのか、そのことがあると思うんですよ。

もう一つ、先ほどちょっと答弁が漏れただけでありますけれども、そういう中において、市独自でやっぱり今の施設等を見て、例えば定員の問題だとか、もしくは施設の改善の問題だとかということにおいて上乗せとか横出しとかいうことも検討の対象になるということが出てくるやもしれないと思うんですよね。そういうときにおいてこの従うべき基準においてもそのことは許容できますよということが、先ほど国のはうの議論の中でもあったというふうに思うんですけども、そのことにおいて、当市としてもそのことをきちっと受けとめられるのかということが先ほどの質問の中であったんですけども、そのことについて再度回答をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（白木修文）一応今後につきまして、今の施設でそういう不備とかそういうものが出てきましたら、当然利用している方とかそういう要望がございましたら、そういう余地はあるとは思いますけれども、ただ、今後につきましては、第5期の計画の中でも定められておりますけれども、あと1つだけ新城地区に一応小規模多機能をつくるように予定しておりますし、現在の施設で一応介護施設については、今のところ十分満たしておるという状況でありますので、今後、第6期におきましてその辺をどういうふうに検討するかは、第6期の計画の中で決められると思っております。

○持留良一議員 ちょっと十分わからないところもあったんですけども、また委員会の議論もお聞きしながらしていきたいと思うんですけど

れども、ちょっと最後の質問なんですが、この地域改革推進一括法の附則に「基準のあり方にについて検討を加え、必要なときに必要な措置を講ずる。」と、いわゆるこれ以上ひょっとしたら基準等が見直される可能性もあるわけんですよ。いわゆる検討規定というのが設けられているんですけども、しかし、これを防ぐための規定はないというふうになっていく中身なんですけれども、本市は従うべき基準だから、これ以上どうのこうのということは、直接法との、そういう改正がない限りはないんですけども、いわゆる必要な措置を講ずると、いわゆる見直し、見直しということは、従うべき基準ということは、これ以上の上はないんで、当然悪くなる可能性があるというふうに思うんですよね。そのことのいわゆる認識というか考え方というか、そのあたりについては、この法の部分においてのこの条例をつくる中でそういうことは頭に置かれたのか。これを最後の質問にします。

○保健福祉課長（白木修文）一応本市としましては、この条例をする段階で、地域の事情とかそういうのを考えて、特別な事情は今のところ発生していないと。今までの基準どおりで十分サービスは行われておりますし、住民からのそういう要望もございませんので、今後も国の基準に従って行いたいと思っております。

○議長（宮迫泰倫）ほかに。

○池之上 誠議員 議案第4号につきましてちょっとお伺いいたします。

課長の説明では、県の管理費というか県指定の機関ですかね、県のはうに譲渡をしたけれども、借入金があって返済をしないといけない。その期間は県から本庁との変則はできませんということで来たと。だから、その間、今まで普通財産でやっていましたけれども、行政財産として市が管理をすることで条例を定めたというところでいいんですかね。

ということであれば、その返済というか、そ

れがあと何年ぐらいかかるのか。それが終わつたときにはまた県のほうへ譲渡をするのか。これは管理をすることは、維持管理費が発生するということで、県のほうが県の漁港ということでとつていただければ、市のほうも結構いいのかなというふうに思っておりますが、その辺は将来的にはどうなんですか。その1点、まず。

○水産課長（岩元悦郎）起債償還はいつまでかということだったので、起債の最終年度は平成30年9月までとなっております。そしてその償還を終えてから鹿児島県へまた譲渡したいと。今のところ協議はしておりませんけれども、管理費につきましては、グローバルの下でございますので、今のところお金を伴うような管理というのはございませんけれども、もし災害でも起こったとなれば、もちろん垂水市で施工することになりますので、ちょっと費用は要りますけれども、今のところ管理そのものについてはそんなに要らないのではないのかなと思っております。

○池之上 誠議員 今、世の中というか、ずっと行革をしながら、指定管理者制度というのがありますよね。であれば、牛根漁協ですか、そういうところに任せという方法もあるだろうと思いますが、これは私は産業厚生委員会じゃないものですから、ちょっと聞くんですけども、その辺の話はまた委員会のほうで煮詰めてもらってもいいんですけども、その辺についてはどうですか。指定管理者についてするというような方向性があるのかないのか、そこだけ聞いて今回は終わりたいと思います。

○副市長（寺地浩一）今、指定管理者にということがございましたけれども、今現在、管理については、特段費用は発生はしていないわけですね。指定管理をする場合、あそこが何らかの収入を生んでおけば、その収入でもって指定管理をしてくれるというのはあるかもしれません

んけれども、指定管理するのであれば指定管理料とかそこら辺も出てまいりますので、指定管理にした場合と独自でやつた場合、またあと、先ほど平成30年9月に償還が終わるというような話がございましたけれども、県に譲るまでの間どうするかというのは、やっぱり今の御指摘を受けて、一応どういうやり方が一番いいのかは、今度行政財産になりますので、また検討をしてまいりたいと思います。今のところ方針というのは決まっておりません。

○池之上 誠議員 やめようと思ったんだけれども、今の副市長の話を聞いて、使用料は発生しないということですけれども、今から市の行政財産をした場合、そこを使う人たちは使用料を払わんないかんとですね。グローバルでも荷揚げとかそういうところでもパレットを置いたりするかもしません。そういうときにはやはり行政財産の中の総面積に対して幾らかというのを払わんないかんと思いますよね。そうしたときにそこまで管理をするのか。そこにやっぱり使用料は発生してくるわけですから、その辺も考えてもいいんじゃないかなと思います。これは委員会のほうでまたもんでいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 4号議案についてちょっとお願いします。

養殖用施設ということで、その作業はどういうことが考えられますか。

○水産課長（岩元悦郎）もともと養殖用作業施設ですか、防衛省の周辺対策事業でつくったときが養殖生けすのあの金網の交換場として作成しておりますので、その作業は今でも時々しておりますので、そういうことで養殖用作業施設という名称で今回の条例も作成した次第でございます。

それとあとグローバルというか、あそこのは

うにブリの生けすを持ってきて活魚として、荷揚げ場ですか、そういう活用法もあの場所ではしております。

○堀添國尚議員 施設の金網をつくったり、引き上げて壊したりということが主だったと思うんですけども、今はグローバル・オーシャンが大分利用しているようですけれども、現実は金網は丘に引き上げて処分しているような状況が多いようです。

あそこに持ってきて、解体作業ができない利用者にとって何か問題点があるんじやないかと、どのようにそこらあたりを考えているか。

○水産課長（岩元悦郎）養殖用の金網生けすには、私も年に何回か作業というか取りかえる作業はしてると思っております。

あと、さっき言った問題点につきましては、今のところそういう漁協からは報告を受けていませんので、また後日回答したいと思います。

○堀添國尚議員 問題点というか、なぜそこを利用しないで浜に引き上げてするかということは、利用しにくいくことだと思うんですよ。何か問題点がある。だから、そうしていくと、あそこで作業をするようになった場合、今から先、夏場に向かいますし、短期間にできる作業じゃないですね。そういう場合にあそこに水道施設とか手洗い施設というようなことは考えていないのか。それを最後にお願いします。

○水産課長（岩元悦郎）手洗い施設その他利用施設ですか、それも今後のそういう作業員かれこれがふえてくれば、当然要望があれば市としても検討していきたいと思っております。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号から議案第7号までの議案7件に

については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までの議案7件については、いずれも産業厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時40分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩善に引き続き会議を開きます。

ここで、土木課長から発言の申し入れがありますので、これを許可します。

○土木課長（宮迫章二）先ほど議案第7号の説明におきまして、「護床工」と言うべきところを「護岸工」と説明いたしましたので、「護床工」とさせていただきます。訂正方よろしくお願い申しあげます。（18ページで訂正済み）

△議案第8号～議案第14号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第11、議案第8号から日程第17、議案第14号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第8号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市課設置条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市障害者施策推進協議会条例

の一部を改正する条例 案  
議案第14号 垂水市市営住宅条例の一部を改正  
する条例 案

---

○議長（宮迫泰倫） 説明を求めます。  
○総務課長（山口親志） 議案第8号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

市長、副市長及び教育長の給料月額を市長にあっては10%、副市長及び教育長にあっては5%減額しようとするもので、関係のある3条例を一括して改正しようとするものでございます。

添付しております新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、改正案の第1条垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則第29項におきまして、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の教育長の給料月額を本則に規定する額に100分の95を乗じ得た額とし、附則第30号におきまして、この減額は期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料月額に適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案の第2条、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則第31項におきまして、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の市長及び副市長の給料月額は、本則に規定する額に、市長にあっては、100分の90を乗じ得た額、副市長にあっては100分の95を乗じ得た額とし、附則第32項におきまして、この減額は、期末手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案の第3条垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正でございますが、附則第2項におきまして、市長、副市長の給料減額は、退職手当の算定の基礎となる給料月額に適用しない旨を規定するものでございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終りますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第9号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、管理職手当の取り扱いについて一部改正しようとするものでございます。

それでは、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

歳出削減等の一環としまして、附則第33項におきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、管理職手当の額に100分の70を乗じた額、つまり30%を昨年同様に削減しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終りますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第10号垂水市課設置条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、行政改革大綱に基づき、弾力的かつ効果的組織体制の確保を図る観点から、組織機構の見直し等を実施するため、課設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第2条関係ですが、市長事務局の課において水産課と商工観光課を統合し、水産商工観光課としようとするものでございます。

この結果、市長事務部局において課の総数が13から12になります。

次に、第3条関係ですが、関連する課の事務分掌についても同様に改正しようとするものでございます。

また、水産課所管でありました漁港に関する事務については、土木課に移管しようとするも

のでございます。

なお、附則第1項におきまして、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

さらに、附則第2項におきまして、関連する垂水市観光開発審議会条例の一部も同様に改正しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（白木修文） 議案第11号垂水市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、ひとり親家庭医療費助成事業並びに重度心身障害者医療費助成事業と同様に自己負担金の医療を各医療保険各法の規定による医療給付の費用に訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費を追加するためとそのほか文言整理のために当該条例の改正をするものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたします。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

まず、第2条第2項ただし書中「垂水市条例」を「条例」に改め、同条第4項中「、療養費及び家族療養費」を「並びに療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給」に改めるものでございます。

次に、第4条第2項中「この場合」を「前項の場合」に改め、同条本文及びただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に第2項として、「助成の額は、助成対象乳幼児等が満1歳から中学校修了前である場合には市民税非課税世帯以外の世帯については、一部負担金額の支払額の毎月分から3,000円を控除した額とし、市民税非課税世帯については、一部負担金の額とする。ただし、助成対象乳幼児等が満1歳に満たない者（月の途中において満1歳

に達した者は、その日の属する月の末日までは満1歳に満たないものとみなす。）である場合には、一部負担金の支払額が毎月分の合計額とする。」を加えるものでございます。

2ページをお願いします。

次に、第4条第4項として、次の「第2項の規定にかかわらず、市長は、助成対象乳幼児等に係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。」を加えるものでございます。

次に、第5条第2項中、「すみやかに」を「速やかに」、第7条第3項中「こえる」を「超える」に、第8条中「前条第2項」を「同条第2項」に、第9条中「すでに」を「既に」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、議案第12号垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、児童扶養手当法施行令の改正により、助成対象児童の範囲が拡大され、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童も児童扶養手当の支給対象となったため、これに準じてひとり親家庭医療費助成の対象にもなったこと及び文言整理のため、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたします。

条文中改正した箇所をアンダーラインで示しております。

まず、第1条中「の安定と」を「及び」に改めるものでございます。

次に、第2条第2項、第5項の次に新たに6号として「父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立により発せられたものに限る。）を受けた児童を加えるものでございます。

次に、第6号から8号までを1号ずつ繰り下げ、6号を7号へ、7号を8号へ、8号を9号へ改めるものでございます。

次に、第2条第4項中、「第6条の3第1項に規定する」を「第27条第1項第3号に規定する小規模居住型児童養育事業所を行う者又は」に改めるものでございます。

次に2ページをお願いします。

第3条第2項第3号中「規定する」の次に「小規模住居型児童療育事業を行う者又は」を加え、同条第3項第1号イ中「第2条第2項第6号」の次に「又は第7号」を加え、同号エ中「第2条第2項第7号」を「第2条第2項第8号」に改め、同号オ中「第2条第2項第8号」を「第2条第2項第9号」に改めるものでございます。

次に、第4条第2項中「助成対象者で」を「医療費の助成金の支給を受ける資格が」に改めるものでございます。

次に、第5条中「、その他」を「その他」に、3ページの「、その旨」を「その旨」に改めるものでございます。

次に、第6条中「受給資格者が」を「対象者が」に改めるものでございます。

次に、第7条第1項中「受給資格者が」を「対象者が」に改め、同条第2項中「受給資格者が受けた」を「対象者が受けた」に改め、同項第3号中「高額医療費」を「高額療養費」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第13号垂水市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、障害者基本法の一部改正に伴い、障害者施策推進協議会に係る条項の移動があったため、これを引用している条項の改正と文言の整理でございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたします。

条文中改正した箇所をアンダーラインで示しております。

第1条中「第30条第4項」を「第36条第4項」に改めるものでございます。

第4条第3項中「又は会長が」を「又は」に改めるものでございます。

第7条第2項中「なかから」を「中から」に、第3項中「により」を「によってこれを」に改めるものでございます。

第9条の見出しを「（委任）」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土木課長（宮迫章二）議案第14号垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

国の施策により地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条により、公営住宅法が一部改正され、公営住宅等整備基準及び公営住宅法施行令を参照し、公営住宅及び共同施設の整備基準及び入居者資格のうち収入基準の裁量階層の対象者とその金額及び本来階層の金額が条例事項化されたことに伴い、市営住宅整備基準につきましては、新たに制定し、収入基準につきましては、一部を

改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、目次でございますが、第2章の次に第2章の2として、「市営住宅の整備基準」を規定するものでございます。

次に、第3条は、第3条の市営住宅の定義を第3条の2から第3条の6までの規定に適用しようとするものでございます。

次に、第2章の2として、市営住宅の整備基準を規定しようとするものでございます。

第3条の2は市営住宅の整備基準を、第3条の3は健全な地域社会の形成を、第3条の4は良好な居住環境の確保を、第3条の5は費用の縮減への配慮を、第3条の6は位置の選定を、第3条の7は敷地の安全等を、第3条の8は住棟等の基準を、第3条の9は住宅の基準を、第3条の10は住戸の基準を、第3条の11は住戸内の各部を、第3条の12は共用部分を、第3条の13は附帯施設を、第3条の14は児童遊園を、第3条の15は集会所を、第3条の16は広場及び緑地を、第3条の17は通路を新たに規定しようとするものでございます。

次に、入居者資格のうち収入基準について第6条において改正しようとするものでございます。

現行では、政令で規定する金額でございますが、金額は従来どおりで変わっておりません。

次に、さきに説明しました第3条の10において公営住宅法施行規則の規定がありましたので、第13条第1項の同規則の発令を削り、同条第2項の同居の承認をしない場合の規定を定めようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮迫泰倫） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 今の市営住宅条例の一部を改正する条例案を質疑したいと思うんですが、参酌されたということで、全国でもこの問題についてはいろいろ議論がされてきていて、いろんな角度からこの入居基準の問題も議論がされているんですけども、例えばうちなんかも今、定住対策とか、それから活性化対策とかいろんなことをやっている部分もあります。それから、子育て支援の問題とかということで、定住住宅のほうは一部そういう形での対応もあったんですけども、今のこういう中で、特に雇用の問題とか定住を図る意味で、この今21万4,000円か、実態に合わせた形のかちょっとわかりません。この根拠が定かではないんですけども、一つはこの根拠は、先ほど言われたとおり政令に基づくということだったんですが、実態に合わせた形、そして先ほど言いましたような定住促進対策とか雇用・失業対策と、そういう観点に立ってこのあたりをもう少し緩和していくと、引き上げていくという考えはこの議論の中ではなかったのか。そういう観点に立ったこの条例の改正の議論はなかったのか。その点についてお聞きをしたいと思うんですが。

○土木課長（宮迫章二） 今回の場合は検討はしておりません。

○持留良一議員 逆に言うとこの参酌されたということは、もっとそういう観点に立った住宅の活用ということと雇用や定住対策という観点からも全国でもそういう取り組みをやっていますので、ぜひそういう現状があるなら、というのは、一方ではこの議会の議論でも公営住宅の不足の問題、それはやはり一般住宅には入れない、収入で入れない。やっぱりそういう役割を持った市営住宅の問題が提起をされていたと思うんですよね。そういう中でもっといろんな方たちに入っていただけるチャンスを、ただ単に今の現状の中では、やはりそういう観点からの、

角度からの取り組みが必要だと思いますので、ぜひ今後この問題については、そういう立場でもぜひ議論もしていただきたいと思います。

そういうことで、改めてこの問題で、市長もいろいろレクチャー含め、また提案も含めて土木課とも話し合いがあったと思うんですが、そういう観点に立っての考え方についてこの条例が出されたという経過も含めて、市長に今の提案について今後検討していただけるように質疑したいと思いますけれども、お願ひいたします。

○市長（尾脇雅弥） 今、持留議員のほうからそういう御提案もありましたし、考え方としては理解できる部分もございますので、今後そのようなことも検討していきたいというふうに思っております。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 議案第9号について質疑いたします。

管理職手当の30%カットという議案なんですけれども、まず、これについて下げ幅が余りにも大きいんじゃないかと考えております。この背景といたしまして、東北大震災の復興財源として国家公務員給与の部分引き下げて、暫定的に復興財源として使うという部分ですね。それでまたマスコミのほうもこの部分によりまして、国家公務員給与が地方公務員給与より下がったと、地方公務員の部分をラスパイレス指數の部分が上がったという部分を大々的に報じられておりまして、国民全て交えた形で地方公務員のバッシングが起こっていると思っております。これについては余りにもやり過ぎなんじゃないかなと私は考えておりまして、今、春闘の季節ですけれども、地方公務員の給与を下げる方向性という部分で行きますと、また、他の民間の労組の部分の民間企業の分の給与もなかなか上がらんはずじゃないかというふうに考えております。

また、事業予算ですね、今回は管理職手当ということなんですかけれども、また、国のほうでは地方公務員の給与を引き下げようという部分でやっぱり地方公務員の給与も引き下げてくる、またそういう部分も出てくると思うんですね。そうしますと、やっぱり市職員、また管理職の皆さんも含めて、モチベーションを保てないんじゃないかなと、こういう部分がまず1点。

あと1点は、やはり本市の商工業の部分ですね、この部分の給与引き下げという部分、管理職手当の引き下げという部分は大変大きい影響を与えるんじゃないかなと危惧しております。

今回、議案9号で100分の70という部分が出されたわけですね。それでまた一方、議案8号で市長、教育長、副市長の部分の給与の改定が出されております。副市長の部分については、25%カット、10%カットという部分にちょっと戻すということですけれども、この部分の議案の整合性も含めて、市長、私、議案第8号については現時点では賛成でございます。市長のおつき合いもございますでしょうし、生活もある。激務な部分で正当な報酬がもらえる部分はやっぱりもらっていただきたいという部分で、議案第8号については現時点では賛成でございますけれども、ただ、議案第9号の部分ですね、この部分で管理職手当ですが、100分の70なんですね。そうしますとやっぱり整合性を持たれて、市長が本給と管理職手当との違いはありますけれども、余りにも下げ幅が大きいので、100分の90にすべきじゃないかと考えております。この部分については、担当課長も当事者でございますので、また、総務文教委員会でもまれる部分もあるんでしょうけれども、私は総務文教委員会の委員ではございませんので、市長のこの部分についてどう考えておられるか。（「100分の90」と呼ぶ者あり）100分の90ですね、済みません。市長の今現時点の考えをお示しいただければ。

○市長（尾脇雅弥）今、御質問いただきました国家公務員の給与関係云々ということに関しては、この議案とは直接関係はございません。今のテレビとか新聞等でそういう形をもとにいろいろ震災復興等々の財源に充てるというような報道がなされております。そのことに関して7月からというようなことで報道されておりますので、恐らくそういう情報が今、全面的に流れておりますので、今後、まず、現状としては何も決まっていないということでございますので、その中で、それとは別にこれまでの垂水市のあり方の中でこの議案は提案をさせていただいたわけですけれども、そのことに関しては、また今後、いろんなプロセスを踏んで中身の審議、またいろんなものが出てくるだろうと思いますけれども、今、出されている議案に関して申し上げれば、まず、私の市長給与ということに関してお話をすれば、2年間というのをこれまで振り返ってみると、市長としての今おっしゃっていただいた職務の中身とか職責の重さというのを考えたときには、本来規定の給与額が適当だというふうに私は思っております。

しかし、私の選挙公約の中にみずからの市長給与を一部カットしますということをうたっておりまますので、それに従って、私の公約の中身というのは10%カットということでありましたけれども、ただ、議員の皆様の御意見とか議会の運営を円滑に進めるため、総合的に判断をしてこれまで25%とさせていただいたところであります。

でありますけれども、これまでの行財政改革の継続の成果というのもありますし、本市の財政状況も改善傾向にあること、さらに鹿児島県も伊藤知事が25%カットを10%に改善をされ、また、市の職員、議会も10%をリセットされている状況等も踏まえて、また、12月議会において、そういう形でそろそろどうなんだというような御提案もいただきましたことから、本来

私の公約であります10%というようなところで今回提案をさせていただいていると、こういうふうに思っております。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 今、議案第8号については中心に述べられたわけですけれども、8号については、私、質疑しておりません。9号について、今まで100分の70だったわけですね。この部分が、やはりちょっと下げ幅というか、今まで100分の70だったんですけども、余りにも多すぎるんじゃないかなという部分を私は申し上げているわけです。そういう部分で、市長の本給の部分と管理職手当の部分と中身は違うんですけども、やはりこここの部分は整合性といいますか、この部分は100分の90にすべきなんじゃないかと、10%ぐらいのカットが当然じゃないかと私は考えているんですけども、それについて市長の済みません、よろしくお願ひいたします。

○総務課長（山口親志）少し管理職手当について御説明させていただきます。

現在条例でうたっております管理職手当が、垂水市が5万1,100円ということで、県内で鹿児島市に次いで、金額的には2番目の管理職手当の金額になっております。

ですから、今回ずっと30%カットをしている部分については、行財政改革をずっと進める中で前市長のときから30%カットしておりますが、30%カットをして3万5,770円ですが、この金額は19市の県内で11番になっております。多分市長が課長会議の中でも課長の皆様に今回議案を出されるときにも課長の方々に「また30%で」ということできっと市長のほうからも言葉がありまして、課長会議の中では理解しておりましたことから、今回30%で出していただきました。30%をもうちょっと上げて云々というのはありがたい言葉かもしれませんけれども、そ

のような形で課長の方々も市長から課長会議で言われておりますので、理解をされているという認識でおりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○感王寺耕造議員 背景については了解いたしました。

また、総務文教委員会で委託されると思いまますので、その部分で検討がなされると思います。私の考えもちょっとまた、議論の中でもんでいただければと思っております。どうも失礼いたしました。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑は。

○堀添國尚議員 8号議案についてお尋ねいたします。

元来、市長の給与カットが25%だったわけですけれども、これは自己のことに例えると非常に大きい金額だというふうに常々思っておりました。今回10%というような議案が出ているようですけれども、ほかの県知事の給与のカットの問題とかいろいろ数字は出ましたけれども、そんなことは私は余り重要でないと思っております。市長の私生活に立ち入るようですが、市長になってからの出費というのは、それは議員時代とは比べものにならないと思っているのですが、そこらあたりを参考にさせていただいてこのことは考えたいと思うんですね。もし差し支えなかったら、そこらあたりをちょっと。

○市長（尾脇雅弥） ありがとうございます。

お話をあったように今、交際費とかいろいろなのは確かに大きくふえております。議員時代も一般の方々と比べますといろんなおつき合い等もございましたので、確かに大変だなと思いましたけれども、そういう意味では、いろんなふえておりますけれども、今回、そのこととは関係なく、職責の重さでありますとか仕事の中身、いろいろ考えますと、少し戻させていただくというような形で御提案をさせていただいておりますので、そういう状況でございます。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 市長がそげん言わればまた言おうごとなつたっどんから、職責というのはやっぱり私生活の生活の形態が一番私は大事だと思うんですよ。そこをちょっと、皆さんこれのことについては非常に関心があると思いますよ。だから、実態をわからないと。またどこかの時点でそのことをば。

終わります。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第8号から議案第14号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第14号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午後0時14分休憩

午後1時30分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第15号上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第18、議案第15号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦夫） 議案第15号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を御説

明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

今回の補正の主な理由でございますが、職員の早期退職に伴う退職手当の増額、国保会計の財源不足に対する一般会計からの法定外の繰り出し、地方交付税の確定に基づく病院事業会計への交付金の増額などのほか、執行残や事業費の確定に伴う予算整理並びに地方債の補正が必要になったものでございます。

今回、歳入歳出とも5,378万円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出総額は88億9,540万円となります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの「第1表 岁入歳出予算補正」に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページの「第2表 地方債」の補正をごらんください。

変更でございますが、それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借り入れ総額を繰り越し分を除いて合計額7億4,278万9,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細で主なものを御説明申し上げますが、事務事業の確定に伴う予算整理に係るものは省略させていただきます。

まず、14ページをお開きください。

総務費の1目一般管理費の3節職員手当等の退職手当は、職員の早期退職者が出了ことによるものでございます。

中ほどの10目企画費の負担金、補助及び交付金は、掲載してございます負担金と補助金の確定により不足分を補正しております。

あけていただきまして、16ページの中ほどの9目介護保険事業費の繰出金は、介護保険特別会計への繰出金でございますが、給付費見込みの減額により補正するものでございます。

次に、11目の国民健康保険事業費の繰出金は、国民健康保険特別会計への国保事業運営安定化基準に基づく法定繰出金と法定外操出金でございますが、法定外操出金につきましては、今年度の決算見込みが財源不足が見込まれるため、財源補填のために繰り出すものでございます。

次の17ページでございますが、上段の13目後期高齢者医療費の負担金補助及び交付金は、今後の所要見込みにより、お示しのとおりそれぞれ減額するものでございます。

次に、あけていただきまして18ページの中ほどの衛生費3目の塵芥処理場費の委託料は、可燃物、資源物等の収集業務の入札残と前期分の実績により減額するものでございます。

同じページの3項の病院費は、病院事業会計への負担金、補助及び交付金でございますが、地方交付税確定により当初予算計上分との差額を計上しております。例年、地方交付税確定後、3月補正で計上しております。

次に19ページの上段になりますが、農林水産業費の7目防災営農対策事業費の負担金、補助及び交付金は、入札減による補助金の減額でございます。

あけていただきまして20ページの中ほどになりますが、商工費の3目観光費の委託料の減額は、重点分野雇用創出事業の不採択分と事業費が一部減額になったものでございます。

次に21ページをごらんください。

中ほどの土木費、2目道路新設改良費でございますが、工事請負費の増額は、元垂水原田線の事業費の見直しにより、組みかえにより工事の進捗を図るものでございます。

次に22ページでございますが、住宅費の2目住居移転促進費は、事業実施見込みがなく、全額減額補正するものでございます。

次に24ページをごらんください。

教育費の3目中学校施設整備費でございますが、委託料工事請負費は入札算の減額でござい

ます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、使用料及び手数料、市債などの特定財源と市税、地方消費税交付金、地方交付税繰越金などの一般財源の相殺を行い、収支の均衡を図っているものでございます。

なお、12ページの寄附金につきましては、一般寄附金として旧垂水中、旧協和中の同窓会様と以前、垂水中央病院に勤務されておりました朝永郁夫様より賜ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの説明に対しこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 3点ちょっと質疑をしたいんですけれども、1つは国保会計の法定外繰り出しについてです。

2年前、同じような形で法定外を繰り出し、その後、医療費の若干の修正等いろいろありまして結果的に元に戻したという経緯があるんですけども、前回との違いも当然出てくるし、今回こういう形で法定外を繰り出していただいたのは、大変市民にとったらありがたいことだというふうに思うんですが、きのうも国保運営委員会があったようですので、答申として値上げの方向も非常にきつくなってきたのかなというふうに思うんですが、一つは法定外の繰り出しについてのいわゆる根拠というんですかね、このことについてお聞きをしたいというふうに思います。

2点目は、歳出の21ページの土木費、先ほど工事請負費の500万円、見直しによる増額であるということでしたけれども、これは500万という

ことで、当初の計画との何か見直しがあったということで、これはいわゆる予期せぬことだったのか。どういう意味でこの500万が増額になったのか、改めてお聞きをしたいと思います。

それと最後の点ですけれども、全国的に国の2012年度の補正予算がいろいろと国会でも議論にもなっていますし、本県、また、鹿児島市なんかも前倒しでやっているところもあるというふうに思うんですが、先ほど市長の報告の中にもこの補正との関係での相応に関するやつでしたかね、そのあたりも実際上いろいろ動いていらっしゃると思うんですが、これは改めてまた総括質疑等でもしたいとは思っているんですけれども、基本的にこの国の補正予算に対する取り組み、考え方についてお聞きをしたいと思います。

○財政課長（北迫睦男）まず、法定外の件でございますが、国保会計につきましては、保険基盤安定制度あるいは出産育児一時金、財政安定化支援事業、それから職員の給与費などの繰り入れが一般会計のほうから経由して出しておりますが、これを法定繰り入れというような呼び方をしております。

そのほかに自治体独自の判断で一般会計から国保会計への財源不足の際に決算補填等を目的として繰り出していることを法定外繰り出しというような呼び方をしておりますけれども、県下各地がかなり法定外の繰り出しをしている中で、本市はこれまで一回もしていないということは、かなり努力をされてきてくださったというふうに認識しております。

今回は7,500万ほど赤字が生じるということで、やむなく法定外の繰り出しをすることになっております。やむを得ない状況だと認識しております。

それから、土木の関係については、ちょっと土木課長のほうにお願いしたいと思いますが、国の補正予算のことにつきましてですが、日本

経済再生に向けた緊急経済対策として提出されました国の補正予算でございますが、現在国会で審議中でございまして、関連しました本市の事業も幾つか前倒しで対応できないかということとで県より問い合わせ等も参っております。内示等ももらっている状況もございますが、お聞きになっているかと思いますけれども、地域の元気臨時交付金とか補正予算債の対象となっている有利な事業でございますので、本市も補正予算の編成を考えているところでございます。

しかしながら、国会審議がおくれている状況でございますので、今回の会期中に提案できるかちょっと微妙な状況でございます。

対象事業はほとんど平成25年度当初予算に計上しており、前倒しで補正予算に計上する形になる事業がほとんどでございます。本市の対応はそのような形でしたいと考えております。

○土木課長（宮迫章二）元垂水原田線の工事請負費の増額でありますけれども、今、工事を出しているところに旧擁壁が出てきたためにその取り壊しの増額と、それと旧鉄道線跡の道路から市木のほうに行く道路の計画の縦断勾配の見直しをした結果、その分下がったために公有財産購入費が減額となり、その分、早期完成を目指して延長を延ばすということで計画しております。

○持留良一議員 国保の問題については、確かにもう数年前から各市町村が、ここにもデータがありますけれども、法定外繰り出しをして保険料、いわゆる保険者の保険税を抑える、保険料を抑えるという取り組みをしていますし、先ほど言われたとおり前もこの問題について議論させていただいて、その根拠については、やっぱりやむを得ない等々の理由等によって法定外の繰り出しをしなければならないんだというようなことも議論されて、その根拠については確認もさせていただいていますので、ぜひ今後この問題については、そういう立場に立っての取

り組みをぜひしていただきたい。

というのは、もう被保険者にとったら負担がふえ、今後また消費税の問題等々含めて大変な状況になると。果たして本当に被保険者の責任なのかということも含めて、今後議論にはなるかと思いますけれども、その構えと柱として、法定外の繰り出しということもぜひ今後、中心に考えていただきたいというふうに思います。

あと国の補正予算の関係なんですけれども、これは新聞紙上でもいろいろと議論をもらっていますし、ある意味では諸刃の剣みたいな部分もありますし、非常に地方にとっても大変また以前の形のような地方財政の主導という、今までの交付金と違って財政主導という補助金的な性格も持って、市のそれぞれ自治体の負担も求めるという内容になっています。ぜひ慎重にしていただきたいというふうに思うんですが、これは改めて議論をさせていただきますけれども、ぜひそういう立場に立ってこの問題については、地域の元気臨時交付金のこの問題については検討していただきたいなというふうに思います。

それはもう最後は要望だけですけれども、そういう形で、改めてまた総会の席でもしていきたいと思います。

以上です。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案は各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思いますので、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第15号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

---

△議案第16号～議案第23号一括上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第19、議案第16号から日程第26、議案第23号までの議案8件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第16号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第17号 平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案

議案第18号 平成24年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号） 案

議案第19号 平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号） 案

議案第20号 平成24年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第21号 平成24年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号） 案

議案第22号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号） 案

議案第23号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） 案

---

○議長（宮迫泰倫） 説明を求めます。

○市民課長（野妻正美） 議案第16号及び議案第17号につきまして、市民課所管ですので、一括して御提案いたします。

まず、議案第16号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように今回の補正額は、歳入歳出とも5,384万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億825万7,000円とするものでございます。

補正の主な理由でございますが、これまでの実績と今後の動向を勘案し、各費目において所要額を補正するものと財源不足を補うための一

般会計からの法定外繰入金の新設補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

10ページをお開きください。

1款総務費ですが、1項1目の一般管理費は、肝属地区国保連絡協議会負担金です。今年度の研修会等の終了に伴い、不用額を補正するものです。

3項1目保険税収納率向上特別対策事業費は、今後の所要額を勘案し、減額補正するものです。

5項1目医療費適正化特別対策事業費は、レセプト点検員の社会保険料等の不用額を補正するものです。

2目県特別調整交付金事業は、重複頻回訪問看護師の賃金の不用額を補正するものです。

2款保険給付費ですが、1日の一般被保険者療養給付費から4日の退職被保険者等療養費は、国庫負担金の変更申請による歳入補正に伴い財源構成するものです。

次に11ページです。5目審査支払手数料は、今後の所要額を勘案し、減額補正するものです。

2項高額療養費は、国庫負担金の変更申請による歳入補正に伴い財源構成するものです。

3項移送費と次の4項出産育児諸費と次のページになりますが、5項葬祭諸費においても今後の所要額を勘案し、減額補正するものです。

3款後期高齢者支援金等は、社会保険診療報酬支払い基金からの通知に基づき、補正並びに財源構成するものです。

6款介護納付金は、国、県支出金等の介護納付金分の増減に伴い財源構成するものです。

7款共同事業拠出金は、国保連合会からの通知に基づき補正並びに財源構成するものです。

次に13ページでございます。

8款保健事業費及び11款諸支出金は、今後の所要額を勘案し、減額補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、年度末の予算処理に伴い補正するものでございます。

次に4款国庫支出金ですが、1項1目療養給付費等負担金は、平成24年度国民健康保険療養給付費負担金等変更申請に基づき減額補正するものです。

2目高額医療費共同事業負担金は、公布通知に基づき補正するものです。

8ページをお開きください。

2項2目特別調整交付金は、昨年度実績に基づき所要額を減額するものでございます。

5款療養給付費交付金は、退職被保険者等の医療費に対する交付金であり、社会保険診療報酬支払い基金からの通知に基づき増額補正するものです。

7款県支出金の1項の高額医療費共同事業負担金は、国保連合からの通知に基づき補正するものです。

2項県補助金は、法改正に伴い、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するために県調整交付金の公布割合が7%から9%に引き上げられたことに基づき補正するものです。

8款の共同事業交付金は、国保連合会からの通知に基づき減額補正するものです。

次に、10款繰入金ですが、2項1目一般会計繰入金は、次のページにわたりますが、保険基盤安定繰入金等の国・県の確定通知書に基づき補正するものです。

4目その他繰入金は、今回新設したもので、本年度の支出に対する歳入財源が不足する自体となりましたので、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

これまでの財源不足分につきましては、基金積立金から繰り入れておりましたが、基金につ

きましては、平成22年度末において全額繰り出し、基金残高ゼロとなっており、平成23年度においては、医療費削減等で支出を抑え、均衡を図ってまいりましたが、今年度においては法定外繰入金より収支の均衡を図らざるを得ない状況となりました。

次に、12款諸収入ですが、1項延滞金 加算金及び過料と3項雑入は、今後の見込みにより補正するものです。

以上で、議案第16号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案の説明を終わります。

引き続き、議案第17号平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように今回の補正額は、歳入歳出それぞれ160万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,172万8,000円とするものでございます。

補正の主な理由でございますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合納付金の補正と後期高齢者保険料の納付見込みに伴う補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししておりますので、省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、平成24年度の保険料収納の見込みに伴う被保険者保険料の補正と保険基盤安定分担金の補正を行っております。

2款諸支出金ですが、操出金は平成23年度の実績に伴う補正でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページでございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料、普通徴収保険料の今後の納付

見込みに伴う補正であります。

3款繰入金につきましては、歳出の保険基盤安定分担金の減に伴う一般会計繰入金の減額補正です。

4款繰越金につきましては、平成23年度全事業実績の確定に伴う補正でございます。

以上で、議案第16号及び議案第17号の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民相談サービス課長（中谷大潤）議案第18号平成24年度垂水市交通災害共催特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の負担金、補助及び交付金の交通災害共済見舞金を減額することが主な理由でございます。

補正の額は、歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を567万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款事業費の補正になりますが、交通災害共済加入者の交通死亡事故に関しまして、平成23年10月17日、牛根麓の上ノ村地区国道で発生して以来約1年と4カ月、死亡事故が発生していないことから、19節負担金、補助及び交付金の交通災害共済見舞金を減額しようとするものでございます。

ちなみに昨年12月8日、海潟地区で発生しました死亡事故につきましては、鹿児島市在住の方で、交通災害共済会計からの支出はございませんでした。

また、13委託料の行政事務委託でございますが、交通災害共済システムに変更が生じたため、増額補正をしようとするものでございます。

次に4ページをごらんください。

歳入につきましては、3款繰入金の基金繰入金の執行が予定より少なく見込まれることから減額し、4款繰越金の前年度繰越金については、実績がありませんでしたので、全額減額いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（白木修文）議案第19号、20号、21号につきましては、保健福祉課所管でございますので、一括して御説明いたします。

最初に、議案第19号平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

今回の補正は、介護給付費の今年度見込額による国、支払い基金等の歳入歳出予算の減額補正が主なものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出からそれぞれ1億2,218万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億1,084万6,000円とするものでございます。

最初に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いします。

2款保険給付費、1項サービス等諸費、1目サービス給付費及び2目サービス計画給付費は、今後の給付額見込みによる減額補正でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護費の今後の給付額見込みによる増額補正でございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費及び2目介護予防サービス計画給付費も、今後の給付額見込みによる減額補正でございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は、介護予防小規模多機能型居宅介護の今後の給付額見込みによる増額補正でございます。

次に、3項高額介護サービス等費、1目高額

介護サービス費、次の9ページ、2目高額介護予防サービス費は、今後の給付額見込みによる増額補正でございます。

次に、4項その他諸費、1目審査支払手数料も今後の給付額見込みによる減額補正でございます。

次に、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費も今後の給付額見込みによる減額補正でございます。

2目特定入所者介護予防サービス費につきましては、今後の給付額見込みにより増額補正でございます。

次に、6項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費及び2目高額医療合算介護予防サービス費は、今後の給付額見込みによる減額補正でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

4ページをお願いします。

事項別明細書の歳入で御説明いたします。

1款保険料、7款繰入金を増額し、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金を減額いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号平成24年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

今回の補正の理由でございますが、収益の確定見込みに伴い追加補正をしようとするもので、補正の額は、歳入歳出にそれぞれ2,704万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億8,556万4,000円とするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。

5ページをお願いします。

1款事業費、1項老人保健施設事業費、1目老人保健施設事業費は、収益の確定に伴い、指

定管理料、交付金の補正を行うものでございます。

次に、歳入について、3ページの事項別明細書で御説明いたします。

1款療養費収入、2款使用料及び手数料、3款財産収入、4款繰越金、5款諸収入を減額し、6款繰入金を増額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号平成24年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

今回の補正の理由でございますが、病院事業収益及び病院事業費用の増額補正と医療機器の入札結果に係る企業債及び建設改良費の減額補正をしようとするものでございます。

第2条の業務の予定量でございますが、入院患者を2,185人減員、外来患者数を2,196人増員し、総計を9万6,561人とするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の第1款病院事業収益を223万3,000円増額し、総額で22億6,316万7,000円とし、支出の第1款病院事業費用を532万6,000円増額し、総額を22億1,132万7,000円とするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出でございますが、収入は、中央病院医療機器購入の入札に伴う減額補正で、第1款資本的収入を8,690万円減額し、総額を4億4,834万3,000円とし、支出の第1款資本的支出を8,653万8,000円減額し、総額を6億397万3,000円とするものでございます。

あけていただきまして、第5条企業債の補正でございますが、お示ししておりますとおり起債の限度額を5億3,130万円から4億4,440万円に減額しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、地方自治法第243条3による執行状況の報告といたしまして、病院事業会計関連の事項につきまして御報告を申し上げます。

垂水市病院事業会計では、国による公的資金補償金免除繰上償還の措置が、平成23年度から平成24年度まで2カ年にわたり承認されたことによる償還につきまして、平成23年度分償還額1,115万5,094円を平成24年3月に繰り上げ償還いたしましたことを御報告申し上げます。

また、この売り上げ償還につきましては、今後、市のホームページや「市報たるみず」におきまして公表することといたしております。

以上でございます。

○生活環境課長（森下利行）議案第22号平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、修繕料の増額が主なものでございます。

補正の額は、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,198万3,000円にするものであります。

まず、歳出から御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項1目の一般管理費の11節需用費の修繕料につきましては、国道歩道整備に伴う下水道汚水ますの移設と耐用年数を経過した遠方監視通報装置及び無停電電源装置用のバッテリーの交換が主なものでございます。

19節の負担金補助及び交付金は、下水道の加入促進を図るために水洗や排水設備の接続に要する工事費の補助金を計上しておりましたが、該当者が少なかったことから減額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、4ページをお開きください。

4款諸収入、1項1目の雑入でございますが、国道歩道整備に伴う汚水ますの移設のための補償費を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（川井田志郎）議案第23号平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

今回の補整は、年度末決算見込みに伴います所要額の補正を行い、予算の整理等を行おうとするものでございます。

既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ30万5,000円を減額し、予算総額をそれぞれ3,596万2,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項一般管理費でございますが、4節共済費につきましては、共済負担金利子の変更に伴う増額補正でございます。

8節報償費は、健診研修会謝金不用額についての減額補正でございます。

11節需用費は、消耗品及び印刷製本費の不用額を減額補正するものでございます。

13節委託料、維持管理等委託及び行政事務委託の執行算を減額補正するものでございます。

14節使用料及び賃借料は、重機借上料の執行残を減額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページを開いてください。

1款使用料及び手数料でございますが、平成24年度簡易水道使用料が、当初見込み額より使用料の増額に伴う補正及び簡易水道手数料の増加に伴う補正でございます。

これに伴い、2款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を減額補正することによりまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、地方自治法第243条3による財政状況後の報告としまして、水道課に関する事項につきまして御報告を申し上げます。

垂水市水道事業会計では、国による公的資金補償金免除繰上償還の措置が、平成22年度から平成24年度までの3カ年にわたり承認されており、平成23年度分の償還金2,362万2,981円を平成24年3月までに繰り上げ償還をいたしたことをここに御報告を申し上げます。

また、この繰り上げ償還につきましては、今後、市のホームページや「市報たるみず」4月号におきまして公表することといたしております。

以上でございます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑をおわります。

お諮りします。

議案第16号から議案第23号までの議案8件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います、

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第23号までの議案8件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時25分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第24号～議案第34号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第27、議案第24号から

日程37、議案第34号までの議案11件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第24号 平成25年度垂水市一般会計予算

案

議案第25号 平成25年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案

議案第26号 平成25年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案

議案第27号 平成25年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案

議案第28号 平成25年度垂水市介護保険特別会計予算 案

議案第29号 平成25年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案

議案第30号 平成25年度垂水市病院事業特別会計予算 案

議案第31号 平成25年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案

議案第32号 平成25年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案

議案第33号 平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案

議案第34号 平成25年度垂水市水道事業特別会計予算 案

---

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）平成25年度施政方針及び予算説明を申し上げます。

本日ここに、平成25年第1回市議会定例会を招集し、関係諸議案の御審議をお願いするにあたり、私の市政運営に臨む所信を明らかにし、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が、市長に就任してこの1月で2年がたちました。2年目となった平成24年度は、「挑戦」

に重きを置いて、積極的かつ、成果を重んじた取り組みを基本姿勢とし、スピード感を持ちながら「～だから出来ない」ではなく、「どうすれば出来るか」の視点を持って取り組むことを職員に求めながら、誠実に市政運営を推進してまいりました。

これまで、議員の皆様や市民の方々からの御意見や御指導をいただきながら、「住んで良かったと思えるまちづくり」を目指し、掲げた5つの公約の達成に向け取り組んでまいりました。

「安心・安全な垂水のまちづくり」の継続については、24年ぶりに大々的に実施された鹿児島県総合防災訓練を初めとした各種防災訓練の実施、自主防災組織の組織率の向上や防災マップの配布、海拔標高表示の設置等を行い、「自助・共助・公助」による防災意識の高揚を図ってまいりました。

「垂水ブランド販路拡大」への挑戦については、トップセールスマントとして国内外で販路拡大の取り組みを行い、予想以上の反響があり、今後の成果につなげることができました。また、6次産業化のための新たな加工場の拡充を実現することができました。

「医療介護・教育・福祉の充実」への挑戦については、第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、市民が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行い、在宅医療の啓発・充実を図ってまいりました。子育て支援においては、子育てサポーターの育成に取り組み、子育て支援ネットワークの構築を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを目指した「地域子育て創生事業」を導入し、巡回療育相談事業や読み聞かせ支援事業などを実施いたしました。教育の充実においては、垂水中央中学校の大規模改造事業と併行して市内の小・中学校の耐震補強事業や空調設備の設置を行いました。また、垂水高校振興支援とし

て、平成23年度に策定した垂水高等学校振興支援計画に基づき、検定料への補助や学校PRへの支援など、高校存続に向けた新たな取り組みを開始いたしました。

「行財政改革の断行」の継続につきましては、垂水市行政改革大綱や垂水市財政改革プログラムに基づき、広報機能の充実、民間活力の導入の推進、定員管理の適正化、財政指標の改善など、継続して取り組みを進めております。

「錦江湾横断道路の実現」への挑戦については、平成24年度に鹿児島県は実現への可能性を探るための最終調査として錦江湾横断交通ネットワークファイナンシャルプラン作成事業を行っておられます。このような動きを注視しながら本市においても府内組織を設け、情報収集や情報の共有を進めるなどの作業を行っております。

今後も早期実現に向けてあらゆる機会を通じて必要性を訴えてまいります。

平成24年度の日本の経済は、東日本大震災からの復興需要により緩やかに回復しつつありましたが、長期化する円高や欧州債務危機の影響を受け、夏以降回復の兆しに足踏みが見られております。

政権交代を果たした自・公連立政権は、1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」と平成24年度の補正予算を閣議決定し、景気回復への動きを推し進めております。

しかしながら、平成25年度は、消費税引き上げを前にした駆け込み需要は予測されるものの、世界経済の失速など懸念材料が多く、国や民間の各調査機関による経済成長率の予測では、低い伸びが見込まれております。

このような状況下において、私は、市民の暮らしや環境問題・経済のあり方など将来の世代へよりよい環境を維持し、引き継いでいくことに、全力を傾け邁進することが重要であると考えております。

そのためには、社会情勢の変化に細心の注意を払いながらも私たちが関わり、変えていくべき現実に真正面から向き合い、一人一人が個性を尊重し、個々の能力を發揮し、大胆にスピード感のある行動をとっていくことが求められていると考えております。

平成24年度において、「第4次垂水市総合計画基本計画」の中間見直しを行っています。見直し作業の行程は、政策の内部評価、市民ニーズ把握としての外部評価、政策決定の3段階で、「垂水市総合開発審議会」の御意見もいただきて、平成25年度からの「後期基本計画」を策定いたします。今後は、「後期基本計画」を柱として、各施策の着実で効果的な推進を図ってまいりますとともに、重点プロジェクトとして位置付けた「人口減少対策」についても、民間活力も生かしながら、今後の垂水市の未来像を見据えての対策の検討を進めてまいります。

以上、申し述べました諸点を踏まえ、平成25年度の市政運営は、平成24年度の重点施策を踏襲し、「安心・安全な垂水のまちづくり」・「6次産業化と観光振興」・「子育て支援・高齢者対策」の3つを重点施策として掲げ、実りあるものとするために更なる充実を目指し全力を傾けてまいります。

私たちの住む垂水市は、産業・文化・自然・郷土愛等々豊かな地域資源を有しております。これらの地域資源を余すことなく活用し、課題解決に向けた実践を継続するとともに、本市の抱える少子高齢化などに起因する人口の減少に対する対策も展開し、「住んでよかった」と思える垂水市のまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

「安心・安全な垂水のまちづくり」につきましては、生きがいを持ち、健康に暮らすための取り組みとして、予防と福祉の視点に立った医療体制の整備や食育の推進を暮らしの安全を守るための取り組みとして、自助・共助・公助に

よる助け合いの体制の充実、総合防災訓練等の実施や災害発生時等の的確な対応を行う危機管理体制の強化などを進めてまいります。特に桜島大爆発に関する危機管理については、依然として活発な活動が続いている状況にあり、平成24年度に初めて県による「図上訓練」も実施していただきましたので、県並びに専門の知識を有する機関との連携を図り、早目の避難のための対策に努め、錦江湾奥の4市での避難の連携も取ってまいります。

防災に関するハード面の対策につきましては、土砂防災対策は県と連携しながら、引き続き治山・砂防事業などの推進を図ってまいります。

道路整備につきましては、基幹道路である国道220号の終原地区の拡幅、海潟地区の早崎改良、牛根麓から牛根境間の歩道整備について、防災対策において重要な役割を果たすことから、早期完成を図っていただきますよう国へ要望してまいります。

県道整備につきましても、継続事業であります垂水南之郷線及び垂水大崎線の改良整備について、積極的な推進を図っていただきますよう要望してまいります。

また、安心・安全の拠点となる市庁舎の方についての検討も行い、方向性を示してまいりたいと考えております。

「6次産業化と観光振興」につきましては、地域資源を活用した産業の振興を支援するとともに、食材や加工品のPRを強化し、効果的な宣伝や販売手法の検討を行い、販路拡大を図ってまいります。販路拡大については、アジアやアメリカにおいて、垂水の产品を輸出する環境が整いつつある状況を確認できましたことから、まさに今が、海外販路拡大の好機と捉え、平成25年度も引き続き、両漁協及び関係機関と連携し、海外の新たな市場の拡大に取り組んでまいります。

また、農林畜産業については、6次産業化実

現へ向け、生産者への機会創出や企業農業参入への支援を行ってまいります。

観光振興については、垂水市の持つ観光拠点の整備開発や大隅半島の玄関口という地理的特性を活かした広域観光の取り組みに努め、教育旅行を中心としたツーリズムの推進や観光地の集客対策、スポーツ合宿の誘致などを行うことにより、交流人口の拡大を図り、あわせてスポーツ施設の改修等についての検討を進めてまいります。

「子育て支援・高齢者対策」につきましては、本市の恵まれた自然や歴史・文化の中で、心身ともに健全な子どもとして育ち、そして心豊かな人間性を持った次世代の親として育つための環境づくりや、地域・職場など社会が一体となった子育て体制の構築を進めてまいります。課題となっております子育て相談支援センターにつきましては、拠点づくりと内容の充実を図り、子育て支援、少子化対策により一層努めてまいります。

あわせて、高齢者が可能な限り住みなれた地域で継続して生活できるための地域包括ケアの体制の推進にも努めてまいります。保健・医療・介護・福祉の基礎となる市民の地域包括ケア体制づくりについては、市民の年齢や生活の各ステージに合わせた総合的な取り組みを行うため、府内でも横断的な連携を取りながら進めてまいります。また、市民スポーツの推進について「鹿屋体育大学」の知見を活用できるよう、大学との連携を実現させ、より効果的な施策を実施してまいります。

市民と行政が、相互の自主性・主体性を尊重し、互いに理解し合い、役割や責任を分担しながら、共通の目的や目標に向かって連携・協力し相乗効果を上げていくことができれば、「住んでよかった」と思える垂水市の実現が、より実感できるものと確信をしております。

以上、私の平成25年度市政に対する所信と重

点施策について申し上げましたが、「住んでよかった」と思えるまちづくりをより多くの市民の皆様が実感できるよう、これからも全力で市政運営に邁進してまいります。議員各位初め、市民の皆様の御支援と御理解・御協力を心からお願い申し上げます。

それでは、引き続き平成25年度一般会計及び特別会計予算の提案に当たりまして、予算の編成とその概要について御説明を申し上げます。

昨年暮れの総選挙をへて、3年ぶりに政権に復帰した自・公連立政権は、長引く円高・デフレ不況から日本経済を大胆に再生させるとした緊急経済対策をまとめ、総額13兆1,000億円に及ぶ平成24年度補正予算を計上しています。

大規模な公共事業による景気浮揚を目指しており、「コンクリートから人へ」の理念を掲げ、公共工事の削減を進めてきた民主党政権の路線から、防災などを柱とした公共事業増加へ大きくかじが切られることになるようございます。

また、19年ぶりに越年編成となった国の平成25年度予算は、経済対策として財政出動を図る一方で、財政健全化との両立を図るために、生活保護費の見直しや地方交付税の削減が実施される見通しであることから、地方財政への影響が大変心配されるところでございます。

これらを踏まえた本市の平成25年度予算は、緊急経済対策への対応に加え、国の予算編成が大幅におくれ地方財政計画が示されないという状況下で、非常に難しい予算編成となりました。そのような中、第2次財政改革プログラムを基本に、歳入・歳出両面から徹底した見直しを進めながら、平成24年度に引き続き、一般財源の予算枠をあらかじめ各課に配分する「枠配分方式」と、新規事業などを対象とした「政策調整枠」を導入し、限られた財源の有効活用が図られるよう工夫した予算編成を行ったところであります。

それでは、一般会計から御説明申し上げます。

平成25年度の一般会計当初予算の歳入歳出予算の総額は94億800万円で、前年度に比べ9.4%の増となっております。

歳入におきましては、市税は、法人市民税の復調などで、前年度に比べ3.2%増の13億4,620万1,000円を見込み、歳入の柱である地方交付税は、国の状況をぎりぎりまで見据えた結果、1.5%減の40億6,000万円を計上しております。

また、借金である市債については、平成24年度当初予算が、国の補正に伴う緊急防災・減債事業を平成23年度補正に前倒ししたため予算額が小さくなつたこともあり、前年度比49.3%増の10億5,060万円を計上しております。

なお、平成24年度に続き一般財源に不足を生じたことから、財政調整基金からの繰入金を1億1,600万円計上しております。

歳出におきましては、財政改革プログラムに基づき、一層の節減合理化を推進することであらゆる経費の見直しを行っておりますが、特に内部事務経費の削減は、引き続き積極的に図つてまいります。

「安心・安全な垂水のまちづくり」など3つの重点施策については、防災行政無線を充実させるためのFM放送シミュレーション調査委託、消防救急デジタル実施設計業務委託、道の駅たるみず温泉ボイラー等改修事業、子どもに対するインフルエンザ予防接種補助などを新規事業として計上しており、重点的に予算を配分しております。

投資的な事業としては、垂水中央中学校体育諸施設整備事業、小学校外壁改修工事、市営元垂水団地改修事業、道の駅たるみず温泉ボイラー等改修事業などに取り組むとともに、市道内ノ野線などの市道の維持改良事業についても予算を増額しております。

予算の状況を性質別に見てみると、人件費は、職員数の削減などにより前年度比8,558万6,000円（4.0%）の減、扶助費は児童福祉費の増

などにより前年度比1,652万7,000円（1.1%）の増となっております。普通建設事業費は、垂水中央中学校体育諸施設整備事業などにより、前年度比では8億8,110万3,000円（130.2%）の大幅増となっております。

また、政策調整枠「元気な垂水づくり事業」は、市長プレゼンテーションの結果、人口減少対策事業、住宅リフォーム促進事業、垂水高等学校振興対策補助金など15の事業を実施することとなり、当初予算では総額1億874万6,000円の事業費を計上しております。

以下、主な事業につきまして御説明を申し上げます。

まず、「議会費」について申し上げます。

議会改革調査特別委員会等において、これまで「開かれた議会」について検討がなされてきましたが、平成25年度は、新規事業として議会中継システムの構築に係る経費を計上しております。

次に、「総務費」について申し上げます。

本市の重要課題であります人口減少対策事業については、現状の分析や施策立案のために必要な分析調査委託費を計上しています。また、新規事業として再生可能エネルギー活用の推進を目的とした住宅用太陽光発電設置事業補助金、空き家バンク制度の登録推進を目的とした空き家有効活用推進事業支援補助金を計上しております。

その他の主な事業として、地域振興計画の策定支援事業、広報事業の強化を図るための鹿児島中央駅電照広告事業などを引き続き実施いたします。

次に、「民生費」について申し上げます。

高齢者福祉につきましては、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防活動を進める地域包括支援センター事業などを充実してまいります。また、平成24年度に在宅医療推進事業費として計上した在宅医療推

進のための経費は、平成25年度は地域ケア体制整備事業費として計上し、さらに推進してまいります。その他、新規事業として、地域住民の支え合い活動を推進する高齢者等くらし安心ネットワーク事業費を計上しております。

障害者福祉につきましては、「障害者自立支援法」にかわる「障害者総合支援法」の施行に伴いまして、日常生活支援事業、社会生活支援事業など共生社会の実現のための諸施策を実施してまいります。

重点項目である子育て支援体制の充実につきましては、平成25年度は子育て世帯の負担軽減を図るため保育料の見直しを行います。その他、乳幼児医療費助成事業や子育てサポート事業なども引き続き実施いたします。

次に、「衛生費」について申し上げます。

国民健康保険事業の状況も踏まえ、がん検診推進事業、各種予防接種事業、妊婦健康診査事業などを引き続き実施いたします。新規事業としては、小学6年生までの子どもを対象としたインフルエンザ予防接種補助を行います。

地域医療の充実につきましては、その中核となります垂水中央病院や肝属郡医師会垂水班との連携により更なる医療体制の充実に努めるために、引き続き必要な予算を計上しております。また、救急医療体制の維持につきましては、地域救急医療輪番制病院運営事業、大隅広域夜間急病センター負担金などの予算を計上しております。

次に、生活環境分野につきましては、循環型社会の構築を目指して、平成25年度も引き続き、収集・分別に係る経費や大隅肝属広域事務組合負担金などを計上しております。

生活雑排水対策につきましては、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、引き続き設置補助に加え、単独処理浄化槽からの切りかえ撤去費用の一部補助を実施してまいります。

次に、「農林水産業費」について申し上げま

す。

本市の地域特性を最大に活かした農業の展開、発展を図っていくため、人・農地プランを活用した新規就農者及び農業経営体の育成・確保対策や、防災営農対策事業などを実施いたします。主な事業としまして、中山間地域等直接支払推進事業、各種畜産業振興対策事業などを継続して実施するとともに、新規事業では、経営体育成支援事業、農地集積協力金交付事業を予算計上しております。また、小規模な灌漑施設を対象とする農業用水源確保対策事業も引き続き市単独事業で実施いたします。

耕地関係では、災害発生を未然に防止する県営農村災害対策事業負担金や、同じく県営事業である中山間地域総合整備事業負担金などを計上しております。

林務関係では、森林の有する多面的な機能の役割を十分発揮できるよう、間伐実施事業や森林整備地域活動支援事業などを引き続き実施いたします。

水産業の振興につきましては、依然として厳しい経営環境が続いているため、販路開拓支援として、平成24年度に引き続きトップセールスの旅費を計上しております。また、両漁協への短期貸し付けを継続するとともに貸し付け利子の負担軽減も図ることとしております。

その他主な事業として、海潟・牛根麓の2漁港の県営漁港整備事業負担金、種子島周辺漁業対策事業、ツーリズム推進事業補助などを実施いたします。

次に、「商工費」について申し上げます。

厳しい状況にある商工業支援として、引き続き運転資金や設備投資などの借入に関する商工振興資金利子補給や商工会運営に対する商工会運営費補助などの支援を行ってまいります。

雇用対策としては、景気の低迷で雇用の改善が進まない現状にあるため、平成25年度も緊急雇用創出事業による雇用の創出に取り組んでま

いります。

重点項目である観光振興につきましては、新規事業として、森の駅たるみずの温泉給湯設備整備事業、道の駅たるみずに木質バイオマスチップボイラを導入する温泉改修事業を計上しております。その他主な事業として、体験型教育旅行誘致を推進するための民泊推進事業補助、スポーツ団体誘致事業などを引き続き実施いたします。

次に、「土木費」について申し上げます。

産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路につきましては、引き続き元垂水原田線、内ノ野線改良事業を進めるとともに、その他の市道や集落道におきましても、各振興会からの要望や危険箇所の状況などを踏まえ、緊急度の高いものから整備を推進してまいります。

橋梁の長寿命化事業については、中洲橋外6橋の長寿命化工事実施設計委託料を計上しております。

その他の主な事業として、交通安全施設整備事業、県営事業の急傾斜地崩壊対策事業負担金、建設残土処分場の災害防止調査委託、市営住宅・定住促進住宅の管理費などの予算を計上しております。

次に、「消防費」について申し上げます。

消防救急デジタル無線につきましては、平成27年度の整備完了に向けて、平成25年度は実施設計委託料を計上しております。

消防力及び救急体制の整備につきましては、老朽化している消防団のポンプ自動車1台と救急車1台の更新を行います。

また、救急救命士の養成、病院研修や県消防学校における研修などの予算を計上し、消防職員等の資質向上を図ってまいります。

防災対策につきましては、重点施策である「安心・安全な垂水のまちづくり」のため、更なる防災体制の整備・強化を図ってまいります。新規事業として、コミュニティFMを使った防災

行政無線の可能性を探るためのFM放送シミュレーション調査委託、避難所の環境整備事業、土砂災害ハザードマップ作成を実施いたします。

次に、「教育費」について申し上げます。

小学校の施設整備につきましては、平成25年度は、柊原小学校と協和小学校の外壁改修工事、垂水小学校トイレ洋式化工事等を実施いたします。

垂水中央中学校の施設整備につきましては、平成25年度は、武道館新築、プール改築、屋外運動場整備及び侵入防止のフェンス工事を実施し、平成22年度から進めてまいりました大規模改造事業は一応完了いたします。

垂水高校振興支援対策につきましては、新たに通学費の助成を行うこととし、平成24年度から実施している検定料等補助などとあわせて支援を強化いたします。

学校教育につきましては、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めてまいりますが、そのための事業として、特別支援教育支援員の配置、理科大好きな子ども育成の事業、安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食事業などを引き続き実施いたします。

社会教育につきましては、新規事業として、和田英作・和田香苗記念絵画コンクール補助金、水之上体育館屋根改修工事などを計上しております。その他主な事業として、自然学校事業、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール事業、錦江湾シーカヤック大会補助などを引き続き実施いたします。

次に、「災害復旧費」について申し上げます。

災害復旧事業につきましては、予測困難なゲリラ豪雨に伴う土砂災害や、台風の強大化による風水害等の発生に備え、所要の予算を計上しております。

また、活動が活発化している桜島降灰対策につきましても、引き続き路面清掃や宅地内の降灰除去事業を取り組んでまいります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、「国民健康保険特別会計」について申し上げます。

国民健康保険制度は、農林水産業及び自営業者を中心とする制度として創設されてから、我が国の国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に、また、福祉の向上に大きな役割を果たしております。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く環境は、加速する高齢化、医療費の増大等、ますます厳しい状況が続いており、これまでの各種制度改革や内部努力にもかかわらず、国民健康保険制度が抱える脆弱な財政基盤の構造的問題は、一層深刻さを増してきております。

一方、都道府県単位化の推進の方針自体は、昨年の国保法改正等で着実に進められておりますが、昨年末に自民党が政権に返り咲いたことで、これまで進められてきた「社会保障と税の一体改革」がどう展開するか、今後も改革の動向を注視する必要がございます。

このような中で、平成22年度末で基金を使い切った本市の国保財政は、平成24年度いよいよ赤字決算を余儀なくされる状況に陥り、一般会計からの繰入金を必要とする状況となっております。

そのため、税率改定等も含め、国民健康保険事業運営の持続的かつ安定的な方法について、国保運営協議会に諮問し、御討議いただいているところでございます。

国保財政運営における医療費抑制策として、生活習慣病の早期発見・早期治療を促進するため、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導を実施しております。本市の特定健康診査の実施率は、国・県の平均を大きく上回っておりますが、さらなる受診率の向上を目指すため、現在、平成25年度から平成29年度までの5年間の「第2期特定健康診査等実施計画」を策定することとしております。さらに、医療費やレセ

プトの分析を通して、医療費の適正化に向けた事業の推進と普及啓発に努め、被保険者の健康保持増進を目指してまいります。歳入歳出予算の総額として26億8,895万4,000円を計上しております。

次に、「後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者の医療費を安定的に支えることや高齢者と現役世代の負担の明確化を図ること等を目的に平成20年度に導入され、6年目を迎えております。

この後期高齢者医療制度は、導入当初からさまざまな問題が生じており、新たな高齢者医療制度のあり方について検討が進められておりますが、その動向はいまだ不透明なままであります。社会保障制度の安定性と持続性を目指すことはもとより、世代間の納得が得られ、国民的な合意のもとでの改革が実現できるか注視する必要があります。

予算の構成としましては、歳入は被保険者から徴収する保険料と保険料軽減のための繰入金であり、歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものとなっております。

歳入歳出予算の総額として、2億1,130万4,000円を計上しております。

次に、「交通災害共済特別会計」について申し上げます。

交通事故で被災された市民の相互扶助を目的に昭和45年に設置されたこの共済事業は、市民各位の御理解と御協力によりまして順調に運営されております。今後とも、関係機関や各種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、事業の健全運営とあわせて加入促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は601万1,000円を計上しております。

次に、「介護保険特別会計」について申し上

げます。

介護保険制度は、急速な高齢化に対応すべく、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、介護が必要となる高齢者を支える仕組みとして事業を推進しております。

計画の基本目標である「市民一人ひとりが生きがいや夢をもち、住みなれた地域で安心して暮らせるまち垂水」を目指して、施設整備の方向性や介護サービスの充実を重要課題として取り組んでおります。

また、高齢者が可能な限り住みなれた地域で継続して生活できるための介護、予防、医療、住まい、生活支援などのサービスを包括的かつ継続的に提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた事業を推進してまいります。

歳入歳出予算の総額は、20億4,098万5,000円を計上しております。

次に、「老人保健施設特別会計」について申し上げます。

「垂水市介護老人保健施設コスモス苑」は、要介護状態となった方々の心身の自立を支援し、家庭生活への復帰を目指す施設として、平成9年の開苑以来16年目を迎えました。

施設運営につきましては、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、その有する能力に応じた自立への支援という介護保険法の理念にのっとり、利用者の側に立ったサービス向上に努め、より健全な施設運営が行えるよう引き続き努力してまいります。

歳入歳出予算の総額は、5億7,018万1,000円を計上しております。

次に、「漁業集落排水処理施設特別会計」について申し上げます。

今後も、牛根境地区の生活環境の改善と川や海の水質保全の向上を図るために、引き続き加入促進やコスト削減に努め、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,066万1,000円を計

上しております。

次に、「地方卸売市場特別会計」について申し上げます。

本市の公設地方卸売市場は、市民に新鮮な野菜等を豊富に、かつ、安定的に流通させる拠点として、また、近年は、流通構造の多様化や情報化の進展、食の安全への関心の高まりなど、生鮮食料品を取り巻く情勢は大きく変化している中、市民の食生活の安全と農業振興に大きく寄与しているところでございます。

今日、農業、流通業等については、TPPへの対応などの問題が山積しておりますが、今後も、社会・経済情勢の変化に対応し、利用者や消費者のニーズに応じられる機能の充実を図るなど、本市の特徴を活かした健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、422万4,000円を計上しております。

次に、「簡易水道事業特別会計」について申し上げます。

上水道と同様に、ライフラインとしての機能の確保・水道水質等の情報提供など、万全な体制の維持管理に努めますとともに、コストの縮減等事務事業の効率性の向上に努め、地域住民への「安全で安心な水の安定供給」に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,693万円を計上しております。

次に、「水道事業会計」について申し上げます。

平成25年度も国道整備に伴う配水管布設を行うとともに、ライフラインとしての機能の確保及び信頼性と安全性の向上及び施設の効率的運転を図るため、平成24年度に引き続き、施設が老朽化している井川配水池の改修工事に取り組んでまいります。

給水件数につきましては、減少傾向にありますが、平成25年度もなお一層の行政改革に取り

組むなど、企業経営努力をし、事業の安定的供給に努めてまいります。

予算の概要につきましては、業務予定量としまして、給水戸数7,000戸、年間給水量182万5,000立方メートルとして、所要の経費を計上いたしております。

収益的収支につきましては、収益総額が2億7,520万9,000円で、その主な財源は水道料金となっております。事業費用につきましては、総額2億6,067万円で、対前年度比670万9,000円の減となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が944万2,000円、支出総額が1億8,904万2,000円で、支出総額は対前年比5,594万4,000円の減となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、内部留保資金を充当してまいります。

次に、「病院事業」について申し上げます。

垂水中央病院は、昭和62年度の開設以来26年目となりますが、診療の質、経営の質を高め、地域の中核医療機関としての役割を十分果たしております。

他の自治体病院と同様に医師不足の状況を抱えながら、経営努力もあり、現状においては経営を維持しているものの、採算面で極めて厳しい状況にございます。

このような中、平成25年度も、開放型病院としての機能充実を図るため、市内開業医との協力のもと、地域医療連携を重点に更なる医療サービス提供に引き続き努めてまいります。

また、市民が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、平成24年4月から、在宅での生活を希望されている多くの住民のため、新たに在宅診療部を開設するなど、地域医療の充実に取り組んでいるところでございます。

平成25年度の予算は、業務予定量の年間患者数を、入院4万1,080人、外来5万5,380人の計

9万6,460人と設定いたしました。

収益的収支につきましては、収入総額が22億4,288万円、支出総額が21億7,738万3,000円でございます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が2億2,100万円、支出総額が3億8,857万1,000円を計上しております。

事業運営につきましては、今後とも独立採算を維持しながら、経営の安定・信頼性・安全性の向上を目指し、肝属郡医師会と協力してまいります。

以上をもちまして、予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、私ほか、それぞれの担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮迫泰倫） ただいま平成25年度の施政方針並びに各会計予算案について説明がありましたが、これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を3月5日及び6日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制としますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月25日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫） 明22日から3月4日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月5日及び6日に開きます。

△散　　会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これをもちまして散会します。

午後3時15分散会

平成 25 年 第 1 回 定例会

会 議 錄

第 2 日 平成 25 年 3 月 5 日

本会議第2号(3月5日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川 越 信 男	9番	北 方 貞 明
2番	堀 内 貴 志	10番	池 山 節 夫
3番	大 薦 藤 幸	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 靜 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎

---

欠席議員 0名

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 課 長	岩 元 悅 郎
副 市 長	寺 地 浩 一	商工觀光課長	塚 田 光 春
総 務 課 長	山 口 親 志	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	倉 岡 孝 昌	会 計 課 長	脇 孝 久
財 政 課 長	北 迫 瞳 男	水 道 課 長	川 井 田 志 郎
税 務 課 長	葛 迫 隆 博	監查事務局長	前 木 場 強 也
市 民 課 長	野 妻 正 美	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談		教 育 長	長 濱 重 光
サ ー ビ ス 課 長	中 谷 大 潤	教育総務課長	川 畑 千 歳
保 健 福 祉 課 長	白 木 修 文	学校教育課長	牧 浩 寿
生 活 環 境 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平
農 林 課 長	池 松 烈		

---

議会事務局出席者

事 務 局 長	磯 脇 正 道	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成25年3月5日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第15号～議案第23号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第1、議案第15号から日程第9、議案第23号までの議案9件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第15号 平成24年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案

議案第16号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第17号 平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第18号 平成24年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第19号 平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第20号 平成24年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第21号 平成24年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第22号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第23号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案

---

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長大蔵藤幸議員

[産業厚生委員長大蔵藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大蔵藤幸）おはようございます。

去る2月21日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、2月26日、委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第15号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案、議案第20号平成24年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第21号平成24年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案、議案第22号平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案及び議案第23号平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、総務文教委員長北方貞明議員。

[総務文教委員長北方貞明議員登壇]

○総務文教委員長（北方貞明）皆さん、おはようございます。

去る2月21日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、2月28日、委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第15号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目、及び歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第17号平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案及び議案第18号平成24年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）

案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第15号から議案第23号までの議案9件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第23号までの議案9件については、各委員長の報告のとおり決定しました。

△平成25年度各会計予算案に対する総括

質疑・一般質問

○議長（宮迫泰倫） 日程第10、ただいまから、平成25年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願ひいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については4回までとしますが、一問一答方式選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願ひいたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、5番池之上誠議員の質疑及び質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

今もなお北日本を初めとする各地で大雪の被害状況が報道されております。その寒波の影響か、例年になく梅の開花がおくれているようあります。「東風吹けば匂いおこせよ梅の花あるじなしと春な忘れそ」、東風とは、氷を解き、春を告げる風として、古来より雅語として取り入れられ、カライトモ標準語では「こんのかぜ」と言われるものでございます。水之上に鎮座する靈峰白山からの風が「こんのかぜ」に当たるのでしょうか。

本日は、その春を告げる東風に背中を押され、また快く先陣の栄をお譲りいただいた「新しい風」議員を初め、同僚議員に感謝をいたしながら、2013年第1回定例会総括一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

早速、議長より許可をいただきておりますので、25年度施政方針と当初予算について、通告に従い、順次質問してまいります。市長、担当課長の簡潔、明快な御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、施政方針の第2の柱、6次産業化と観光振興について伺います。

観光振興を促進するとともに、交流人口の拡大を図る施策については、これまで市独自の施策とあわせて、県の理解と協力のもとに、観光拠点となるべき施設等を整備いただいております。今後も、県との連携のもとに、各振興策を推進していくことは必要かと思っております。また、鹿児島県観光プロデューサーの奈良迫氏が、平成23年7月から24年11月まで8回にわたり、鹿児島県が取り組んでいる教育旅行を初め、農業や水産業体験など、観光振興への提言をされております。その中で、垂水市の取り組みも、

スポーツ合宿、漁業体験・農家民泊などの教育旅行、地域の優位性など、観光振興への可能性を高く評価され、今後を期待する内容で随所に紹介をされております。

今回、水産課と商工観光課が再編されることもあり、関連する4項目について順次質問をしてまいります。

まず、スポーツ合宿と教育旅行への取り組みについて質問いたします。

市の重要政策として、交流人口の拡大による地域の活性化が挙げられております。スポーツ合宿は「さんふらわあ」とタイアップした取り組みで、関西圏の学生誘致に実績を上げてきております。市長も昨年10月ごろ、大阪市内で、大学生を中心とした「かごしまスポーツ合宿セミナーin関西」で誘客に努力されてきております。2月24日の新聞では、「垂水市以外の大隅2市3町の施設を使い、24大学、大隅半島にスポーツサークルが集合」と報道されており、県内各地でもアマチュア・プロを問わず、誘致合戦が熾烈をきわめております。確実に来ていただけの取り組みが急務と考えますが、今後の取り組みを具体的にお伺いし、どのように地域活性化につなげるのか、お伺いいたします。

また、最近の修学旅行は、物見遊山的な旅行から、農業・漁業などの体験、火山・震災などの自然学習、歴史・文化の探訪、平和学習、環境学習等さまざまであり、複数のカリキュラムを取り入れる学校がふえてきております。そのために、ほかにないユニークなメニューや、体験中の安全確保が最重要となってきております。平成20年から教育旅行の体験メニューとして、垂水市漁協が、海の桜勘「カンパチ」えさやり体験の受け入れを行い、奈良県生駒市大瀬中学校の1校から始まった漁業体験旅行が、24年度は9校、1,161名の受け入れとなり、25年度は12校の予定が入っている現状と聞きます。今後もますます増加が予想されております。今後の教

育旅行受け入れの取り組み方や地域活性化の方策を具体的にお伺いいたします。

次に、教育旅行に関する漁家・農家民泊について質問をいたします。

垂水市漁港の漁業体験旅行受け入れについては先ほど述べたとおりですが、県内外に同様な好条件に恵まれた漁港は少なく、漁業体験をしたい学校がふえている中で、大きな誘致の柱になっております。漁師の家の民泊も始まっております。また、体験型修学旅行においては農業体験の素材に恵まれた大隅地域は魅力であり、グリーン・ツーリズムとしての農家の民泊も始まっております。

これまで北方議員が主に質問をされてきましたが、漁業体験に伴う船舶保険や民泊受け入れの支援等については、前向きな回答を得られておりません。教育旅行など、民泊を現在の受け入れ体制も生かしながら、ツーリズム推進協議会を有効に活用し、一方では、直接受け入れができる体制づくりを構築することが今後の大事な事業展開の1つと考えます。直接受け入れによる中間搾取がなくなることで、民泊手取りアップ、地域経済への波及効果も大きくなるものと思っておりますが、本市の受け入れ体制の人的あるいは組織的強化策についてお伺いいたします。また、あわせて、直接受け入れができるまでの民泊への助成への考えはないか、改めてお伺いいたします。

次に、カンパチ祭りを始めとする養殖業者への支援策について質問をいたします。

垂水市漁協のカンパチ祭りも定着しつつあり、定期的に行われております。長島町のおさかなまつりでは、1日で約1万8,000人の集客と800万円を超える売り上げを達成しております。会場外でも、町内の道の駅や食堂、町内限定販売の焼酎など、相当な波及効果がもたらされていると聞いております。そのほかにもさまざまなイベントを実施して、事業効果を上げていると

聞いております。その理由は、町のイベント支援が大きな役割を果たしており、支援額に対して5～6倍の事業効果が出ているとのことです。地元農水産物を景品にするなど、地産地消に役立つ取り組みが行われていることも当然のことです。

本市の産業祭等でも同様の取り組みを行っていると思いますが、交流人口の増加、観光振興の面からは、まだまだ学ぶべき点があるのではないかと思われます。地域活性化を図るためにも、人を引きつける魅力ある官民一体となったイベントの取り組みが必要かと思いますが、垂水市の支援計画、方策をお伺いいたします。

また、養殖業者に対する支援ですが、先日の新聞で「カンパチ不振深刻」という記事が掲載されました。同じく、鹿児島県13年度予算の水産振興の記事では「販売対策に本格支援」の見出しで、カンパチの緊急販売対策に乗り出したことなどが紹介されておりました。県が特定魚種の販売を集中的に直接支援することは異例のことだと思います。また、在庫過多の今の時期こそ、消費拡大の好機と捉え、輸出を含めた販売対策にも力を入れていくと聞いております。

垂水市は、昨年からトップセールスということで海外への販路拡大を検討されておりましたが、どのような現状であるのか、お伺いいたします。

また、付加価値をつける6次産業化が急務なわけでございますが、現実問題として、果たして、経営危機状態にある生産者への最善策であるか、首をかしげる感も否めません。養殖業者支援のために、低利子の経営資金貸し付けや、現実的な浜値に直結する販路拡大に向けた取り組み等をどのように考え、実行されていくのか、お伺いいたします。

次に、垂水しおかぜ街道について質問いたします。

県が進めている錦江湾しおかぜ街道構想に基

づき、垂水市でも、県の理解と協力により、これまで宮脇公園、海潟トンネル旧道、海潟さくら公園、道の駅、ウォークボード、牛根埋没鳥居展望公園、垂水港レンタサイクルステーションなどを、魅力ある観光地づくり事業で整備が進められておりました。相当な事業費が既に投入され、その規模は、総額は何億円規模と推測いたしますが、いずれも市の要望に県が応えていただいたものだろと理解しております。しかしながら、整備したにもかかわらず、その後の活用がどうなっているかというと、明確な観光振興の具体的方向性をいまだに打ち出せないままにいるのではないかと、疑問に思うところあります。

レンタサイクル構想も、以前答弁があったかと記憶しておりますが、どのようにになっているのでしょうか。交流人口の拡大、地域活性化を図るためにも、整備された施設を最大限生かすことは垂水市の務めと考えます。しおかぜ街道として、今後の利活用策と維持管理体制についてお伺いし、あわせてレンタサイクルの導入計画についても明確な答弁を求めます。

2番目に、政策調整枠、元気な垂水づくり事業について質問いたします。

総事業数15事業、総事業費1億2,600万円弱を計画し、予算措置がしております。その中で、住宅用太陽光発電設置事業補助金135万円が計上しておりますが、その内容について、具体的に説明を伺いたいと思います。

本市の自然エネルギー事業といえば、高崎のメガソーラー事業があります。平成24年12月21日にリニューアブル・ジャパンとの間でメガソーラー立地協定調印式が県庁で行われております。高崎の市有地約11万8,000平米に克灰仕様の太陽光パネル約4万枚を設置して、最大出力8,800キロワットの太陽光発電所をつくる計画で、2013年3月着工して、14年3月の稼働を目指す予定だと承知しております。

再度、確認の意味からも質問いたしますが、協定書の内容、今後の事業工事等についてお伺いします。

また、速やかな事業進捗に協力する立場になろうかと思いますが、今後の事業を進めるに当たり、課題等はないのか、あわせてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（塚田光春） 池之上議員のスポーツ合宿と教育旅行の質問について、お答えいたします。

スポーツ合宿につきましては、平成25年度も昨年度に引き続き、関西大学の準硬式野球部などの数校の合宿誘致を初め、鹿児島県内外のあらゆるスポーツの合宿誘致に努めたいと考えています。特に、鹿児島実業サッカー部主催で、平成25年5月2日から6日までの5日間開催されます九州ジュニオールスーパーリーグは、九州内の高校サッカー強豪校約10チームが参加する大会で、宿泊人数や宿泊数を考えますと多大な泊数となり、その関係者の参加を含めますと、大きな経済効果があると思っております。中でも、平成24年度全国大会で優勝しました宮崎県の鵬翔高校も昨年度に引き続き参加する予定でございますので、見学者もふえるものと思っております。

ちなみに、昨年は大学・高校合わせて、実数で718名のスポーツ選手に来ていただきました。これらのスポーツ合宿をすることで、市内の宿泊施設はもちろんのこと、食材等の購入に伴い、各商店街の活性化が図られるものと思います。

次に、教育旅行の取り組みでございますが、昨年は本市に中国・関西方面から14校の中・高校生が来て、そのうち、5校の民泊受け入れを行いました。平成25年度は26校の予約が入り、そのうち、民泊受け入れも12校の予約を既にいただいております。今年度は、千数百名の修学旅行を受け入れることで、民泊受け入れ収入確

保、先生や旅行会社の方が宿泊する市内の宿泊施設、また、千数百名の修学旅行が1泊から2泊しますので、この滞在期間中の食材等の購入に伴い、商店街の活性化が図られます。

それから、民泊受け入れ家庭の談話の中で、修学旅行生を受け入れることで子供たちから元気をもらうという話をよくされます。つきましては、修学旅行生を受け入れることで、民泊受け入れ家庭を初め、受け入れ家庭関係者や周辺地域の心の活性化にもつながるものと思っております。

次に、漁家・農家民泊の質問についてお答えいたします。

まず、民泊受け入れ体制でございますが、平成21年度、ツーリズム推進協議会を立ち上げ、会長が市長で、事務局を商工観光課で担い、商工観光課の管轄であります森の駅を教育旅行の受け入れ窓口にしております。

次に、旅行会社から直接受け入れは考えていないのかという質問でございますが、本市の場合、平成22年度に民泊を受け入れてから今年度で3年を経過しましたが、現在、民泊の受け入れ家庭は87戸で、大きな学校は単独で受け入れられないのが現状でございます。しかしながら、6クラス程度以下の学校であれば、周辺自治体の民泊受け入れ家庭の協力をもらえば受け入れられますので、このような学校をターゲットに、現在、中国・関西方面の中・高校や旅行会社を訪問し、直接受け入れができるように誘致活動をしているところでございます。

次に、民泊受け入れ家庭の収入確保について、支援は考えていないのかという質問でございますが、現在、1泊2日の体験つきで約5,500円でございますが、旅行会社から直接受け入れた場合、もう少しは上積みができるものだと思いますので、先ほど申し上げましたように、1年でも早く旅行会社から直接受け入れができるように努めているところでございます。

民泊の受け入れ家庭への支援は、県内の自治体の支援状況や、民泊受け入れ部会との協議を行い、検討してまいりたいと思います。

次に、受け入れ体制の組織体制は十分かという質問でございますが、現在、商工観光課の職員と森の駅の臨時職員で教育旅行の受け入れ体制をとっておりますが、人員的に不十分であることは十分認識しております。今後、来年度は企業支援の補助金等がありますので、この補助金等を活用できないか、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○水産課長（岩元悦郎） 池之上議員の養殖業者への支援ということで御質問にお答えいたします。

カンパチ祭りは、年2回、毎年5月と9月に、それぞれ2日から3日の日程で垂水市漁協が海浜漁港で開催するイベントでございます。垂水市は、同イベントの準備から開催期間におけるまで、水産課職員全員で催しのお手伝いという形で人的支援を行っております。長島町ではおさかなまつりというイベントがあり、町が年200万円の補助金を支出しておられます。垂水市では、カンパチ祭りの補助金は支出しておりませんが、漁業体験学習、遊漁船に係る損害保険や修学旅行生のブルー・ツーリズム関係に250万円を重点的に予算配分しているところでございます。これは、将来を見据えた魚食普及の推進という観点からでございます。今後もブルー・ツーリズム関係につきましては継続して予算配分してまいりますが、カンパチ祭りにつきましては人的支援で対応していきたいと考えております。

次に、カンパチ養殖業者に対する支援について、低金利の融資等についてのことでございますが、御周知のとおり、養殖業を取り巻く状況は、燃油・えさ・資材の高騰、また魚価の低迷等により大きな打撃を受け、漁業者は疲弊しております。垂水市では、この状況の中、垂水市・

牛根両漁協へ水産振興資金貸付金1億8,000万円の継続、また、これに係る利息の軽減も図るとともに、市長による販路拡大のトップセールス、各種イベントでのPRを行い、垂水カンパチの普及を推進してまいりこととしております。養殖業者に対する例えば低利の融資等につきましては、直接的にまた正式に金銭的な援助の話は伺っておりませんが、養殖業者の困窮は十分に認識しているつもりでございます。他の産業、農畜産業、商工業との兼ね合いもございますので軽々に判断できないところでございます。今後も、鹿児島県、また漁協と連携し、人的支援を含め、垂水市ができる支援を行ってまいりたいと思います。

次に、市長のトップセールスについてでございますが、市長のトップセールスにつきましては、市長も公約の2番目に掲げられておりますことから、平成24年度はさまざまな場所で、またさまざまな形でのトップセールスを行われております。

まず、国外においては、両漁協の要望を受け、昨年8月から9月にかけ、ベトナム・香港・マカオにおいてカンパチの販路開拓を行っていただきました。そして、その成果として、訪問国また近隣国から、昨年10月からことし1月までの4ヵ月間で約940キログラム、金額にして137万円の注文があり、今後も続く見込みでございます。また、アメリカにおきましては、牛根産ブリ加工品の販路開拓のための商談を行っていただき、牛根産ブリ10万匹分、金額にして約4億円の買い取り先を確保していただきました。この国外におけるカンパチ・ブリの販路確保は、いずれも市長のトップセールスがあつてこそその成果だと思っております。垂水カンパチの生産者、牛根ブリの生産者の収入増にも直結していくものと、両漁協及び養殖業の皆様も評価されているところでございます。

また、国内におきましても、つい最近では、

県自治会館で開催されましたふるさと市場において、知事とともにオープニングに参加され、また、東京上野松坂屋等で開催された大九州物産展では、店頭に立ってカンパチ・ブリのトップセールスを行っていただきました。その姿がテレビ、新聞等のマスコミでも報道されております。御周知のとおり、テレビコマーシャルの枠、また新聞の広告枠を買い取れば相当の金額が必要です。私たちが同様のイベントに参りましても、なかなかマスコミには取り上げてもらえない。そのようなことを考えますれば、ここでも市長のトップセールスが垂水カンパチ及び牛根ブリの一定の知名度アップとなり、その販売促進を促し、ひいては漁家の収入増に寄与しているものと思うところでございます。

ただ、全国、また世界の津々浦々に垂水の魚を認知していただくという視点で申し上げますと、まだその広報活動は緒についたところでございます。今まいた種が果実をもたらすには一定の期間がございます。（「答弁は簡潔にしてやれよ」と呼ぶ者あり）今後とも、両漁協は垂水ブランド確立のため、長期的な戦略の中で、その交渉において、かなめとなるときに市長へのトップセールスの依頼があろうかと思いますが、市長には、時間的また予算的に市の水産行政へのとり得る可能な範囲でのトップセールスの継続をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春）次に、しおかぜ街道の質問について、お答えいたします。

鹿児島県では、薩摩半島の長崎鼻から大隅半島の佐多岬まで、鹿児島湾沿いの海岸線約240キロメートルを錦江湾しおかぜ街道と位置づけて、多くの人たちが楽しめる遊歩道の整備を計画されております。

そこで、垂水市におきましては、美しく長い海岸線の利活用を図るために、平成22年度に垂水しおかぜ街道構想を策定し、鹿児島湾沿いの護

岸を利用したところの遊歩道の整備や、その中継地点の観光施設の整備を県のほうへお願ひし、これまで、海潟のさくら公園や牛根麓埋没鳥居展望公園など、数多くの観光地としての施設整備をしていただいたところでございます。

そこで、施設整備の後の維持管理と利活用でございますが、例えば、海潟のさくら公園の場合、除草や清掃の管理は垂水市漁協と維持管理契約を締結し、トイレの光熱費等は市で負担しております。また、利活用につきましては、教育旅行受け入れ時のトイレや駐車場として利用されております。

牛根麓埋没鳥居展望公園の維持管理は、土地所有者と除草などの維持管理契約を締結し、利活用につきましては、ほとんど毎日のように車数台の見学者が訪れて、好評を博しております。

次に、しおかぜ街道の中継地点におけるレンタサイクル事業でございますが、今のところ、しおかぜ街道沿線周辺の観光地整備をしておりますので、これらが完成してから各中継地点でそれぞれのサイクルコースをつくり、レンタサイクル事業に取り組みたいと思います。なお、それぞれの中継地点で観光コースが組めるような整備ができて、レンタサイクル運営等の条件整備が整えば、先行的にブロック単位で実施することも検討していきたいと思います。

以上でございます。

○企画課長（倉岡孝昌）政策調整枠、元気な垂水づくりに関する、まず住宅用太陽光発電設置事業補助金についてでございますが、平成25年度より当面向こう5年間の計画で、住宅に設置される太陽光発電について、1キロワット当たり1万5,000円、上限4万5,000円の補助金を交付し、太陽光発電の普及に取り組みたいと考えております。なお、補助金の財源として、高峯でのメガソーラー立地による市への収入を見込んで

いるところでございます。

次に、メガソーラー事業について、お答えいたします。

まず、立地協定の内容についてでございますが、大まかに申し上げますと、2点ございます。1点目は、公害防止という観点から、建設地及び周辺地の公害防止及び環境保全等について必要な処置を講ずるものとするというような条項、また2つ目といたしまして、労働力の確保ということで、地域振興の観点に立って、施設建設、管理については地元からの優先的な雇用に努力することとしておりまして、また、立地協定には直接盛り込んでおりませんが、工事実施に当たっては地元業者を優先的に使っていただきたいということもお願いしているところでございます。

現在は、3月末の着工に向けて、工事実施図面の作成など行われておりますし、今後の大まかな作業工程は、調整池及び排水路工事、造成工事、パネル基礎工事、パネル架台工事、パネル設置工事、配線及び電気設備工事、試運転と進んでいくようありますし、完成は平成26年3月見込みと聞いております。

また、今後の事業を進めるに当たっての課題等でございますが、工事にあっては、敷地に斜面の部分が多く、一定した傾斜でもありませんので、基礎工事などの作業の効率性が悪く、手間を要すること、完成後の発電量に関しては、斜面の向きが望まれる方向に向いておりませんことから、発電量が落ちます。特に、グラウンド横の水路部分につきましては、北向き斜面も生じまして、パネルの設置面積が減少したり、発電量の低下にもなり、マイナス要因と想定されます。

一方、桜島降灰対策も課題でございまして、現在、市役所屋上のパネルで清掃作業の試験を行っておりますが、効率的な作業方法や作業頻度など、今後の実際の作業を行いながら検討する

こととなる部分があると思います。市で想定される大まかな課題はこのようなことかと思っております。

○池之上 誠議員 一問一答でお願いいたします。

まず、スポーツ合宿と教育旅行でございますけれども、奈良迫さんがこのように結構コラムをつくって、応援されているんですね。スポーツ合宿についても、先ほど言いましたように、市長が関西で、これは前水迫市長の時代からなんですけれども、直接行って、誘致をされているというところで、非常にそれは垂水市にとってもいいことだなというふうに思っているわけですけれども、要は、奈良迫さんが言われるには、おもてなしの心ですかね、そういうところが、やはり合宿をした子供たちがまた垂水で感動を、そういうスポーツを通じながら感動を得られるんだと、そのためにはやはり垂水市がその子供たち、合宿をする子供たちに一生懸命真心を持っておもてなしをすると、そういう風土もあるし、そういう地域性もあるということで、本当に垂水のことを褒めてくれているわけです。また後で時間があつたら、もう読まれていると思いますけれども、ぜひ紹介をしてもらえばなというふうに思っております。

そしてまた、あと教育旅行についても、新幹線が全線開通しまして、それによりまして、昔の貸し切り列車とか、そういうふうな制度が県のほうも頑張ってやっていると。そういうところで、大隅としては結構、3つのポイントがあるんだということで、教育旅行に関しては3つのポイントがあるということで、非常に優位性があるというふうに言われております。

1つは鹿屋の航空基地ですかね、自衛隊、それともう1つは内之浦の宇宙観測所、そしてもう1つを垂水市の垂水漁港のカンパチのえさやり体験、そういうことを言われております。これを生かして教育旅行につなげていかないといけ

ないというふうに言われている。そしてまた、昔は修学旅行と言っていましたけれども、修学旅行の思い出というのは結構、中学生、高校生ですから、純的な思い出が多分残るんだろうと、そしてもう1回行ってみたいという気持ちになると、リピーターになるということも書いてあります。

そういうところからいけば、垂水は漁協でポイントが1つあるんですけれども、連携をした取り組みということが非常に大事になってくるんじゃないかと思っております。そういう中で全体の、大隅なら大隅でもいいけど、鹿児島県としても結構、歴史にしても、鹿児島に行けば結構、島津家とか、あと明治維新の西郷さんとか、結構あるわけとして、そういう全体としてのマネージメントが必要なんじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、じゃ垂水市はどのようにして、そういう県全体あるいは大隅との連携、関係をつくっていかれるのかですね、その辺を1点、お聞きしたいと思っております。

○商工観光課長（塙田光春） 池之上議員のスポーツ合宿と教育旅行の2回目の質問について、お答えいたします。

まず、スポーツ合宿の大隅地域との連携につきましては、スポーツ合宿を大隅地域で受け入れるための誘致活動を大隅4市5町と連携して行っているところでございます。

次に、教育旅行誘致の大隅地域との連携につきましては、今後、大隅地域全体で教育旅行を受け入れるための対策として、平成23年度に大隅4市5町で構成する大隅広域ツーリズム推進協議会をつくっておりまして、本市はその事務局を預かっているところでございます。そこで、平成24年度は、大隅広域ツーリズム推進協議会により、教育旅行を誘致するためのパンフレットの作成やDVDの作成をしたところでございます。

今後は、このパンフレットやDVDを使い、大隅広域ツーリズム推進協議会で誘致活動に努めていきたいというふうに考えております。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。結構、考えてみれば、本当に修学旅行じゃなくて、教育旅行に適した環境だと、鹿児島県はですね。特にまた大隅も適した環境だというふうに思っておりますので、今後、県との連携、あるいは大隅、あの市町村との連携、それを密にして、ぜひとも子供たちを呼んでいただきたいと、それが一番人口交流になるし、また地域の活性化にもつながっていくんだろうと思っております。本当に頑張りどころですので、市長、よろしくお願ひをしておきます。

この件については、以上で終わります。

次に、漁家・農家の民泊についてですけれども、今さっき87戸と言われましたですかね。だから、大きな学校であると、単独の受け入れができるないというふうになっておりますけれども、この前、3月1、2に何か講習会をやっておられますね。教育旅行受け入れ人材育成事業セミナー、限定20名でしたけれども、この辺はどうでしたかね。その辺を2回目、ちょっと教えてください。

そして、あと受け入れの登録数と実施の戸数がちょっと差があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の課題と解決策についてもちょっとお聞きしたいと思います。

そして、奈良迫さんがコンプライアンスということで、体験をさせること、そして食事を一緒にすること、そして家庭の団らんをすること、この辺が必要だと言われていますけれども、受け入れ家庭の拡大というところにおいて、そういう体験をできない人、させられない家庭はどうなんだという思いがあるわけですね。その辺については、一般家庭での受け入れ、その辺についてはどうなのか、わかる範囲でいいですけれども、2回目、お願ひします。

○商工観光課長（塚田光春）まず、1点目の受け入れ家庭における人材育成事業なんですが、商工観光課事務局でやっております垂水市活性化推進事業ということで、今、民泊教育旅行を主体としたところで人材育成事業ということで、料理体験ですとか、受け入れ家庭について、そういう体験講習だとか、いろいろもちろんやっていますけれども、20人が限度というような感じで、一応文書は流しておりますけれども、20人以上でも十分そこについては可能でございます。（「したんじゃないの」と呼ぶ者あり）やりました。（「何人ぐらい」と呼ぶ者あり）約20名ぐらい来たかと思います。

次に、民泊受け入れ数の登録数と受け入れ数の違いなんですが、民泊受け入れ登録者であっても、実際、修学旅行生をいざ受け入れるとなると、冠婚葬祭があったり、体調が悪かったりして、約30%程度の方は受け入れが不可能でございます。そういうことから、やはり今後、87軒でなく、150軒程度の受け入れ家庭をつくっていきたいというふうに思っております。

次に、農業や漁業の体験をできない人たちへの対応ですね、これらの今後の受け入れ体制について、どのように考えているかというような質問だったかと思うんですけれども、これにつきましては、本来、都市部の住民が地方の農家や漁家で、余暇を利用し、農業や漁業体験をするグリーン・ツーリズムが始まりでございまして、しかし、本市の場合、専業の漁家はおりますが、専業農家の方はいらっしゃいません。兼業的に農業や漁業をされたり、その他の職業の方が大半でございます。

そのようなことから、体験も、農業や漁業体験以外の登山や、そばづくり体験などの生活体験をしております。また、体験ができない場合の措置としまして、プレジャーボートを持っていらっしゃる方に、漁業体験のみをお願いする仕組みも今つくっているところでございます。

なお、民泊の受け入れをする場合、事前に学校へ、各受け入れ家庭の体験内容を提出する必要がありますが、旅行会社や学校、県からの指摘等はこれまでないし、かえって体験が多岐にわたっていることから、好評を得ております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。これもスポーツ合宿と一緒に、教育旅行に関連して頑張っていかないといけない。先が見えている事業ですので、よろしくお願ひをしたいと思っております。

そして、あと養殖業者の支援についてもあつたんですが、これは水産課長が最後なのかどうか知りませんけれども、丁寧に答えていただきまして、あとはまた水産業については3～4人ほど質問者がいらっしゃいますので、その方たちに私の分をちょっと後で話をして、言ってもらおうと思っております。

しおかぜ街道についても、後でまた北方議員がやられると思いますので、そちらのほうに回していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。時間がございません。

ソーラーについていきますけれども、135万円、4万5,000円が限度ということで、我々は高知県の構原町に所管事項で行ったんですけども、そこは1キロワット20万円で、80万円が限度というふうになっております。それを比較しても、相当な差があるなというふうに思っておりますけれども、その辺の補助金の差が大きいところはどういうところなのか、簡潔にお願いします。そこだけですね、1点、簡潔に。

○企画課長（倉岡孝昌）住宅用太陽光発電設置事業補助金に関する2回目の御質問にお答えします。

構原町は、議員御指摘のように、非常に充実した補助金制度を設けておられるようでございます。住宅用の太陽光発電補助制度を実施しております県内10市に照会いたしましたところ、

県内10市平均の補助額は、1キロワット当たり3万1,500円でございました。県内平均と比較いたしましても、檍原町の補助金は相当高目の設定をされておるというような状況のようございます。

一方で、国の補助枠は、1キロワット当たり3万5,000円もしくは3万円となっており、県の補助額は1キロワット当たり1万7,500円もしくは1万5,000円となっております。

本市は、県の制度を参考に補助金を算定いたしておりますが、年々システム価格も安くなってきてることや、本市においては比較的安価なシステムの販売も予定されており、県と同額の1キロワット当たり1万5,000円と算定したところでございます。

○池之上 誠議員 それが大体普通なんだなと、今、思いました。檍原がちょっと異常でしたかね。まあそれはそれでいいとしまして、多分リニューアブル・ジャパンの製品を使われるんだろうと思いますけれども、うちのほうの原資はリニューアブル・ジャパンの収益からというところでしたから、その辺の絡みもあるのかなと思っておりますけれども、聞けば、ちょっと中国製品だということで、中国製品を使うなとは、言いたいんですけども、言いませんけれども、その中で、品質的にはどうなのか、中国製品を使うとしたらですね。あと、その保証はどのぐらいあるのか。つけたら終わりですよとか、そういうのがあるのかですね。そしてまた、この保証金というのは、今、県を参考にしたということですので、国産製品も一緒なんでしょうけれども、どうなのか。その辺、3回目ですね、ちょっと教えてください。

○企画課長（倉岡孝昌） 3回目の御質問にお答えいたします。

議員の御質問にありましたように、中国製等の外国産のパネルは、国産のものと比較しまして安価な商品になるようでございます。また、

国外産パネルは世界的にも評価を受けており、日本国内においてもシェアを伸ばしているようございます。住宅用太陽光発電設置に係る国・県の補助金におきましては、財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けて、システムを設置する場合に補助対象となっており、また、モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が、メーカーによって出荷後10年以上保証されることも補助対象要件の1つとなっているところでございます。

本市の補助金としましては、国の補助金交付確定通知書の受理を補助対象要件の1つとすることを予定しておりますので、国の補助要件の性能を満たすこととなります。

保証についてでございますが、先ほど申しましたように、国外製品は日本製と比較して安価であるわけでございますが、保証に関しましては20年から25年の長期保証をしているシステムもございますので、このような製品が対象にならうかというふうに思っております。

○池之上 誠議員 せっかく自然エネルギー、そういう中でリニューアブル・ジャパンを選定されたというところで、そういう製品を安価で多分、垂水市民のほうには設置してくれるんだろうというふうに思っております。

そういう中で、官公庁あるいは学校関係が光熱費、電気代とか、そういうのをこのソーラーで貯えないとという思いがあります。そういうときにやっぱり、リニューアブル・ジャパンのやつを使ってもいいんだろうけれども、そういう考えですね、公共の施設に太陽光パネルを設置して、太陽光の垂水市として売り出すということも1つの夢だろうと思いますが、その辺について、公共施設のソーラー設置への事業展開ということについて、市長、どう思われているか、ちょっとその辺ひとつ聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） おはようございます。池之上議員の4回目の御質問にお答えをいたしま

す。

議員御指摘のとおり、太陽光発電設置を公共施設で設置することは、再生可能エネルギー普及促進の観点からも非常に有効な施策であると考えております。公共施設への設置については、建物自体の耐久年数や屋根構造の安定性などの構造的なこと、また投入費用の対処など、検討する必要があります。今後は蓄電池の開発もさらに進み、蓄電容量の大きいものが現状より安価で導入できる可能性も大いにあると考えられ、公共施設へ太陽光発電設置とともに蓄電池を設置すれば、防災拠点の充実も図れるものと考えております。

1番の問題は、導入費用の対処にあると考えておりますけれども、趣旨は大変よく理解できますので、ほかの自治体での活用事例など研究の上、さきに申しましたこと等を踏まえて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。市長、だからできないじゃなくて、どうすればできるか、市長が言わしたことですね、そのまま頑張ってやっていただきたい。これは明るい事業、展望だと思いますので、頑張っていただきたいと思います。

続きまして、高峰のメガソーラーですけれども、マイナス要因として、北向きの斜面があると、水路のあたりだと思うんですけれども、その辺で発電効率が落ちる、ソーラーの設置面積が減るというようなところがありますけれども、その辺の問題解決策というのはないのかですね。土木工事で言えば造成ということが一番手っ取り早いと思うんですけれども、その辺の考えはどうなんですかね。事業を推進するに当たり、垂水市も協力をしないといけないという観点から言っておりますけれども、その辺はどうですか。

○企画課長（倉岡孝昌） メガソーラー事業に

ついての2回目の御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたように、水路部分につきましては平坦に造成することで、パネルの設置面積、発電効率に関する課題解決になります。

高峰のメガソーラー発電設置事業は、全体的な工程の都合から3月には着手したいという意向で進められておりまして、一定の高さの切り土、盛り土を伴う開発の指導監査を行う県の土地利用対策要綱の適用を受けない範囲において、工事が進められる予定でございます。このことで、先ほど御指摘のありました水路部分について申し上げますと、平坦にできる面積が限られているところでございます。

この手続を経るに当たっての技術的な問題はクリアできるようですが、手續に3カ月余りを要し、工程が厳しくなるとの理由から、手續を要しない範囲内で造成し、事業を進めるという経緯に至ったと聞いているところであります。

なお、今回の開発につきましては、開発規模も大きくなりますことから、垂水市傾斜地における土木工事の規制に関する条例に準じて、工事の届け出をしてもらうこととしております。

さきに述べましたように、土地利用対策要綱の手續を経て、水路部分を平坦にして造成してパネルを設置することになりますと、3カ月ほど工事がおくれ、全体の事業計画に支障を来すようになるようでございます。

なお、土地利用対策要綱には、国及び地方公共団体が行う開発行為にはこのような要綱は適用しないという条項もありますが、本市は、当初の段階で、この事業を推進するに当たりまして、事業者と市の役割に関する覚書を交わしております。その中では、市は事業用地の提供等としており、市が土地を直接造成することは当初の考えにはございませんでした。

○池之上 誠議員 土地造成をすればその問題は解決できるというところ、そして、覚書で、

市はただ土地を貸すだけだと、そういう造成はしないという覚書があるということで、そうしたらもう、その覚書どおりにするんだつたらしようがないなというふうに思いますね。だけど、垂水市がして、どっちみちリニューアブルもするかもしれない。そうなったときに、その土地を造成して、造成した土地を貸しますよというようなときになったときには、その開発、土地造成費用というのが出るけれども、それはまた使用料というか、土地代金に含めた上で20年間で返済してもらうとか、いろんな政策、解決策はあると思うんですよね。

そうした場合に、私が思うのは、3ヶ月おくれるよりも、自治体がするんだつたらそういう要綱が撤廃できるというのであれば、垂水市がして、それでリニューアブルに渡すと、その原資はあなたが、だけど、後で出してくださいよと、そういうふうな決断、話を持っていけば、できる話じゃないかと思いますけれども、市長、そうすれば市の業者に直接、市の直轄工事として造成が出されると、それでリニューアブルのほうも、3ヶ月もそういう申請とかいろんな手続をしなくても済むと、そういうことができると思うけど、これは市長決断だと思います。その辺は市長、どう考えますか、その点について、自分でするというきになって、覚書を外してですね。

○市長（尾脇雅弥） メガソーラー事業についての3回目の御質問にお答えをいたします。

経緯は先ほど担当課長がお答えしたとおりでありますて、そのような具体的な相談を事業者から直接は受けておりませんけれども、市でもって造成することを、そういったことで検討したことはありませんけれども、市が造成することに問題がなくて、財政負担もないなど条件があれば、検討に値するというふうに思います。

御指摘のとおりの、この事業では市内業者は大手企業からの下請として受注することとなる

と思われますけれども、市が造成工事を発注することで、市内業者が直接受注することにもなります。また、年限の長い事業でありますので、事業計画が安定してまいりますことは望ましいことでございます。大変、業界の皆様も厳しい中で、このようなことについて事業者から相談がございましたら、担当課に前向きに検討させるように指示をしたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 4回目、最後になりますけれども、高峰の市有地を開発するということで、これまで観光資源として開発をしてきた、投資をしてきたというところで、議会にもいろんな声があったのは承知しております。市長も承知をされていると思います。それでも、やはり政治決断というか、福島の原発以来、自然エネルギーを使った開発が待望されているわけですけれども、垂水市もこの大型プロジェクトと呼んでもいいようなメガソーラー発電所をつくると、それは市長の決断があったからだろうと思っております。

であればやはり最後まで、市長の決断というのがあるし、垂水市も議会も、メガソーラーがちゃんとできて、垂水市民に恩恵が渡せるような事業にしないといけないという思いが強いわけです。そのためには、今、この土地造成についても三方丸くおさまるんじゃないかというような思いがありますので、ぜひ、事業者からそういう声がなくても、こういう方向もあるよというようなことぐらい言ってもいいんじゃないかと、そういうふうな推進の仕方をしてほしいなというふうに思っております。

これについては、一生懸命頑張っていただきたいと思っております。

残るところはあと1分を切りましたけれども、最後に、春らしく短歌を1句詠みました。「東風吹けば思い起こせよ行革を 財源なしとて民な忘れそ」。字余りでございます。ありがとうございます。

ございました。終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、10時50分から再開します。

午前10時43分休憩

午前10時50分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

2番堀内貴志議員の質疑及び質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

「垂水の新しい風」、本日2番手で登壇します堀内貴志でございます。本日の質問は私にとって2年目、8回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、ご理解の上、明確かつ積極的な御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、早いもので3月、2日前の日曜日は3月3日のひな祭りでした。我が家は男の子2人いますけれども、日曜日の朝、かみさんに、我が家には女の子がないねと話したら、「私は女の子だけど」ということで、みずから地雷を踏んで、一日機嫌の悪い日が続きました。（発言する者あり）ありがとうございます。

垂水では昔から、3月の女の節句、5月の男の節句に飾られる垂水人形があり、厄払い、出世開運を願い、子供たちの健全な成長と幸福を祈願する意味で広く庶民の間で愛用されていました。垂水人形は、明るい色で美しく、ほがらかな雰囲気を醸し出す、素朴な手づくりの土人形で、江戸時代からつくられ、明治・大正・昭和と続き、記録によると、最盛期には20軒ぐらいの窯元があったそうです。

垂水観光協会の推進部会では、今月の3月15日金曜日から24日の9日間、「春を呼ぶ垂水土人形展」と題して、初めて市内で垂水人形展を開催するそうです。100年近くも保存していた貴

重な歴史ある人形もあるそうですから、ぜひとも拝見しに出かけてみたいと思いますし、皆様もお出かけになってはいかがかと思います。

先ほど、池之上議員が俳句を詠されましたので、私もサラリーマン川柳を1句、詠ませていただきます。「iPS 再生させたい 市の財政」。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

先月2月の中旬に、鹿児島県が従来から可能性調査を進める薩摩・大隅半島を結ぶ錦江湾横断交通ネットワーク、いわゆる錦江湾横断道路について、県の調査で、鹿児島市と桜島ルートのトンネル方式が費用対効果や観光面などから最適と判断し、建設費や維持管理費など、県の財政負担が最も軽い場合で105億円、最高でおよそ1,400億円になると具体的に発表いたしました。

垂水市では、垂水経済同友クラブが中心となり、平成16年7月に鹿屋市や鹿屋市周辺の民間3団体と連携して桜島架橋推進協議会を設立し、これまで数多くの勉強会や総決起大会、署名活動、さらには鹿児島県や国会への陳情活動を繰り返してきました。この協議会が中心となって活動して9年目にして、架橋からトンネルに方式が変わったとしても、やっと実現に向けて県レベルでの対象になったと喜んでいます。

私は、名古屋からふるさと鹿児島にUターンして3年目を迎えた平成20年1月、現在の伊藤知事が2期目の選挙を迎える年ですが、垂水市で開催された「知事と語ろ会」の中で伊藤知事に、桜島架橋の必要性について直接質問したことがあります、そのとき知事は、どちらかというと明確な意思表示を避け、濁した答弁をされていたように思います。それから5年の歳月が流れて、今回、知事の言葉から、明確な錦江湾横断道路、いわゆる錦江湾横断トンネルの可能性についてお話をいただいたように思い、大変喜んでいるところでございます。

そこで、垂水市として、この錦江湾横断トン

ネルの可能性についてどのように把握しているのか、お尋ねします。

大きな2つ目の質問は、6次産業化についてどのように取り組むかについて、お尋ねします。

23年3月1日に、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる6次産業化法が施行され、その年の12月議会の質問で、私は関係課長に6次産業化について質問いたしました。また昨年の3月議会においては、北方議員と持留議員が同じように6次産業化について質問されており、さらに今議会でも、池之上議員、北方議員、持留議員の方々が6次産業化について質問されるようですので、議員の間でも垂水市の基盤産業である第1次産業を何とかしたいという気持ちが根強いのではないかと思います。

しかしながら、この6次産業化法が施行されてから2年を経過しようとしていますが、一向に垂水市の中で目立った6次産業化を生かした施策がされていないのが実情のようです。市長は、来年度の方針及び予算説明の中で、6次産業化のための新たな加工場の拡大を実現云々と発言されておりますが、具体的にはどこのどのような取り組みなのか、お尋ねします。

また、水産関係は、少しづつではありますが、動きが出ているような気がします。しかしながら、農林、畜産については、厳しい言い方かもしれません、全く動きが見えてこないのが実情だと思います。私が前回、6次産業化について質問したときに、当時の農林課長は、6次産業化が地域の大きな運動として展開されるように推進を図っていく旨答弁されていますが、現農林課長に対しては、昨年4月に着任されて以来、私自身がまだこのことを質問していません。

垂水市の現在の農業経営者の実態を見ると、高齢化が進み、若い世代の農業経営者が少ない状況にあることから、10年後の垂水市の農業実

態を現時点で考えると、今から対策をとらなければ大変なことになるという危機感があります。今、農業に求められるのは、若者が農業で生活できる環境づくりが最大の課題ではないかと思いますし、そのためには、この6次産業化に対する支援事業は力強い施策の1つであると思います。

そこで、農林課長に、6次産業化に対する考え方についてお尋ねします。

大きな質問の3つ目は、子育て支援対策についてお尋ねします。

先月の2月中旬、鹿児島県は、2010年10月1日現在の年齢別推計人口調査結果を発表しました。それによりますと、65歳以上の老人人口割合を示す高齢化率は昨年より0.5ポイント増の27.0%で、過去最高を更新しました。1947年から49年ごろの第1次ベビーブームに生まれた団塊の世代が65歳に達し、今後、高齢化が急激に進む可能性があると言われています。

そんな中で、鹿児島県の0歳から14歳までの子供の割合、いわゆる年少人口率は13.7%、県内の市町村別の高齢化率と年少人口率を比較すると、垂水市の人口に占める65歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は35.6%、県内43市町村の中で9番目に高い数値です。さらに、年少人口率は10.1%で、最も少ない南大隅町の9.8%に続いて、県内で2番目に低い10.1%という極めて深刻な状況です。まさに少子高齢化の典型的、モデル的な市町村と言えるのではないでしょうか。

他の市町村に比較して子育て環境が悪いというイメージがあるのか、それとも、それなりの取り組みをしているにもかかわらず、情報発信がうまくいってないから子育て世代が住みつかないのか、垂水市の人口減少化対策のキーワードはまさにここにヒントがあるような気がしますし、子育て世代に対しての1つの課題を残す数値だと感じています。

そこで、垂水市の中で少子化対策をどのように考えているのか、お尋ねします。

また、市長は、来年度の市政運営に当たっての基本方針の中で3つの重点施策を掲げられ、その1つに子育て支援、高齢化対策を挙げられています。今年度の予算の中でどのように反映されたのか、お尋ねします。

大きな4つ目の質問は、教育関係について、2点ほどお尋ねします。

まず1つ目は、垂水高校支援対策についてです。

2月16日と2月26日の朝刊で2回にわたり、25年度の公立高校入学学力検査出願状況が発表されました。垂水高校の出願状況を見ると、普通科40人の定員に対して最終で13人、倍率が0.33倍、生活デザイン科の定員40人に対して、最終のデータが40人に対して34人、0.85倍です。昨年に比較すると、普通科、昨年0.5倍に対してことは0.33、マイナス7人の0.17倍のマイナス。生活デザイン科は、昨年0.75倍に対してことは0.85、プラス4人、0.1倍のプラス。全体的にはマイナス3人、逆に減っている状況にあります。

平成24年度当初において、垂水高校支援対策として約164万円の予算を投入しているが、来年度の入学出願状況の数値を見て、この実情をどのように評価しているのか、お尋ねします。

また、ことしの垂水高校振興の対策についてどのような取り組みをされるのか、お尋ねします。

2つ目は、小学校の共同学習の必要性について質問をいたします。

平成23年12月議会の中で徳留議員が、牛根地区の小学校3校の統廃合を含めたことについて質問をされました。そのとき、当時の肥後教育長は、統廃合は児童数だけで行われるものではなく、地域の皆さんとの意見を尊重して決めなければならない。現時点で何年後に統合するか

検討していない旨回答をされています。私は、小学校の統廃合については、近い将来に真剣に取り組まなければいけないときがやってくるのではないかと思っています。

今回質問したい事項は、統廃合の問題ではなく、児童数の少ないことに対する問題点の提起であります。市内8校中の5校、新城、柊原、牛根、松ヶ崎、境の小学校で2学年の複式学級を実施している状況にあり、少ないところは複式学級2学年で合わせて児童数が3人という寂しい現状です。また、野球やサッカー、バレーの遊びは、全校児童1年生から6年生までみんなと一緒にやって初めて、試合ができる状況だということを認識してください。私は、児童数の少ないところで生活した子が、例えば生徒数の多い中学校や、また集団生活をするようになったときに、すぐに集団になじめるかというと、不安が残るのではないかと心配しています。

そこで、小学校間の共同学習の時間をふやすことを提案したいと考えているのですが、その必要性についてお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の御質問にお答えする前に、誤解があるといけませんので、垂水市の財政状況は改善傾向にあるということをお伝えしておきたいと思います。

それでは、錦江湾横断道路の可能性と実現に向けた動向についての御質問にお答えをいたします。

錦江湾横断道路の実現に向けた具体的な取り組みとしては、平成13年の垂水経済同友クラブと鹿屋経済同友クラブによる動きが始まりで、同時に、海峡横断道路の実績と桜島架橋の可能性の調査等がされております。

これまでの動きで特に注目されるのは、鹿児島県において平成21年度から実施されております錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査であります。この可能性調査は、どのような条件の

もとにプロジェクトが成立するかについての詳細な調査で、平成21年度から平成23年度までの3カ年にわたり実施されております。

可能性調査の内容については、平成21年度に、想定されるルートの抽出と概算工事費の算出等を行う基礎的調査及び将来交通量の推計を行う交通量推計というのが1番目。2番目が、平成22年度に、ルートごとの地域経済への波及効果等を把握する経済調査と、自然条件が構造物に及ぼす影響等の把握及び構造物の自然景観への変化を把握する自然条件調査、これが2番目。3番目に、平成23年度に、構造をトンネルとした延長短縮のための縦断勾配や換気設備等についてのトンネル構造等調査がそれぞれ実施されております。

これらの調査によりますと、錦江湾横断交通ネットワークがプロジェクトとして成立するための条件として、ルートは鹿児島から桜島間、構造はシールド工法のトンネルを検討することが適當として、5%の縦断勾配で、延長4,770メートル、概算工事費900から1,200億円程度の大型プロジェクトになり、費用対便益比、B/Cも1を超えることから、このルートを中心に検討することが適當と報告されております。

さらに、鹿児島県は、平成24年度において、プロジェクト成立のための課題の1つである事業スキームの選択や財源負担などについて調査をされ、調査の結果から、県の負担は最低で105億円程度になるとのことであります。

このような調査結果から、錦江湾横断道路実現の可能性は高まってきたように思えるところであります。あわせて、知事が、「実現には県民の総意が欠かせない」とされながらも、「2～3年が最大のチャンス、魅力的なプロジェクト」と話されたという新聞報道は注目してよいものと考え、期待感を持っておるところであります。

○農林課長（池松烈）堀内議員の課長の6

次産業化に対する考え方につきまして、農林課長としての立場から述べさせていただきます。

議員のおっしゃったことと重複する点もございますが、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、6次産業化法として平成23年3月1日に施行されております。第1次産業の農林水産業、第2次産業の加工業、第3次産業の流通の数字を使っての足し算、掛け算での表現と聞き及んでいるところでございます。

農山漁村は、有形無形の豊富な資源が存在する宝の山です。そのさまざまな地域資源を活用して、もうかる農林水産業を実現し、農山漁村の雇用確保と所得向上を目指しているわけでございます。

そこで、本市の農業について考えますと、少子高齢化が進み、農家の方々の高齢化、担い手農家及び新規就農者の減少等、そして遊休農地、耕作放棄地の増大などが進展する中、それを解消してくれる非常にいい機会の創出、また、農村地域を初め、かかわりを持っていく方々には非常に元気の出てくる施策、事業だととらえているところでございます。

また、一定の年齢に達せられております方々の目先を変える意味での1つの取り組みとして、新規就農総合支援事業、青年就農給付金、経営開始型の交付対象者としまして、昨年の11名にプラス6名、17名の給付を平成25年度に予定しているところですが、この方々が3年先、5年先に御自分の農業を軌道に乗せられたときに、さらに御自分の農業をステップアップする手段・方法として、この6次産業化を選択していただきたいという大きな思いがございます。

議員のおっしゃるとおり、本市にとりましては今がその取り組みの時期、土壤を醸成させていく時期であると非常に実感しているところでございます。そのためにも、本課に限らず全庁

体制、市民の方々を巻き込んでの取り組みにしていけたらと考えております。

以上です。（「加工場の拡大はどこのことと言っているの」と呼ぶ者あり）

○議長（宮迫泰倫） 市長、2番の2の答えをお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の加工場は、牛根産ブリの加工を手がけるグローバル・オーシャン・ワークスのことでございます。同社は、魚の生産に携わっていない加工会社ということで、一見、6次産業ではないように思われるかもしれませんけれども、牛根の魚を使った加工という総合的な視点から見ますと、大きな6次産業化ということになろうかと存じます。

同社は、これまで、アメリカ向けにブリの加工品を輸出してまいりましたが、3月からは第2工場も操業予定で、従業員も約20名の雇用を見込んでおられます。また、同社は、6次産業化することで中間マージンを省き、その分を地元漁業者の皆さんに還元する意味で、相場より高い値段を、そのブリの仕入れを行うシステムを構築されておられます。

市いたしましては、この6次産業化により、同社、牛根漁協、また地元養殖業者の皆さんが今後ますます連携を深められ、鹿児島県産ブランド魚である「ぶり大将」の普及が図られるものと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（白木修文） 堀内議員の質問にお答えします。

御指摘のとおり、人口減対策には、就労・教育・医療・生活環境等の社会基盤がバランスよく整備されることなど、もうろろの要素が絡んでおり、子育てしやすいまちづくりもまた重要な要素であることは間違ひありません。

そこで、本市でも各種子育て支援策を講じて

きておりますが、新年度予算におきましては、高齢者へのインフルエンザ予防接種助成などの自治体でも行っておりますが、新規事業といったしまして、小学校6年生までの幼児・児童に対しまして、年1回、1人3,000円を限度に助成いたします「子供のインフルエンザ予防接種費用助成事業」を実施することいたしました。また、保育料につきましても、長年据え置きになっておりました保育料の引き下げを実施いたしまして、子育て世代の負担軽減を図ることとしております。

以上です。

○教育総務課長（川畠千歳） 堀内議員の垂水高校支援対策についての質問にお答えいたします。

垂水高校の振興支援につきましては、平成24年3月に出された「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」の答申に先立ち、垂水高等学校振興支援計画書を策定して、垂水高校振興対策協議会を中心取り組みを進めてまいりました。その内容は、広報支援や部活動等活性化並びに検定料等への助成や、小・中・垂水高の連携の取り組み、さらには関係団体による地域行事への参加呼びかけによる活動などあります。

先日公表されました平成25年度公立高校入学学力検査最終出願状況を見てみると、募集定員80人に対して47人と倍率は0.59倍で、昨年の0.58倍を、わずかでありますが上回っております。学科別に見てみると、生活デザイン科は40人に対して34人と0.85倍で、昨年の0.75倍を上回っております。一方で、普通科は40人に対して13人と0.33倍で、残念ながら昨年の0.5倍を下回っております。

大学・短大進学状況を見てみると、平成23年3月卒業者が、国公立大学3人を含めて17人、平成24年3月卒業者が、公立大学2人を含めて10人、平成25年3月卒業者が3月1日現在、公立大学1人を含めて19人となっております。

就職の状況は、平成23年3月卒業者で、就職希望者は27人で就職率は100%であり、平成24年3月卒業者の就職希望者は14人で、就職率は100%であります。平成25年3月卒業者の就職希望者は14人で、すべての生徒が就職が決まっており、100%の就職率となっております。

また、部活動では、7月には野球部が夏の高校野球県大会に財部高校との連合チームで出場、活躍しています。さらに、11月には家庭クラブが県高等学校家庭クラブ研究発表大会で最優秀賞と県教育委員会賞を受賞するなど活躍し、垂水高校のイメージアップに貢献しています。

このようなことから、本年度、大幅に増額されました垂水高校振興対策協議会への補助金の成果が出ていると認識しております。

平成25年度の支援策につきましては、垂水高校の校長から市長、教育長にありました支援要請の内容も踏まえた上で計画をいたしました。その内容は、広報支援補助が46万円、部活動等活性化補助が72万円、検定料等補助が114万円と、これまでの支援策を増額することに加えて、新たに、公共交通機関を利用するすべての生徒に通学費の補助を行う経費264万3,000円に事務局運営費2万円を合わせて、総額498万3,000円を計上させていただいているところであります。

以上です。

○学校教育課長（牧 浩寿） 堀内議員の小学校の共同学習の導入についての御質問にお答えいたします。

垂水市では、現在、小規模の小学校が集まって行う集合学習と、すべての小学校が垂水小学校に集まって行う交流学習を実施しております。具体的には、集合学習は、複式学級を有する新城小学校・柊原小学校・牛根小学校・松ヶ崎小学校・境小学校の5校が森の駅に集まって行う、通称セカンドスクールと、新城小学校と柊原小学校の2校で行うものと、牛根小学校・松ヶ崎小学校・境小学校の3校で行うものとがありま

す。交流学習は、すべての学校の小学校6年生が垂水小学校に集まって学習しております。

本年度の実施回数は、5校によるセカンドスクールが1回、2校による集合学習が1回、3校による集合学習が2回、交流学習が1回となっております。来年度は、これに加え、小規模校5校による集合学習も計画されております。

これらの学習は、ふだんより多い人数で学習することにより、児童の多様な見方や考え方を培ったり、社会性や人間性などを高めたりすることができます。また、教員にとっても、相互の授業を参観したり、協力して指導したりすることにより、指導力の向上が期待できます。

しかしながら、これらの学習を実施するに当たっては、各学校における学習の進程を事前にそろえなければならないので、実施できる学習内容等が制限されるという問題点があります。また、児童の移動手段の確保及び学習用具の搬出入、学習の場の確保など、学校の対応だけでは難しい面もあります。

教育委員会といたしましては、これらの学習が円滑に、また効果的に実施できるように十分な支援を行い、取り組みを深めてまいりたいと考えております。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。きょうはテーマがたくさんありますので、急いでまいりたいと思います。

2回目のまず1つ目、錦江湾トンネルの可能性についてです。これ2年前、私、ちょうど市長選・市議選で活動しているときに、市民の中で話題に出たときに、「夢のような話をするな」とよく言われたことを覚えておりますけれども、今回の知事の記者発表で現実味を帯びてきたと言えるのではないかと思います。

先ほど市長からも話がありましたけれども、可能性調査、これは私もコピーをとってまいりました。ネットで皆さん見られますので、一度ネットでまた見られるといいと思います。これ

によりまして具体的になってきたというふうに理解をしております。

先ほど市長もお話しされましたが、今回の調査結果を踏まえて、あと県民、関係自治体の意見をもとに判断すると、ここ2～3年が最大のチャンスだというふうにおっしゃっておりました。まさにこれからが実現に向けての大変な時期を迎えるんだと私は思っております。

関係自治体の中では、もちろんこの垂水市は含まれるのであります、今後の垂水市の動きは大きく問われるものだと思いますが、錦江湾横断トンネルの実現に向けて、今後、市としてどのような取り組みをされるのか、お尋ねしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）錦江湾横断道路の可能性と実現に向けた動向についての2回目の御質問にお答えをいたします。

県における錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査の実施により、建設における条件等の整理ができたものと思えますことから、本市を含めた大隅半島の振興のために、県全体の浮揚のために、建設促進への動きを加速させていく必要性があると思っております。概算工事費が900から1,200億円程度と見込まれる、国・県等が一体となって取り組んでいかなければならぬ大規模プロジェクトでありますので、今後、県民の意向や事業の緊急性、採算性等を総合的に勘案して最終的な判断がなされるものと思いますが、実現への期待は高まったものと見ております。

今後、本市を含めた大隅地域を発信源とし、鹿児島市を始めとした県内の自治体を巻き込んだ建設促進へ機運の醸成を行い、県民全体の声として、国・県へ錦江湾横断道路実現への思いを発信し、要望していくことが必要なことであると考えております。

これまで桜島架橋推進協議会や大隅総合開発期成会等を中心に要望活動が実施されてまい

りましたが、今後はなお一層、組織的な建設促進へ向けた動きを加速させていく必要があり、大隅の自治体一体となっての、鹿児島市など関係先への働きかけ等々、これまで以上の活動を行ってまいりたいというふうに考えております。○堀内貴志議員 ありがとうございます。積極的に動いていただけるというふうに理解しました。動きを加速させて進めていただきたいと思います。

この問題の最後、もう1回、市長に対して御答弁をお願いしたいと思います。

市長は、2年前の選挙の際に、錦江湾横断道路の実現前提に、人口3万人を目指すと訴えておられます。まさに、この錦江湾横断道路は、夢の世界から大きく実現に向けてステップアップしたものと私は理解しております。そうすると、この垂水市も、錦江湾横断トンネルを想定したまちづくりに対して大きな基本姿勢を立てた上で、新しいまちづくりを進めなければいけないというふうに思っています。

九州新幹線の開通に伴いまして、工事の段階から大きくPR活動してきた鹿児島市・霧島市・指宿市は、新幹線効果というものに乗っかることができて、大きな効果を得ました。残念ながら大隅地域においては、4市5町のほとんどが得られていない実情です。この失敗をやっぱり生かさなければいけないと思います。そのためには、錦江湾横断トンネルの着工を前提として、もう垂水市のまちづくりの戦いを始めなければいけないと思っています。

垂水市の新しいまちづくりのビジョンがあれば、そのことをもって、錦江湾横断トンネルが実現すれば垂水市はこのようなまちづくりができるんだと訴えることができると思います。そのことが実現に向けての必要性、さらには説得力につながるものだと思います。現時点で具体的な施策はないと思いますが、大きなガイドラインでも結構です。市長の今の考え方でどのよ

うなまちづくりをするのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）先ほども答弁しましたように、すべてがまだ具体的に決まったものではありません。しかし、私は、マニフェストというか、公約の中で、桜島横断道路の実現への挑戦を掲げて、道路実現は垂水市の未来をさらに明るくしますと、鹿児島市などのベッドタウンとして人口3万人のまちづくりを目指しますと、まちづくりの構想を訴えております。

錦江湾横断道路の実現性が高まってきたと思える中で、垂水市の人団問題解決への期待を高めているのは事実であります。この好機におくれることなく、錦江湾横断道路完成後の効果をよりよく反映させるために、本市における取り組みをスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

既に、府内組織として、情報収集と錦江湾横断道路の本市への影響等についての調査・検討を行うことを目的とした錦江湾横断道路推進対策ワーキンググループを組織しており、今後に県の担当課との意見交換なども計画してみたいと考えているところでございます。

また、人口減少対策事業につきましても、経営会議で私を本部長とする人口減少対策本部を設置することを決定し、府内横断による活動的な推進体制で取り組み、平成25年度中に錦江湾横断道路完成後の将来像を踏まえたビジョンを策定し、今後のまちづくりに臨みたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。錦江湾横断道路実現に向けて着々と進んでおりますので、垂水市のまちづくりはもう始まっているものだと私は理解しております。どうか、積極的にその関係も進めていただければなと思います。

2つ目の質問、6次産業化について、2回目

の質問をさせていただきます。

市長のほうから、6次産業化のための新たな加工場ということでグローバル・オーシャンの話が出ました。グローバル・オーシャンは牛根地区が拠点で、加工場をふやして、新規に20人の雇用を創出すると、垂水市にとっては大変重要な企業だと思います。

ただ、このグローバル・オーシャンは基本的には加工会社で、第2次産業であります。流通・卸販売の分野では第3次産業に当たると思いますが、少し、わずかですが趣旨が違うような気がします。6次産業化の目的は、あくまでも、加工賃や流通マージンなどの第2次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値を第1次産業の方たちがみずから得ることによって活性化させようというものですから、その点を御理解していただきたいと思います。

いずれにしましても、このグローバル・オーシャン・ワークスのおかげで垂水市の水産業は大きく推進するものと思っております。そのことを糸口に、水産業が伸びるきっかけになるのではないかと期待しております。

水産業も大切ですが、農業の関係についても力を入れていただきたいという考えに基づきまして、質問させていただきます。

今後、垂水市の中で、農業者に対して、6次産業化や補助事業などのさまざま取り組みを推進していかなければ、極端な言い方ですが、垂水市の農業の将来はないと思います。農業を活性化させるためには、いろいろな支援事業を取り入れながら農業を開拓してもらうこと、積極的に攻める農業政策を実際に行動しなければならないこと、そのことをしないと、垂水の農業は衰退する一方だと私は思います。

例えば、先ほど、25年度ですか、17名の新規農業者の育成をやっているとおっしゃいました。これもしなければいけないことです。農業従事者が支援事業を受けるための認定農業者、さら

には農業生産法人を普及させるのもあると思います。さまざまな問題がある中で、行政がどれだけ能動的に動けるかということが問われると思います。

今後、生産者への機会創出や企業農業参入への支援対策、どのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

○農林課長（池松 烈） それでは、生産者への機会創出や企業農業参入への支援対策を今後どのように取り組むかということでございますが、個々の生産者が6次産業化にどのようにかかわっていくのか、例えば、どの作物を、生産物をどのようにしたいのか、家族でか、あるいは地域でか等々、入り口の部分での課題を初め、6次産業化に必要な機械・施設の導入を図りたい、商品開発に向けてスキルアップのための研修を受けたい、農畜産物の加工販売等を行うに当たり、その施設整備等に必要な資金を借りたい、環境に優しい事業に取り組んで差別化を図りたいなど、そのほかにもたくさんの課題があります。

また、企業農業参入を考えいらっしゃる方が、農業で何をつくっていくのかを初め、どこで農業を始めるのか、参入の形態は現在の法人のままで農業部門を立ち上げるのか、農業関係の別法人を立ち上げるのか、それとも農業生産法人を立ち上げるのか、農業技術の習得方法は、販売はどのようにするのか、経営規模と資金の確保は等々、さまざまな課題があるようでございます。

中でも、企業農業参入の方々にとりましては、農地集積の問題・課題が、本市のような小規模農業の地域におきましては非常に難しい状況であるようございます。現在、相談に見えていらっしゃいます企業も、必要とされる農地がままならない状況が続いているところでございまして、本市におきましても、農業委員会を初め、農林課で一生懸命、農地集積のための対応に当

たっているところでございます。

そこで、それらの課題解決にどのように取り組んでいくのかということになりますが、さまざまな課題があり、それを乗り越えていくに当たって、国・県を初め、県農業会議などの関係機関とも連携をとりながら、1つ1つの課題と一緒に取り組んでいける体制づくり、また、状況に応じた支援策等の制定を視野に入れながら、お手伝いをやっていきたいと考えております。

どちらにしましても、短期・中期・長期の計画設定が必要でありますし、ただ、思いだけでの進展では、課題からの逃避になりかねないと考えております。企業農業参入への手だても、将来を見据えた事業展開、経営感覚を持った事業の展開など、いい方向をもって進めていくことにつながっていきます。

本市は、6次産業化と企業農業参入につきましては、大きな可能性をいっぱい秘めていると思います。例えば農業形態でございますが、地区ごとに特徴がございます。南部地区では水稻やタマネギ、バレイショ等の野菜と肉用牛を主体とした経営であり、中央地区ではサヤインゲン、メロンなどの施設園芸、キヌサヤエンドウ、バレイショ等の野菜や水稻など多様な営農、また北部地区ではビワ等の果樹経営が主体となっているところでございます。

また、反収1反当たりの農業収入は高いものがありますし、サヤインゲン及びキヌサヤエンドウにつきましては全国屈指の技術力も擁しております。また、もう1つの基幹産業でございます水産業、カンパチ・ブリ等との融合だって考えられます。最近の女性の方々の活動、躍進も大きな力になっていきます。

先日、県が進めております大隅加工技術拠点施設建設についての意見交換会を実施させていただきましたが、出席いただいた皆さん思い、考えは非常に前向きであり、心強く感じたところがありました。

そのほかにも、まだ幾つもの可能性を秘めております。これらのものを6次産業化と企業農業参入に生かしていくことは、本市の今後によりまして非常に有効な方法になっていくものと確信しております。ぜひ、本課だけではなく全庁体制、市民の皆さんを巻き込んで取り組んでいくべきであると考えております。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。農業の6次産業化、今、農林課長がお話しされたとおり、さまざまな課題があると思います。ただ、1つ言えることは、意欲を持って来る農業経営者の方、その方が意欲をなくするようなことは言ってほしくないというふうに思います。意欲を持って来るわけですから、親切丁寧に、積極的に動いて支援するという姿勢、これが一番大切ではないかと思います。

さまざまな問題点の中で、1つだけ特化して質問をいたします。

農業の6次産業化を進める上においては、認定農業者、さらには農業生産法人、この存在が必要になってきます。そうすると、経営するためには当然、大規模な農地、圃場が必要になってくると思います。大規模な圃場がないと、6次産業化を進める上においてはやっぱり困難を生じるのではないかというふうに思います。そうすると、市として、ある程度圃場を集約して提供する、手伝いをする必要があると思います。この圃場の整備についてどう思われているのか、集約等を含めてお尋ねをいたします。

○農林課長（池松烈） 圃場ということでおろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほども申し上げましたが、農地の集積というのは非常に大きな問題であるというふうに考えております。といいますのが、先ほども大まかにひっくるめた言葉で言いました、小規模農業という形で申し上げております。うちの場合には2反から3反、それから4反から5反がある程度、農業をされる中で過半数を占めていると

ころでございまして、2ヘクタール以上となってきたと、非常に少ない数になってきております。例えば、6次産業化を進めるに当たりましては、この農地の集積というのは非常に重要な課題になってくると思います。

そのためにはやはり、今うちのほうで昨年の9月に制定しました人・農地プランがございますが、これは本市の中心となる経営体、これは主に認定農業者と新規就農者をそれとしてとらえて掲げているわけでございますが、これらの方々にまた土地を集約していくと、農地を集約していくと。それと、この集約に当たっての、例えば農地法でございますとか、農業基盤のほうの法律でございますとか、また、国のほうの補助も平成25年度までございまして、今まで21年度から、上野台地のほうを初めとして、農地の集約もやっていただいております。これらのものを総合的に取りまとめた形で農地集積を図れるように、また、農地に関しましては非常に詳しい農業委員の方々、また農業委員会のほうのお力をいただきながら進めていけたらというふうに考えているところでございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。積極的な意見だと私は理解します。

なぜこのことを言うかというと、南大隅町、肝付町、これは行政が大規模な圃場を把握した上で、そして、企業農園をやろうとしている団体や企業に対して積極的にセールスをしております。現実に垂水の1企業に対して、土地を借りませんかとセールスに来たそうです。垂水市もみずから積極的にそういうような動きをしないと、地元の企業でさえ他の市町村へ行ってしまうという、そういう危機感を持って私は質問いたしました。

肝付町では、この農業を活性化しようということで、農畜産業振興や新規農業者の育成を目的に農業公社も設立しております。垂水市も出おくれないようにするために、やっぱりその

ことをしっかりと認識していただいて、これから農業を垂水市でやろうとする方々に対して、今、何を求めているのか、そのことにどう応えるのかが重要な課題だと思います。そのことをしっかりと認識していただいて、やっぱり農業の6次産業化のほうも積極的に進めていただきたいなというふうに理解してほしいと思います。

最後に、市長、この農業の6次産業化について、一言で結構です、どのようなお考えがあるのか、お答えをお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥）今、担当課長も含めて答弁をさせていただきましたけれども、6次産業化に関しては、水産業から始めるということである程度形が整っておりましたので、先ほど答弁も申しましたけれども、牛根漁協で申しますと、グローバルという会社ができて、広域な形で6次産業化というのが1つ、形が見えてきたのではないかなと思っておりますし、同様のシステムを垂水市漁協のカンパチにもできることならというふうに考えております。

また、農業と漁業では少し形態が違うところがありますので、それを前提にした上で、さらにこの農業の中にあっても、垂水と肝付あるいは南大隅とでは条件が違っている部分もありますので、ただ、堀内議員がおっしゃる6次産業化と、付加価値をつけてしっかりと販路を求めていくという方向性はそのとおりであると思いますので、それら、今出た御意見、またもちろんの状況を総合的に踏まえた上で検討していくかというふうに思っております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。農業の6次産業化についても前向きに進めなければ、10年、20年先の垂水の農業は衰退する一方ですので、大変なことになります。どうか農業に対しても積極的な支援をよろしくお願いしたいということで、次の質問に入ります。

3つ目は、子育て支援対策についてです。

先ほど、来年度の予算の中で保育料、これまで触れられていない部分について実質の保育料の引き下げを行ったということは、勇気ある決断だと私は感じています。また、小学校6年生までの子供を対象としたインフルエンザの予防接種補助についても、大隅地区ではまれな試みだと認識していますが、評価に値するのではないかと思います。今回の予算の配分の中で、子育て世代には大変ありがたい予算措置だと感謝しているところです。

しかしながら、まだまだ他の市町村と比較してソフト面やハード面、課題は豊富に残っていると思います。ただ、少ない財源の中でやりくりしなければいけないということもよく認識しておりますが、それでも、子育て世代の方々の意見や要望は毎年反映される行政でなければいけないと思っています。

そこで、ターゲットを絞って、子育て支援センターを充実させたいという観点から質問をいたします。

昨年11月、子育て支援センターを利用されている保護者の方々と「今、必要な子育て支援対策」をテーマに意見交換がされております。その中でも要望が出たことですが、子育て支援センターのことについて、お尋ねします。

まずは、場所の充実です。現在、パソコンの情報センターと一緒にホールで共有している状況にあります。日々の利用者が平均で約15組のお子様と保護者ですが、登録されているお子様は約60組おられるそうです。施設が広くなることによって、さらにもっと多くの子育て支援の取り組みもできると担当者は言っておりますが、その点はいかがなものか。

あと、時間の充実。現在、利用時間が朝の10時から昼の1時までの3時間のみです。利用者から、もっと時間を延長してくださいとの要望が上がっていると聞いております。また、小学校の長期の休みのとき、例えば春休み・夏休み・

冬休みの期間ですが、情報センター、いわゆるパソコンルームの利用者を優先したいという理由から、休業している状況です。2児、3児いる子育て世代、特に小学低学年のある子育て世代にとっては、この長期の休みの時期は、一番大変な時期を迎えるのではないかと思います。

また、子育ての大変さは悲劇を招くこともあります。垂水市ではまだその発生はないと思いますが、児童虐待や育児ノイローゼもその現象ではないかと私は思います。そんなときにこそ、子育て支援センターが十分な機能を果たすことが大切だと思いますし、垂水市で利用されている子育て世代の要望に早期に応えてあげることが大切なのではないかと思います。

そこで、そのような要望を把握されているのか否か、この要望に対して改善の余地があるか否か、このことについてお尋ねします。

○保健福祉課長（白木修文） 堀内議員の2回目の質問にお答えします。

子育て相談支援センターも平成21年の開設以来、相談支援員初め、ボランティアの方々、関係機関の御支援に支えられ、年間3,000人を超える多くの方に御利用いただいているところでございます。

ただ、御承知のとおり、従来から情報センターとの共用でありましたので、開館日、開館時間に制限があり、利用者からも特に夏休み等の長期休暇期間の開館について多くの要望が寄せられていました。場所柄、図書館・運動公園等に近く、利便性も高いことから、移転はせず、現在地で開館時間等の拡大を目指すこととし、現在、関係各課との間で協議を重ねまして、情報センターの機能を移転することによりまして、1階フロアを全面的に子育て相談支援センターとして利用できないか、調整中でございます。

平成24年度は駐車場整備も行いまして、より使いやすくなつたところでございます。今後も、利用者の要望に応えられる子育て相談支援セン

ターとなるよう取り組んでまいります。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。冒頭で私、話しました。垂水市は2番目に、0歳から14歳までの人口が少ないところです。そのためにも、子育て世代の意見はしっかりと聞いた上で積極的に実施してほしい、要望に応えてほしいというふうに思います。

市長は、市会議員を2期8年務められて、その当時から特に子育て支援に力を入れてこられたと聞いております。そして、今年度予算では、これまでの子育て支援対策に加えて、新規の事業を多く取り組まれていると思います。ありがたいことだと思います。他の市町村に比較して、垂水市も子育て世代に優しいまちだと印象づけることによって、少子化も高くなってくるものと思います。今年度の予算の中で、継続を含めて、子育て支援を強化していただいたことは大変評価いたします。どうか今後も子育て支援対策をさらに強化していただきますこと、そして、その効果によって年少人口率が上昇することを期待しまして、最後の質問、あと5分ですので、移りたいと思います。（「あと3分」と呼ぶ者あり）3分ですか。

高校支援対策、中身の状況はいい施策を取り入れられたと私は理解しております。ただ、出願状況に反映されたかというと、私は疑問点が残るような気がします。この新年度予算でも通学費の3分の2を補助するというふうな施策を取り込まれていますが、この施策、もっと早く発表すべきではなかったかなと思います。もっと早く発表することによって、市外からやっぱり受験したいという希望者も出たのではないかというふうに思います。

保護者としては、現在、垂水高校の魅力にプラスして、多額の通学費を出して市外からあえて通学させるかという問題がある。これを解決するために、現在の垂水高校の魅力をさらにアップさせながら、なおかつ通学手当も3分の2

支給しますというふうに広報するほうが、より受験者がふえるのではないかと思います。

そのことについてはもっと深く追及したいと思っておりました。時間がありませんので、次回もしくは次の機会を与えていただければ質問をしたいと思います。

最後、共同学習についてです。

これは実際にあった悲劇ですけれども、県内の生徒数の少ない環境で育った中学生の生徒が高校進学で鹿児島の高校に入学したときに、その集団生活になじめずに、しばらくしてその学校を退学したそうです。私が情報を得た教育関係者は、少人数学級が生んだ悲劇だと話されています。これを話された教育関係者は、教育長、教育長もよく御存じの教育関係者でございます。この教育関係者が、やはり少人数の小学校に対しては共同学習をふやさなければいけないなおっしゃっておりました。そのことを踏まえて、教育長の立場でこの少人数学校、小学校の共同学習への時間数の増加、ふやすこと、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（宮迫泰倫） 教育長、あと10秒です。

○教育長（長濱重光） 先ほども学校教育課長が申し上げましたように、共同学習等につきましては非常に教育効果があると思っております。

○議長（宮迫泰倫） 済みません、そこまでになつております。御了承ください。（発言する者あり）

いいですか。例外を認めてもらえますか。（発言する者あり）

済みません、そうさせてください。

○堀内貴志議員 時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開いたします。

午前11時52分休憩

午後1時10分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番北方貞明議員の質疑及び質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、前語りなしで質問させていただきます。

施政方針の3つの重点施策について。

これは朝方、池之上議員、堀内議員が質問されまして、重複することもあるかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

平成25年度の施政方針を読み聞きいたしました。2年目となった平成24年度は、挑戦に重きを置き、スピード感覚を持ち、「こうだからできない」ではなく、「どうすればできるか」の視点から、トップセールスマンとして垂水ブランド販路拡大の挑戦を初め、5つの公約に取り組んでこられました。本年度は5つの公約を踏まえ、3つの重点施策として、1、安心・安全なまちづくり、2、6次産業化と観光振興、3、子育て支援・高齢者対策に対する質問をいたしますので、市長の本年度にかける思いを、意気込みをお聞かせください。

安心・安全について。

通学路の市道の危険箇所対策について。  
平成23年度初め、通学路における道路上の危険箇所は、不審者の出没のおそれのあるところ、防空壕やため池、がけ崩れのおそれなど、126カ所もあると聞きました。その後、関係機関の努力でかなり改善されたと聞いています。今回は、市道における通学路の危険箇所は何カ所あるか、お聞かせください。

次に、城山団地の水道老朽管及び漏水対策について。

団地が開発され四十数年が経過し、至るところで漏水し、昨年から今年にかけて数回、老朽管取りかえ工事が行われていました。今後、どのような対策をされるか、お聞かせください。

買い物弱者について。

住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりすることの困難を感じる人たちのことを、買い物弱者と言うそうです。本市にもこのような方々が多くおられると思いますが、高齢者対策として今後どのような対策をされるか、お聞かせください。

次に、観光、水産業について。

高峰公園の観光地としての考え方について。現在、高峰公園の一部でメガソーラーの建設が始まっています。私はメガソーラー建設に反対するものではありませんが、これまで高峰公園は、春のジョギング大会、秋のコスモス祭など垂水市の一大イベント地がありました。歴代の市長も観光地として多額の投資をされたと聞いております。現在、観光地としては後退していくように思われます。今後、高峰公園を観光地としてどのように考えているか、お聞かせください。

垂水港サイクリングステーションの現状と今後について。

県の事業のしおかぜ街道によるサイクリングステーション使用の当初の目的と異なっていると思うが、現状と今後についてお聞かせください。

トップセールスマンの海外販路の責任は。施政方針の中で、まさに今が海外販路の拡大の好機と述べられました。根拠はどこにあるのか、トップセールスマンとしてどの範囲まで責任があるのか、お聞かせください。

次に、市長等の給与について。

市長は、選挙戦での公約で給与カットは何%だったのか、お聞かせください。

以上、1回目を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の平成25年度の施政方針に関する質問にお答えをいたします。

基本的な方向性は昨年24年と同様でござりますけれども、垂水市の発展、今後のことを考えますと、しっかりとまいた種に水を与え、肥料

をやって、花を咲かせていきたいというのが基本的な考えでございます。

まず、安心・安全な垂水のまちづくりでありますけれども、継続して住民の生命・財産を守るために一番に取り組んでまいります。さまざまな防災事項の情報・対策を県、関係機関と連携して行い、あわせて住民への情報を発信し、早目の避難対策をとってまいります。災害そのものを防ぐことはできませんので、災害に対する住民の意識改革を、自主防災組織及び各地域の力をおかりして、自助・共助・公助の観点から、地域へ入って早目の避難対策により、人災ゼロに努めてまいります。

継続してまいる事業といたしましては、総合防災訓練、桜島火山爆発総合防災訓練、自主防災組織のスキルアップ研修、垂水市独自の図上訓練、県主催の図上訓練等で災害対応の検証を行ってまいります。あわせて、住民の方々の避難所の環境整備も行ってまいります。

住民への情報の発信の観点から、新規事業といたしまして、各家庭への戸別受信機配付のためといたしまして、コミュニティFMの電波を利用するため、難視聴地域解消のためのシミュレーション調査委託料を計上しております。

土砂防災対策については、地域の要望等を踏まえて、治山・砂防等の事業を県と連携して推進してまいります。

安心・安全な垂水のまちづくりにおいては、行政、住民及び関係機関の協力なくしての対策はありませんので、そのことを最重点として取り組んでまいります。

次に、6次産業化と観光振興の質問についてお答えをいたします。

まず、6次産業の振興でございますが、農業、水産業は、従来、物をつくるだけでございましたが、食品加工や流通・販売にも、農業、水産業者が主体的にかつ総合的にかかわることによって、加工販や流通マージンなどの今まで第2

次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業、水産業者が得ることによって、農業、水産業を活性化させようとするものでございます。

そこで、本市の場合、両漁協が6次産業化に取り組んでおりますので、まずは水産業を手始めに支援をするもので、カンパチ生産量日本一の垂水市漁協、ブリ生産量有数の生産地の牛根漁協がございますので、両漁協のカンパチ・ブリの6次産業化の支援に取り組んでまいります。昨年度はアジアやアメリカにおいてトップセルスをしたこと、垂水市の产品を輸出する環境が整いつつある状況を確認できましたことから、先ほども申しましたが、まさに今が海外販路拡大の好機ととらえ、平成25年度も引き続き、両漁協及び関係機関と連携し、海外の新たな市場の拡大や国内の販路促進のためのPRにみずから努め、両漁協を支援してまいりたいと思います。

なお、水産業により6次産業化の一定の成果を上げた中で、水産業に倣い、農業の6次産業化にも、課題はありますけれども、しっかりと今後努めてまいりたいと思っております。

次に、観光振興についてでございますが、本市は、海岸線が37キロと長い地形をなしていることから、北部・中央・南部の3ブロックに分けて魅力ある観光地づくりを進めてまいりたいと考えております。

北部は、道の駅を拠点といたしまして、年間約80万人来ていただいておりますお客様に本市に少しでも長く滞在していただくために、現在進めております垂水しおかぜ街道景観整備の中での牛根地区における史跡等を利用した観光地づくりや、中央の観光拠点としては、猿ヶ城・森の駅の周辺整備として、遊歩道や親水護岸等の整備を計画しております。また、県内外にも知れる観光地になった、たるみず千本イチョウのさらなる誘客を行うための施策に努めてまいりたいと考えております。南部の観光拠点とい

たしましては、アコウ並木がきれいな宮脇公園と一緒にとなった観光地整備として、垂水南中学校跡地を利用したところの物産館等の建設を計画しまして、交流人口の増を図りたいと考えております。

今後、県のほうで整備されます佐多岬観光と連携するために、大隅4市5町で構成いたします大隅広域観光開発推進会議等において、広域観光の連携に努めたいと考えているところでございます。

次に、中国・関西方面からの教育旅行の受け入れでございますが、平成25年度は既に本年度の2倍以上の26校の受け入れ予約をいただいていると聞いており、その中で、民泊受け入れも本年度の2倍以上の12校の受け入れの予約があるとの報告を受けております。今後は、さらに教育旅行の推進や、県内外からのスポーツ合宿の誘致に努め、交流人口の拡大を図ってまいりたいと思います。

それから、高齢者対策についてお答えをいたします。

平成25年度に継続して取り組むとした3つ目の重点施策である高齢者対策でございますが、具体的には、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるための地域包括ケア体制の推進を、引き続き努めてまいります。3月号の広報たるみずの特集記事の中でも一端を御紹介させていただいておりますけれども、垂水市が取り組んでいる地域包括ケアシステムとはどういうものかを少し説明したいと思います。

地域包括ケアを実現するためには、5つの視点での取り組みが継続的に行われることが必要であると言われております。1つ目が医療との連携強化、2つ目が介護サービスの強化・充実、3つ目が教育や予防の推進、4つ目が見守り・配食・買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、5つ目が、高齢期になんしても住

み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅の整備であります。

これらの取り組みを踏まえつつ、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち・垂水」が実現できるように努めてまいりたいと思います。

現在、本市の医療や介護の現場では、医師や看護師、介護職員等の慢性的な不足が続き、管理者は日々、市内外からの職員の確保に奔走しております。また、スタッフ確保や事業の採算性の問題等で、サービスを提供したくてもできない状況が生まれています。第5期の介護保険事業計画で、新たに制度化された24時間対応型のサービスが設けられましたが、本市にとってはハードルの高い、事業所単位での実施は困難なものになっています。

そこで、これからることを強力に推し進めるためには、まず、肝属郡医師会や県医師会など、地域の関係機関や行政内部を横断的につなぐための役を担う専属的な係が必要と考えますので、行政内部組織の再編を検討してまいります。そして、市民や地域、専門職、行政をつなぐ地域活動の拠点づくりについて、議会の皆様にも御相談をしながら検討してまいります。

これに並行して、現在、保健福祉課で取り組んでいる医療・介護行政職員による地域包括ケア体制整備検討会、市地域包括ケアアドバイザーである垂水中央病院の池田先生による市民への講演会を実施することで、市民と行政が相互の自主性・主体性を尊重し、お互い理解し合い、役割や責任を分担しながら、共通の目的に向かって連携・協力し、相乗効果を上げていくことができれば、「住んでよかったと思える垂水市」の実現がより実感できるものと確信をしております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）通学路の危険箇所の対策につきまして、土木課関係分についてお答

えいたします。

通学路における緊急合同点検が、学校・保護者・地域住民・教育委員会・垂水幹部派出所・大隅河川国道事務所・土木課の参加で、昨年7月19日、26日、30日の3日間で行われたところでございます。その後、点検箇所の検討会議が開催され、各関係者から指摘されました危険箇所は35カ所ありました。その中で、道路管理者が実施する対策箇所が20カ所あり、市道に関する対策予定箇所は8カ所ございました。その8カ所のうち、2カ所につきましては平成24年度補正予算で、5カ所につきましては平成25年度の予算に提案しており、社会資本整備総合交付金事業で実施する予定でございます。残り1カ所につきましては、今進めております内ノ野線改良工事で対応する予定でありまして、平成26年度までには実施できると思います。

○水道課長（川井田志郎）北方議員御質問の城山団地水道老朽管及び漏水対策について、お答えをいたします。

緊急を要する漏水事故等につきましては、早急な対応を心がけておりますが、城山団地につきましては、大隅産業開発が昭和40年代に宅地造成・分譲を行い、その後、昭和51年に水道施設等が寄附採納され、平成19年度から平成20年度に、水圧不足解消のため増圧ポンプを設置、また送水ポンプ場、配水池等の施設の更新を行い、現在に至っております。

御指摘の水道管の漏水対策でございますが、当地区施設につきましては、寄附採納され37年を経過し、全体的に配水管等が老朽化いたしておりますので、今後、計画的に配水管等の布設がえを実施してまいりたいと考えております。また、現在までの現地調査から、バルブがさび等による劣化で回らなくなっている状況が確認されておりますので、まずは維持管理、漏水対策からも劣化バルブの取りかえ工事を早急に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画課長（倉岡孝昌） 買い物弱者についての御質問にお答えいたします。

買い物弱者対策については、平成23年度に経済産業省より公表された買い物弱者対応マニュアルが参考になり、このマニュアルには買い物弱者への支援策として、身近な場所に店をつくること、商品を届けること、人々が出かけやすくすることが必要とされております。

垂水市におけるこれらの支援については、民間ベースでの事例として、量販店グループにおいて、インターネット及び電話、ファクスで24時間・365日注文が可能な宅配サービスが実施されており、店で買い物されたものを、一定の条件のもと無料配送するサービスを実施している店舗もございます。また、移動販売についても一部エリアにおいて行われております。さらに、市内タクシー事業者の取り組みとして、利用者が商店へ電話注文したり、商品を受け取り、自宅まで配送するサービスも実施されております。

市は、御承知のとおり、交通の確保に関する支援策に取り組んでおり、路線バスの運行のない大野地区・水之上地区・市木地区において、平成21年度より事前予約型乗り合いタクシーの運行を開始し、対象地区に居住されている方々の買い物などに利用していただいているところでございます。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の高崎公園の観光地としての考え方についての御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、昨年の12月21日に、高崎つつじヶ丘公園周辺においてメガソーラーの建設をするリニューアブル・ジャパンと、鹿児島県庁において、立地協定を結んだところでございます。

今回、メガソーラーの建設予定地として、公園東側の水路敷の周辺用地、多目的グラウンド用

地、第3駐車場、それにユズ園用地が挙がり、これまで、今後の高崎公園の観光振興について問題点はないか、観光審議会や大野地区住民にも意見を聞いてまいりました。

その結果、公園東側の水路敷の周辺用地におきましては、当初、平成元年のふるさと創生資金でコスモス畑として造成し、その後、コスモス園として利用されなくなったことから、平成16年には九州電力の森づくり事業により木の植栽をいたしましたが、森を散策する利用者もいない状況でございます。

また、南側のグラウンド用地も同様、利用者もほとんどおらず、平成18年度から平成20年度までの3年間は、秋のコスモスに合わせたグラウンドゴルフ大会に利用されておりましたが、参加者から、高崎までは遠いということで、それ以降、すべての競技において利用されていない状況でございます。また、第3駐車場は現在のところ全然使われておらず、今後も第1駐車場と第2駐車場で十分に対応可能なことから、今回の予定地にいたしました。

議員質問の趣旨は理解いたしますけれども、これまで3カ所の用地に充てていた維持管理費を、今後、残されたツツジの管理に重点的に充てることも視野に入れ、今回、メガソーラーの予定地としたところでございます。

次に、ユズ予定地につきましては、昨年の全協などでも報告してきましたように、ユズの生育の状況について観察してきた結果、全体的に成長が思わしくないことから、移植も含め、検討した結果、高崎のユズ園用地は栽培する上で適地でないと判断したため、メガソーラー予定地といたしました。

そこで、今後の高崎公園の観光地としての考え方でございますが、高崎つつじヶ丘公園は垂水市や市民にとって大事な観光資源であることと、高崎公園の一部が平成24年3月から霧島錦江湾国立公園に編入されたこと等を考えますと、

施設の維持管理を初め、より一層の除草の管理徹底等に努めなければならないと考えているところでございます。

しかし、一方で、地元にとって雇用や経済活動に貢献していただいている優良企業でありますジャパンファームさんが隣接しておりますことから、鳥インフルエンザ等の防災対策も必要であるため、新たな施策等を追加して集客を図るようなことは厳しいものと思われます。現状の公園をしっかりと維持管理を行い、集客確保に努めてまいりたいと思います。

これまで何回も申し上げてまいりましたけれども、私は、前市長の「住んでよかったと思えるまちづくり」の志を継承し、元気な垂水づくりに日々挑戦をさせていただいているところでございます。毎日、さまざまに社会情勢が変化しております。就任直後に予想もしない東日本大震災が発生をし、そのことがメガソーラー誘致の一因にもなったと考えております。現状の高峠のままでは維持管理だけでも年間数百万円の経費がかかる場所に、メガソーラーを設置していくことによって、土地の貸付料や固定資産税が年間数千万円入ってくること、また地元業者育成や雇用の創出等につながることは大変喜ばしいことであると考えております。

私も高峠開発は大切だと考えておりますけれども、これまで申し上げましたような高峠周辺の環境の変化や社会情勢を鑑み、現実的な対応を行っているところでございます。

続きまして、市長給与のカットについてでございますけれども、給与カットに関する市長選のときの公約は、そのときの記事にもありますように、みずからの市長給与を一部カットしますと申し上げております。いろんな考え方はあると思いますけれども、当事者である私は、後援会の方々と確認した数字は10%でありました。

○商工観光課長（塚田光春） 北方議員の垂水港におけるサイクルステーションの当初の目的

と現状、それと今後についてお答えいたします。

垂水港の自転車やバイク置き場は、平成22年度までは屋根がなかったことから、フェリーを利用する乗船客は、風雨を避けるため、フェリーターミナルの北側の通路敷地を利用し、駐輪場として利用していましたが、歩行の支障になったり、景観上、好ましくないため、大隅振興局建設部港湾課のほうで、新たな駐輪場の整備方法について模索されてこられました。

そのような中で、駐輪場の整備手法として、駐輪場をレンタサイクルステーションとして位置づければ、県観光課の事業として整備ができるとのことで、平成23年度に県の魅力ある観光地づくり事業として採択していただき、整備されたものでございます。その整備の要望の際は北方議員には多大なる御尽力をいただき、心から感謝しております。本当にありがとうございました。

おかげさまで、現在では通路にとめている自転車やバイクはなく、新たにできた駐輪場に自転車とバイクに分かれて整然と駐輪されております。

このように、観光としてのレンタサイクルを置くという条件の中で駐輪場が整備されたことから、少しでも早く、レンタサイクルをするように心がけていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○水産課長（岩元悦郎） 北方議員の御質問にお答えいたします。

トップセールス後、商談が成立し、契約した後は、カンパチフィレ等を出荷し、その後、入金となります。もしも入金がなかった場合の件については、あくまでも契約当事者である漁協において行うべきものであると考えます。

垂水市といたしましても、漁協からの市長のトップセールス要請は、あくまでも海外販路開拓における商談の入り口部分の広報支援の活動であると考えております。入り口部分の商談なの

で、市長が同席することにより、市の存在を相手方に確認してもらい、商談をスムーズに進め、ひいては将来取引に発展させる。これが市長訪問の目的であり、漁協サイドもそこを求めておられます。

海外に限らず、国内取引でも集金不能等のさまざまなリスクがございますが、その部分の信用調査等に基づく取引の責任は、あくまでも契約者である漁協に帰属するものであり、垂水市が責を負うものではないと考えます。

ちなみに、入金がなかった場合どうするかについて、垂水市漁協組合長とも協議いたしました。協議結果は、漁協としては、そのようなことが起こらないように万全を期して契約いたしますが、もしそういう事実が生じた場合、漁協としては、あくまで契約者は当漁協であり、垂水市に責任は問わない、漁協が責任を持って処理することになりました。

以上でございます。

○北方貞明議員 2回目の質問をさせてください。

施政方針の中の3つの重点施策ですけれども、よくわかりました。この1年、市長を中心にして、職員の皆様方も一生懸命頑張ってください。そして私たち議員の、議会のほうもできることは協力し、垂水の住んでよかったと思えることに対して、みんなで一緒に頑張りたいと思っています。よろしくお願ひします。

安全・安心について、今、土木課長から説明がありましたように、かなり改善がされておると思っております。大変いいことだなと思っております。そういう中で、1つだけ質問いたします。

私たちが住んでおる城山なんですけれども、城山第2号線というところなんです、南側の入り口なんですが、ここは振興会等の要望なんかでも、急傾斜地崩壊対策事業ですか、そういう形で何とか取り組めないかと、今、要望書も出

しておるんですけども、それが、危険度は高いんだけども、工事をする優先度がなかなか低いということで、ちょっとその辺がわからないんですけども、危険であれば、なおさら手をつけていただかないかんと思うんですけども、この急傾斜地崩壊事業ですか、これは国・県の事業をいただいて、有利な事業であることは私もわかっておるつもりです。だけど、崩壊寸前というふうな大変危険な場所で、台風なんかが発生したときはすごく木が揺れて、いつも片側通行が起こるというようなところなんです。こういうふうにありますので、市長が一番に挙げておられる安全・安心対策、国の事業もとつたらいいんでしょうけども、安全対策で単独で考え方はできないのか、これは市長にお聞きます。

○市長（尾脇雅弥） 今御指摘いただきました城山2号線ということで、危険度高いけども、優先的に低いというようなことなのかなという質問でございましたけれども、北方議員がおっしゃるように、崩壊寸前であるということであれば、またこれはしっかりと現地を見て、適切に対応しなきゃいけないと思いますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○土木課長（宮迫章二） 今の北方議員の急傾斜の質問に対して、土木課のほうでお答えいたします。

今、その急傾斜の箇所なんですけど、危険箇所地域ということで、その地域からちょっと外れている関係で、急傾斜地崩壊対策事業の事業には対象にならないということで今回、今、国が進めております、笹子トンネルの事故を踏まえまして、老朽化による危険が生じている道路等の社会インフラの総点検を実施し、緊急的な補修など必要な対策を講じるとして、道路ストックの総点検の調査依頼をしているところでございます。

本市としましては、国からの依頼を受けまし

て、平成24年度補正予算でトンネル点検としまして2カ所、のり面点検としまして、今言われました城山団地2号線の、のり面の調査を予定しております。それと、路面性状調査としまして、路面のひび割れ調査でありますけど、その調査を4路線、申請しているところでございます。

以上であります。

○北方貞明議員 前向きに検討していただき、ありがとうございます。この部分はもう終わります。

次に、水道老朽管に対してですけれども、これも年次的にしてくださるというふうに私は受け取ったんですけれども、前向きにこれも取り組んでいっていただいておると思っております。

まず、バルブですか、バルブはこの間、回らなくて、なかなか作業ができなかったということで聞いておりますけど、まずこれからやっていただいて、それから年次ごとに布設工事をしてくださるということなんでしょうか、この点を1点だけ。

○水道課長（川井田志郎） 今おっしゃいましたように、先日、調査をしましたら、バルブが回らない部分がありましたので、とりあえずその部分からまず早急に実施してまいりたいと考えております。

漏水をとめる上からも、バルブが締まらなければその部分、工事ができないものですから、よろしくお願ひします。

○北方貞明議員 今、課長の言われたのは、バルブとバルブを締めないことには、ここはできないという意味ですね。はい、わかりました。それはもういいです。

次に、買い物弱者について。

この買い物弱者、私たちは12月12日、池田先生から、住宅療養支援の勉強会をしたとき、池田先生は買い物弱者という言葉じやなくして、買い物難民と言われたんですけれども、池田先

生の場合は。池田先生の定義といいますか、その中では、500メーター以内に店がないところが買い物難民と言われたんですけども、これは言葉のあれだから、どっちでもいいんですけども、我が垂水市にも今現在、乗り合いタクシーなんかを利用して買い物に出かけておられる方もおるんですけども、そういう中で、また民間のほうで配達なんかをされておる移動販売の方もおられます。移動販売の方々は、今現在は商いが成立しているから移動販売もされると思うんですけども、やはり商いが成り立たなければ、こういう方々は撤去されると思うんですよね、そのコースを。それを住民の方々が困らないように、行政のほうで早く手を打っておくべきじゃないかなと私は思うんですけども。そういうことで先へ先へ手を打っていただいて、それこそ市長が言われる、住んでよかったまちづくり、安心して暮らせる地域づくりを、こうだからできないじゃなくて、どうすればできるかということを皆さんで知恵を絞って前向きに考えていただきたいんですけども、市長、この点について、1点だけお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 買い物弱者についての2回目の御質問にお答えをいたします。

先ほど担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、市では、買い物弱者等の交通の確保に関する取り組みとして、事前予約型乗り合いタクシーを導入しておりますけれども、牛根の松尾・岳野・高野地区等には地区にタクシー事業者がないことなどもあって、乗り合いタクシー等の事業導入は困難であるため、現在も交通空白地域となっております。このことについては、平成25年度において、牛根地区の交通空白地域解消に向けて対策を検討しようと考えております。

また、先ほど申し上げました民間の取り組みも近年、サービスの向上を図られており、今後も取り組みが進むことを期待できると思ってお

りますけれども、市においても、全国に多くの参考事例がありますことから、関係課連携の上、買い物弱者あるいは買い物難民等への対応のあり方について、今、議員が御指摘いただいたことを参考にしながら研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

○北方貞明議員 ありがとうございました。

皆さんも既に新聞等で御存じだと思いますけれども、この買い物弱者ですか、鹿児島の緑ヶ丘ですかね、大きな団地があるわけなんですけれども、そこも大型店が店を閉じたというのを新聞で皆さんも御存じだと思うんですけれども、そういう鹿児島の中心地でもそういうような傾向があらわれていますから、やはりとにかくお年寄り、体の弱い人とか、そういう方にできるだけ行政のほうで力を差し伸べていただければ、私はよろしいかと思っていますから、その辺はよろしくお願ひいたします。

次にいきます。

観光についてですけど、高峰公園に関しては、市長の話を聞けば、もう諦めたというふうに私は受け取りました。その中で、ユズは適地でないと言われていましたけれども、ユズも、水迫市長がこれまで1,300万円ほどの投資をされていますよね。そういうふうにあそこには歴代の市長さん方が、先ほども言わされましたように、ふるさと創生基金を初め、いろんなお金を投入されておると思います。だから、やっぱりそういう投資された先輩の市長さん方に対しても、その方々は、あそこを一大観光地として、しようと思つてそれだけの投資をなされているわけですから、やはり後ろ向きじゃなく、またそれを利用して、できないかと、もう一遍、考え直していただければと思っております。それはもう返答は要りません。

サイクリングステーションのことなんですが、環境がそろったら自転車を置くというような回答だったと思うんですけれども、私は

当初の目的で達していないと思っているから、この質問をするわけなんですが、これは、私は先だって宮迫土木課長から工事前と工事後の写真をいただきて、その当時、係をされておりました県の土木部長のところにお礼、挨拶に行つたわけなんですけれども、その写真を見て、ああ、立派なのができましたね、整然と自転車が並んできれいですねと。そのかわり、やはり当初の目的に沿つたことを一日も早くしてくださいというような趣旨のことと言われました。そういう中で、私は以前、課長のほうに、いつ自転車を置くんですかということをお尋ねしたら、私のほうで受け取ったのは、ちょっと後ろ向きというかな、一歩バックしていたような返事だったと思うんですけれども、管理は誰がするのか、盗難に遭つたら誰が責任を持つのか、そして警察のほうでは、その自転車を利用して犯罪が起こつたらどこに責任があるのか、こういうような返事を、ちょっと残念な回答をいただいたわけなんですけれども、こういうことじゃなくして、まず、市長が言つている、こうだからできない、どうすればできるか、まずこちらをもつて反省していただければと思います。だから、どうすればできるのか、その辺の考え方をひとつ教えてください。どっちでもいいです、市長でも。

○商工観光課長（塚田光春）先ほど申し上げましたとおり、私のほうも、観光によるレンタサイクルの設置の条件での駐輪場はできたということから、かね日ごろから心がけてはいるものの、いざ行政がレンタサイクルを運営するとなりますと、安全面だと、防犯面を考慮しなければなりません。自転車の貸し出しや受け取りをする管理人の設置や、それから自転車を安全に貸し出すための賠償保険の加入などが必要になってくるというふうに思っております。つきましては、管理人の設置、それからまた予算面も必要でありますでしょうし、運営方法や

レンタサイクルのコースの設定とか、そういうものを朝方のあの池之上議員の質問にも答えましたように、そういうことを整えまして、まずはレンタサイクルの運営等の条件整備を整えた上で、今後、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○北方貞明議員 言葉では前向きですけれども、私が受け取ったのは前向きでないような気がするんですけれども。

そして、私はこの自転車は色を塗ったらどうか、そうしたらそこに置くものは観光で使うプレートをつけたらいいんじゃないか、そういうようなアドバイスというか、意見も言ったわけなんですけれども、いろんな工夫をすればできると思います。そして、自転車をまず調達するにはと聞いたら、どうしたらいいんでしょうかと私に問われたから、私は、皆さんも御存じだと思いますけれども、鹿児島の西別府町の高架下に自転車、かなり放置自転車があるんですよ。そこに問い合わせたらと言ったんです。

私は先だって鹿児島市の道路管理課に話をさせていただいて、あくまでも自転車は鹿児島市民の方に開放するんだということでありました。しかし、行政機関から問い合わせがあれば、いいことですねと、悪い方向には恐らくならないと思います、というような返事をいただきました。まず、皆さん、何かとなったら、行動してください。それが先だと思うんですよ。後は、あれがああやから、これはどうだからと言って後ろ向きじゃなく、当たって砕けろで、やつたらそこで問題点ができたとき、それを解消していければいいですから、まず道路管理課に、市長、電話をしてみてください。私が電話をしておりますから。そういうことで、そのほうも前向きに取り組んでいただきたいと思います。返答は要りません。

トップセールスですね。トップセールスは、

漁協が全面的な責任を持ってやるということですけれども、海外のほうで、特に外国ですから、いろいろな、そして今、相手が華僑ということで、かなり手ごわい相手と商売をするわけですから、よっぽど用心していかなくては、焦げつきなんか、倒産があった場合は回収不能ということもありますから、そういう海外との取引を、保険制度というのもあるらしいですから、やっぱりその辺も皆さん、研究されたらいかがかと思っております。

それでは、市長の給料カットに入らせていただきます。

公約では、私は、後援会の一部と言われませんでしたかね、そこの方々とは10%にしておったと。公約というのは後援会で話すべき問題じゃないと私は思っています。市民全体が知ってこそ、公約と思います。それをなぜ市民には公示しなくて、後援会だけで話を済ませたか。そして、私のほうには10%だと言うことは、市民をちょっと愚弄しておるんじゃないかと私は思うんですけど、なぜ10%と言われなかつたのか、そこをお聞きしたい。

○市長（尾脇雅弥） 今の御質問にお答えする前に、先ほどの高峰に関して、諦めたという発言がございましたので、そうではございませんので、そのことを少しお話をさせていただきたいと思います。（「諦めなかつたらそれでいいですから、次に入ってください」と呼ぶ者あり） そうですね、要するに今ある中で、三方おさまるいい方法ということで、先ほど御提案したようなことを考えているところでございます。

給与に関しましても、先ほど高峰開発のときにも申し上げましたけれども、私は、前市長の「住んでよかったですと思えるまちづくり」の志を継続をして、元気な垂水づくりに挑戦していくということを公約をしております。その中で、市長給に関しては一部カットしますということを申し上げておりました。それが公約でござい

ますし、あえて何%かというふうにお話をされましたので、そういったことであれば、こういう気持ちで、こういうプロセスで思っておりまますという話をしたまででございます。私が公の場で25%やりますよとかいうことを言っているのであれば、それはもう御指摘のとおり、あのときこう言ったじゃないかと、市民に約束したじゃないかということにはなるかと思いますけれども、事実はそういうことでございます。

○北方貞明議員 答えがなっていないんじゃないですか。私は、市民に対して10%と言ったかということを、公約を言っています。市民に対して。

○市長（尾脇雅弥） ですので、公約としては、一部カットしますということが公約ですから、何%ということは申し上げておりません。

○北方貞明議員 それなら、おたく個人だけの考えですね。

先だっての本会議のとき、感王寺議員が言わされたときは、私の公約の中身は10%と言われましたよね。皆さん、聞いていませんか。だれが言ったか知らんけれども、答えの中で、私の中身は10%でしたと言われた気がするんですけど、言われていませんか。

○市長（尾脇雅弥） 私は、そのようには申し上げおりません。（北方貞明議員「議長、議事録を要求します。とめてください」と呼ぶ）

○議長（宮迫泰倫） 今。ちょっと待ってくださいね。

北方議員、4回目です。

○北方貞明議員 私の公約の中身は10%ということでありました。書いてありますよ。見ますか。21日、初日に。

○議長（宮迫泰倫） ちょっと待ってください。もう1回。もう4回目ですからね。

○北方貞明議員 休憩をお願いします。意思疎通ができていない。これを見ますかということです。

○議長（宮迫泰倫） 見るだけ。質問じゃなくて。

暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時5分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○北方貞明議員 そしたら、市長とちょっとかみ合わない部分がありますから、いいです。

現在、財政改革を市民とともにやっているさなかなんですけれども、こういう問題は、財政改革もやっているさなかです。その中で、市長のこういう給与カットあるいは上げる云々は、財政改革の最終年度の26年度の結果でやれば、すばらしい市長の判断の能力がある。市民も賛同して、そしたら上げたらいんじやないかというふうな答えも出てくるかもしれませんけれども、今こういう時期に、我が垂水市が、漁協を初め建設業が疲弊している中、建設の仕事がない、この間も新聞を見れば、建設業の社長さんたちが20万円ぐらいしか手取りがないというような記事も載っておりましたけれども、それで先ほど言いましたように、漁協も廃業する仲間の方が多い中、市長がやっぱり25%から10%カットということでは、実質は、満額じゃないからカットされているんですよ。しかし、市民感情からすれば、カットじゃない、値上げをしたんじゃないかと受けとめられかねないわけですよ。こういうときに一気に上げる。非常にタイミングが悪いと思うんですよね。市長自身も私のほうに、ちょろっとそういうような、今の時期、上げるのはタイミングが悪いんですけども、どうですかねというようなことも言われました。（発言する者あり）そういうことは事実は事実として言うておるんですから。

そういうことで、今回の給与カットは、私は申し上げますけど、本当にあなたのひとりよが

りの変説と私は思います。これまで守ってきたことを自分の立場や私情で都合よく変えること、そのような私は気がするんですけど、そういう質問をして、私の質問はこれで終わります。

○市長（尾脇雅弥）今、北方議員のほうから話がありました。私は非常に冷静に承っております。私が市長になるときに申し上げた公約は、住んでよかったと思えるまちづくりの継続と、元気な垂水づくりに挑戦をしていくということで、その中の一部として先ほど申し上げました公約、市民の皆様にお約束をしたのは、市長給与の一部をカットしますと。その中身について問われましたので、それはこういう思いでしたと。多少の文言のやりとりの違いはあったかもしませんけれども、基本的にはそういったことであります。その中で、やはり財政的なもの、これが改善されていかない中ではなかなか難しいということをございましたので、そのことを一番に考えながら、また職員の皆様にも給与カットというのをお願いをしておりましたので、そのことも皆さんの協力のおかげで、数字のほうも監査のほうでの評価にもありましたけれども、近年まれに見るというような評価もいただくような状況に、少しずつではありますけれども、まだこれですべていいというわけではありませんが、改善をされてきました。そういう中で、市役所職員の給与のカットもやめました。

26年までというのは北方議員の考え方で、1つの考え方であろうと思いますけれども、そういう状況も踏まえて、私としては、一番最後に少し自分の給与のカット率を、今25%から10%に戻させていただこうというふうに思っているところであります。

タイミングに関しては、国のはうで国家公務員の給与の関係が交付税等反映されるということがありますので、そういう意味でタイミングがどうかなということは、北方議員に限らず皆さんにも御相談をしたところであります。た

だ、そこの部分は7月からということでありまして、しっかりと、それには、もし職員の皆様にお願いをするのであれば、我々もその部分は対応しなきゃいけないと思いますので、タイミング云々ということは抜きにして、いろいろやってきた改革の中で、そういった意味で、少し戻させていただいてもいい時期ではないかというふうに判断をいたしましたので、今回そのような提案をさせていただくということでございますので、あとは議会の皆様の御判断をいただくということになろうかと思います。

以上でございます。（北方貞明議員「終わります」と呼ぶ）

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。次は、2時20分から再開します。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質疑及び質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 長い寒い冬が続き、刻一刻と暖かくなり、草花や木々が芽を出すようになり、梅の花が咲き、また桜の花が咲く季節がもうそこまでやってまいりました。活発な活動をしている桜島の降灰も、北西の風に乗って垂水方面に流れていた風向きも、いよいよ変化する時期であります。高校の入学試験も間近になり、人の移動もある3月、議会も開会されました。私も、先日通告いたしました案件について質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

最初に、農業振興についてお尋ねいたします。

桜島の降灰を受けながら、農家の方々は力強く頑張っていられます。市単独事業は、予算面からして、充実した事業に取り組むことは大きな期待はできないのではないでしょうか。補助

事業を導入しての振興が大事かと考えます。今年度も新規事業が予定されております。主な事業の取り組みについて、お伺いいたします。

農家の方々の高齢化、担い手農家及び新規農家の減少等で遊休農地、耕作放棄地が増大しています。その対策はどう考えていられるのか、お伺いいたします。

水産行政について、質問いたします。

垂水市の基幹産業であります水産業は、厳しい状況となっておりますが、生き残るための振興策をやらなければなりません。今年度の振興策について、お尋ねいたします。

教育行政について。

教育費も多くの新規事業を予定されているようであります。事業の概要をお知らせください。

小学校通学路について。

1月25日の南日本新聞に、昨年11月末までの点検で、危険な小学校通学路は全国で7万5,000カ所、鹿児島県内で1,711カ所あり、通学路の変更や歩道の整備は大方完了し、残りについては対策を講じる予定のようあります。

垂水市の通学路については先ほど北方議員が質問されましたので、了解いたしたいと思います。

市道、農道、河川の整備について。

市道、農道整備については、幾度となく質問をしてまいりました。今回も当初予算で事業の予算が計上しております。整備予定箇所をお知らせください。

降灰対策について。

ことしになっても活発な活動が続いております。2月までに200回を超える爆発があり、特に雨が降った後はひどい状況のような気がいたします。昨年と今年の降灰量はどうなのか、また対策についてお伺いして、1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈）川畑議員の農業振興にかかる新規事業及び主な事業について、説

明させていただきます。

まず、新規事業の主なものとしまして、農地集積協力金交付事業でございますが、地域農業マスターPLAN、人・農地PLANに位置づけられました地域の中心となる経営体に農地を集積するためのものでありまして、農地の出し手に対し、0.5ヘクタール以下が30万円以内、0.5ヘクタール以上2.0ヘクタール以下が50万円以内、2.0ヘクタール以上が70万円以内（94ページの発言により訂正済み）が交付されるものであります。

経営体育成支援事業補助金でございますが、同じく地域農業マスターPLANに位置づけられました地域の中心となる経営体の農業機械購入融資残に補助を行おうとするものでございます。

次に、継続事業の主なものとしまして、新規就農総合支援事業、青年就農給付金、経営開始型の交付対象者としまして、昨年の11名にプラス6名、17名の給付を予定しております。

防災営農対策事業でございますが、降灰による農地等の酸性を矯正するための土壌矯正事業や、野菜安定対策事業としまして、サヤインゲン2組合・8戸のビニールハウス、サヤインゲン1組合・3戸、及びキヌサヤエンドウ1組合・5戸のトンネルハウス、果樹安定対策事業としまして、マンゴー1組合・5戸のビニールハウスに加え、粗飼料の年間平衡給与を図るための飼料作物確保対策事業1組合・3戸の事業費を予定しております。

また、県が実施しております農村災害対策整備事業の負担金と、中山間地域総合整備事業一般型の負担金を予定しているところでございます。この農村災害対策整備事業と中山間地域総合整備事業一般型は県単事業でございまして、本市単独では予算面等からなかなか実施できない各地区の要望をかなえてもらっている、非常に有効な事業となっているところでございます。

次に、耕作放棄地についてでございますが、

本市の農業について考えますと、少子高齢化が進み、農家の方々の高齢化、担い手農家及び新規就農者の減少等、そして遊休農地、耕作放棄地の増大が進展しているわけでございますが、それを解消していくことは、本市農業の大きな課題であると認識しているところでございます。

まず、数量的なものについて御報告させていただきます。

川畠議員におかれましては農業委員も兼務されておりますので、実際、調査にも携わっていただいているわけでございますが、平成22年から実施しております農地利用状況調査の結果について報告させていただきます。

平成22年は、調査面積約1,012.3ヘクタールに対しまして、耕作放棄地面積約273.6ヘクタール、割合にしまして約27.0%。平成23年は、調査面積約1,023.9ヘクタールに対しまして、耕作放棄地面積は約300.2ヘクタール、割合にしまして約29.3%。平成24年は、調査面積約1,009.3ヘクタールに対しまして、耕作放棄地面積約265.5ヘクタール、割合にしまして約26.3%となっているところでございます。

それでは、その対策についてでございますが、第3条に基づきます権利移動や、第30条の農地利用状況調査後のは正指導等の実施を初めとしました農地法に基づきますそれぞれの方策、農業経営基盤強化促進法第18条第2項で規定します利用権設定、農業振興地域の整備に関する法律第6条に基づきます斡旋事業、また、国の事業でございますが、平成21年度から実施しております耕作放棄地再生利用緊急対策事業では、上野台地ほかで、延べ17名の方が434アールの耕作放棄地を復元され、作付を行っていらっしゃるところでございます。この事業につきましては平成25年度までとなっているようでございます。

また、新規の事業としまして、先ほど申し上げました農地集積協力金交付事業がございます

が、これなども耕作放棄地対策に大いに役立つてくるものと考えているところでございます。  
○水産課長(岩元悦郎)川畠議員の質問にお答えいたします。

平成25年度の水産業関係事業の主な取り組みについてでございますが、まず、水産振興関係では、水産物の販売促進及び販路開拓支援を図るために、国内においては、関東・関西・福岡等で開催される水産物フェア及び商談会でのPR販売活動を行うこととしております。国外においても、新たな輸出販路確保のため、昨年に引き続き、市長トップセールスによる東南アジアでの現地視察、商談を計画しております。市長みずからトップセールスを行うことで、商談を確実なものとし、輸出量の拡大を図ることにより、6次産業化と観光振興につながるものと考えております。

また、体験型教育旅行を推進するため、遊漁船業登録の損害賠償保険料に対する補助金を継続するとともに、さらなる修学旅行の受け入れを拡大させるため、ロードスイーパー、集合用写真ひな段の購入や、PR用DVD作成に対する補助を新設し、漁協と連携し、修学旅行生の誘致活動に努め、水産物のPRや魚食普及を図ってまいります。

次に、つくり育てる漁業の一環として、引き続き、二川地区に藻場礁の設置を行います。また、豊かな海づくりパイロット事業により、ヒラメ・マダイ・カサゴを牛根及び垂水市漁協管内にそれぞれ放流しまして、漁船漁業の振興も図ってまいります。

さらに、養殖業を取り巻く環境が依然として厳しく、両漁協とも資金繰りに苦慮していることから、漁協経営の安定と養殖漁業振興のために、資金貸し付けも継続するとともに、貸し付け利子の負担軽減も図りたいと考えております。

そして、中小漁業者が漁業経営に必要な資金について金融機関から融資を受けやすくするた

めに、昨年度に引き続き、鹿児島県漁業信用基金協会への出資を行います。

次に、漁港建設費でございますが、県管理漁港の海潟・牛根漁港につきまして、引き続き整備していただきます。

最後に、藻場の環境をよくするために、昨年に引き続き、桜島から流れ出す軽石等の除去事業を実施し、また、垂水市沿岸に存する藻場及び干潟の維持・回復に努めてまいります。

以上で、水産業関係の主な事業について説明を終わります。

○教育総務課長(川畠千歳)川畠議員の教育行政についての 1、新規事業及び主な事業についてお答えいたします。

平成25年度の教育行政の基本方針は、垂水市の未来を担う大切な子供たちの生きる力を育むため、第4次垂水市総合計画を踏まえ、基本目標に「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を掲げる垂水市教育振興基本計画に基づき、効率的運営と計画的な推進を図ってまいります。

本市の学校施設・設備は老朽化が著しく、危険箇所も見受けられますことから、教育総務課では、これまで児童生徒の安全・安心が確保できる教育環境の充実に努めてまいりました。具体的には、平成21年度に策定しました垂水市公立学校等施設整備計画に基づき、小・中学校の空調設備の設置、校舎及び体育館の耐震補強事業や、垂水中央中学校の校舎及び体育館の大規模改造事業を行い、平成24年度に完了をいたしました。

小学校の施設については、校舎等の老朽化が著しいことから、平成24年度に新たに整備計画を策定したところです。その計画に基づき、平成25年度は、特に老朽化が著しい協和小学校と松原小学校の校舎外壁改修を、また垂水小学校では生活様式の変化に対応したトイレの洋式化を計画しております。それから、学校遊具につい

ても老朽化が進んでいることから、平成24年度に策定した垂水市立小・中学校遊具整備計画に基づき、修繕・撤去を計画的に実施してまいります。

中学校の施設においては、平成25年度は、武道館やプールの新築、屋外運動場の整備及び侵入防止のフェンス等の工事を行う予定であり、平成22年度から進めてまいりました中央中学校の環境整備の一連の工事は完了することになります。

このほか、教育環境整備の一環として、平成24年度には、桜島の降灰の堆積が多く見られた協和小学校と松ヶ崎小学校において、国庫補助事業で校庭降灰除去工事を実施いたしました。平成25年度も、多量の降灰に備えて予算を計上しております。

垂水高校の振興支援につきましては、平成24年3月に出された「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」の答申に先立ち、垂水高等学校振興支援計画書を策定して、垂水高校振興対策協議会を中心に取り組みを進めてまいりました。その内容は、広報支援や部活動活性化、並びに検定試験等受験への助成や、小・中・垂水高の連携の取り組み、さらには関係団体による地域行動への参加呼びかけによる活動など、成果を上げつつあります。

大隅地域の再編対象となっている他の高校では、統合や学科の変更、県立中・高一貫校の開校方針など、既に動き出しております。垂水高校については、当面は現状維持の方向性が示されました。しかし、十分な猶予があるとは言えず、危機感を持って振興支援に取り組む必要があります。そのようなことから、これまでの支援策に加えて、平成25年度は新たに、公共交通機関を利用するすべての生徒に通学費の補助を行う経費を計上させていただいているところであります。

今後とも、設置者の県や垂水高校にはさらな

る魅力の向上に努めていただくことはもとより、関係団体・市民・地域と一体となった振興支援を行ってまいります。

このほかの取り組みといたしましては、開かれた教育委員会を目指し、新たな取り組みを進めてまいります。具体的には、市民の皆様に教育委員会の活動について理解を深めていただくために、定例教育委員会の会議の公開を積極的に進めるとともに、現在、年間を通して市民館で開催している会議を、地域に出向いて行う移動教育委員会を導入し、より多くの市民の皆様に教育委員会の会議を傍聴する機会を提供することにより、開かれた教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○学校教育課長(牧 浩寿)続きまして、学校教育課関係につきましてお答えいたします。

学校教育課ではこれまで、生涯学習の観点に立ち、垂水の海・山・川などの自然や歴史・文化を生かしながら、体験活動を通した教育を推進するとともに、知育・德育・体育に食育を加え、調和のとれた教育の充実、実現を図り、生きる力を備えた、ふるさと垂水を愛し、誇りにする児童生徒の育成に努めることを施策の基本方針として、教育行政を推進してまいりました。この基本方針のもと、とりわけ学力向上に重点を置いて、これまで管理職研修会や各種研修会等の改善を図り、教職員の資質向上に取り組んでまいりました。その結果、さきに実施されました基礎・基本定着度調査におきまして、特に小学校はすべての教科が昨年度の数値を上回るとともに、県教育委員会が目標としております通過率70%をすべての教科でクリアいたしました。中学校も、教科によって昨年度の数値を上回るという結果が出ております。

また、心の教育の充実に向け、児童生徒の豊かな感性を育む教育活動の推進にも力を入れてまいりました。その結果、大きなじめ問題や

その他の生徒指導上の問題行動等も発生しませんでした。

このように一応の成果を得ることができましたが、垂水の子供たちをさらに健やかに成長させるためには、解決しなければならない課題がまだまだあります。

そこで、平成25年度は平成24年度の実績や反省等を踏まえ、重点施策として、1、確かな学力を定着させる教育の推進、2、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、3、信頼される学校づくりの推進、4、学校教育と連携した学校給食の充実の4項目を掲げ、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

主な事業等につきましては、基本的には、本年度実施してきたものを十分に熟成させ、発展的に充実させたいと考えておりますが、新規事業といたしましては、学校経営報告会や臨時的任用教員研修会、「集まれ、わんぱく」夏休みの勉強会(仮称)などを実施いたします。

学校経営報告会は、教育委員5人の皆様に対して、全学校の校長がどのような学校経営を推進してきたかを直接報告し、今後の学校経営の工夫・改善を指導するものでございます。

臨時的任用教員研修会は、臨時的任用教員を招集し、指導方法を中心に、教員としての資質を向上させようとするものでございます。

また、「集まれ、わんぱく」夏休みの勉強会(仮称)は、勉強に対して苦手意識や不安を持っている子供たちを対象に、夏休みに市民館で勉強会を開こうというものです。教える先生方は垂水市内から教師を募り、指導してもらおうと考えております。

そのほかにも、幼稚園、保育園、小・中・高校の連携や、家庭との連携を掲げ、垂水の子供たちの健やかな成長を願って、それぞれの成長過程に応じて連携のあり方を工夫してまいりたいと考えております。

このような施策を通して、「垂水の子らを光

に」を合い言葉に教育行政を推進していく所存でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平）続きまして、社会教育課所管の事業についてお答えをいたします。

社会教育課は、地域全体で子供を守り育てる環境づくりを推進し、市民が生涯にわたって自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習できる環境づくりを図ることを基本方針にしながら、各種事業を取り組んでまいっております。

平成24年度の特徴的な事業を申し上げますと、まず、垂水さわやかあいさつ運動は、市内小・中・高校及び地区公民館へ約100本、のぼり旗を配布をし、また、市内小・中学生より公募をした標語をポスターに掲載するなどの取り組みを行いました。この運動を始めて4年目になりますけれども、児童生徒の挨拶がよくなつたという声を市民の皆様から聞くことが多くなってきておりますので、今後ともこの運動を続けてまいりたいと考えております。

また、錦江湾シーカヤック大会は、口蹄疫や台風などで3年間開催できませんでしたけれども、今年度は約70組の参加で成功裏に開催することができました。さらにことし1月12日から26日まで、第1回垂水市芸術祭を猿ヶ城渓谷・森の駅たるみずで開催をいたしました。今回は写真、絵画部門のテーマを桜島に絞って募集をいたしましたけれども、さまざまな作品が寄せられ、市内外から230人の来場がございました。

また、地区公民館は、生涯学習や社会福祉増進のための地域コミュニティセンターとして活用していただいておりますけれども、平成24年度は、境地区公民館の女子トイレの改修工事、新城地区公民館のキュービクル改修工事、市民館の雨漏り改修工事、さらには協和地区公民館の屋上の降灰除去作業等を行っているところで

ございます。

次に、平成25年度の新規事業といたしましては、まず1つ目には、たるみず学校応援団事業を、垂水中央中学校に加え、市内の各小学校で本格実施してまいります。この事業は、地域住民や保護者の方々の知恵や経験などを生かし、ボランティアとして学校の要望に応じて地域全体で学校の教育活動を支援していただくものでございます。

2つ目は、「第1回和田英作、和田香苗記念絵画コンクール」の開催を計画をしております。本市出身の両画伯の業績をたたえるとともに、地域文化の向上、児童生徒の郷土愛や豊かな感性を育もうとするものでございます。市内外からの応募を募り、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールとともに、垂水市の芸術コンクールのシンボルとなることを目指したいと考えております。そしてまた、このコンクールは平成27年10月31日から11月15日まで鹿児島県で開催することが決定をしております第30回国民文化祭、これにつながるものでございます。

3つ目には、垂水市内に数多く存在する文化財のガイドブックを新たに作成することとしております。現在の文化財マップに掲載している文化財や史跡等に加え、近年、市の文化財に指定をされましたおろごめや新城鎌ん手踊り、中俣下の川踊りなどを新たに加えて作成することとしております。

4つ目になりますけれども、垂水島津家墓地の整備につきましては、これまで、墓地の周りにフェンスを設置をしたり、墓石などの補強工事を行ってまいりましたが、新年度においては、ふるさと応援基金を活用して、六地蔵等ほか、修復事業に取り組むことといたしております。

5つ目は、市民スポーツ係の事業でございます。水之上体育館の雨漏りについて、その都度、修繕を施してまいりましたが、完全には雨漏りがとまらない状態が続いております。これまで、

体育館の利用者や地域住民の方々に大変御不便をおかけしてまいりましたけれども、今回、大幅な屋根の改修工事を行い、利用者の方々が気持ちよくスポーツに親しむことができるようになります。

その他の取り組みや事業といたしましては、運動公園の多くのスポーツ施設は昭和50年代に建設され、老朽化が進んでいることから、改修等についての検討を進めてまいります。

また、第15回の節目に当たります瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール、そして、海に親しむ子供を育てるための新城地区でのシーカヤック大会などの事業を実施をしてまいります。さらに、大野自然学校の事業等も積極的に行い、自然体験や野外活動を通じて、青少年の健全育成に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○土木課長(宮迫章二)市道の整備につきまして、平成25年度の道路維持工事の予定箇所についてお答えいたします。

まず、道路維持費の工事請負費は、社会資本整備総合交付金事業を活用しました関係で、昨年度の当初予算より約2.4倍の予算になっていまして、より多くの市民の要望に応えられるものと考えているところでございます。施行箇所につきましては、小浜・大浜線ほか6路線の側溝改修や舗装工事を予定しているところでございます。また、社会資本整備の採択基準に合わない箇所も単独費で計画しており、昨年度同様、早期執行ができるように考えているところでございます。

市道福岡・浦谷線の整備につきましては、林道事業で開設された道路でありまして、通常の走行は余りないと思いますが、市道認定をしている道路であり、また、この道路は、海潟の海に浮かぶ江ノ島や桜島が間近に一望できる箇所もありますので、地元の住民の方々には散策道路として親しまれており、山林の作業にも活

用されているようでございます。そのため、通行はできるようにしていかなければならないと思いますので、路面管理等を重機借り上げや環境整備班で実施したいと思います。

次に、協和地区の河川の寄り州除去につきましてお答えいたします。

県で管理しています中俣川につきましては、地元の振興会からの要望を受けて、県に進達し、実施していただきました。土木課で管理しています是井川の国道から下流川と、飛岡川、鶴田川につきましては、河川費の重機借上費で実施しているところでございます。鶴田川につきましては、平成24年度は国道から下流の一部を実施しました。平成25年度は、その残りと上流側を実施したいと考えているところでございます。飛岡川につきましては、平成24年度は公民館裏から林道までの区間を実施する予定であり、平成25年度はその上流を実施したいと考えているところでございます。

市内には準用河川は23本ありますが、限られた予算の中で実施しなければならないため、防災上特に支障のある河川につきまして、部分的にはありますが、整備をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○農林課長(池松烈) それでは、農道及び河川の平成25年度の整備について報告させていただきます。

済みません。その前に、新規事業の農地集積協力金交付事業のところで読み間違いをしていましたが、訂正のほどよろしくお願ひいたします。  
(89ページで訂正済み)

まず、農地費関係でございますが、使用料及び賃借料、重機借上料によりまして、本年度に引き続きまして、中俣地区、是井川の寄り州等土砂除去を予定しております。これは、今、土

木課長から報告のありましたように、国道から上の部分になります。原材料費、維持補修用材料としまして、本城地区のトラフを延長40メートル、新城地区の生コンを13立方メートル予定しております。

続きまして、農道整備事業費関係でございますが、委託料、維持管理等委託によりまして、農道の除草等の維持管理を、使用料及び賃借料、重機借上料によりまして、中浜地区の側溝土砂除去、水之上地区の道路のり面保護、原田地区的道路のり面復旧、垂桜地区の道路のり面復旧、中俣地区的道路洗掘防止、舗装でございますが、予定をしております。

工事請負費では、辺田地区道路の延長70メートル、幅員3メートル、深港地区道路の延長180メートル、幅員3メートル、牛根麓地区道路の延長100メートル、幅員3メートルを予定しております。

原材料費、維持補修費、補修用材料としまして、垂桜地区の生コンを10立方メートル、中俣地区的生コンを20立方メートル、本城地区的生コンを13立方メートル、新城地区的トラフを延長25メートル予定をしているところでございます。

この平成25年度予算での予定に加え、農道の整備につきましては、県の主体事業であります中山間地域総合整備事業で平成28年度までに市内一円14件の整備や、状況に応じ、国・県の補助事業の導入を図りながら、事業効果や緊急性を考慮しながら、予算の枠内、予算の範囲内におきまして進めますとともに、土木課環境整備班によります作業で対応してまいります。さらに、農家の皆様の御理解をいただきながら、中山間直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金等を活用しまして、地元農家等の御協力をいただきながら行っていきたいと考えております。

以上です。

○土木課長（宮迫章二）降灰対策につきまし

て、昨年とことしの降灰量の比較、その対策についてお答えいたします。

降灰事業につきましては、曆年災害となるため、1月から12月までの降灰量に対して実施しております路面清掃及び宅地内降灰除去事業について、平成23年と平成24年の比較でお答えいたします。

まず、降灰量でございますが、平成23年は、観測を開始しましてから爆発回数が最多の996回となり、年間降灰量は基準観測所の協和小学校で9,887グラムでありましたが、平成24年の爆発回数は885回と、111回少なくなりましたが、年間降灰量は1万3,234グラムと、3,347グラム増加しているところでございます。

次に、事業費でございますが、道路及び歩道清掃事業費は、平成23年は1,648万4,000円で、平成24年は1,562万3,000円となり、86万1,000円減少しましたが、宅地内降灰除去事業費は、平成23年は2,264万7,000円で、平成24年は4,194万8,000円となり、1,930万1,000円の増額となりました。

宅地内降灰除去がふえた理由としては、降灰量がふえたのもありますが、集積場所をふやしたことと、収集指定日以外にも降灰袋が道路に出され、緊急的に収集の指示を行い、業者に回収していただいたことからだと思います。また、平成24年の桜島降灰除去事業精算事務を本年1月30日に提出したところでございますが、その際、昨年単独事業で実施していました側溝清掃につきましても補助事業で認可していただけないか、協議しましたところ、側溝内の土砂が桜島の降灰であることが証明されたら認めていただけだと回答いただきましたので、平成25年につきましては、桜島降灰除去事業として国へ要望することとしているところでございます。

そのほかに、平成24年度は、降灰対策といしまして、市長公約でもありました路面清掃車の増車ということで、本市の道路事情に最も適

している4トン車ベースの車両を1台購入することとしておりましたが、2月18日に納車されまして、環境整備班において、試運転も兼ねて清掃を実施しているところでございます。新型の高性能車両でございますので、現在の車両からすると、なお一層きれいにとれると報告を受けているところでございます。

今後は、降灰除去作業の早目の対応に心がけ、有効に活用していきたいと考えているところでございます。

なお、今後も桜島の活発な活動が続くと考えられますので、桜島火山活動対策協議会による国への要望活動につきまして、引き続き、降灰対策における補助申請を要望していきたいと思います。

以上です。

○川畠三郎議員 私は一括方式でお願いいたします。

丁寧に説明していただきました。農業振興と水産、これは垂水の基幹産業でございます。課長のほうから農業振興については丁寧に説明を受けましたけれども、ことしも降灰が多いということで、農家の方は大変苦しい状況ではあるようです。継続なんですけれども、トンネルハウスが結構ことしもふえているような気がするんですけども、また今後、お願いが結構出ているような気がいたします。降灰もですけれども、やっぱり雨のときも、大変いいトンネルハウスだと、私も一部利用させていただいている中で、いいと思いますので、いろいろ積極的にこれも取り入れていっていただきたいと思います。

先ほど、青年就農給付金が昨年は11名ということで、ことしが6名、計17名を予定しているということですが、このメンバー、女性もいるのかなと思ったりするんですけども、それと、地域割というんですか、前もお尋ねしたんですけども、どの地域で何名というよう

なことがわかれば、それをお教えいただきたいと思います。

それと、耕作放棄地対策について、今、課長のほうから、私も農業委員ということで大変苦しんでいる状況の中ですけれども、これも、やっぱり中山間整備事業や農地・水関係の事業を積極的に活用して、その解消に向かわなければならないと思うんですけども、もう少し何か積極的な対策はないのか、これをお願いいたしたいと思います。

水産行政についてです。

課長はなかなか答弁は難しいところだなと思うんですけども、午前も池之上議員のほうで、養殖業者について支援をというような質問があったわけですけれども、大方の皆さんには、今の水産業のこの苦しい状況をよくおわかりしていただいて、皆さんから応援をいただいているのではないかと思います。私も垂水市漁協の役員ということでいろんな事情をよくわかっているんですけども、なかなか前に進まないという状況があるようです。特に資金面が苦しい状況ではあるようですけれども、振興資金も1億借りて、返して、また1億借りるという状況が続いている中で、今年度から1億借りておったのを返して、9,000万円、来年度はまた少なくなるというようなことで年次的に、4年かな、5年かな、はっきりわかりません、それでゼロという状況にあるという約束がされているようですけれども、今の情勢から見ればなかなか厳しい状況かなと思うんですけども、ここを市長は何か打開策はないのか、ちょっとお考えをいただきたいと思います。

それと、ことしも海外のトップセールスというようなことで予算化されていらっしゃいますけれども、東南アジアが予定されているのかなと思うんですけども、この訪問される予定地ですね、それと市長の意気込みですか、それに対する取り組み、意気込み、その辺を話していく

ただきたいと思います。

教育行政については、三課が親切丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。実績まで報告していただきて大変うれしく思います。これから子供たちを育てる状況、立派な教育をしていかなければなりませんので、ひとつ教育長を初め、教育委員会のほうでも一生懸命になって教育行政に取り組んでいただきたいということで、これは終わりたいと思います。

市道、農道及び河川の整備ですけれども、これは協和地区のお話をさせていただきました。飛岡川も毎年幾分ずつやっていただいて、昨年は鶴田川を要望しておったんですけれども、国道よりも下ということで、ここは人家があるので早急に対処が必要だったんですけれども、今度は国道から上のほうがちょっと荒れていますので、ここら辺も取り組んでいただきたいと思います。課長のほうでは、来年度は、25年度ですかね、はここに取り組みたいというようなことでしたので、どうか、地域の要望がございますので、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

それと、市道の福岡・浦谷線の整備も、私は12月も質問したのかなと思うんですけども、ここは協和地区でウォーキング大会がありますので、ここを利用するようにもう決まりましたので、見られてはいると思うんですけども、また100名近い、前後の方が参加されますので、危険がないようにしなければいけませんので、ひとつ課長がおっしゃったような対応をしていただきたいと、要望していきたいと思います。

次に、降灰対策ですけれども、ことしも活発に活動しています。1月の中旬まではよかったですんですけども、1月の末から元気が出まして、2月になって相当爆発回数もふえているようです。特に先日は爆発で粒の粗いやつが落ちてきました、大変砂が重いですよね。先日もロードスイーパーでしていただきましたけれども、ま

た最近の降灰では物すごい、海潟、中俣は降灰量が積もっています。事業でロードスイーパーが回っているとは思いますけれども、しっかりと対応をぜひしていただきたいと思います。もう少しですので、頑張ってお金も使って灰を除去していただくと。市内全域ですけれども、海潟は最近ひどいです。そこら辺も課長はよく御承知だと思いますので、垂水市全体を考えてひとつやっていただきたいと、そういうことを、これはしっかりとしてくださいということで要望で終わりたいと思います。

○農林課長（池松烈） それでは、新規就農総合支援事業、青年就農給付金、経営開始型の17名の方々の地区ごとについて御報告申し上げたいと思います。

ふえた6名という割り振りではなくて、17名を各地区でありますので、そこは御了解いただきたいと思います。17名中、新城地区が4名、水之上地区が3名、中央地区が3名、市木地区が3名、海潟地区が3名、大野地区が1名、計17名になっております。この新年度の6人ふえた分につきましては、また今後もしっかりと対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます

それと、耕作放棄地解消のための積極的な対策はどうかということにつきましては、先ほど、耕作放棄地の数量的なものも申し上げました。また、それを解消するための方策、事業等も報告いたしましたが、議員のおっしゃいますよう、少子高齢化が進み、農家の方々の高齢化、若い手農家及び新規就農者の減少等、そして遊休農地、耕作放棄地の増大が日々進展している中におきましては、現在よりさらに積極的な方策及び事業の推進が求められるものと考えております。

そこで、地域農業マスターplanの推進や、現在あります事業等を最大限に有効的に活用できるようにするとともに、農地に関しましては

精通されておりますし、また、農地に関する事項等を協議、推進していく立場にあります農業委員会に、今まで以上にアドバイスや御指導をいただいて、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 川畠議員の2回目の水産振興の質問に対して、お答えをいたします。

現状の不振の最大の要因は、新聞等にもありましたけれども、生産過剰による影響が大きいというふうに考えております。もう1つの水産業の課題の1つとしては、物づくり、品質の向上ではなくて、先ほども申しました販路の面の拡大であるというふうに考えております。私の公約の2番目に、垂水ブランド販路拡大への挑戦、本市の質の高い1次産品について、国内はもとより、アジアを中心とした世界への販売ルートを実現しますと掲げております。

国内マーケットが縮小していく中で、世界はアジアを中心に発展しており、その成長をどのように取り組んでいくかが大切でございます。県内外の各自治体では、それぞれの特産品等の売り込みに、国内外の消費地でさまざまな取り組みを行い、その規模も年々拡大しているところですが、垂水市が販路を確保するためには、ほかの自治体に先んずることが必要でございます。

特に水産品につきましては、このところ、世界的な健康志向もあり、魚の需要が急激に増し、その需要を見越して、世界の水産品の供給元が、富裕層の増したアジアを中心に進出しております。カンパチ・ブリにつきましても、世界の水産品供給元による養殖技術の向上、消費地への積極的なセールスがまさに今日も行われております。このように、一見売り手市場に見えるアジアの市場で、大変熾烈な駆け引きが行われているのが現状でございます。

このようなことから、市場確保において世界の

後塵を拝しないように、世界の動向を常に念頭に置いて、平成25年度も引き続き、両漁協及び関係機関と連携して、新たな市場開拓に取り組んでまいりたいと思います。

現状の課題における振興対策につきましては、県・国とも連携をしながら、対応を相談してまいりたいというふうに思っております。

○水産課長（岩元悦郎） 水産振興貸付金ですか、確かに覚書を交わしております。23、24、1億円と。そして25年度から9,000万円と。26、27、28年度は確かにゼロになるんですけども、確かにそこは漁協の厳しい状況は私どもも感じておりますので、25年度は9,000万ということで、両漁協、納得していただいておりますので、27年度あたり、5,000万円、ゼロというのはちょっと厳しくなるのかなと私も危惧はしておりますけれども、また漁協とじっくり協議していきたいと思っております。

それともう1点、市長の訪問先ですか、御質問があったと思うんですけども、トップセールスの場所はどこかという御質問だったと思うんですが、今年度は東南アジアのタイ、カンボジアをそれぞれ4泊5日の予定でお願いしております。訪問時期は、垂水市漁協の要望によりますと、タイが8月、カンボジアが11月となっておりますけれども、まだ確定したわけではありません。それと、牛根漁協からもアメリカ訪問について要望はいただいておりますけれども、具体、詳細についてまた今後、詰めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○川畠三郎議員 それでは、耕作放棄地対策ですけれども、各地区相当荒廃地があるようです。先日も、農林課が主体で、中山間直接支払制度の役員ですね、方とか、改良区の農地・水関係の方で、堆肥センターで研修会があったと聞いておりますけれども、荒廃地になっているのが多いので、改良区やら協議をして、我々、一部

で草払い機、普通モアというんですかね、あれを農地・水の関係の資金で買いましょうということで、それもあったと思うんですけども、それがあれば、地域、地域で借りて、草を払って耕うんしていけば、何か対策もできそうな気が私もしております。そういうことで前向きにこれはいっていますので、これらも農林課のほうで主体になって、そういう後押しをしながら、そういう対策をとっていくと、私はそれは大事だと思います。

地域には農業委員の方もいらっしゃるし、連携しながらやっていけば、ある程度、解消は私はできそうな気がしますので、そういうリーダーを育てていくというのが大事ですので、ただ、そうつくったばかりじゃいけないので、そういうことで、農林課のほうでもどうか御支援をいただきたいと思います。

水産行政については、みんな本当に難しい今の状況ですけれども、資金の関係が一番私は今、苦労しているのかなと、値段が安いし、えさは高いというようなことで、各漁協も大変苦慮していると思いますので、課長のほうで振興資金の件についても説明がありました。市長も、できる限り、これらも勘案しながら、漁協と連携をとっていただいて、できるものなら、また、いい方向に私はしていただきたいなと思い、これはもう私としては要望しておきますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

そういうことで、きょうはこれで終わります。

○議長（宮迫泰倫） 次に、7番田平輝也議員の質疑及び質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、お疲れさまです。

農家にとりましては春の収穫時期となっていました。また、本市におきましては、桜島の爆発が年々多くなってきており、桜島の爆発による被害が今後発生しないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

今回、鹿児島県は、国家公務員と地方公務員の給与水準について比較するラスパイレス指数を公表されました。本市においては、21年度のラスパイレス指数は、県下でも鹿児島市に次いで2番目の上位でございました。その後、給与カットをされて改善され、22年度は県下で12番目となり、さらに、23年度は県下19市の中でも16番目とのことでございました。本市は、24年度の給与カットをされなかったようですが、その結果、県内19市の中ではどういう位置づけになったのか、お聞きいたします

また、定員適正化の推移と、本年度の退職者と新規採用者の人員をお伺いいたします。

次に、本市の雇用対策についてですが、まだ全国的に不景気が続く中で、経済状況が悪いため、高校や大学を卒業されても仕事がなかなか見つからないとよく聞きます。また、若い人たちですが、中高年層の方々も仕事がないという方々を周りで多く見受けます。

昨年度も雇用対策について質問いたしましたが、その答弁の中で、平成23年度はいろいろの雇用創出に係る事業をされて、合計で延べ83名の雇用を創出されたとのことでございました。市としても、雇用対策は今後も大変重要なことだと思いますが、平成24年度の本市の取り組みと、それに係る雇用創出した人数などをお聞かせください。

次に、空き家対策についてですが、私どもの垂水市の各集落でも空き家が多く見受けられます。親が亡くなられても、子供たちは都会で生活をして地方にいないなど、また帰ってくる予定もないとのことで、そのままの空き家が多くあります。空き家対策については、これまで同僚議員など多くの議員からも質問があつたかと思います。また、地区振興計画づくりの会議

の中でも話がよく出てきており、市民の関心が大きいと思っております。ここ数カ月の間で、土木課の職員の方々を中心に職員の方々が空き家の調査をされたとお聞きしますが、それらの調査の結果内容はどうだったのか、お伺いいたします。

また、空き家バンク制度によるこれまでの実績と現在の登録内容などについて、お聞きいたします。

あわせて、市営住宅の現状と入居率について、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（山口親志） 田平議員の質問にお答えいたします。

御存じだとは思いますが、まず、ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の平均給与額を、国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職員における学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数であります。

総務省は、指数の高い自治体に対して、特別交付税や起債に対してコントロールを行っております。しかしながら、国家公務員と地方公務員の比較では、国家公務員は幹部や高級なスタッフ職員の給与を除外しているのに対し、地方公務員は幹部の給与を含めているため、地方公務員の給与実態が国家公務員に比べて高いイメージがあることも事実であります。

地方公務員においては、給与体系は同じではあります、独自の給与等を首長と交渉して決定してきておりましたことから、100を超える状況も生じております。また、職員構成が、給与の高い職員の比率が高いのも原因の1つではあると思われます。なお、税務課職員・水道課職員・消防職員等は、ラス対象、比較の職員にはなりません。

議員指摘のとおり、平成19年と21年は、100を超えております。平成16年度から独自カットを

行ってきましたが、この年度は独自カットを行っておりませんので、そのような結果になっております。22年、23年度は、再度、独自カットを行った結果、97.5%及び96.5%になりました。平成24年度は、現給保障の廃止、退職手当等の改定等を提案し、職員組合に理解していただきましたので、給与の独自カットは行っておりません。国家公務員の平均7.8%がなければ、98.9%で、県内で5番目に位置しております。平成24年度は独自カットを行わず100を切っている要因は、定員適正化計画等で早期退職、職員削減等の効果があると思われます。しかしながら、まだまだ検討していかなければならない事案であります。

次に、定員適正化計画と退職者及び新規採用者についてであります、新定員適正化計画は議会の皆様にもお示しし、また市民の方々にはホームページで公表しておりますが、平成17年に策定し、平成18年度から10年間で50人の職員を削減し、平成17年4月1日現在の285人を、平成27年（102ページの発言により訂正済み）4月1日で235人とする計画であります。

残り2年間を迎えるに当たり、行政体制部会、行政改革会議及び経営会議等でも、課の統廃合も含めて協議をいたしました。計画途中、消防職員が4名ふえたので見直しを行うべきである意見、残り数年だから今で変更をすべきでない等の意見もありましたが、結果、計画に基づいて推進してまいります。

なお、今回の削減4名を含め、13人の削減が必要であります。

平成25年3月31日の退職者と、平成25年4月1日以降の新規採用者予定数であります、早期退職者1名、12月退職者を含めて、一般職6名、消防職員2名、現業職員2名の11名であり、新規採用予定者は、一般職員3名、保健師2名、消防職員2名の7名の予定であります。

○商工観光課長（塚田光春） 田平議員のこれ

まで、雇用に対する取り組みについてお答えいたします。

人口が減少していく中で、市民が働く雇用の場や環境づくりは、本市にとりまして重要な課題であることは十分に認識しております。これまで、商工観光課の雇用対策としての取り組みでございますが、市では、失業者の雇用対策としまして、平成22年度より平成24年度までの3ヵ年間、国の100%の補助事業を活用し、地域の雇用創出に努めてまいりました。

そこで、平成24年度の雇用創出のために取り組んだ事業と人数は、地域雇用創造推進事業で21名、緊急雇用創出事業の重点分野で17名、合計で延べ人数になりますが、38名の新規再雇用による雇用の創出を図っております。

また、地域雇用創造推進事業を利用し、市民が就労するための能力アップや起業を促すために、商品開発・販路拡大・ネットビジネス等の講演会を開催し、人材育成に努めています。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）空き家調査について、お答えいたします。

今回の空き家調査は、空き家対策の一環として、全職員にお願いしまして、地域担当職員や災害調査員の割り当て地区を参考に、市内全域の空き家を対象に実施したところでございます。一般的な空き家調査の目的として、空き家の有効活用や空き家に係る問題、環境・防災・防犯の解決を目的とする調査はございますが、今回の調査は、まず、市内の空き家状況を把握するための基礎調査として実施したところでございます。

現在、集計中でございますが、今わかる範囲でお答えしますと、空き家につきましては1,000戸を超えるうち、廃屋は200戸あるようでございます。この調査資料につきましては、今後、利用目的により関係課で利活用できるようにしていきたいと思います。

続きまして、公営住宅の現状についてお答えいたします。

まず、市営住宅は、牛根境から新城大浜まで21団地ありまして、管理戸数は294戸、そのうち、政策空き家が21戸、入居前修繕空き家が6戸で、入居可能戸数は267戸になりますが、空き部屋が3戸ありますので、入居率は99%でございます。

次に、定住促進住宅でございますが、二川から新城麓まで5団地ありまして、管理戸数が172戸で、政策空き家が1戸あり、入居可能戸数は171戸になりますが、空き部屋が4戸ありますので、入居率は98%でございます。

現在あいております市営住宅及び定住促進住宅につきましては、市のホームページにより、入居募集をしているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（倉岡孝昌）空き家対策についてお答えいたします。

空き家バンク制度は、垂水市における空き家の有効活用を通して、人口の増加と交流人口の拡大など、地域の活性化を図ることを目的に、平成17年12月から運用を開始しております。これまでの移住実績につきましては、平成17年度から平成23年度までの間に、合計50世帯、123人の方々が市外から本市へ移住されております。なお、平成24年度において、空き家バンク登録物件2件の売却が成立しておりますが、現在まで垂水市へ転入届が提出されていないため、移住実績に含まれておりません。

登録物件につきましては、売却物件が延べ91件、賃貸物件が延べ94件、計185件となっており、現在、受け付けを行っている物件数は、売却物件が10件、賃貸物件が4件の計14件となっております。

○総務課長（山口親志）済みません。訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、新定員適正化計画で、平成17年4月

1日現在で285人を平成27年4月1日で235人と申し上げるところを、平成27年を24年と申し上げたようありますので、平成27年4月1日に変更させていただきたいと思います。申しわけありませんでした。（100ページで訂正済み）

○田平輝也議員 一問一答でお願いいたします。

先ほどいろいろお聞きしました。東日本大震災の復興財源に充てるために、国家公務員の給与を平均7.8%だったですか、引き下げる。そして政府は、地方にも国と同様の削減を求め、その分を地方交付税を減額する。一方ではまた、人員削減など行政改革に熱心な自治体に対しては交付税を別途上乗せするということで、既に対応されている市町村もありますが、本市での例えは7.8%は、一般職員当たりどれぐらいの金額になるのか、また全体ではどれぐらいになるのか、お聞きします。

給与削減につきましては、既に、どうなのか知りませんが、職員組合とは協議をされておられるのか。また、職員給与削減について、けさ、ちょっと新聞を見ましたら、この削減に対して、地方は約8割が反対という報道がされておりましたが、ここら辺について市長はどのようにお考えになっておられるのか、伺います。

また、先ほど新規採用者の出身地や、また、本市出身者の採用枠というのはおかしいと思うんですが、どういう内容になっているのか、あわせてお伺いいたします。以上。

○総務課長（山口親志） 国家公務員の平均7.8%削減に伴う本市の取り組みでありますが、2月22日に県で県内市町村の給与担当者説明会がありました。総務省の考え方、意向を説明されましたが、地方交付税への影響及び報道等での広報等を考慮しますと、対応していかなければならぬと思っております。職員組合との交渉協議はこれからになりますが、この削減が7月から実施予定であることから、6月議会に上程したいと思っております。

次に、導入した場合の影響額でありますが、国が示しております減額は、給料1級から2級が4.77%、3級から6級が7.77%、期末勤勉手当は一律9.77%の削減でありますが、あくまでも国の試算ベースと平成25年度予算ベースの比較でいきますと、共済費を含めて、全体予算で8,923万3,677円の減額で、先ほども申し上げましたとおり、級によって削減率が異なりますので、職員数で単純に割りますと、7月から3月までの9カ月で1人当たり36万1,270円の削減になるかと思われます。

○市長（尾脇雅弥） ただいま総務課長が答弁いたしましたけれども、職員の給与に関しての削減は、行財政改革の取り組みとしてお願いしてまいりましたけれども、今回、地方交付税等にも影響が出てまいりますことから、職員組合とも今後しっかりと協議をして対応していくかなければいけないと思っております。

平成25年4月1日付新規採用予定者については、一般職員3名、保健師2名、消防職員2名の7名でありますが、垂水市出身者が、一般職員3名中2名、保健師2名中1名の3名おられます。議員指摘の垂水市枠については、私自身、地元の方々が受験をし、合格していただくのを希望しておりますが、現在の公正公平な試験制度での対応が基本でなければならないと思っております。

○田平輝也議員 ありがとうございます。

先ほど職員採用にちょっと触れましたけど、地元の方ができるだけ地元で働く体制づくりができればと思っております。

それから、今回、国家公務員の給与削減で、県内34市町村がラスパイレス指数100を超えているということで、自治体の対応が非常に注目されているようですが、再度、本市の今後の対応策はどうなのか、また、自治体で今までいろいろ聞きますが、持ち家のある職員に住宅手当を支給している自治体が、昨年度、4月で35%と

言わされておりました。また、わたりなどのこと が報道されておりますが、本市の現状は、ない とは思うんですが、どうなのか。そしてまた、 その他の手当などお伺いいたします。お願いい たします。

○総務課長（山口親志） 国家公務員の平均7.8%削減によるラスパイレス指数比較は、本市は 107.1%の数字が発表されました。県内の19市は、 阿久根市を除き、100%を超えております。先ほども 市長も申し上げましたが、しっかりと整理 をしまして、職員組合と交渉、協議をしてまいりたいと思います。

次に、諸手当ですが、持ち家に対する 住居手当は、新築5年経過を問わず、平成22年 度末で完全廃止しております。諸手当中で通 勤手当においては、距離区分が国と違うとの指 摘を受けております。また、わたりについても 指摘を受けておりますが、今までの首長との組 合交渉での決定事項でもありますが、このこと も給与削減とあわせて交渉事案に上げて、しつ かり協議してまいりたいと思っております。

○田平輝也議員 それでは、もう4回目、要望 したいと思います。

今、市民の方々がよく集まると言われるのが、 職員、議員の定数や給与の改革を言われます。 今、議会の議会改革特別委員会ですか、などを 設置されて、いろいろと検討がされているよう でございます。本市は行財政改革に早くから取 理組んで、それなりの実績がなっていると思っ ております。行財政改革の柱は何といいまして も、起債事業の抑制と人件費の圧縮が大事と思 いますので、今後もさらに行財政改革に取り組 んでいただきたいと要望いたしたいと思います。

次に、雇用対策ですが、先ほど、平成24年度 の雇用創出した人員は21名と17名、延べ38名と お聞きしました。この雇用創出の関係で、けさ も、このまた新聞で、ふるさと雇用再生事業 などによって約3割の方が正職員に再就職という

記事が載っておりました。さきの施政方針で、 雇用対策として、景気の低迷で雇用の改善が進 まない現状にあるため、平成25年度も緊急雇用 創出事業による雇用の創出に取り組んでまいりますと、施政方針の中でも言われておりますが、 平成25年度の取り組みについては、どのような 事業内容で雇用されるのか、また、それらの事 業について、雇用創出する予定人数は何名ぐら いになるのか、お聞きいたします。

以上です。

○商工観光課長（塚田光春） 田平議員の2回 目の質問について、お答えいたします。

平成25年度の雇用対策事業でございますが、 地域雇用創造推進事業は平成24年度で事業が終 了しましたことから、事業実施はできませんが、 緊急雇用創出事業の中の重点分野雇用創出事業 につきましては、昨年に引き続き採択になりましたことから、その内容と雇用見込み数につい て、お答えいたします。

重点分野雇用創造事業につきましては、商工 観光課所管が高峰公園再生事業、猿ヶ城渓谷・ 森の駅観光振興事業、垂水観光推進事業、観光 商品開発事業の4事業で、市民課所管が特定健 康診査未受診者対策事業の1事業で、水産課所 管が水産物販売促進支援対策事業の1事業で、 企画課所管が地域住民の声を生かした振興計画 策定事業の1事業で、合計7つの事業を計画し ております。なお、これらの事業により、17名 の失業者が雇用される予定でございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 昨年の3月議会でも南中学校 跡地について質問いたしました。中学校跡地を 活用して物産館など、先ほどもちょっと出たよ うですけれども、整備につきましては前向きに 検討したいということでございました。私は、 この計画は、雇用の場をつくる上でも、本市の また観光振興の面でも、非常に重要な施設である と思っております。今、県も大隅地区の観光

振興のために、佐多岬の観光開発に力を入れておられるようでございますが、今後、佐多岬観光と本市の観光を連携する上でも、垂水南中学校跡地を活用した物産館などの施設は大事な施設ではないかと考えております。

以前の回答では、物産館の整備は、国や県への補助金要望の中で整備の約束がされており、住民の意向を踏まえて前向きに検討したいとのことでしたが、その後、物産館などの整備計画については検討されておられるのか、また検討がされておられるとすれば、今後の工程などをお聞かせください。お願ひいたします。

○商工観光課長（塚田光春） 田平議員の3回目の質問にお答えをいたします。

垂水南中学校跡地を利用した物産館等の建設計画の進捗状況についてでございますが、垂水南中学校跡地を利用した物産館の建設につきましては、昨年11月から今年3月までの工期で、物産館等基本構想策定のための調査を現在、実施しているところでございます。調査内容としては、物産館等の整備方針の策定、物産館等へ車を導くための動線の検討、規模の検討、配置の検討、概算工事費の算定などを行うようしております。今後は、地区公民館を対象に、物産館等の整備について説明会を開催しまして、それに対する意見等をお伺いしたいと思っております。

平成25年度は、物産館等整備の実施設計をするために補助事業として要望しまして、補助事業としての採択の確認ができましたら、補正予算として計上し、議会の承認をいただく予定でございます。そして、建設工事は、平成26年度を目標に実施する予定で進めております。

以上でございます。

○田平輝也議員 4回目、要望いたします。

南中学校跡地の利活用として、物産館の建設に向けて、現在、調査などをされておられるところでございました。建設工事を26年度に実

施する予定ということで計画を進められておられることがですが、地区民への説明会などを開催されて、地区民の意見などを考慮して、すばらしい物産館の施設ができるることを要望したいと思います。

次に、空き家バンク制度でございます。本年度より、空き家バンク制度に登録する条件で家財の処分に対して支援補助金を予算化されたということで、非常に前進したと思っております。垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金として100万円の予算が計上されているとのことですですが、どのような内容なのか。また、今後、空き家の所有者に対して、このような情報提供はどのように考えておられるのか。本市の空き家バンク制度はすばらしい制度だと思っております。いろいろとこれまで情報発信されて、成果が出ておりますが、垂水出身者がいつも多く集まります、毎年開催されます関西垂水会・関東垂水会などをを利用して、大いに広報宣伝すべきというふうに思っておりますが、個人的に思っております。執行部としてどのように対応されておられるのか、お聞きしたいと思います。

○企画課長（倉岡孝昌） 空き家対策についての2回目の御質問にお答えいたします。

空き家有効活用推進事業支援補助金は、空き家内の不用な家財道具等の処理費用について補助金を交付して、空き家バンク登録物件数をふやすことにより、交流人口の拡大や定住の促進を図るために、平成25年度より運用を開始しようとするものでございます。補助金の額は、家財道具等の処理費用の3分の2とし、5万円を上限といたしております。

ただし、空き家バンクへ登録された物件であること、賃貸物件の場合は5年以上の賃貸が可能であること、また、市税等に滞納がないことを補助金交付の条件といたす予定でございます。本事業の運用に当たりましては、広報紙、市ホームページ等を活用して、空き家所有者への情報

提供及び物件登録依頼を行ってまいります。

移住希望者に対する情報提供に関しましては、県が主催します首都圏での移住セミナーに参加し、移住希望者に対するPR、相談を行っておりますほか、国土交通省や県NPO法人等のホームページ、及び全国版の移住者向け雑誌に情報を掲載するなどいたしております。また、関西・関東垂水会が開催される際に、移住パンフレットをお送りして、本市空き家バンクに関する情報を提供し、御活用いただくことや、PRしていただくことなどをお願いしているところでございます。

○田平輝也議員 以前、19年の議会で、空き家の倒壊や廃屋の解体に対して、市より一部助成ができないかということで質問いたしました。当時、回答の中で、固定資産税の住居用地軽減特例で最大6分の1に減額されるために、そのまま放置されている人たちが多くいると、固定資産税のあり方について今後、検討が必要と、当時の市長も言われておりました。

防犯や防災、景観などの問題などもありますけれども、解体に対して、県内でもその19年の質問のときはまだどこもしていなかったんですが、その後、すぐに、既に支援補助金を援助している曾於市などや、ほかの市町村もあると聞きますが、それらの内容について、また、本市は廃屋対策や解体に対しての支援策など検討したことはないのか、伺います。

今後、廃屋などの空き家が年々ふえてくるのは目に見えております。廃屋などの解体に対して迷われている人たちに、支援補助が少しでもあれば、所有者も解体するきっかけにはなるかと思いますが、どう考えておられるか、お伺いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 空き家対策について、3回目の御質問にお答えいたします。

県内43市町村のうち、曾於市など8市町村が危険廃屋解体撤去補助金交付要綱を設置してい

るようでございます。その内容につきましてはほとんど同じでございまして、市民の安心・安全と住環境及び良好な景観を促進し、あわせて市内産業の活性化を図るとしており、市内の在住者が所有する危険廃屋の取り壊し・撤去・処分に係る工事費用を、市内の解体作業者等に発注する場合に、その経費の一部を補助するとしてあるようでございます。

補助の条件は、工事経費が30万円以上の工事で、対象は、現に所有者が使用しなくなったり、使用することが不可能になったりした建物で、住宅のほか、店舗・事務所・物置・工場・事業用倉庫などのほか、工作物の撤去工事があるようです。補助金の額は対象工事費の30%で、最高30万円を補助し、助成金の申請は1回限りとしてあるようでございます。

本市における廃屋対策や解体に対しての支援策など、策定はまだございますが、各市の状況等、情報収集はしているところでございます。この廃屋対策を含め、空き家対策問題は、環境・防災・防犯や空き家バンク等への利活用を図るなど多岐にわたっているため、今後は、担当所管課の設定でありますとか、長期的な財政計画等、関係各課での十分な協議をし、前向きに検討していくかなければならない問題だと考えているところでございます。

以上です。

○田平輝也議員 それでは、最後になりましたので、今、廃屋などの解体の助成とは別な考え方で、税法上についてまた質問したいと思います。

今後、倒壊した建物や廃屋の家に対して、固定資産税の、先ほども申しましたけれども、住居用地軽減特例の6分の1の軽減措置のあり方を、今後は検討すべきではと思っております。倒壊や廃屋の家などを解体したら、住居用地軽減特例などの適用除外になり、固定資産税が逆に高くなるということでございまして、それらのことを知りいらっしゃる所有者の方々は、

なかなか解体はしないというふうに思います。國の方針とはいへ、私は全く逆で、逆に、解体された場合は税の優遇措置でも適用があればなと思っております。私どもなどが言っても無駄とはもう重々わかっておりますが、何かの機会になればと思っております。

これは当然、本市だけの問題ではないと思います。過去に国や県の考え方を聞かれたことや、また今後、国や県に要望する考えはないのか、課長の見解を伺います。そしてまた、固定資産税のあり方、以前の市長も言っておったんですが、市長会などでこういうのは検討されないのか、市長会などで国や県などへの要望などはできないのか、お伺いいたします。お願いします。

○税務課長（葛迫隆博）まず、廃屋に対する行政からの支援、あるいは補助制度につきましては、景観条例、空き家対策条例、あるいは規則や要綱等で規定している自治体が、省内はもとより、全国各地にございます。

御指摘のとおり、家屋を取り壊した際には、条例において、住宅用地の特例が解除され、6倍の税負担が発生することとなります。このことが廃屋等の解体への課題でもあり、地方税法及び市税条例において、住宅用地特例が規定されている以上、解体に対する支援や補助しかないものと考えておりました。

しかしながら、この特例を要綱により制定している自治体があるという記事がございましたので、紹介申し上げます。全国初めてのことであり、とても画期的な決断でありましたので、その記事を保存しております、必要に応じ、研究すべきであると考えておりました。

昨年11月の時事通信社ですが、新潟県の4万2,000余りの市では、住宅の適正管理として、まず空き家管理条例を制定し、その後、要綱を定め、住宅用地特例の解除を制限しております。この要綱では、行政指導の段階で、取り壊しを含めた適正管理の同意書を提出した人が対象と

なっており、当然、指導や命令を拒否した人は対象とならないという制度であります。減免の適用期間は、取り壊しの翌年と翌々年の2年間としており、この間、持ち主は建てかえや売却など、対応できるという内容となっております。なお、空き家の解体費用等を助成する方法も検討されたようですが、ここの市では、解体費用に税金を充てることは市民の理解を得られないという判断のもとに、税の軽減措置を決定されたようございます。

廃屋の解体に関する問題は全国共通事項であり、その対策もさまざまであるようですが、解体費用に対する支援、あるいは補助金制度がいいのか、もしくは今紹介しました固定資産税特例措置の軽減措置がいいのかは、まずは市として方針を定めることが必要となってまいります。そのため、税務課でできることとしまして、県内19市の税務課長で組織する鹿児島県都市税務協議会において、住宅用地特例に関する共通議題として取り上げまして、意見交換を行いたいと考えております。

○市長（尾脇雅弥）廃屋に対する課題等につきましては、全国市長会でも議題として取り上げております、国に対し提言を行っております。その内容を説明申し上げますと、1つ目に、地方自治体が直接かつ容易に解体撤去が行えるような法整備と、あわせて、その費用について財政措置を講じること。2つ目として、解体撤去後の土地についても、住宅用地に対する課税特例が適用されるよう必要な見直しを行うことという提言内容でございます。今後も、この点につきましては、全国市長会として、継続して国に対し強く要望すべき事項であると考えております。

そこで、市として、当面の対策ですが、廃屋がもたらす防犯・防災、そして景観上の課題・問題点に対し、廃屋解体費用に補助する施策を講じるべきか、あるいは先ほど税務課長が申し

ました固定資産税の軽減措置を講じるべきか、その他の支障等がないのか、関係各課による協議を指示してまいりたいと思います。（田平輝也議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、4時10分から再開いたします。

午後3時59分休憩

午後4時10分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

1番川越信男議員の質疑及び質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 お疲れさまでございます。

本日の最後でございますので、時間の許します限り、ゆっくりと質問をいたします。

早いもので、尾脇市長が施政方針で2年を経過したとの報告を受け、私も市議会議員の大役をいただき、やがて2年を経過しようとしているのだなと思い、残り2年間の議員活動に改めて取り組んでいかなければならぬとの新たな気持ちでいるところであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたしますが、市長並びに関係課長の明快な答弁をお願いいたします。

まずは、公共事業予算についてであります。

私は、昨年12月議会の一般質問において、公共事業についてということで質問を行い、市長及び土木課長から答弁をいただき、その中の公共事業の今後の展望については、前向きな答弁をいただいたと認識しております。

また、昨年12月に行われました総選挙で圧勝し、政権に返り咲いた安倍自民・公明連立政権は、これまで民主党が進めてきました「コンクリートから人へ」という理念に基づく公共事業の削減政策を転換し、日本経済を円高・デフレ不況から再生させるために策定した緊急経済対策に

基づき、大型の平成24年度補正予算を計上して、大規模な公共事業による景気浮揚を目指すことをしました。安倍政権の進める諸政策により、日本全体として景気が回復することを切に願うところであります。この国の補正の対応は2回目でお聞きしますが、まずは、25年度の垂水市の公共事業予算についてお聞きいたします。

12月議会において、市長は、公共事業予算の確保について配慮する旨の答弁をされました。提案された予算案において、ここ数年、今年度予算と比較して事業費の伸びはどうであったか、財政課長及び土木課長に伺います。

また、市長の政策枠で計上された事業はどのような事業か、新規事業は計上されているのか、市長に伺います。

次に、垂水新港のナフコ西側の緑地帯で、現在は地域の市民の方々がグラウンドゴルフやバーダゴルフ等に利用されていると聞きますが、この緑地帯の所有者と管理者はどうなっているのか、また、どのような経緯で管理するようになったのか、社会教育課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（北迫睦男）公共事業予算についての御質問にお答えします。

平成25年度当初予算の普通建設事業の総額は15億5,808万1,000円でございますが、骨格予算であった平成23年度は、6月補正後の総額が13億4,896万3,000円、平成24年度は6億7,697万8,000円でございました。本年度は、23年度より2億911万8,000円、15.5%の増、24年度より8億8,110万3,000円、130.2%の増となっております。本年度分が大幅な増となったのは、防災減災事業に係る国の平成23年度第3次補正予算に合わせて、学校施設整備事業の3億6,000万円余りを平成23年度補正予算において前倒しして予算化したことから、平成24年度当初予算が比較的小規模の予算であったことが1つの要因でございます。

また、その他の要因といたしまして、牛根地区の畜養殖用施設整備に補助を行う種子島周辺漁業対策事業が1億6,800万円余りの増、防災営農対策事業が1億800万円余りの増、森の駅たるみずの各コテージへ温泉を供給するために配管施設等の整備を行う温泉給湯施設整備事業や、バイオマスチップボイラーを設置する道の駅たるみず温泉ボイラー等改修事業などの観光施設整備事業が9,000万円余りの増、道路維持及び新設改良事業が9,300万円余りの増などがございます。

○土木課長（宮迫章二）公共事業予算につきまして、土木課分についてお答えいたします。

平成25年度予算参考資料にもございますように、普通建設費の対前年度比は130.2%になっておりますが、そのうちの土木費分について、平成23年度、平成24年度予算との比較についてお答えいたします。

まず、平成23年度は当初は骨格予算でありましたので、6月補正後の予算と平成24年度当初予算との比較になりますが、平成23年度の6月補正後の予算は2億2,875万4,000円で、平成24年度当初予算は2億1,330万4,000円でありましたので、1,545万円の減額になっているようございます。

次に、平成24年度当初との比較でございますが、平成25年度当初は3億4,344万9,000円でありますので、1億3,014万5,000円の増額になり、161%の伸び率となるようございます。道路維持費の工事請負費だけを比較しますと、約242.8%の増額予算になっているところでございます。

○市長（尾脇雅弥）政策調整枠の御質問でございますけれども、政策調整枠は、予算編成方針の中で、元気な垂水づくりを実現する事業を各課職員の創意工夫により提案するよう求めていたものですが、各課から17事業の提案がございました。市長プレゼンテーションの結果、人口減少対策調査分析業務委託を行い、効果的な

対策に取り組む人口減少対策事業、市内居住者が所有する住宅のリフォームの工事代を補助する住宅リフォーム促進事業、新たに通学費を補助する垂水高等学校振興対策事業など15事業、総額1億2,598万6,000円を採択いたしております。

そのうち13事業、1億874万6,000円を当初予算に計上しておりますが、温泉施設にバイオマスチップボイラーを整備する道の駅たるみず温泉ボイラー等改修事業、住宅リフォーム促進事業など4事業、9,175万円が普通建設事業でございます。いずれも新規事業でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平）川越議員の垂水新港の緑地帯についての1回目の御質問にお答えをいたします。

ナフコ西側の緑地部分は、平成15年3月に竣工をしました公有水面の埋立地の一部で、休息緑地、緩衝緑地として設定をしてある鹿児島県所有の緑地広場でございます。

この緑地広場につきましては、平成19年11月以来、垂水市が維持管理とその利活用を図っていくように、鹿児島県からの申し入れがございました。そこで検討を進め、さらに利用者団体等との調整を行った結果、こここの緑地部分の管理は教育委員会とすることが決定をされたところであります。その後、平成20年4月1日に、鹿児島県大隅地域振興局長と垂水市長との間で垂水港（本城地区）港湾環境施設内緑地広場に関する管理協定が締結をされて、緑地広場内の清掃や除草など維持管理等については市が行うこととなり、これらの清掃活動は社会教育課市民スポーツ係で行っているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

それでは2回目の質問に入りますが、一問一答方式でお願いいたします。

公共事業予算について、垂水市の予算案をお聞きしました。先ほど市長は、垂水市の財政は

よくなっているということあります。今回、国の大型補正予算への取り組みが重要であると思います。国の動向について、しっかりと情報を収集し、適時適切な対応をお願いいたしますが、今回の補正で、地域の元気臨時交付金の内容を財政課長に、取り組み状況及び事業取り組みにおける影響、効果等を土木課長と農林課長に伺います。

○財政課長（北迫睦男） 国の補正予算に伴う本市の取り組み及び対象事業についての御質問にお答えします。

国の平成24年度補正予算は、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化を柱に10兆2,800億円の緊急経済対策に関する予算を計上しております。この中で、地方に対しては、通常よりも有利な補正予算債による対応と、追加の公共投資に係る地方負担分の約8割に相当する枠を配分する地域の元気臨時交付金が財政措置として講じられております。

地域の元気臨時交付金の概要について、少し説明させていただきます。

経済対策で追加される公共投資の地方負担分が大規模であり、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別の措置として、平成24年度補正予算に創設されたものでございます。実施計画に掲載された地方単独事業は、建設地方債の対象となる国庫補助事業の地方負担分に充当できるとなっており、財政力に応じ調整されますが、地方負担額の約8割が交付されます。今後、実施計画を提出いたしまして、交付金の交付決定は4月以降になる予定でございます。

今回の補正に伴う対象事業につきましては、これまで情報収集等に努めておりますが、1月には県を通じた要望調査がございました。平成24年度補正分として現段階で17の事業を計画しております。ほとんどは平成25年度以降に予定していた事業の前倒しでございますが、主な事業

として、農林課では中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金、水産課では海潟漁港整備事業の県営事業負担金、土木課では市営住宅改修工事・市道維持改良事業・トンネル及びのり面検査事業、教育委員会では小学校外壁改修工事、垂水市中央中学校体育諸施設整備事業などが対象で、全体事業費は5億5,000万円余りを見込んでおります。

これらにつきましては、本議会開会中に平成24年度補正予算を追加提案し、審議をお願いする予定でございますが、平成25年度におきましては、地域の元気臨時交付金の確定後、それを財源とする事業の補正予算を編成する予定でございます。

これらの事業による影響、効果でございますが、できるだけ市内業者への発注を進め、地域経済の活性化を図るとともに、経済対策が十分に効果を発揮できるよう、公共工事の迅速かつ円滑な発注に取り組んでまいります。

○土木課長（宮迫章二） 国の補正予算に伴う土木課の取り組みについて、お答えいたします。

先ほど財政課長のほうからもお答えありましたが、まず道路維持工事としまして、継続事業であります市道の舗装修繕工事と、通学路における緊急合同点検で指摘のございました市道の路肩部のカラー舗装と、道路ストックの総点検で、トンネル2カ所、道路のり面1カ所、道路路面性状、これはひび割れ調査でありますが、この委託を要望しているところでございます。次に、住宅管理費としまして、市営住宅元垂水団地の屋上防水、外壁改修工事の設計監理業務委託費と工事費を要望しているところでございます。一部は平成25年度の当初予算にも計上していますが、補正で対応できることで早期の発注ができ、早目の効果が出るものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（池松烈） それでは、農林課関

係の国の補正予算に伴います本市の取り組み及び対象事業、あわせて影響及び効果について報告させていただきます。

対象事業でございますが、県営土地改良事業としまして、県営農村災害対策整備事業と県営中山間地域総合整備事業が対象になります。1月末に大隅地域振興局農林水産部農村整備課の担当の方からお電話をいただき、事業費の増額と本市の負担金の増額の意向提示があり、財政課と協議の上、了承意向を伝えました。その後、2月1日付で平成24年度分の負担金額同意の文書を受領、財政課及び上司の許可を得て、同意書を提出したところでございます。御存じのとおり、どちらも県の主体事業でございまして、本市は負担金の拠出があるところでございます。県営農村災害対策整備事業は、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るために、農業用施設や農村防災施設等のうち優先度が高い施設の整備を行うものでございまして、特に、再度の災害発生を防止し、持続的な営農が行われ、農村生活の維持を行うことを目的としまして、農業生産基盤整備としまして土砂崩壊防止、農村防災施設整備としまして防火水槽及び防護柵等、安全施設等の工事を実施するものでございます。

県営中山間地域総合整備事業は、生産基盤及び生活環境基盤の整備を図り、地域の活性化につながることを目的としまして、農業生産基盤整備としまして、農業用排水施設整備・農道整備・圃場整備、農地防災・農村生活環境基盤整備としまして、農業集落道整備・農業集落排水施設整備・農業集落防災安全施設整備等の工事を実施するものでございます。

また、その後、大隅地域振興局農林水産部農村整備課の担当係長がわざわざ説明に足を運んでいただきまして、平成25年度での県営農村災害対策整備事業におきましては、調整した上で当初事業費の減額と本市の負担金の減額、県営

中山間地域総合整備事業におきましては、当初事業費と本市負担金の大幅増額の提示がありまして、了承の意向を示したところでございます。

この2つの事業につきましては、振興会、また農家を始めとします市民の方々からの要望のあります事業を県主体でやっていただけますし、また、本市単独ではなかなか事業実施のできない大規模な事業も実施いただけます。本市は、事業実施に当たっての環境整備及び負担金拠出を行うだけでございまして、非常にいい影響及び効果を期待できますので、大変重宝しているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 3回目ですが、国の大型補正への対応が経済対策であると思われます。公共事業への予算を期待しているところでありますが、景気浮揚を図るためにも、国の事業の取り組み、及び今議会で計上されました事業前倒しも含めて、今後の公共事業についてどのような展望を持っておられるのか、財政課長と土木課長に伺います。

○財政課長（北迫睦男） 前倒し事業を含め、今後の展開はの御質問でございますが、今回の国の補正に伴う事業につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、今議会に提案できるよう、現在、補正予算を編成中でございます。県営事業負担金を除く予算は、全額平成25年度に繰り越して、事業を実施することになります。また、今回の補正に係る公共事業に対し交付される地域の元気臨時交付金は、平成25年1月12日以降に平成24年度及び平成25年度予算に計上された事業で、建設地方債の発行対象である事業の財源に充当できるものとされております。交付金の総額は約1兆4,000億円でございますが、先ほど申し上げましたとおり、各地方団体への交付額の決定は平成25年度にずれ込む見込みでございますので、追加提案する予定の今回の補正予算に充当する一部を除きまして、交付金を

充当して実施する追加の単独事業等は平成25年度の補正予算で対応をする予定といたしております。

なお、小学校外壁改修工事など10事業、4億7,000万円余りは、平成25年度事業からの前倒しでございますので、平成25年度の当初予算にも計上しております。平成24年度の補正予算の議決がいただければ、平成25年度補正で減額することといたしております。

○土木課長（宮迫章二） 国の補正予算に伴う前倒し事業につきまして、お答えいたします。

さきにも申し上げましたように、今回の緊急経済対策に伴う補正予算につきましては、平成25年度当初予算に提案しております道路維持費の田地明・垂桜線と塩田・田畠線の舗装工事を申請していますが、これは、路面のひび割れ率が40%以上の路線が対象となっているため、平成25年度で計画してある路線のうち、特に路面の状態が悪い路線を提案しているところでございます。

交通安全対策費につきましては、通学路の合点検指摘箇所の対策工事としまして、通学路として利用されている小森3号線と新城麓1号線において、車道と歩道の区分がなく危険であるため、路肩部のカラー舗装を提案しているところでございます。

住宅管理費につきましては、市営住宅元垂水団地の屋上防水、外壁改修工事を提案しているところでございます。

今後も、土木課としましては、地域からの要望や老朽化した社会資本整備など、必要な公共工事は執行していかなければならないと考えておりますので、地元業者の育成をするためにも、新たな交付金事業が導入できますように情報収集していくかたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 最後ですが、私はこれまで

申し上げてきたことですが、地元の建設業者は、災害時の対応等における即戦力であり、またボランティア作業の実施などの地域貢献や消防団員の供給源としての役割も担っており、地域にとって必要な存在であります。市長が過去に答弁されましたように、建設業者自身が生き残るために努力することも必要ですが、やはり行政において、地元建設業者の育成・確保を図るための施策を行っていただくことも必要だと思います。

今後とも、市長調整枠予算での事業実施などの市独自の取り組みによる予算計上や、有利な国・県の補助事業等の導入など、総体としての公共事業予算の確保に努めていただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥） 公共事業の確保についての御質問にお答えをいたします。

昨年暮れの総選挙を経て3年ぶりに政権に復帰した自民・公明連立政権は、長引く円高・デフレ不況から日本経済を大胆に再生させるとして、大規模な公共事業による景気浮揚を目指しており、「コンクリートから人へ」の理念を掲げ、公共事業の削減を進めてきた民主党政権の路線から、防災などを柱とした公共事業増加へ大きくかじが切られたようございます。

しかしながら、一方で、ふえ続ける国の借金に対処するために財政健全化を図る必要があるとして、平成25年度予算では、新規国債の発行抑制や地方交付税の削減などを進めているというところでございます。

そのような中、昨年12月議会において、川越議員から同様の趣旨の要望を賜り、組合の方々の厳しい現状を踏まえ、地元業者の育成に配慮いたしますと私自身も答弁をいたしております。また、そのような予算編成に努めているところでございます。

本市におきましても、一定の単独事業の実施や国の経済対策に合わせて、地域経済の活性化を

図るために所要の予算措置をすることとしておりますが、今後も、財政改革プログラムにおける新規市債発行額の制限など行財政改革に配慮しながら、公共事業費の確保に努めてまいりたいと考えております。

○川越信男議員 ありがとうございました。

公共事業の予算確保において、しっかりと議論していただきたいと思います。

次に、垂水新港の緑地帯の管理について質問したわけですが、市民の利用者の方々から、利用されるときに、夏は草が生い茂り、プレーに支障を来し、プレーそのものができなかつたりするので、雑草の草刈りや大きい雑草の根を取ってほしいと、また、整地もしてほしいとの要望をお聞きしました。

先ほどお聞きしましたが、社会教育課で管理をしているとのことですが、管理体制をしっかりと利用者のためのグラウンドにしてほしいと思います。また、整地についても、環境整備班等を利用するときも考えてみたらどうですか。利用者の方々は、元気な高齢者の方々です。福祉対策、生涯学習の観点からのしっかりとした体制をとっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○社会教育課長（瀬角龍平） 川越議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、緑地広場につきましては、鹿児島県との間で管理協定を締結をしているところでございます。緑地広場の具体的な管理方法につきましては、運動公園管理作業員が各種大会等の前に、年数回、除草を行って、そしてまた、主な利用団体でありますニュースポーツ同好会やグラウンドゴルフ同好会等に、練習前後の除草作業などをお願いをしているところでございます。

しかし、昨年も除草に努めたところでございますけれども、特に雑草の伸びが早く、除草作業が追いつかず、大変御迷惑をおかけをしました。

今後も一層管理に努めてまいりますが、それでも支障を来すようであれば、土木課の環境整備班の協力もいただきたいと考えております。

社会教育課は、今年度の教育行政推進に当たって、市民が健康に暮らすために、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、継続的にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指す、そういうことを基本方針にうたっております。したがいまして、緑地広場について、スポーツに親しむことはもちろん、健康づくりの観点からも、スポーツ団体を初め多くの市民の皆様に積極的に御利用していただくことにより、健康で明るい地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 確かに、社会教育課だけの管理は厳しい状況であると思います。共生・協働の観点から、利用者の方々にも除草管理に協力をいただきながら、せっかく県から借りているわけですから、しっかりと整備を行い、気持ちのいい汗をかいていただく環境をつくっていただきたいと思いますが、課長の答弁を伺います。

また、ずっと続けておられる職員ボランティアで前はされたと聞きますが、担当の総務課長にお聞きいたしますが、職員ボランティアでの実施の計画はないか、伺います。

○社会教育課長（瀬角龍平） 川越議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

この緑地広場を入念に調査をいたしましたところ、雑草の中でもススキのたぐいが繁茂することによって、地面に凹凸が生じております。したがいまして、今後は定期的に緑地部分の確認作業を行い、できるだけ早目に除草作業を行うなど、利用される際には支障のないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（山口親志） 川越議員の質問の職

員ボランティア作業での対応の質問について、お答えいたします。

職員ボランティア作業については、平成16年度から課長職級を中心にスタートしまして、土曜日の朝6時からの作業がありました。平成20年度から、全職員を対象にした職員ボランティア制度として活動してきております。私の記憶では、議員の質問の場所も、県から借り受けて、利用者からの要望に基づき、職員で作業した記憶があります。現在の職員ボランティア作業は、平成23年度から、できるだけ全職員参加できるような体制づくりのため、業務終了後5時30分から、2カ月に1回、実施しております。ほとんどの職員の皆様の参加があります。

今回の質問にもありましたので、関係課と調整し、また利用者の方々とも相談しながら、対応をしてみたいと思います。市民からの要望の対応でしたら、信頼される市役所の1つとしての職員ボランティアになるのではないかと思っております。

○川越信男議員 最後に、利用者イコール垂水市の住民であります。大変でしょうが、住民からの要望への素早い対応をお願いいたしまして、早く終われということですので、私の質問を終わりります。

○議長（宮迫泰倫） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質疑及び一般質問を続行します。

△散会

○議長（宮迫泰倫） 本日は、これをもちまして散会します。

午後4時45分散会

平成 25 年 第 1 回 定例会

会 議 錄

第 3 日 平成 25 年 3 月 6 日

本会議第3号(3月6日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川 越 信 男	9番	北 方 貞 明
2番	堀 内 貴 志	10番	池 山 節 夫
3番	大 薦 藤 幸	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 靜 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎

---

欠席議員 0名

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 課 長	岩 元 悅 郎
副 市 長	寺 地 浩 一	商工觀光課長	塚 田 光 春
総 務 課 長	山 口 親 志	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	倉 岡 孝 昌	会 計 課 長	脇 孝 久
財 政 課 長	北 迫 瞳 男	水 道 課 長	川 井 田 志 郎
税 務 課 長	葛 迫 隆 博	監查事務局長	前 木 場 強 也
市 民 課 長	野 妻 正 美	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談		教 育 長	長 濱 重 光
サ ー ビ ス 課 長	中 谷 大 潤	教育総務課長	川 畑 千 歳
保 健 福 祉 課 長	白 木 修 文	学校教育課長	牧 浩 寿
生 活 環 境 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平
農 林 課 長	池 松 烈		

---

議会事務局出席者

事 務 局 長	磯 脇 正 道	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成25年3月6日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△発言の申し出について

○議長（宮迫泰倫） ここで、教育総務課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○教育総務課長（川畠千歳） 昨日の本会議、堀内議員の一般質問、垂水高校支援対策についての私の答弁において、1カ所数値等に誤りがありましたので、本日、議長の許可をいただき、訂正をさせていただきます。

平成25年度公立高校入学学力検査最終出願状況の説明において、「募集定員80人に対して47人と倍率は0.59倍で、昨年の0.58倍を上回っております。」との答弁をいたしましたが、昨年の出願者数と比較するべきところを過って受験者数と比較をしておりました、正しくは「昨年の0.63倍を下回っております。」と修正させていただきます。

ここにおわびして訂正をさせていただきます。

△平成25年度各会計予算案に対する総括

質疑・一般質問

○議長（宮迫泰倫） 日程第1、昨日に引き続き、平成25年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を続行します。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、4番感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。

きょうはたくさんの傍聴者の方々に来ていただきまして、感謝申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今回は、施政方針及び予算書案を中心に質疑いたします。

まず、水産業の振興策について質問いたします。

1点目、施政方針でも、本年も海外でのトップセールスを行うと言及され、一般会計予算書案にも100万円の予算を計上されています。漁家の収入増に結びついているのであれば了解いたしますが、甚だ疑問です。24年度のトップセールスの成果をどのように精査され、本年度予算に計上されたのか、市長に伺います。

2点目、昨年末の浜値はカンパチ600円、ブリ450円と採算ラインを大きく割っていると聞いております。現在の浜値と採算ラインについて教えてください。

3点目、価格低迷の最大の要因は供給過剰であると考えます。県、全国信漁連の指導のもとに民主的、建設的な生産調整を行うことが、価格の回復には肝要であると思いますが、見解を伺います。

4点目、本年度の両漁協それぞれに9,000万円の予算が計上されております。以前にも、万一の場合に備え、貸付金の回収策が必要ではと指摘してきました。両漁協とどのような協議を行ってきたのか、回答願います。

以上3点、水産課長答弁ください。

5点目、水産課と商工観光課との統合によりどのようなメリットがあるのか、水産行政の後退などデメリットはないのか、市長に伺います。

次に、農業振興策について、市長に伺います。

1点目、予算書を見ておりますと、人・農地プラン、防災営農、中山間等直接支払推進事業

など、国の交付金・補助事業が大半です。各生産者団体、農業者の要望でも、地域の実情に即した市単独事業の必要性が叫ばれておりますが、見解を伺います。

2点目、新規就農者の支援策についても国・県の事業が大半であり、資金面、農業技術面などについて市独自の支援策はないに等しいと感じられます。24年度から始まった人・農地プランにより、24年度で6名の新規就農、25年度では現時点で6名の就農が予定されております。高齢化が進み、農業人口が減少している本市にとって、この12名の青年就農者はまさに宝です。1名の脱落者も出すことがないように育て上げることが行政の使命です。市独自の支援策は考えておられないのか、市長のお覚悟をお聞かせください。

次に、農道整備について、市長に伺います。

一般会計予算書案では、重機借上料120万円、工事請負費430万円、維持補修用材料費100万円の予算計上であり、24年度の当初予算と同額となっております。中山間地区にとって、農道といえども日々通行する生活道路であり、農道整備については各地の行政連絡会でも最も要望が多い事業です。当初予算が少な過ぎるのではないかと考えます。

また、市民の要望が多く、当初予算に不足が生じた場合、補正をその都度組んで対応していただけるのか。以上2点、市長の考えを教えてください。

次に、生活保護費の削減に関して質問いたします。

安倍内閣の生活保護費削減方針の最大の柱は、食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活扶助の基準を本年8月から3カ年かけて引き下げ、扶助費670億円、6.5%を減額する計画です。現行の生活保護法制定の1950年以降、基準引き下げは2003年度0.9%、04年度0.2%の2回のみ行われましたが、今回の削減幅は過去に例

を見ない大幅なもので、貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画は、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に反しています。

また、ライフラインの最後のとりである生活保護費が最低限の生活をも担保できないことになれば、国民の心の安寧を保つことなどできません。市長、生活保護費削減について反対の立場で、政府、国に要望すべきと考えますが、見解を伺います。

保健福祉課長には、削減が計画どおりに行われた場合、生活保護行政にどのような影響が考えられるか、教えてください。

また、影響は受給者だけにとどまりません。保護基準は、収入の少ない低所得者の暮らしを支えている国や地方自治体のさまざまな制度の適用対象の目安として、連動する仕組みになっており、少なくとも40近くに及んでおります。

1点目、就学援助の影響について。

2点目、個人住民税の非課税限度額の算定への影響について。

3点目、保育料や国保、介護保険料の減免制度の影響について。現時点での見解で結構ですので、各担当課長の答弁を求めます。

地域振興計画について、質問いたします。

23年度大野原、水之上地区で、24年度新城、牛根地区で地域振興計画が策定され、それぞれ地区の皆様の思い、夢のこもった内容となっております。

垂水市まちづくり交付金交付要綱のソフト事業については、現行で十分であると思いますが、ハード事業については、交付率10分の9、交付金額は単年度で70万円以内、1事業に複数年度分の交付金を充当することは認められておりません。これでは、地区の皆様の思いのこもった地域振興計画はまさに絵に描いた餅です。ハード事業の増額は考えられないのか、市長に伺います。

平成24年度過疎集落等自立再生緊急対策事業に4集落とも申請されておりますが、採択の見通しはどうなのか。また、この事業については、補助率100%、単年度の総務省の緊急事業であり、採択されない場合、各地区のハード事業をどう進めていくのか、企画課長の答弁を求めます。

次に、TPP問題について、市長の見解を伺います。

最後に、南萩ヶ峯の隣地開発の対応について、進捗状況を農林課長に答弁を求める。

市長に答弁を求める質問については、必ず市長に答弁をお願いいたします。

また、質問が多岐にわたりますので、担当課長におかれましては簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○水産課長（岩元悦郎）おはようございます。

感王寺議員の御質問にお答えいたします。

トップセールスのことについてでございますが、昨日の池之上議員への答弁と若干同じ内容になりますが、御了解いただきたいと思います。

市長のトップセールスにつきましては、市長も公約の2番目に掲げておられますことから、平成24年度は国内外においてトップセールスを行っていただきました。

そのうち、国外においては、両漁協の要請を受け、昨年8月から9月にかけ、ベトナム・香港・マカオにおいてカンパチの販路開拓を行っていただきました。そしてその成果として、訪問国、また近隣国から昨年10月からことし1月までの4ヶ月間で940キログラム、137万円の注文がございました。今後も続く見込みでございます。また、アメリカにおいては、牛根産ブリ加工品の販路開拓のための商談を行い、牛根産ブリ10万匹分、金額にして約4億円の買い取り先を確保していただきました。

この国外におけるカンパチ、ブリの販路確保は、いずれも市長のトップセールスがあつてこ

その成果だと思っており、国内のトップセールスとも合わせて、垂水カンパチ、牛根ブリの一定の知名度アップとなり、その販売を促し、垂水カンパチの生産者、牛根ブリの生産者の収入増に結びしていくものと、両漁協、養殖業の皆様も評価されておるところでございます。

ただ、御承知のとおり、全国また世界の津々浦々に垂水の魚を認知していただくという視点で申し上げますと、まだその広報活動は緒についたところでございます。今、まいた種が果実をもたらすには一定の期間が必要でございます。今後とも、両漁協は、垂水ブランド確立のための長期的な戦略の中で、その交渉においてかなめとなるときに市長へのトップセールスの依頼があろうかと思いますが、市長には、時間的また予算的に市の水産行政のとり得る可能な範囲でのトップセールスの継続をお願いしたいと思います。（「議長、市長に言ったのは市長にお願いしますね、これから」と呼ぶ者あり）

○議長（宮迫泰倫）はい。

○感王寺耕造議員 市長に振った分は市長にお願いします。

○議長（宮迫泰倫）オだけでしょう。オだけやつど、ここは。

○水産課長（岩元悦郎）（続）次に、カンパチ、ブリの採算ラインについてでございますが、まずは、現在の浜値キロ単価ですが、カンパチが670円程度、ブリが550円程度であります。採算ラインは、個々の業者で若干異なりますが、カンパチが850円、ブリが650円程度でございます。

次に、生産調整が必要なのではとのことでございますが、生産調整につきましては、ことし2月末開催されました鹿児島県魚類養殖協議会で、来年度の県内放養尾数をカンパチ500万尾以内、ブリ420万尾以内と決めております。

ただ、この放養尾数は、鹿児島県、鹿児島県漁連、鹿児島県かん水協会のあくまで自主ル

ルとの位置づけでありますと、指導権限はございません。養殖業者はもちろんですが、養殖業界全体で見守っていく必要があるところでございます。

短期貸付金についてでございますが、水産振興資金貸付金につきましては、両漁協に23年度1億円、24年度1億円、25年度9,000万円、26年度7,000万円、27年度5,000万円ずつ貸し付けるということで覚書を交わしているところでございます。来年度も両漁協で1億8,000万円の予算をお願いしているところであります。

焦げつきのおそれはとのことでございますが、両漁協とも単年度収支、23年度決算では、垂水市漁協で2億600万円、牛根漁協で3,700万円の事業利益を計上しており、24年度も同様の成果を計上すべく鋭意努力しております。

このようなことから、水産課といたしましても、両漁協と緊密に連絡をとり合っており、両漁協と垂水市の信頼関係の毀損はないと考えております。

なお、24年度貸付金2億円につきましては、今月の3月15日に垂水市に入金できる見込みとなっております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）おはようございます。

感王寺議員の御質問にお答えをいたします。

今議会に垂水市課設置条例の一部を改正する条例案を上程しております。

水産課と商工観光課が統合再編いたしますが、これは行政改革大綱に基づき、弾力的かつ効果的組織体制の確保の観点から、組織機構の再編を実施するものです。

定員適正化計画に基づき職員数を削減していく中で、業務をいかに効率よくやっていくかという観点から、業務内容に関連のある水産課と商工観光課を統合して大きな組織として、より効率的な業務を遂行できるものと考えてのことあります。

統合再編されても、水産課の業務内容がなくなるわけではありません。今以上の6次産業化と観光振興に取り組んでいかなければならぬと考えているところでございます。

本市には、「かごしまのさかな」としてブランド認定された垂水市漁協のカンパチ「海の桜勘」と、牛根漁協のブリ「ぶり大将」がございます。この2つのブランド認定を受けた魚を国内はもとより国外への販路開拓をしていくことが、6次産業化の支援につながると考えております。

現在、垂水市漁協においては、1次産業として地元で生産、水揚げしたカンパチを2次産業として水産加工センターでカンパチフィレ等に食品加工し、3次産業として流通販売しております。また、桜勘食堂では食事としても提供しております、6次産業として確立されておりますが、2次、3次産業の加工・販売部門の取引高をいかに国内、国外にふやしていくかが課題となっております。

牛根漁協においては、1次産業として地元の生産、水揚げしたブリを、2次産業として垂水道の駅でフィレ等に食品加工しております。また、漁協近くの民間会社からは冷凍フィレをアメリカへ輸出しているところであります。

昨年、アジア、アメリカにトップセールスをしたことで、垂水の产品を輸出する環境が整いつつある状況を確認できましたことから、まさに今が海外販路拡大の好機と捉えております。県内外の自治体でもそれぞれの特産品売り込みに、国内はもとより国外にもさまざまな取り組みを行い、その規模も年々拡大しつつあります。垂水市が販路を確保するためには、ほかの自治体に先んじることが必須であります。

さらに、水産商工観光課となりましても、水産物だけでなく、本市の特産品でありますキヌサヤ・インゲン、また温泉水、焼酎、肉類等、今まで以上に普及活動ができるのではと考えて

おります。

いずれにいたしましても、両漁協関係機関としっかりと連携をし、新たな市場確保に取り組んでまいりたいと考えております。

定員適正化計画により職員数が減り、また、地方分権等により仕事がふえていく中で、効率的に仕事をするためには、関係する業務が連携していくことが必要と考えます。そういう状況においての判断だと御理解をいただきたいと思います。

次に、農業振興について述べさせていただきます。

議員におかれましては、御自分でも携わっていらっしゃいますし、また、関係の振興会の会長も兼ねられ、さまざまな会合に出席をされ、農家の方々のさまざまなお悩みや課題の相談相手にもなっていらっしゃることから、農家の皆さんのが現状を十分に御理解された非常に重い質問になっているというふうに思っております。

おっしゃるとおり、農業振興に当たりましては国・県の補助事業がほとんどでございます。

人・農地プランにより、新規就農者の増加へもいい影響が出てきているようあります。農業公社の件に関しましては、いい運びにならなかつた経緯がございます。そのような環境の中で、新規就農者を初めとした農家の方々の資金面及び技術面の拡充は図っていかないのかということかと考えますけれども、例えば、新規就農者に関しては、青年就農給付金が150万円支給されますが、基本的な生活費としての活用に重きが置かれ、また、新規であることから、初期費用や営農支援、営農支度金部面の貸し付け対象にもなかなかなれないのが現状であります。

また、技術面におきましても、水稻、野菜、果樹、花及び畜産等さまざまな就農者があり、本課におきましても、日々の業務が多忙であることなどから、相談に乗ったり、アドバイスを

したり、時間につくるのがなかなか難しいようでありまして、大隅地域振興局農林水産部農政普及課のお力添えをいただいているのが現状でございます。

そこで、新規就農者の資金面の支援体制につきまして、確かに初期投資につきましては大変大きな金額になってくると思います。特に、就農以前の諸支出がそれ以降のいろんな場面において有効な手段となってあらわれてくるわけでありますので、これも含め、農家の方々の資金面につきましては、国、県の補助事業との兼ね合いも鑑みながら、他市町村の情報収集等もしっかり行いまして、調査研究に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、技術面につきましては、人・農地プランに関しましては、垂水市農林技術協会を作成推進チームと位置づけて、その活動を位置づけておりますし、県、市と指導農業士会等によって新規就農者の巡回訪問を実施しております。この巡回訪問でございますが、新規就農者を訪問し、生産技術や農業経営等の現状を把握するとともに、課題、悩みに対し助言・指導を行い、新規就農者の育成に役立てることを目的としているものでございます。

また、新規就農者も含めた農家の方々への技術員の確保についてでありますが、現段階での対応といたしまして、地域振興局の職員の御協力、先ほど申しました農業技術協会の方々や指導農業士会の御協力を視野に入れているところでもございます。

また、この1週間での大きな動きでありますTPP、投資家によります石油価格の高騰など、油断のならない時期に来ておりますので、これらも含めて情報収集を怠ることなく、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、農道整備について述べさせていただきます。

議員御指摘のとおり、委託料の維持管理等委

託、使用料及び賃借料の重機借上料、工事請負費、原材料費の維持補修用材料として、平成24年度と同額でございます。また、市民の皆様方の要望に応えられているかということにつきましては、非常に厳しい御指摘になると思っております。

予算の編成に当たりましては、農林課全体で配分のありました予算の枠、範囲内、状況によりまして、係間のやりとりもあったところでございまして、その中で事業効果や緊急性を考慮しながら、要望の優先順位の高いほうから予算づけを行ったのが現状でございます。

また、土木課環境整備班によります作業での対応や、県の主体事業であります中山間地域総合整備事業で平成28年度までに市内一円14件の整備や、さらに農家の皆様の御理解をいただきながら、中山間直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金等を活用し、地元農家の御協力をいただくとともに、想定の中に入れているところでございまして、今後とも、できるだけ市民の要望に応えるように対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、生活保護費についての御質問にお答えをいたします。

生活扶助基準の見直しに伴う影響につきましては、これに伴い、ほかの制度へ影響が及ばないように、国としましては、税制改正を初め、それぞれ関係する省庁において、制度の趣旨や目的、そして実態を十分考慮しながら対応するということでございますので、今後、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

それでは、TPPの問題についての御質問にお答えいたします。

国における環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に向けた関係国との協議の状況については、議員も御承知のとおり、去る2月22日、安倍総理大臣とオバマアメリカ大統領との日米首

脳会談が開催され、会談後に発表された日米両政府による共同声明において、TPP協定交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないということが確認されました。その一方で、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであるとされたところであります。

日米共同宣言を受けて安倍総理大臣は、聖域なき関税撤廃は前提ではないことが明確になつたとして、2月28日の施政方針演説で、「今後、政府の責任において交渉参加について判断する」とされたところでございます。

本県においては、これまで、我が国がTPPに参加し、関税などの国境措置が撤廃されると、農業・農村のみならず、政府調達や医療制度を含む金融サービス等についても影響が懸念されるとして、知事、県議会、県選出国會議員、市町村関係団体など一体となって、TPPに関する情報や対応策をわかりやすく示した上で十分な国民的議論を行うことが必要であること、また、我が国の主張が反映されないような交渉には決して参加しないことを国に申し入れてきたところであり、私も、市民生活や地域経済への影響の大きさに鑑み、これら関係の皆さんと連携をし、対応してきたところです。

私といたしましては、安倍総理大臣において、TPP交渉参加入りについての判断をされるに当たっては、交渉参加に対する慎重な意見も多いこと等も鑑み、さきの施政方針演説で示された「守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める」との方針のもと、詳細に情報を開示し、十分な議論を行った上で判断していただくよう、慎重かつ丁寧な対応を願うところであります。

本市においても、農畜産物は重要商品であり、従来どおり関税撤廃の例外品目として取り扱っていただきたいこと、また、医療制度を含む金融サービスなど、市民生活に影響のある項目の

取り扱いについても十分配慮していただきたいというふうに考えております。

今後とも、国内における議論や国際交渉の協議の状況など、国の動向を十分注視するとともに、県や国の選出の国会議員、関係団体の皆様と連携しながら、私としてできる対応を行ってまいりたいと考えております。

○保健福祉課長（白木修文） 済みません、ちょっと生活保護費の問題で市長と答弁が入れかわってしまいましたけど、私のほうでまず全体的な説明から再度させていただきます。

政府は、先ほど議員の説明にもありましたとおり、生活保護費を8月から3年かけて段階的に740億円削減することと決めたということでございます。

内容につきましては、食費など日常生活に係る費用である生活扶助の基準額を、ことし8月以降3年程度かけて段階的に670億円減額し、年末に支給する期末一時扶助も70億円削減するということです。この減額につきましては、厚生労働省は基準額までは明らかにしておりません。

最低限度の生活を保障するこの生活保護の基準は、他の制度でも対象者等の設定に当たり参考している場合があり、生活扶助基準の引き下げに伴い、他の制度への影響が心配されております。

しかし、政府は、今回の生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度にできる限り影響が及ばないように、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を踏まえて対応することとしました。

今後につきましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○学校教育課長（牧 浩寿） 生活保護費の削減に伴う就学援助への影響について、感王寺議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、就学援助事務については、これまで一定の基準はあったものの、就学

援助、事務実施要綱が未整備であったことから、本年2月12日に制定し、告示したところでございます。

その認定要件につきましては、これまでの要件に加え、県税である個人の事業税や市民税及び固定資産税の減免を受けている者を対象とするなど、より具体的に明記したところであります。

今後とも、本制度の適切な運用に努めるとともに、市のホームページに掲載し、市民への周知を図ってまいります。

平成25年8月以降、国において段階的に実施される生活保護費の削減に伴う就学援助への影響についてございますが、平成25年度当初認定分につきましては、認定作業を6月に実施いたしますので、生活扶助基準の見直しは反映されず、影響はないものと考えております。しかしながら、8月以降の影響につきましては、現時点では生活扶助基準の見直し内容が明らかになっていないことから、どのような影響があるのか明確にお答えできないところでございますので、御理解いただきたいと思います。

なお、引き続き国の動向を見守りつつ、必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えております。

○税務課長（葛迫隆博） 生活保護基準が引き下げられることに伴います個人住民税の非課税限度額の算定への影響について、お答えいたします。

まず、垂水市税減免の基準に関する規則第2条に規定しております生活保護基準の1.15倍未満の方々の非課税限度額が対象となります。

過去2年分の総収入金額により平均月収額を算定し、最低生活費相当額で割り、比率を算定いたしますが、この比率により、10分の2から10の10というように減免割合を5段階としております。

最低生活費相当額の定義でございますが、生

活保護法の規定による最低生活費から、住宅扶助額、介護扶助額及び医療扶助額を控除した額となります。

そこで、生活扶助の基準額につきましては、約6.5%減額とありますが、仮に改正されると所得基準も下がりますことから、一般論として申し上げますが、新たに課税される方がふえるのではないかと考えます。

なお、今まで生活保護基準の1.15倍未満の市税減免はございません。

次に、市民税には均等割と所得割がございまして、所得及び世帯構成により、それぞれ非課税の限度額を定めておりすることから、生活扶助基準の見直しに伴い、各種の制度の対象となります非課税世帯の方々へ影響が生じてまいります。そのため、国において、個人住民税の非課税限度額については25年度は影響がないことから、26年度以降の税制改正で対応されるということのようありますので、今後の税制改正を注視してまいります。

○市民課長（野妻正美） 生活保護費の削減に伴う医療への影響についての御質問ですが、国民健康保険に関してお答えいたします。

生活保護規準以下に準じると認められる方々につきましては、先ほど税務課長が申しました内容と同じように、垂水市国民健康保険の減免に関する規則において、減免割合を5段階に定めています。改正後の影響ですが、今まで、市税と同様に、生活保護基準に準じた減免の対象者はありません。

次に、高額療養費につきましては、高額療養者の所得区分のうち、低所得者の判断基準の一部に市民税非課税世帯であるかどうかが用いられているため、仮に税制改正により非課税限度額が見直されれば、高額療養費の所得区分にも間接的に影響が及ぶことになると思われます。そのため、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○保健福祉課長（白木修文） 生活保護費の削減に伴う保育料、介護保険料への影響につきまして、お答えいたします。

保育料は、世帯の所得額の合算額または市民税の課税状況で決定されますので、個人住民税の非課税限度額が見直されると、保育料の決定にも影響が及ぶことになると思われます。

また、介護保険料は、本人や世帯員の所得及び市民税の課税状況で決定されますので、個人住民税の非課税限度額が見直されると、介護保険料の決定にも影響が及ぶことになると思われます。

いずれにつきましても、個人住民税の非課税限度額を参照にしておりるので、今後につきましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○企画課長（倉岡孝昌） 地域振興計画についての御質問にお答えいたします。

先に私のほうからハード事業についての考え方を少し答えさせていただき、過疎集落等自立再生緊急対策事業についてお答えさせていただきます。

ハード事業につきましては、地区公民館単位での話し合いのもと、地区主体でできる実施可能な事業計画を立てていただくことがまず必要でございますので、本事業におけるハード事業の趣旨を御理解いただき、検討・立案いただきたいというふうに思っているところでございます。

もちろん、計画書に掲載された地区は、「こうありたい」の実現に向け、各地区で行政の役割等についても話し合いの場を持ち、地区と行政が同席して議論された結果が計画上に掲載されているところであります、国・県による支援事業等があれば、それら活用等の検討や申請等、ハード事業に限らず引き続き支援に努めて

まいります。

直近では、先ほど御質問になられました、国の平成24年度補正予算における総務省の事業、過疎集落等自立再生緊急対策事業に対し、地域振興計画を策定済みの市内4地区を対象として、各地区公民館と協議を行った上、提案を行ったところであります。

この事業についてでございますが、まず、採択の見通しにつきましては、国の補正予算の関係から、結果の公表は3月中旬になるようなことを現在、聞いているところでございます。

この事業は、緊急対策事業という事業名になっておりますように、平成24年度補正予算による今回限りの特別な事業でございます。本市は、事業案内を受けましたので、今回の事業案内に照らし、地域振興計画を策定され、今後の地域づくりの考え方を「地区はこうありたい」とまとめられておる4地区を対象に、事業提案したところでございます。

緊急対策事業の案内がありましてから、計画策定締め切りまでの期限が非常に短く、公民館の皆さんにも短時間で御協力いただきながら、必死で取りまとめたものでございます。このようなことで、地区の皆さんの地域づくりを一歩でも進められるチャンスになればと取り組んだもので、採択になることを願っているところであります。

今後もこのような事業があれば、地域と連携の上、取り組んでまいりますが、今回の事業で採択にならなかった場合は、垂水市まちづくり交付金によるハード事業の活用を御検討いただきたいと思います。

なお、平成25年度においては、過疎集落等自立再生事業という新規事業が予定されておりますが、これはソフト事業が主体になるように聞いているところでございます。

○市長（尾脇雅弥） 関連をしてお答えをいたします。

垂水市まちづくり交付金制度のハード事業に対する交付金につきましては、各地区がつくり上げました地域振興計画の行動計画を推進していくに当たって、地区の話し合いに基づき地区主体で単年度の実施で実現可能なハード整備等を事業化し、これを地区全体で実施することによって、地域資源や地域らしさをさらに伸ばし、地域活性化を図ることを目的としております。

本制度を活用して、各地区で労働奉仕を含めた地域活動の中で本制度の趣旨に沿ったハード事業が展開されてきており、この事業も始めたばかりでございますので、これから地域振興計画を作成される地域もありますことから、今後について御要望があろうと思いますけれども、当面は現行のままで事業要望等の推移を観察していきたいと考えております。

○農林課長（池松 烈） それでは、南萩ヶ峯の林地開発について御報告させていただきます。

まず、大隅地域振興局農林水産部林務水産課林務第1係が所管となって開発者への指導、お願い等を行っていただいております。

技術的な部分におきましては、林務第1係の森林土木と本市の一般土木とのすり合わせもしていただきまして、大きな相違もなかったことから、林部第1係のほうで災害対策工事の指導も現在は全面的に行っていただいている状況でございます。

大まかな災害対策工事内容でございますが、のり面に張り芝を行いまして、のり面の保護を、メガソーラーの設置予定箇所であったところには、広大な面積でございますので、雨水等集積のための沈砂池も兼ねました調整池を幾つか設置、その上水、オーバーフローした水は集水して設置した水路へ、そしてその上水、オーバーフローした水は設置した側溝を通して市道暗渠部分を通して汐入川に落とすようにされているようでございます。

この設置しました水路及び側溝につきまして

も、真っすぐ市道へあふれないような設置をされているところでございます。

○感王寺耕造議員 答弁が長くてですね、もうちょっと持ち時間欲しかったんですが、かいつまんでいきます。

まず、水産業の振興について、トップセールスということで、トップセールスに行かれてから、4カ月間でカンパチの部分で137万円、ブリの部分で10万匹、4億円ということですね、ただちょっと気になる部分が、9月議会の産業委員会でトップセールスの部分が審議されたとき、そのとき、「ブリ4億円の注文は既に決定」という部分も出ておるわけです。それに、4カ月で、特にカンパチなんですかけれども、137万円と、ちょっと少ないんじゃないかなと思っております。だから、ブリについても、行かれる前から4億円決まっていたわけですよ。だから、こういう部分をどう考えるかということです。この部分については、また産業厚生委員会で議論させていただきます。

浜値の部分ですね、採算ラインを大分割っているということです。水産課長のほうから、自主ルールの部分で指導権限はなしということなんですけれども、市長にお尋ねしますけれども、市長、本市も9,000万円ずつ短期貸し付けをやっているわけですね、だからやっぱり生産調整をせんことにはどうしようもないと、強制力を持った部分でやはり県の漁協はまとまってやっていただくという部分も大事ですので、この部分も各漁協の要望を聞きながら申し入れていくという部分が大事ですけれども、この部分については市長、どう考えておられるのか、またその部分、1点お願ひします。

あと、短期貸付金ですね、水産課長は相変わらず漁協の人間なのか、市役所の人間なのかわからんようなことをおっしゃっていますけれども、私は、ただ与信がありさえすればいいと思うんですよ、シンパシーを、私も畜産業をやっ

ていますから、養殖業もですね、海の畜産業だと思っています。だから、9,000万円でも1億円でも各漁協に貸し付けてもいいんですよ、これは元本割れしないですから、ただ与信の部分はお願いしているわけで、その2点についてだけ、市長の答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員が今おっしゃった漁業の振興の中で、私も一番課題は、新聞にも出ていましたけれども、生産過剰であるというふうに認識をしております。500万円の市場ニーズに対して650万円ということで、これはどうしてもそういった意味ではバランスがとれないですから、安くなってしまうという現状、ありますよね。

先ほど課長の方で答弁しましたように、そういった中において自主的なルールというのはあるんですけども、なかなか強制的なものを持たないものですから、結果として今のような状況になっているということでございますので、今後に関しては、今、御提案いただいたることは必要なことだと思いますので、我々も我々の立場から、継続的に漁業を守っていくという観点から、このことは要望していかなければいけないというふうに思っておりますので、そういう場を持ちたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 次に、農業振興策ですね、市単独事業と新規就農一緒に、一問一答方式で進めてまいります。

まず、農業振興についてなんですかけれども、市単独でも、市長、一生懸命やっていただいているんですよ。例えば畜産振興資金ですね、私、11月に畜産振興会長として10名ほどお邪魔しました。その折、3,000万円貸付金があるんですけれども、その部分ですね、農協への貸し出し部分の1%ですね、この部分の金利、予算書には出てきませんけれども、その部分も撤廃して0%でお願いしました。その分も認めていただき

ました。横並びということで水産課の貸付金についても0%ということで、大変感謝しております。

ただ、各予算も限りはあるわけですけれども、いろいろやっぱり要望があります。その中で特に事業の見直しという部分もちょっと必要かと思ないので、1点だけ要望しておきます。

畠地かんがい事業、この部分を私、要望してから、市長が予算をつけていただいたわけですけれども、ただ、その要綱の中で畜産農家は1件でいいと、ただ、園芸農家については3件必要だと、防災営農事業の部分を踏んでそういう形になっております。

ただ、農地集積ですね、交換分合が進んでいないものですから、なかなか3件まとまって申請されていないということで、今まで利用状況がないという状況です。この部分についても現場の声を聞いていただいて、要綱の緩和という部分をお願いしたいと思います。

また、もう1点、新規就農の部分ですけれども、市長も答弁の中で、実情はわかっているらしいやるなとは思いました。感心しました。

ただ、県の青年就農資金という部分があるわけですけれども、この部分については、県知事の認定の部分で資金を貸し出すということですが、ただ、この部分についても、資金償還の計画が立てられないということで貸し出しを県のほうは渋っております。出すところについては、昔から公社があった輝北町ですね、輝北町には公社がありましたから、あと志布志市とか、そういう部分については認めるけれども、そういうことはないということですので、初期投資の部分もありますので、この部分ですね、鹿屋市は交付金を出してあります、単年度ですね。こういう部分はなかなか財政上難しいですし、また、他産業との兼ね合いもありますから、中長期の貸出金という部分を考えられないのか、その2点だけ要望しておきます。

それと、農道整備についてですけれども、この部分について、予算枠の中でという部分でちょっと気になったわけですけれども、これは1点だけ答弁をお願いしますが、例えば農林課全ての予算の中で防災営農事業がありますね、これは交付金事業で市のお金は一銭も絡んでいないわけです。そうしますと、予算額が単年度の部分で1億、2億上がった場合、その予算の部分まで含めてやると、既存の事業という部分ができるわけですね。そうすると、やっぱり枠配分方式の部分ですると、考え方をちょっと改めなきやいけないと思いますけれども、それだけ1点だけお願いします。

○財政課長（北迫睦男） 今おっしゃいました枠配分方式につきましては、枠配分外というものを設けておりますので、今の防災営農対策事業については枠外で配分しております。

○感王寺耕造議員 はい、了解いたしました。

そのほか、農道整備についてもっと語りたいんですけども、またの機会にします。

次に、生活保護費の削減について移ります。

市長、全国市長会でも、生活保護制度に関する重点提言ということでなさっていますね。ただ、この内容を見てみると、生活保護制度の抜本的な早急に取り組むこととかですね、不正受給とか貧困ビジネスなどを厳正に排除するなど、ちょっと反対のようなことが書いてあるんですよね。期末一時金まで含めると7.8%ということで、非常に大きい問題だとは思っています。

まず、この部分の、まずこの生活保護の部分の改悪をまずとめること、それと次にすべきことは削減幅を縮小すること、もう1点が、財源の裏打ちであったりとか、あとまた住民税についても14年度の税制改正で対応ということなんですけど、後先になっておりますから、市の対応という部分も必要になってくると思うんですね。

この部分について、まだ8月の部分での国か

らの情報がおりてくるわけですけれども、この部分についても、現段階でまず反対をしていくということをお願いします。下げ幅を下げるということを要望してください、いろんな場面ですね。

それでまた本市については、やっぱり大きい影響を受けますので、さまざまな影響を受けますので、この部分についても各担当課長と連絡を取り合いながら、市独自の対応をしていくという部分も必要ですので、今から各担当課長と意見のすり合わせをお願いしたいと思います。

次に、地域振興計画について、走らせていただきます。

地域振興計画ですけれども、みんな立派な計画をつくられております。その中でも大野原地区ですね、この部分は生産貯蔵施設の整備をしたい、新たな加工品の開発をしたいということですね。あと牛根は、災害時に住民が避難・生活できるように公民館を改修したい。太陽光発電で独自に電力を確保したい。新城につきましては、グラウンドゴルフ場の部分を整備したい。また交流施設をその中にトイレもつくりたいと。また、おたけどんの部分ですね。この部分についてもきれいにしたいと、お客様を呼びたいと。水之上地区につきましても、農産物の販売所をつくりたい。地区公民館への安全なルート確保をしたいということですね。自助の部分は皆さん自助の部分できちっとやっていらっしゃるんです。この部分で皆さんの夢のかなえるためには、ハード事業をかなえるためにはやはりお金なんですよ。だから、これからも地域振興計画が各地で進んでいきます。そういうとき、ハード事業の裏打ちのお金がなければ、つくる意味ないですよ、こんなもの。お金を出してくださいよ。市長、それだけ1点だけ、前向きな答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥）趣旨は全くそのとおりだと思いますし、そういう中で、今回このよう

な計画をスタートしたわけですね、大野地区からスタートして、4地区が今でき上がったわけですけれども、これから順次そういう形で進んでいくと思います。ちょうどタイミングで国のはうからこういった提案がございましたので、我々としては、短時間でしたけれども、ある程度その計画ができ上がっておりましたので、それを申請をさせていただきました。

だた、全国的な枠が15億円という中でございますので、鹿児島県だけでも70件上がっているということでありますので、そういう中で、申請をして、上京して一生懸命その趣旨を訴えてまいりまして、中身は御理解いただきませんでしたけれども、あとは限られた予算の中でどういった優先順位をつけられて、分配されていくかということでございますので、その動向も見ながら検討していきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員　はい、ありがとうございます。

ＴＰＰ問題について入ります。

事前協議の部分で、車の部分が2.5%、トラックの部分が25%ということで、アメリカの関税の部分を認めるということで事前協議がなされております。これでまた農業バッシングが進むのかなという部分で心配しているわけですけれども、市長、この問題については入り口から間違っているわけですね、これは2011年12月22日の「赤旗」に出ていた記事ですけれども、4年間はＴＰＰの交渉内容について守秘義務があるということですね。情報開示できないシステムになっているんですよ。このニュースソースはどこかといいますと、ニュージーランドのＴＰＰ主席交渉官マーク・シンクレア氏がオープンにした情報をもとにしています。

このシンクレア氏は、ＮＧＯなどから何で情報公開しないんだと言われて明らかにしたそうです。内容は公開できないが、こういう事情な

んですと、開示できないような内容なんですね。日本はそれすらやっていないんですね。こんな状態で TPP に入っていたらば、まさしくアメリカの日本喰いにはまってしまいます。情報を開示できないわけですよ。

だから、この間、私たち畜産振興会の 2 市 4 町も心配しまして、2 月 27 日、対応を協議しました。その後、3 月 2 日でしたかね、森山先生が帰って来られるということで、その部分で我々畜産関係者だけではだめだと、豚関係者も呼べと、首長も呼べと、議長も呼べと、各担当課長も呼べと、2 市 4 町のですね、そういう部分で先生の説明を受けたわけです。宮迫議長も、農林課長も来ていただきました。大変感謝申し上げます。

その中で森山先生が、6 つの自民党の公約は出しておると、この部分を破棄するのであれば、自民党は公約を破ったことになるという部分でおっしゃったわけですけれども、ただ、きのうからの新聞報道、マスコミ報道を見ていますと、安倍総理初め、その取り巻く周りの方々、何か前のめりになっているのかなという気がしております。

また、反対運動についても、この TPP 問題があたかも農業問題のように扱われていますけれども、皆さん御承知のとおり、国民皆保険、建設業、さまざまな部分に影響を及ぼしているわけです。ぜひ職員の皆さんも、TPP 問題の本質は何なのかという部分を考えいただきまして、皆さん全員でこの部分を反対していただきたいと思っております。

時間もありませんが、南萩ヶ峯の林地開発、この部分についてはいろいろ難しい問題がございます。ただ、本当に今の現状では危ない状況ですので、よく連絡を取り合いながら、県とですね、業者指導のほうをお願いいたしたいと思います。

この点について 1 点だけ、市長、答弁お願ひ

します。

23 年の 4 月森林法改正がございました。この部分であった部分が森林の売買、相続の部分で届け出義務があるという部分と、あと、所有者が不明の場合、適正な土地をとれば強制的に路網とかつくれると、伐採の場合も強制力を持って、所有者の同意がなくてもつくれるという部分なんですね、強制力を持っています。

そういう意味で、今、林務係が 1 名欠なんですかけれども、仕事内容もふえております。また、昭和 40 年代の伐採届の部分も、今、木を切るような状態になっていますので、仕事量が森林法改正でふえた上に、また摩擦ですね、林家との摩擦も強制力の部分で網をかけたものですから、出てきます。この部分はぜひ 2 名体制でないとできないと思いますが、どうなんでしょうか。お願ひいたします。

○市長（尾脇雅弥）先ほど、水産商工観光課の件でもお話をしましたけれども、定員適正化計画の関係上、50 名減らすことがありますので、どうしても人は減っていって、仕事はふえていくという状況はあります。ただ、その中で影響が出ないようにどうやっていくかというのを、全体的な中で考えていきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員　はい、ありがとうございました。

また、別な機会に議論させてください。失礼いたします。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、10 時 45 分から再開いたします。

午前 10 時 34 分休憩

午前 10 時 45 分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

10 番池山節夫議員の質疑及び質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、お願ひいたします。

1960年池田勇人総理の施政方針、所得倍増計画演説を聞きまして、小学生だった私は、南海郵船の船長をしていたおやじの給料が倍になると、自分の小遣いも倍になる。そういう期待で胸が震えたものであります。1950年12月吉田内閣の大蔵大臣のときに「貧乏人は麦を食え」と言ったとして新聞にたたかれ、1952年11月には「中小企業の5人や10人自殺しても構わない」と発言して閣僚不信任を初めて可決されて、通産大臣を辞任しています。8年後に総理大臣となり、「私はうそを申しません」と言ったのは有名であります。

池田内閣が所得倍増計画を前面に打ち出し、戦後の復興から高度経済成長へ走り始めた当時の状況と、金融グローバリズムの中で円が過大に評価され、生産システムが弱体化し、国内に投資の機会がなくなり、失業がふえ、経済の長期的停滞をもたらした現在の日本経済はよく似ております。

安倍内閣が経済再生を優先しているのは、緊縮財政による小さな政府を目指した構造改革路線から、政府による積極的な財政金融政策と公共事業による内需拡大は、デフレ克服と通貨安定をもたらし、民間投資の活性化につながるというケインズ経済主義への転換だと言われております。

第1次安倍内閣のときに「美しい国日本」と呼びかけられて、そのときに、川端康成がノーベル文学賞を受賞したときの「美しい日本と私」というフレーズと重なりまして、がっかりして、むなしさまで覚えたものであります。今回、安倍総理は、先日の施政方針演説において、「世界一」という言葉を7回も使って日本復活を強調されました。安倍総理が世界一の日本経済を実現し、「私はうそを申しません」と言う日の来ることを心から願い、あわせて、垂水市が国

の動きに歩調を合わせ、可能な限り財政出動して漁業、農業、そして市内経済を活性化するあらゆる補助事業を取り込んでいただきますようお願いをいたします。

ここで、昨日の池之上議員、堀内議員に倣いまして、1句詠ませていただきます。

「東風吹かば ぞろぞろ出るぞ補助事業 垂水市民所得倍増」、いかがでしょう。

それでは、議長に発言のお許しをいただきましたので、さきの通告順に従って、施政方針と予算案について6項目を質問してまいります。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

人口減少対策事業についてと住宅用太陽光発電設置事業補助金については、内容を伺います。

暮らし安心・地域支え合い推進事業については、地域包括ケア体制コーディネーターを設置するとありますが、どのような事業か教えてください。

骨、関節、筋肉など、体を支えたり動かしたりする運動機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態になるロコモティブジンドロームが、予備軍まで入れると4,700万人いると言われます。新国民病ロコモについての取り組みを伺います。

市庁舎のあり方と公共施設の集約化については、公共施設白書について以前伺いましたが、進捗状況についてお示しください。

観光については、施政方針の中に、「垂水市の持つ観光拠点の整備開発や大隅半島の玄関口という地理的特性を生かした広域観光の取り組みに努める」とあります。

最近、韓国ではトレッキングやウォーキング、オルレがブームになっているようです。オルレとは、韓国濟州島の新しい魅力を掘り起こすために始まったウォーキングのことです。濟州島の方言で「家に帰る細い道」という意味があるそうです。

九州運輸局と九州観光推進機構は、濟州島で人気のオルレを九州オルレとして売り出すために、九州各県に候補コースの推薦を呼びかけて審査し、鹿児島県でも指宿と霧島の2つのコースが選ばれておりますが、九州オルレについて伺います。

以上で、1回目質問を終わります。

○企画課長（倉岡孝昌）人口減少対策事業についての御質問にお答えいたします。

平成25年度施政方針及び予算説明にありましたとおり、後期総合計画の重点プロジェクトとして人口減対策を位置づけし、人口減対策には民間活力も生かしながら、今後の垂水市の未来像を見据えての対策の検討を進めることといたしております。

この人口減対策事業に取り組みために、これまでの垂水市人口減対策本部設置要綱を改正して、市長を本部長とする垂水市人口減少対策本部を設置することといたしました。この人口減対策本部において、本市の将来のまちづくりのあり方を取りまとめた将来ビジョンを描き、それに向けての平成29年度までの短期計画、平成35年までの長期計画を策定して、人口減少対策に関する計画書を平成26年2月を目標に策定し、短期的には、第4次総合計画基本構想において掲げた将来人口目標1万8,000人を目指す施策とすることといたしております。

具体的な取り組み内容につきましては、本市のデータ調査をもとに専門的な知識を交えて、課題の調査・分析を行い、改善するための具体的な施策の立案までを行おうとするものでございます。

この取り組みに当たりましての平成25年度予算の内訳について御説明申し上げますと、100万円の委託料などを当初予算に計上いたしており、府内に設置する予定の作業部会で作業できない専門的な調査やデータ分析、施策立案等を外部機関へ委託する予定としております。

計画策定に当たりましては、民間団体等からの参考意見、アドバイスをいただきとともに、アンケートによるニーズ調査等も行いながら、計画書を取りまとめる予定といたしております。

次に、太陽光発電設置補助事業についての御質問にお答えいたします。

このことは、さきの池之上議員の御質問にもお答えしており、住宅用太陽光発電の普及促進を目的に、平成25年度から向こう5年間を当面のめどに、垂水市内の住宅に太陽光発電設備を設置した場合に補助金を交付しようとするものでございます。

補助額は、発電設備の最大出力に1キロワット当たり1万5,000円を乗じた額とし、上限額を4万5,000円とすることとしております。

平成25年度予算額といたしまして、30件の申請件数を見込み、135万円を計上いたしております。この予算規模を検討するに当たり、既に補助制度を設けている県内10市に、これまでの補助決定件数等の照会をし、その結果に基づき、各市初年度の補助件数の平均値を算定して、本市の世帯数規模に換算したものを参考に、30件の補助を見込んだものであります。

なお、他市の補助制度では、市内業者が施工した場合に限り補助対象とするという制度もございますが、住宅メーカーによっては、メーカー指定業者以外が施工した場合は住宅保証の対象としないケースもあるようでございます。このようなことから、本市の補助制度での市内業者施工に限定するようなことは予定していないところでございます。

○保健福祉課長（白木修文）池山議員の暮らし安心・地域支え合い推進事業について御質問にお答えいたします。

この事業は、平成24年度から県の100%補助事業として3年間の予定で開始されており、本市では平成25年度に取り組む予定でございます。

この事業は、高齢者等が地域で安心して暮ら

せる地域づくりのため、地域の支え合いの体制の強化を図る地域包括ケア体制コーディネーターを社協に設置し、見守り活動や生活支援ボランティアの育成及びニーズの調整を行い、高齢者等一人一人の生活を地域全体で支え合う地域社会づくりを目指すこととしております。平成25年度は垂水市社会福祉協議会に委託する予定でございます。

事業内容としましては、地域の要援護者マップ作成などを通じて、見守りが必要な方がどこにいるのか、また、誰が中心となって日ごろの見守りを行うかなどを地域の方々と一緒に考えること、また、地域の自主防災組織と連携して、災害時により円滑な避難誘導体制にもつなげていきたいと考えております。

また、垂水市地域包括ケア体制推進コーディネーターは、既に設置されています県社協の県地域包括ケア体制推進コーディネーターと連携して事業を推進することとなっておりますので、他市町の先進的な例も取り入れながら、地域の支え合いの体制づくりにつなげていきたいと考えております。

これまで、地域の支え合い体制づくりについては、市と社会福祉協議会が連携し、地域の民生委員の御協力をいただきながら、見守り台帳や要援護者マップ作成などを通じて行ってまいりましたが、平成25年度からは、専属的に地域の支え合い体制づくりに取り組む人材を確保し、事業の整理・充実を図っていきたいと考えております。

地域の支え合い体制づくりは、今後は、本市が推進している地域包括ケア体制の中の生活支援の一部と位置づけられ、公的サービスを補完する役割や、市民の皆様が地域で暮らし続けたいと思えるような人と人とのつながりも強くするものであると考えております。

続きまして、新国民病ロコモについての御質問にお答えいたします。

その前に、まず、ロコモについて簡単に御説明申し上げます。

正式にはロコモティブシンドローム、運動器症候群と申しまして、運動器の機能が衰えて要介護や寝たきりの状態になったり、そのリスクが高い状態のことを言います。原因としましては、バランス能力の低下、筋力の低下、骨や関節の病気などが考えられます。

運動的な予防・改善法としましては、身体の状態に合わせて、関節に過度な負担をかけずに骨や筋肉を鍛える必要があり、具体的にはウォーキングや片足立ち、スクワットなどがございます。また、日常でできることとしましては、食生活を改善し、骨粗鬆症にならないためにカルシウムを多く摂取することや、けがをしないための環境整備、例えば家中では照明を明るいものに取りかえたり、転びにくい室内履きを使用するなども、けがを防ぐために重要となってまいります。

さて、国の第2次健康日本21は、平成25年度から平成34年度までの10年間の国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を示したものでございます。平成25年4月1日から施行されますが、鹿児島県につきましても、国の第2次健康日本21を受け、現在、健康かごしま21の新たな計画のパブリックコメントを実施中で、県民の意見を広く募集しており、同じく本年4月1日施行予定でございます。

一方、垂水市につきましては、平成22年度から26年度までの5カ年計画の健康たるみず21が策定されておりますが、第1次の健康日本21及び健康かごしま21に基づき策定されており、今回示されましたロコモティブシンドロームについての項目がございません。

この国の方針は、健康寿命の延伸のため及び今後の介護予防の観点から非常に重要なことと認識しております、今回、国及び県の計画に沿って早急に見直しをすべきところですが、計画期間

が異なることなどから、今後、内容を再検討し、本格的な内容の見直しについては、平成27年度からの次期計画に盛り組む予定といたしております。

目標とする項目は、「ロコモティブシンドローム」という言葉や、ロコモ予防の重要性について住民の認知度を高めることにより、個々人の運動量の増加など具体的な生活習慣の変化を促します」と、「各種検診や健康教室、介護予防教室等の機会を活用して、加齢による膝や腰など運動器の痛みの原因や予防に関する正しい知識の提供に努めます」の2項目を予定といたしております。

なお、次期健康たるみず21の策定までの間は、これまでも、高齢者の転倒、寝たきりといったことの防止につながるので、介護予防の観点からも健康教室や市内各地でのサロン等で実施してきました「貯筋運動」等を今後も継続いたします。

また、これまで講話等を通じて、運動の必要性や食生活の改善につきましても住民への周知に努めてきましたが、今後はあわせて、ロコモティブシンドロームの名称の認知度を高めるよう周知に努めるとともに、引き続き、運動量の増加や生活習慣の変化を促すよう努めてまいりたいと考えております。

○財政課長（北迫睦男） 公共施設白書の御質問にお答えいたします。

公共施設は、市民全体の貴重な財産でございます。本市でも、行政需要のもと市民ニーズに対応するために、これまで公共施設を整備してまいりました。しかし、多くの公共施設の老朽化が進み、さらに今後は大規模な改修や改築などが集中する更新時期を迎える中で、古くなりつつある施設をどのように維持・保全し、あるいは更新していくかという取り組みは、今後の市政運営によって極めて大きな課題であると受けとめています。

そこで本市でも、今年度から来年度にかけて、公共施設の運営状況や建物状況、コスト情報などについて現状把握を行う公共施設白書の作成に取り組んでおります。

平成24年度は公共施設保有状況業務委託を行いまして、公共施設白書の原案作成と、今後の公共施設のあり方を検討する基礎資料の整理を行っているところでございます。平成25年度に公共施設白書として取りまとめる予定でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 池山議員の九州オルレとその取り組みの経緯について、お答えいたします。

オルレとは、議員御指摘のとおり、もともと韓国済州島の表現で「家に帰る細い道」を意味しており、現在は、済州オルレ協会が済州島の魅力を再発見するために提案しているウォーキングコースの名称として韓国内で広く知られ、人気を集めています。

自然に触れ合う機会としては、これまでどちらかというとトレッキングやハイキングなどの山岳を主体としたものが主流でしたが、オルレは、これらに比べ、地域固有の文化や日常的な生活状況などを主体として、日常的なまち歩きを楽しむ小旅行として位置づけられており、トレッキングをしながら観光も楽しむ、新たな観光手段として、九州観光推進機構が2011年に「社団法人済州オルレ」と業務提携を結び、九州オルレの観光商品造成と運営方式を共有することで合意し、済州オルレの姉妹版として、済州島と同じように四季の美しい風景があり、トレッキングに適した山岳がある九州を自分の目と足で再発見してもらいたいという思いで、九州オルレの1次コースとして、平成24年2月に4コースが選定され、その1つ目が佐賀県の武雄コース、2つ目が熊本県の天草コース、3つ目が大分県の奥豊後コース、4つ目が鹿児島県の指宿コースが選定されました。

そして平成25年1月には20コースの応募がありまして、新たに長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県のそれぞれ4コースが選定されました。その1つ目は、異国情緒あふれる長崎県の平戸コース、2つ目は、熊本県の田園と海が美しい天草松島コース、3つ目は、宮崎県の自然豊かな山間部をめぐる高千穂コース、4つ目は、鹿児島県の坂本龍馬が新婚旅行で訪れた霧島妙見コースが選定され、これにより九州オルレは、昨年2月に選ばれた4コースに今年の新コースが加わり、合計8コース、総延長で106.4キロとなり、九州観光推進機構は今年、日韓両国から計3万人の観光客が訪れる見えております。

そのような中で、本市の九州オルレの取り組みでございますが、平成23年度に県の観光課を通じてコースの選定の話があり、本市でもいち早く取り組んできたところでございます。そのときのコースは、垂水新港を起点とし、垂水小学校のお長屋や島津墓地を通り猿ヶ城渓谷までのコースを推奨しましたけれども、残念ながら選定の中で外れてしまった経緯がございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 それでは、一括方式でお願いします。

人口減少対策なんんですけど、きのう堀内議員が子育て支援の観点から人口減少対策を質問されたんですよ。私も、人口減少の対策というのまずは子育て支援に限られるんじゃないかと、もうそれしかないんじゃないかと思っていましてね、企画課長がいろいろ委託する今後のいろんな計画も言われましたけどね、私に言わせれば、きのうの堀内議員じゃないんですけど、100万円あったら、もう子育て支援に回してくれと言いたいぐらいなんですよ。人口減少対策の事業として何かやらないといけないなという気持ちはわかりますよ。

さっきちょっと下に行って現在の人口を見てきたんですけど、1万6,471人。それで、この保

健福祉計画の28年度の予定を見ると、1万5,752人ぐらいとなっているんですよ。それで第4次総合計画の最終年度に目標とするのは1万8,000人と。それで市長が公約というか施政方針、公約でうたわれるのは3万人と。人口に関してもばらつきがある。保健福祉計画だったですかね、この推計人口よりまだ早い勢いで減少が進んでいたかな、1万5,700、この勢いよりもっと早く進んでいると。

市報を見たらですね、今月号の市報なんですけど、この後ろのほうにあるので、お誕生日、生まれた子とね。生まれた子が7名なんですね、1月。それで亡くなられた方が24名、3倍の勢いで減ると。これはもう高齢化社会だからどうしようもないわけでね、これをどうやってとめるかというのを、我々も同僚議員もみんな一生懸命今まで質問して、一生懸命知恵も出してきてるんですけど、なかなかそれは歯どめはかかるないと。それで、後でも質問もあつたりするんですけど、どうするかという話なんですけど、きのう堀内議員が言わされたように、子育て支援にかかるしかないんじゃないかと。フランスが出生率が2・幾つにアップしたのも、子育て支援を強化したからなんですね。

だから、やるなとは言えないんですけど、人口減少対策事業をするなということも私の口からはなかなか言えないんだけど、お金の使い方という意味ではね、資料を集めたり、データをそろえたりしても、ほぼ無理じゃないかと。それよりは、垂水で子供を産もうという気になるようだ、1人産んだら2人目を産もうという気持ちになるような、そういう子育て支援策に強化してもらったほうが、この歯どめはかかるんじゃないかというのが私の持論というか、意見なんですよ。ですから、今後はそういうことも踏まえながら政策を、市長は後で、このことについてどう考えられるかだけ、後でお聞かせください。

それと、住宅用太陽光発電なんですけど、答弁の中で、垂水市内の業者に余り限らないということで、それはそれでよかったです。

私、去年の12月に太陽光発電をつけて、きょうみたいなこんな天気だと、うちパネル40枚つけて8キロなんですよ。大体発電するのは7割ぐらいが最高だという話なんですけど、8キロののをつけて8キロはほぼ無理だと、6～7割だと。それで、きょうみたいな天気だと、私がずっと見ていると大体5.5か6キロぐらいいくんですよ。そうすると、1キロ今42円ですから、6キロを1時間だと、42円の6倍、それを7時間いったとすると、その7倍ということで電気を発電するわけですね。だから結構な金額になりますよ、1カ月にすると。私は、家内の反対に遭ったのを無理矢理押し切って設置したんですけどね、やっぱり太陽は資源だというのがよくわかります。

ですから、そういう意味でも、今度のこの補助事業は非常にいいと思うんですけど、きのう池之上議員の質問にもあったんですけど、もうちょっとといけんかならんかと、1キロ1万5,000円、そんなものなのかなと思ったりもするけど、大体霧島市とか、肝付町かな、結構10万円のところもあるんですよね、10万円を限度とするところも。そういう意味では、もうちょっと考えてもらえないかなという気がするんですけど、これは質問ではないですからね。

質問としては、きのうのこのリニューアブル・ジャパンの太陽光パネルとしてかな、保証期間を20年から25年という答弁があったんですけど、これも内容がよくわからん。どんな状態になつたら保証するのか。太陽光パネルというのは、私もつけて初めてわかつたんだけど、つけたら、それが耐用年数20年、もつ間、20年間ずっと同じように発電するかというとそんなものでもない。パネルの例えれば40枚のうちの1枚か2枚か3枚かが急に発電しなくなると、そうすると

その3枚分を交換しないといけなくなる。それを保証するのかどうするのかという話がまず保証なんですよね。

だから、それは日本のメーカーは15年間はどこも大体交換します。それをそういう今度取り扱うようなそれが急に発電しなくなりましたといっても、その部分に関しては交換しますよというところまで保証されているのか。それとも、ただ、内容についてどんな保証なのか、その辺がわかれれば教えてください。

それと、これは九電が4月からということだったけど、5月からになりそうなんですね、値上げをすると、家庭用が8.5、企業向けが14.22%だと。役所は企業向けになるのかな、電気というのは。家庭用の値上げに、企業向けになるのかわからんけど、後で教えてください。そうすると結構な値上げになる。きのうから池之上議員が言われて、また後で持留議員も言われるけど、公共施設にパネルを設置したらどうかというようなことを言われる。

薩摩川内市がこの前、市で自分でメガソーラーをつくるというようなニュースがあつたんですよ。それほど今、太陽光パネルも安くなってきて、大体ペイする、短期間で。そういう時代になつているんですけど、市役所の屋上に10枚ついていますよね、それをこれは市長でいいわ、じゃ、あの10枚のほかにまだあと大分りますよ、ここの屋上だったら、私の予想では100枚ぐらいのるんじゃないかな。そうすると、このぐらいの電気は簡単ですよ、こんな電気。そういう意味では、市の予算で設置してみたらどうかと、そのぐらいは思うんですけどね、まずそれをやってみて、どんな効果があるかで、またほかの公共施設、例えば小学校の屋上にも設置していくとか、そうすると、ある程度の電気代というのは相当出ますから、その辺についての考えをまずお聞かせください。

それから3番目、これ先日北方議員が言われ

たけど、12月12日に議会で池田先生の講演を受けて、聞いたんですけどね。趣旨は大体わかるんだけど、難しいんですよ、これを地域包括ケア体制を整備すること自体の理解が。それで今度の市報を見たら、たまたま載っていてですね、地域包括ケア体制の垂水スタイルということで池田先生も話をされて、中央病院の院長先生も話をされている。医療と保健と、そして福祉介護、これを3つを同時にやっていかないといけないというのが地域包括ケア体制ですよね、どうも理解すると。そこなんだけど、まずその前に、この地域包括ケアアドバイザー、池田先生のこの仕事と、地域包括ケア体制コーディネーターのこの役割の違いもよくわからんのだ。だから、まずここを教えてもらえますかね。

それと、先ほど答弁の中で、要援護者の名簿をつくっているというのがあったんですけど、この前、まず、これが名簿を作成して、もう既に済んでいる市町村が2012年の4月現在で54%、あと整備中が33%ということなんんですけど、垂水市は災害のそういうのを質問、同僚議員もされて、大体要援護者の名簿はできているとは思うんですけど、これのつくり方に、まず手挙げ方式、これは希望者を対象、手を挙げた人を、登録をしてくださいと、登録を呼びかけて、はいと希望をした人だけを要援護者の名簿に上げると。これのメリットは、個人情報が、個人情報をどうのこうのというトラブルがまず余りないと、だけど、手を挙げる人が余りいなくなると、こういうことみたいですね。

2つ目に同意方式というのがあって、対象者に個別に呼びかけると。そして同意した人だけを登録する。希望とはこれはちょっと違うわな。さっきののは、ごめんなさいね、手挙げ方式は、ぱっと挙げるから、登録者は多くなるけど、個人情報のトラブルは少なくなると、この同意方式は同意を求めるものだから、時間と労力がか

かった上に登録者が余り多くないと。

3つ目に関係機関共有方式、これは介護保険や障害者手帳などの市町村の名簿を全部集めて、それで全部持ち寄って作成してしまう。そうすると、大体要援護者をちょっと障害のある人とか全部をカバーできるんだけども、本人の意思是関係ないものだから、後でトラブルになりやすいと。

それで4つ目に、要援護者みたいな対象者の人に声をかけて、私はいいと言った人だけを、その人だけを除外して、これは逆手挙げ方式と言うらしいけど、いいからといった人だけを省くと、これの垂水はどの方式を使って作成しているのか教えてください。

口コモなんんですけど、3番目と4番目のこの地域包括ケア体制をつくるというのと、口コモの対策というのはやっぱり一体とならないといけないと思うんですよ。ですから、健康たるみず21の最終年度が26年で、27年からの間に組み入れるというような話だったんですけど、国と県が25年から始まる。何で垂水はあれがおくれたのかな、2年。それはいいんだけど、その辺を調整できないものか、できない、できなければできないでいいけど、その辺のことについてちょっと教えてもらえますか。

それから、市役所とか公共施設なんですけど、以前も、市役所を建設を検討してもらわんと地震が来たら危ないぞという話をしたんですけどね、やっぱりその思いは今も一緒なんですよ。財政的な面もあるんだろうけど、やはり防災の拠点という面でもという話もしましたけど、やはり怖いですよ、ここ。以前も言いましたけど、1期目、2期目の人のためにも、我々は間に合わないと思うけど、早くつくったり、それで執行部の方々のためにも、それはもう有為の人材が一瞬にいななりますよ、本当。そういう意味では、市民の避難というか、市民の同意を得るのがなかなか厳しい面はあるんだろうけれど

も、その辺は市長、政治判断にもちょっとはあるのかもしれないけど、前と同じ答弁でもいいんですけどね、ちょっとどんなふうに考えられるか。

それと、そういう市庁舎を検討していくに当たっては、今みたいな役所という機能だけじゃなくて、やはりどっかのスペースには市民が憩えるスペースとか、いろんな機能を考えるべきだと思うんですよね。その辺のことまで含めて検討していく必要があるんじゃないかと思いますけど、その辺について答弁をください。

公共施設をどうやって集約していくかというのはこれから重大な問題で、小学校の空き教室というのも結構ありますよね、そういうのを公民館、いろんな公共施設はあるけど、例えば小学校の空き教室にそういう一部を移せないかとか、そういうふうな検討も進めていくべきじゃないかと思いますけどね。その辺について役所の検討と財政面と、そういうことまで含めて、議会から何回もこうやって市役所庁舎もつくらんと危ないんじゃないかという声を上げていますけど、財政課長、できる範囲で答弁をお願いします。

それから、最後のオルレなんんですけど、23年度に新港から猿ヶ城までのコースをつくって出したけど、だめだったということなんんですけど、私は全然何もなかったのかと思ってこの質問を入れたんですけど、23年にいち早くやっぱり垂水市も商工観光課が頑張ってコースをつくって出したということで、その点については高く評価しておきます。

ただ、指宿に負けたんですけどね、指宿に負けちゃいかん、本当。一生懸命努力して猿ヶ城まで入れてつくられたんだろうけど、私はこのオルレの話を聞いたときに、荷物を以前配っていたから、新城、牛根とか結構行っていたんですよ。牛根に関しては余りよくわからないんですけど、新城が高塚あたりに行くと景色いいん

ですよね、もう本当に高塚へ登って行く、登りながら後ろを振りかえりますよ、景色がよくて。桜島も見える、開聞だけも見える、錦江湾が全部見えると。それで牛根のほうに選挙なんかで行ったりすると、岳野のほうに行くとまた途中で、また錦江湾がよく見えるところもあるし、これは牛根の議員の人たちのほうが細い道はよく御存じなんでしょうけど、そういう知識の多い人たちにもよく聞いて、それは確かに自分たちでいろいろ考えられたコースなんでしょうけど、やはり地元の人に聞いたり議員に聞いたりして、どんな細道があって、どんな資料があつてということまでよく聞いてつくれば、牛根あるいは新城あたりに史跡と生活に密着したようなものを取り入れられながらのコースはあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺についてもう1回、どう考えるか、商工観光課長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員の人口減少対策についてお答えをいたします。

垂水市のいろいろ課題のある中でやっぱり一番何かと言われば、やっぱり人が減っていくことだと思います。ただ、これはうちだけに限らず中山間地域の9割以上、少子高齢化が進んで日本という国が人口が減っていっておりるので、ある面、自然動態としては仕方のないことではあります。

ただ、そういった中で、先ほど市報の数字も述べていただきましたけれども、高齢化率というのは、うち43市町村のうちでたしか9番目ぐらいだったと思いますけれども、それに以上に問題なのは年少人口率なんですね。10.1%ということで南大隅町に次いで2番目に低い数ということですから、そういった意味では、先ほど御提案いただいた子育て支援をする、子育て世代をしっかりと支えていくということが政策的なものとしては最大限のものだろうというふうに考えております。

そういう中で、中長期的なものとしては、私の公約の中にもありますけれども、桜島トンネルが実現ということを前提に3万人のまちづくりを目指していきたいということを申し上げておりますし、当然、きょうのあした急に人がふえるわけではありません。まずは、今、減少しつつある人口を食いとめて、1人、2人という形で人をふやしていく。そのためには魅力的なまちづくり、魅力的な政策という点では今おっしゃった子育て支援というのが一つ、若者世代を取り込む意味においても大事なことだと思いますので、今回そういった点でも議案の中で御審議をお願いをしているところであります。

それに限らず、いろんな住宅政策がありますとか、いろんなものがあると思いますので、そういうところをいろんな議会の皆様との連携の中で提案をし、また議論して、一歩ずつでもその人口減少をまず食いとめて、1人でもふえていくような対策を講じていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の住宅用の補助金関係の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

現在、本庁舎屋上には高崎メガソーラープロジェクトの事業主体でありますリニューアブル・ジャパン株式会社より寄贈された、定格出力2.88キロワットのパネルを試験設置しております。パネルで発電した電力は庁舎内で使用する電力の一部として利用されており、発電状況を1階ロビーに設置したモニターにより確認できるようしております。

議員御指摘の屋上への全面的なパネル設置ということに関しては、現状のところ、再生可能エネルギーの普及促進、庁舎電力使用料金低減の観点からも非常に有効な手段であるということは理解をしております。

ただ、屋上建物や手すりの影の影響、既存の電気配線設備等構造物もあり、それらのことを考慮いたしますと、パネル設置面積は限られてく

るというふうに考えております。また、試験パネル設置時に防水処理に注意を要しました点などを考えますと、詳細な検討はしておりませんが、現状のところではいろいろまた研究が必要だというふうに思っております。

あわせて、現在、先ほどお話しidadきました庁舎の建設等の府内検討委員会も行っておりますので、新庁舎建設とあわせてこのことも検討、考慮していかなければいけないというふうに思っております。

○企画課長（倉岡孝昌）太陽光発電に関する2回目の御質問にお答えいたします。

太陽光発電の製品の保証ということでございますが、このことについては、インターネット等からによる情報が主体でございますが、太陽光発電のメーカーそれぞれに保証の内容、種類も違うようでございます。

保証で言いますと、太陽光モジュールの出力保証、それとかパワーコンディショナー接続器、架台、発電モニターなどの周辺機器に関する保証、そのほかにも、設置工事に関する保証でありますとか自然災害に関する保証、定期点検の保証といろいろな保証がございまして、その出されている国内・国外のメーカーによっても保証の内容は異なるということのようでございます。

保証につきまして、大きく申しますと2つ、まずは1つは製品保証というものがございます。製品保証は、製造上の不良などによってソーラーパネルなどの故障、破損が起きた場合に保証するというものでございます。

出力保証は、出力性能を一定期間にわたって保証し、何らかの理由から規定によるモジュールの発電性能が低下した場合に保証するというような内容でございまして、このことについては、昨日の池之上議員の御質問に国の補助制度のことを御回答したと思うんですけども、その中で、システム設置をする場合に保障対象と

するのは、モジュールの公称最大出力の80%以上の出力がメーカーによって出荷後10年以上保証されるということが、国の補助対象の要件となっているということでございますので、出力保証についてはこのようなことかというふうに考えます。

○保健福祉課長（白木修文） 池山議員の2回目の地域包括ケアアドバイザーと地域包括ケア体制推進コーディネーターの役割の違いについての御質問にお答えいたします。

本市においては、今後も住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるような地域包括ケア体制づくりを推進していきたいと考えております。

本市では、平成25年度も垂水中央病院の池田医師に地域包括ケアアドバイザーとしての職を担っていただき、地域包括ケア体制構築のための御助言や市民の皆様への普及・啓発活動、多職種連携のための勉強会での御助言など、各種の業務を行っていただきたいと考えております。

同医師は、垂水中央病院在宅療養支援室に配属され、在宅医療を実践しておられますが、在宅医療だけが充実しても地域包括ケア体制構築はなし得ず、医療、介護、予防、住まい、生活支援等を一体として考えておられ、これまでの御経験もあり、それぞれの分野において精通している医師でございますので、今後も引き続き、この地域包括ケアアドバイザーとしての職を担っていただきたいと考えております。

一方、地域包括ケア体制推進コーディネーターは、地域包括ケア体制の中の一部である地域の支え合いの体制づくりに専念して業務を行っていただくことであり、先ほども答弁いたしましたが、平成25年度に社会福祉協議会へ委託する予定でございます。

それから続きまして、災害要援護者の名簿の登録についての御質問でございますけど、災害時に1人では避難することができない災害時要

援護者については、平成21年度から取り組んできておりまして、本市の名簿登録につきましては、手挙げ方式をとっております。

そして続きまして、健康たるみず21、これを国や県と同じような計画期間でできないかということでございますけど、確かに、本市の健康たるみず21の策定がおくれまして、平成22年から26年までの計画策定をしております。そうした中で、こういうふうに新規にロコモティブということが起こってまいりまして、確かに議員がおっしゃるとおり、地域包括ケア体制とロコモ体制は一体とならなければならないというのは理解しております。この健康たるみず21が、計画年度を前倒しして26年度からでもできないものかどうかを今後、検討していきたいと考えております。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員の新庁舎建設への御質問に関してお答えをいたします。

昨年第2回定例会でも池山議員のほうから、早急に検討するよう御要望があったところでございます。庁舎建設は本市にとって大変大きな問題でありますので、規模あるいは事業費、財源等、庁舎建設にかかる基礎的事項について今後も庁内検討委員会を重ねて、慎重、丁寧に調査・検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○財政課長（北迫睦男） 庁舎の機能についての御質問でございますが、新庁舎の建設は、市全体のあり方を初め、市民と行政の協働や市民、議会、行政の関係のあり方など、市の将来などにも大きな影響をもたらす本市の根幹的な事業でございます。したがいまして、庁舎・施設関係の側面のみならず、行政経営全体を視野に入れた幅広い検討を加え、それらの結果として新庁舎の計画内容が定まることが重要であると考えております。

現時点ではまだ、この御質問の今後の庁舎の機能についての検討に至っておりませんが、今

回は、他自治体の基本構想等をもとに、御参考までに庁舎に求められる基本的な機能について御紹介いたします。

初めに、市民に便利でわかりやすい庁舎機能として、すべての人に優しく利用しやすいユニバーサルデザインの導入や、便利に円滑に手続できる窓口機能の充実があるようでございます。

次に、防災拠点機能としては、災害時に機動的に対処する災害対策本部となる必要な設備を備えた本部機能や、災害時でも停止しない情報システム機能などの整備があるようでございます。

また、市民協働の拠点機能としてまちづくりを進めていくために、市民やボランティアなどの交流の場や、市民が集える交流広場の確保や、そのほか省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎機能の整備があるようでございます。

新庁舎建設検討に当たりましては、以上のような他自治体の事例等を調査・研究し、本市における新庁舎建設に求められる機能を基本構想や基本計画等の中で十分審議してまいります。

次に、集約化の御質問でございますが、白書を作成後、検討することになりますが、人口減少や高齢化などによる施設ニーズの減少に対応して、施設を集約化し、総量縮減を図る量の見直しが第一のポイントではないかと考えております。

また、有効活用されている施設については、計画的に保全をし、安全性などに課題がある建物については改修し、有効活用を図る質の見直しもポイントとなります。

以上のように、今後は、市民ニーズの多様化に的確に対応し、さらに多くの市民の方々に利用いただける公共施設となるよう、市民の皆様とともに考えていきたいと考えております。

○商工観光課長（塚田光春） 池山議員の九州オルレの2回目の質問についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、平成23年度県の観光課から情報をもとにいち早く、垂水新港から垂水小学校のところにありますお長屋や島津墓地を通り、猿ヶ城渓谷までのコースを提案しましたが、選定の中で外されてしまいましたが、本市は、議員御指摘のとおり、牛根から新城まで景観がきれいなところや、豊かな史跡や自然がいっぱいございますので、現在、牛根麓地区で、年次計画によりまして史跡の整備をしておりますので、これらの整備が完成した暁には、牛根地区の史跡をめぐる散策コースなどを提案してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 では、3回目にちょっとだけ質問させてもらいます。

人口減少対策、住宅、人口減少対策はいいです。そのとおりお願いしますね。

住宅用の太陽光発電、私はさっきあった出力保証、これが一番大事だと思っているんですよ。意外と多いと、何枚か必ずなるみたい。だから、この保証に関してやっぱりきちっとした、できれば10年じゃなくて15年、10年ぐらいでは大体ペイするんですよ。今、4月からですかね、38円になるかな、今42円ですけど。だから、38円になると4円違うというのは結構な違いですから、10年間いきますからね。だから、38円になると12年ぐらいかかるてしまうかもしれません、取り戻すのに。だから、できれば15年ぐらいの保証をきちと確保するようなやり方をお願いをしておきます。

それから、地域包括ケアアドバイザーの池田先生なんんですけど、この市報にですね、私はこの地域包括ケア体制のよく理解できなくて、ケアアドバイザーの持つ役割というのもよく勉強をしてみたんですけど、この今度の市報で池田先生がですね、保健、福祉、介護この連携が必要だと、それで自分の、先生のこれまでの経験

からは、それらが連携するためには、ここに書いてあるんですよ、同じ場所に集うことが必要だと。これの持つ意味というのは、要するに時々まだ出てくるんですけど、地域包括ケアセンターというのをつくる必要があるんじゃないか、早く。と思うんですよ。それで、中央病院の院長先生もですね、中央病院もそういうものを担っていくと。

それで、池田先生みたいな、これからは在宅医療をするときに、例えば内科、何科と個別のお医者さんじやなくて総合医が必要になってくると。そのための、そういう総合医を育成する機関としても、地域の包括ケアセンターみたいなのが必要だという意味のことが書いてあります。ですから、私が市長にお願いしたいのは、早くこの地域包括ケアセンターをですね、中央病院をそのままじっと待っているんじゃないくて、行政のほうで早くつくってほしいと。そして池田先生は、私が聞いたところでは、南大隅町の森田町長も池田先生みたいな人がいてくれたらと欲しがっていると、肝付町の町長も欲しがっている、いわゆる先生なわけですよ。ですから、そういう先生を大事にして早く地域包括ケアセンターをつくって、そこに池田先生の意図するような集中した体制づくりをすると、そういうことを早く市長、決断してほしいということで、この1点を市長に質問をいたします。

答弁だけをお願いして、私の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 今回の問題に関しては、できるだけ住み慣れた家や地域で暮らし続けたいと思われる方が市民の8割以上いらっしゃると、この背景をもとにこういうふうに方向性を示させていただいているわけでありまして、今、池山議員が言われたことと全く私も同感でありますので、環境を整えるためにはいろいろまた検討しなければいけない事項もありますので、皆さんと協議して御協力いただく中で進めてい

きたいというふうに思っております。（池山節夫議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（宮迫泰倫） 次に、11番森正勝議員の質疑及び質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。

某週刊誌の2月28日号によれば、たび重なる中国の領海・領空侵犯や、明らかに一線を超えたといえるレーダー照射事件、尖閣諸島をめぐり東シナ海はまさにむき出しの国益が角逐する修羅場と化しつつある。だが、戦いは洋上や空中だけで展開されているのではない。目には見えない水面下で日中は激しい諜報戦を繰り広げている。そして現在、中国の工作機関の最大の標的となっているのが、日中両属の歴史を持つ沖縄県なのだ。小誌は、昨年夏からの現地取材により、中国の恐るべき沖縄乗っ取り作戦をつかんだ。ケヴィン・メア元米国国務省日本部長は中国の工作活動について、こう話す。

沖縄が重大なターゲットとなっているのは間違いません。その理由は、地図を見ればすぐわかります。太平洋への出口を求める中国にとって、琉球列島は長い障壁、中国の本当の狙いは、尖閣諸島に限らず東シナ海の覇権そのものなのです。中国が工作活動なんてするわけがない、などというナイーブな考えは今すぐにでも改めるべきです。沖縄へ直行便で乗ってやってくる中国人観光客の中に工作員がいると現実的に考える必要がある。観光客のふりをして情報収集をしているのです。

友連会という中国と沖縄の友好交流団体のメンバーが宮古島の隣にある下地島、ここは3,000メートルの滑走路があり、尖閣諸島まで200キロの距離にあり、自衛隊が基地として候補地に挙げているそうでございます。ここを視察したり、沖縄の米軍用地の15%を中国資本によって買収されている可能性があるそうです。中国の脅威は抽象的なものではなく、目の前にある現実の

ものです。日本は沖縄を守るために早急に手を打つべきですと、ケヴィン・メアは警鐘を鳴らしております。日本の政府も十分注意をしてほしいものでございます。それでは、平成25年施政方針並びに予算に関する総括質疑をいたします。

安心・安全のまちづくりの観点から、まず、桜島の噴火について質問をいたします。

昨年12月に行われた防災シンポジウムで京都大学の井口教授は、2020年から30年代に大正クラスの大爆発が起きる可能性を示されました。当然いろいろな防災対策を行っておられますが、現状と課題についてお聞きします。

次に、道の駅たるみずの温泉ボイラー等の改修事業について6,500万円の予算が計上されておりますが、財源と事業内容についてお伺いいたします。

3つ目は、地域包括ケア体制250万円の予算がついているようでございますけれども、これについての内容をお伺いいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○総務課長（山口親志）森議員の桜島噴火に関する質問について、お答えいたします。

桜島は、平成18年6月の昭和火口の爆発再開以来活発な活動を続けており、大正噴火以来の大規模な噴火が危惧されております。垂水市の桜島噴火の対策としましては、垂水市地域防災計画に桜島火山爆発防災計画が策定されており、計画に基づいて対策をとっていくこととなります。

桜島火山爆発防災計画では、防災知識の普及、訓練の実施や噴火警戒レベルに応じた、例えば噴火警戒レベル4以上のときは災害警戒本部及び災害対策本部を設置するなどの警戒体制や避難計画が記載されておりますので、市、関係機関、自主防災組織等が協力して対策をとってまいります。

具体的には、昨年4月に桜島火山ハザードマ

ップを全戸配布し、また垂水市桜島火山爆発総合防災訓練を毎年実施することにより、関係機関との連携、住民の防災に関する意識高揚を図っております。そして、ことしの1月には鹿児島県主催の桜島爆発図上訓練に参加し、鹿児島県、鹿児島市、霧島市、姶良市等の自治体、自衛隊、警察等の機関と桜島大爆発の対応を図っております。現在は大正3年の大噴火時より観測体制がかなり整備されていることから、鹿児島県、気象台と緊密に連絡をとり、早目の情報収集、早目の情報伝達を心がけ、自然が相手ですので難しい面は多々ありますが、大爆発時には住民は避難を終えていることを心がけていきたいと思います。

今後は、長期避難に備えた避難所対策や桜島地区的住民の避難者受け入れ、霧島市、鹿屋市等への避難者受け入れ要請等の広域での避難を含めた避難対策が必要であり、関係機関、関係自治体と連携を図ってまいりたいと思っております。

○商工観光課長（塚田光春）森議員の道の駅温泉ボイラーの改修と事業内容について、お答えいたします。

垂水市交流施設道の駅たるみずの温泉は、平成14年に1,050メートルボーリングして噴出した温泉ですが、12月の議会で説明しましたように、昨年7月に検査をしましたところ、泉質に変化が見られ、泉温も低下したこと等から、灯油代にかかる経費が非常に大きくなっています。また、道の駅温泉ボイラーは8年経過し、ボイラーの寿命が約10年であることなどから、ボイラーの延命を図る上からも、新たなボイラーの設置は近い将来必要な事項として、平成24年度で木質バイオマスチップボイラーによる経費節減の可能性について、調査を行っているところでございます。

これまで、近隣にある木質バイオマスチップボイラーを使った温浴施設による稼働状況等を

調査し、経費削減が可能と判断しましたので、今回、当初予算として計上させていただいたところでございます。

現在、循環方式の検討や適正な人的配置の検討、燃料となるバイオマスチップの輸送方法や施設の配置等について検討を行っております。

今後は、こうした調査結果を参考に鹿児島県と協議を行いながら、バイオマスチップボイラーの導入を図っていきたいと考えております。

事業内容につきましては、バイオマスチップボイラーの設置に係る機器の設置と、それに伴う施設改造とバイオマスチップストックヤードなど関連施設の建設費などの工事請負費と、それに伴う実施設計委託料を計上しているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（白木修文）森議員の地域包括ケア体制整備事業についての質問にお答えいたします。

この事業は、昨年に引き続き、垂水中央病院の池田忠医師に本市の地域包括ケアアドバイザーとして、先生のこれまでの長野県での地域医療に取り組んでこられた経験を生かして、本市の地域包括ケアシステム構築のための御助言、御指導をいただき、また一方、在宅医療について市民に御理解していただくために、いろいろな介護の場で講演をしていただくための事業でございます。

○森 正勝議員 一問一答方式で質問いたします。

大爆発の場合のハザードマップは各家庭に配布してあるようでございますので、私も1回見ましたけれども、先ほどの回答の中で、大爆発のときには住民は既に避難を終えることを心がけるということでございますけれども、今のところ、防災訓練等での動きを見ていますと、避難をされる対象は牛根麓と小浜地区になっているようでございますけれども、他の地区は必要

ないのかということと、それから避難場所はどこにされるのかというのをお聞きしたいと思います。

○総務課長（山口親志）今、御指摘のハザードマップは、今このようなハザードマップでありまして、ハザードマップでお示ししております、大規模噴火とほぼ同時に噴石が到達する可能性のある範囲としまして、この赤い線でくくっております。ここを6キロから7キロの赤い線をくくっておりますが、ここが牛根麓及び協和地区の温泉場までをくくっております。

避難場所については、牛根麓地区はまず牛根、牛根境の避難所を予定し、協和地区においては中央地区の避難所を予定しております。また、状況においては、近隣の霧島市等への避難のお願いをしてまいります。あわせて、他の地区においては、当然、避難所の開設を行い、避難の呼びかけをしてまいりますが、先ほども申し上げましたとおり、近隣の霧島市、鹿屋市へのお願いをしてまいります。大隅少年自然の家とも協議をしております。

桜島の大噴火の予測ですが、京都大学の井口教授が、桜島の大噴火の予知については、1カ月前とはいからずも2週間前とか10日前には大噴火の予想は行える。それが私のポリシーだととの発表を聞きました。行政側からいきますと、大噴火予測等はできませんので、関係機関との連携、情報収集に努め、大噴火時には先ほども申し上げました住民を避難させている状況を想定しております。

以上であります。

○森 正勝議員 大正3年1月12日の爆発は午前10時5分に大爆発が始まって、その8時間後にマグニチュード7.1の地震が発生しております。地震で、鹿児島市内で29名の方々が亡くなつておられるようですけれども、この地震による垂水市への影響と津波についてはどのように捉えていらっしゃるか、お聞きいたします。

○総務課長（山口親志）3回目の質問にお答えいたします。

大正3年の爆発の文献等を読みますと、議員指摘のとおり、噴火後8時間後に錦江湾内を震源とした地震が発生しております。このことは当然、垂水市への影響は地震も津波も発生すると思われます。震源地が姶良カルデラ地内であると思われますが、先ほども申し上げましたとおり、科学的な根拠がありませんので、専門知識を持っておられる機関と連携し、また県の地域防災計画と連動し、対策をとってまいりたいと思います。

また、平成26年1月12日は大正3年大爆発から100周年であり、平成25年度はあらゆる事業が世界の科学者も集まり、さまざまな角度で展開されてまいります。防災、観光、教育等を含めて防災対策への取り組みのためにも、情報収集及び情報発信に努めて、住民への防災意識の高揚に役立ててまいりたいと思っております。

以上であります。

○森 正勝議員 津波につきましては、3日の新聞だったですかね、皆さんも読まれていらっしゃると思うんですけれども、姶良市の塩釜公園とそれからに大穴持神社というんですか、霧島市の、ここ2カ所が、実際津波があったかどうかわからないけれども、地盤沈下ということもあったんじゃないかなというようなことが、3日の南日本新聞には載っておりました。若干の津波というのが起きたのは間違いないんでしょうけれども、実際どのくらいだったかというのはちょっとわかりにくいくらいじゃないかと思います。

防災ジャーナリストの渡辺実氏はシンポジウムの中で「慣れが最大の敵である」と言われました。私たちも桜島の爆発にはなれっこになっているのじゃないかと考えます。私どもも桜島の有村付近あたりを通行するときには風向きを考えながら、きょうはどちらに風が吹いている

なということは自覚しながら通行しているわけですけれども、当然、大爆発となれば220号線の通行止めということが考えられます。やはり想定外の想定というものが必要ではないかと考えますけれども、これについての見解、それから、最低でも3日分の水と食料の備蓄は必要じゃないかと考えますが、これについても見解をお願いいたします。

○総務課長（山口親志）議員も指摘のとおり、自然災害を防ぐことはできませんので、関係機関との連携により速やかに避難をさせることが最重要課題であります。

東日本大震災でも証明されました想定外の想定の考え方は、災害対策における共通の認識であると思っております。

繰り返しになりますが、大噴火の予測が出ましたら、国道等の通行止めは、国交省や警察等の協力で当然通行止めになると思います。図上訓練等でも、状況により通行止め対策も行っております。

避難所の備蓄の状況ですが、水については、平成24年度からわずかずつではありますが、予算化し、備蓄しております。

食料品については、垂水市商工会と締結しております契約に基づきまして依頼し、協力をいただいてまいりたいと思います。あわせまして、自主防災組織の炊き出し等の依頼も行い、対応を十分とていかなければならないと思っております。

以上であります。

○森 正勝議員 次に、温泉ボイラーについて再質問いたします。

木質バイオマスチップは今後、安定的に供給できるのかということをお聞きいたします。

○商工観光課長（塚田光春）道の駅温泉ボイラーの2回目の質問についてお答えをいたします。

チップの購入先でございますが、現在、鹿児

島県には3カ所のチップ工場がございますが、近隣には肝付町の山佐木材株式会社と霧島市の前田産業株式会社にチップ工場がございますので、両会社から見積もりをとりまして、安いほうから購入したいと考えております。

なお、チップの安定供給については、それぞれ2社からチップ工場に確認をしましたところ、チップ原料や生産は途切れることなく安定的に供給できるとのことでございました。

また、県の林務部では、木質バイオマス燃料として間伐材を原料とした木質チップの利用を目指していることから、今後は、木質バイオマスチップボイラーが普及することにより、間伐材を原料としたチップ工場もふえるものと思います。

以上でございます。

○森 正勝議員 木質バイオのチップボイラー施設を、ほかの施設を調査して経費削減が可能であると判断して導入に踏み切ったということでございますけれども、今度の事業の財源と、それからランニングコスト、灯油ボイラーに比べてどのくらい経費削減になるのか、お答えください。

○商工観光課長（塚田光春）道の駅温泉ボイラーの3回目の質問についてお答えいたします。

まず、木質バイオマスチップボイラー建設の財源でございますが、県の林業構造改善事業で実施しまして、財源構成は、県の補助が2分の1で、市負担2分の1は過疎債で対応することにしております。

次に、チップボイラーのランニングコストと、現在の灯油ボイラーに比べどのくらいの経費削減ができるかという質問でございますが、木質チップボイラーのランニングコストに関しましては、原料となるチップ単価でございますが、近隣の温浴施設のチップ利用を見てみると、生チップと乾燥チップの配合率を3対1で使用しております。そこで生チップは安価であります

ですが、乾燥チップは約30%程度の乾燥が必要なことから、乾燥をさせる分、若干高くなるようございます。

また、垂水市内にチップ工場がないため、肝付町と霧島市の民間工場からの供給を考えており、運搬方法につきましても、距離的なハンディを解消するために効率的な運搬を行うには、通常の4トン車でなく10トン車で運搬した方が効率的だと思います。今後、運搬方法につきましても、運搬業者へ委託したほうがよいのか、それとも自前で運搬車を購入し、職員により運搬したほうがよいのか、長期スパンで比較するようにしております。

このようなことから、現段階ではチップ単価等をはっきり示せないことから、ランニングコストは数値的には言えませんが、県の環境林務部が算定した比較資料によりますと、道の駅たるみずの温泉規模で計算した場合、年間約400万円の削減効果があるようございます。

また、近隣に平成23年度に木質バイオマスチップボイラーを導入した温浴施設がありますが、ボイラーの内容をお聞きしましたところ、この温浴施設は、原水は井戸水を使用し、重油で沸かしておりますが、年間約400万円以上の削減が行われていたことから、当道の駅でもこの金額での削減は可能であると考えられます。

以上でございます。

○森 正勝議員 最後の質問をいたします。

事業費6,500万円の内訳は、県の補助が3,250万円、起債が3,250万円、コスト削減が400万円ということでございますので、単純に考えれば9年でペイするということになりますけれども、ランニングコストにある程度お金がかかると思いますので、9年間でペイするということにならないと思うんですけれども、考え方としてはそういうことでいいんですかね。

それとも、事業をバイオマスチップにしたからといって、温泉の入場者の増加にはならない

と思うんですけれども、その辺のところの考え方をもうちょっと説明してください。

○商工観光課長（塚田光春）道の駅温泉ボイラーの4回目の質問についてお答えいたします。

起債額は確かに3,250万円ありますが、先ほど申し上げましたように、当事業の起債は過疎債を使用することから、3,250万円の7割の2,275万円が普通交付税の措置とされます。したがって、市の実質負担は3割の975万円ですが、この金額も今回の場合に限って全て特別交付税の算定基礎となる予定でございます。そうなりますと、市持ち出しはごくわずかか、うまくいけば0円になる大変有利な事業となっております。

また、議員お尋ねのとおり、チップボイラーをすることでお客さんがふえるということは考えておりませんで、当然、今、平日を営業時間短縮をしておりますけれども、また、チップボイラーをすることで営業時間を通常の時間に戻せるというふうに考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 特別交付税の交付税措置については、実際どうなるかわからないという不透明なところがあると思います。話は承っておきます。

次に、地域包括ケア体制事業についてでございますけれども、例えば、牛根とか新城地区で池田先生を活用してもいいのかどうか、その辺のところを教えてください。

○保健福祉課長（白木修文）森議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今年度の垂水中央病院在宅療養支援室の患者数は17名で、その中で新城地区が2名、牛根地区が1名となっております。これらの方々は、市内のかかりつけ医からの紹介や本人家族からの希望となっております。

○森 正勝議員 牛根にクリニックが2つありますけれども、この2つの医院との兼ね合いと

いうんですかね、その辺のところについてちょっとお聞きいたします。

○保健福祉課長（白木修文）森議員の3回目の御質問にお答えします。

市の中核病院である垂水中央病院は、在宅療養支援病院として現在位置づけられており、医療の連携には特にかかりつけ医との関係が重要になります。現在、牛根地区でも往診時の地域医療をされている医院もあります。しかし、一人診療所の医師で対応するには、医師が疲弊することが懸念されます。今後、地域のニーズに応え、少子高齢化の地域を乗り切るために、かかりつけ医の負担を軽減し、その役割をサポートする仕組みを今からつくる、つまり地域包括ケアシステムが本市には必要と考えております。

○森 正勝議員 地域包括ケアシステムと連携するということでございます。

最後になりますけれども、支え合う地域のきずな事業との関係はどうなるのか、教えてください。

○保健福祉課長（白木修文）森議員の4回目の御質問にお答えします。

平成23年度に実施しました支え合う地域のきずな事業は、ハード面の充実を中心にしてまいりましたが、平成24年度からは、池田先生を地域包括ケアアドバイザーとして依頼し、在宅医療について市民の方々や医療機関等の多職種への教育活動を実施していただいたり、公民館やFM放送等を通じての広報にも御協力をいただいております。

さらに、平成25年度は、高齢者のみならず子供や家族への教育も必要なことから、若い層へも幅広く教育活動を展開する予定でございます。

以上でございます。（森 正勝議員「終わります」と呼ぶ）

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、1時20分から再開いたします。

午後0時16分休憩

午後1時20分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

8番持留良一議員の質疑及び質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、総括質疑、一般質問に入ります。

予算を見るとき、まず重要なのは、住民施策が前進した点、後退した点はどこなのか、公共料金など住民負担は変わっていないかがあります。さらに、住民が市に要望してきた施策が具体化されているか、雇用や地域経済、介護保険を始め、切実で緊急な問題に対応しているかどうかも大事な評価の基準になります。そして予算の評価は、具体的施策が住民の利益にとってどうかという点をしっかりと見て総合的に判断していくことが基本になろうと思います。このような観点に立って総括質疑を行い、さらに委員会で深め、各予算を判断していきたいと思います。回答をお願いしたいのは、昨日からの点でも重複する点がありますので、そのあたりは割愛もしくは簡略し、なおかつ簡潔な答弁を求めていきたいと思います。

まず最初に、政治姿勢について伺います。

1点目は、感王寺議員も言いましたけれども、生活保護の問題であります。

政府の削減の方向や、与える影響については、感王寺議員の質疑で明らかになりましたので、私は、市長が憲法25条の立場に立って、このようなときどのように市民の生活や命を守るかということを問いたいと思います。

そこで、国に対して削減を行わないように強く求める。このことについてと、削減を強行した場合、市として、市民生活に悪影響を生じないように措置をとることを求めますが、簡潔に回答をお願いしたいと思います。

2点目は、2012年度国の補正予算案に対する考え方について伺います。

この補正予算の前提となるのは、緊急経済対策とアベノミクスで、特に経済対策は失敗済みの政策ばかりではないでしょうか。無駄な大型開発、ばらまきは経済成長につながらず、残ったのは借金の山、失敗済みの政策を繰り返して大増税では、事態はさらに悪化させることになります。特にデフレ対策は、働く人の所得をふやしてこそ克服できるものです。同時に、補正予算自体の個々の内容には、震災復興を初め、住民の暮らしのために役立つものも含まれています。

そこで、補正予算に盛り込まれた元気臨時交付金のスキームで生み出される財源を活用し、ハード・ソフト両面から対応していくことも必要と考えます。

そこで、公共事業については、住民の暮らしに役立つ事業こそ優先すべきであると考えますが、見解を伺います。

また、予定していた事業の財源に交付金を充てることで財源が生み出されることや、補正予算債等を有効に活用すれば市財政へも貢献できると考えられますが、見解をお聞かせください。

次に、3つの重点施策について伺います。

最初は、安心・安全な垂水のまちづくりでの通学路とスクールバスの安全対策の問題について伺います。

昨日もこの点で議論がありましたけれども、1点目は、通学路の点検後の現状と対策及び課題です。回答で重複する点については割愛していただきたいと思います。

県内でも本市でも、危険な通学路については、関係機関との連携で対策案を作成し、順次解消へ向けて計画的になされると考えますが、子供たちが安心して学び、生活できる環境づくりは喫緊の政治の責任です。そこで、計画の課題と対策について伺います。

2点目は、同じような観点で危惧する箇所があると考える点が、スクールバスの発着場や、それに関連しての安全対策の問題であります。この点について見解を伺います。

次に、6次産業化と観光対策について。

1点目は農業問題です。人と農のプランの課題と方向について伺います。

このプランは、地域の農業と集落の持続可能性を保障していく政策になるように取り組んでいく必要があります。このプランの前提になるのは、食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画で、担い手確保の名の下に多くの農家を締め出すような取り組みになっていく選別政策で、いわゆる離農政策につながると批判がありました。これまで議会での議論からも、人と農のプランを離農政策と反対に、小さい農家や高齢者など多様な担い手を生かし、新規就農者も活躍できるプランを地域から築いていくことが垂水の発展につながると確信しています。可能性について見解を伺います。

2点目は漁業問題です。

他の議員の質問で現状は明らかにされましたので、私は、経営の再生と安定的経営づくりのため魚価安定対策については、内部の努力とともに、小売価格と産地、卸など対等な立場に立って交渉する場の設定、さらに生産コストが適切に反映される産地価格の形成を図るルールづくりが必要と考えます。それを確実なものにしていくためには、行政の果たすべき役割についてどのようにしなければならないのか、考えを伺います。

3点目は観光、中央地区の考え方を伺います。

本市の観光対策は、各関係機関や市民の取り組みなどの協働で大きく前進、展開もされていると考えます。しかし、観光まちおこし、まちづくり、まち磨き、まち育てを展望し考えた場合、中央地区の位置づけや取り組みが問題であると認識をしています。今、民間の方々が歴史

民館や、まち歩きなど、民間の人たちを中心に取り組みが進んでいます。中央地区は観光まちおこし、まちづくり、まち磨き、まち育ての観点に立って、取り組みにもっと力を入れるべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、重点施策の最後、子育て支援・高齢者対策について、伺います。

1点目は、病児・病後児保育事業についてです。以前にも質問したもので、今回は次世代育成支援行動計画、後期計画の取り組みの観点から伺います。

この事業の目的は、仕事と子育てを両立する仕組みづくりとしてあります。アンケート調査でも利用意向で最も要望が高く、保護者からも切望されています。一方、全国的には、県内でも国の支援が少なく、経営は厳しい状況になっているのも事実であります。そんな中、後期計画の中には平成26年度までに1カ所これを実現していくという計画がされています。その実現化に向けての方向性、取り組みについて伺います。

2点目は、地域包括ケアについて伺います。

この構想は、高齢者や国民の住み慣れた地域で安心して老後を過ごしたいという要求を反映したものと考えます。問題点は、現在でも介護難民、医療難民と言われるよう、サービスの提供を受けられない人たち、特に低所得者の人たちが利用できる保障があるのかという制度上の問題、職員の問題では慢性的な人員不足でもあります。

さまざまな問題点はありますが、新たな難民、地域包括ケア難民をつくり出さないためには、私は、やるべき地域包括ケアの方向づけのためには、いろいろと具体化もされていますけれども、特に高齢者や家族の要求の把握と対応、何よりも公的責任の強化と公的制度の拡充、各関係者の協力体制が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、予算に関して1点目は、太陽光発電設置と経費削減対策及び再生可能エネルギーの推進について伺います。

後期基本計画の素案には、新エネルギーを再生エネルギーとして活用し、その推進に努めていくと明記されています。ようやく本市でも太陽光発電設置への住宅への補助が予算化されました。私は、予算の考え方からも、公共施設等における対策も急ぐべきと考えます。今回は学校への設置について、景気対策、費用対効果について伺います。

太陽光発電を設置・稼働することで、長期的には経費の削減と、教育としては環境教育の学習効果が期待できると思います。

そこで、空調施設の電力経費と学校全体の電力の経費割合はどうなっているのか。学校関係施設への太陽光発電設置計画の推進と市庁舎内での推進体制が必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

2点目は、障害者福祉の問題についてです。

昨年、障害者団体との約束であった総合福祉法の成立をほごにし、障害者総合支援法が成立しました。結果、障害者の自立の壁になる応益負担の課題は残したままであります。

そこで伺いますが、自立支援法では市町村の責務が生活支援事業についても明確に書かれました。特にコミュニケーション障害者については、きめ細かな相談支援事業を実施しなければならないものと考えます。

そこでお聞きしますが、新法との関係で4月から実施される内容と取り組みを簡潔にお願いします。

次に、コミュニケーション支援事業は必須事業でありますが、日常生活で重要な事業と考えます。運用実績は課題があるようですが、その課題の解決と方向性についてお聞かせください。

次に、一般質問として、1点目は体罰、暴力問題について伺います。細かな問題については

総務文教委員会で問いたいと思います。この場では基本的な見解について伺います。

言うまでもなく、学校の教育でも一般社会でも、体罰や暴力、ハラスメントは許されるものではありません。スポーツは、野蛮な暴力を根絶し、民主的な人間関係を生み出す文化として発展してきました。そこに暴力を持ち込むこと自体、根本に反する行為として指弾されるものです。そこで、考え方と本市での取り組みについて伺います。

最後は、国保会計に関する問題であります。

特に、国保制度に関して、公的資金のあり方について見解を伺います。

市民の健康を支え、皆保険体制を下支えする国保の役割を考えれば、本来国が中心になって担うべき公的資金の一端は、自治体が担うしかないのも事実であります。現在の状況は、国庫負担の減額や重過ぎる医療費負担など、決して加入者の自己責任や助け合いで問題を解決できるものではありません。特に、国に対しては改善を求めるとともに、公的責任として財政的に大きな問題が本年度のように出てきた場合には、政策的繰り入れなど一般会計からの繰り入れるルールも必要で、重要な施策と考えます。

そこで、県下の自治体の繰り入れ状況及び今日の到達や本質的な問題から、公的責任はどうあるべきか、見解をお聞かせください。

以上で質問を終わります。必要があれば再質問を行っていきます。

○市長（尾脇雅弥）持留議員の質問にお答えをいたします。

国に対して、削減を行わないようにということでございますけれども、生活保護は、生活保護法第1条に、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的

とする」となっております。

今回の生活保護の基準額の引き下げにつきましては、厚生労働省社会保障審議会の生活保護基準部会において、生活保護の支給額が低所得世帯の生活費を上回る逆転現象が起きているという報告書のもとに、政府が支給水準を引き下げるものとしたものでありますので、政府において、最低限度の生活は保障されると判断されたものであると理解をしております。

また、市民生活に悪影響が生じないようにとのことでありますが、現時点では、国としましては、生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響につきましては、見直しに伴う影響が及ばないように、税制改正を初め、それぞれ関係する省庁において、制度の趣旨や目的、そして実態を十分考慮しながら対応するということでございますので、今後の動向を見守っていきたいと思っております。

次に、2012年度の国の補正予算に関する考え方についての御質問にお答えいたします。

自民・公明連立政権は、長引く円高・デフレ不況から脱却し、強い日本経済を取り戻すことを内閣の最重要課題としており、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を「3本の矢」として一体的に実行していくとしております。

この「3本の矢」の第一弾として編成された国の平成24年度補正予算は、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化を柱に、10兆2,800億円の緊急経済対策に関する予算を計上しており、老朽化している河川・道路等の社会インフラの点検補修や、研究開発・イノベーション推進のための支援、医療の確保や安定した医療保険制度の構築などを実施するとしております。

国の補正に伴う本市の事業は、昨日の川越議員にも答弁申し上げたとおり、平成25年度以降に予定した事業のほとんどが前倒しでございます

けれども、中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金、海潟漁港整備事業の県営事業負担金、市営住宅改修工事、市道維持改良事業、トンネル及びのり面検査事業、小学校外壁改修工事、垂水中央中学校体育諸施設整備事業など全17事業、全体事業費は5億5,000万円余りを現段階では見込んでおります。

このうち、国庫補助金を除いた市の負担分は3億6,000円余りと見込んでおりますが、今回の補正に伴う地方負担につきましては、補正予算債と地域の元気臨時交付金が財政措置として講じられております。補正予算債は原則として充当率100%で、元利償還金については後年度においてその全額が基準財政需要額に算入されるものでございます。

また、地域の元気臨時交付金は、充当できる事業が限られていますが、補正の市負担分の一部に充当できる見込みでございますので、これらの措置により、通常の事業で実施するよりも本市の財政に与える影響は軽微であると考えております。

なお、地域の元気臨時交付金は、追加の公共投資にかかる地方負担分の約8割に相当する額が配分されるものでございますが、これまでの情報によりますと、交付金を充当して実施できる事業は、今回の補正の地方負担分の一部と建設地方債の発行対象である地方単独事業に限るとされております。

交付決定は平成25年度に入ってから行われる予定ですので、現時点では交付額の詳細はわかりませんが、一部を今回の補正に充当するほかは、平成25年度の補正予算で追加の単独事業等に充当したいと考えております。

○教育総務課長（川畠千歳） 持留議員の御質問にお答えいたします。

緊急合同点検を8月2日に垂水幹部派出所、大隅河川国道事務所、市土木課、市教育委員会、各学校管理職で通学路危険箇所合同対策会議を

開催し、対策を協議いたしました。道路管理者及び警察署から技術的な助言を得つつ、対策メニュー案を検討した結果、市内全小学校の点検箇所35カ所のうち、通学路変更が2カ所、学校による児童生徒への安全指導や教職員等の立哨指導が3カ所、警察による取り締まりやパトロールの強化が10カ所となり、これらにつきましては既に対策を講じたところでございます。

その他の点検箇所につきましては、大隅河川国道事務所による道路路肩のカラー舗装化や歩道拡幅工事等が12カ所、市土木課による道路路肩のカラー舗装化や停止線の標示等が8カ所となっております。

これらの対策箇所につきまして、今後も、担当部署と連携し、改善に努めていただくとともに、継続して児童生徒への安全指導を徹底してまいります。

また、各学校においても、これまでどおり、通学路の危険箇所を盛り込んだ安全マップを作成し、児童生徒及び保護者、スクールガード等に危険箇所を周知し、児童生徒への安全指導を徹底して行うとともに、交通安全教室等で危険予知トレーニングを実施し、子供たちの危険予知能力を高め、危険を回避する力をつけてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（川畑千歳）持留議員の安心・安全な垂水のまちづくりのうち、スクールバスの発着場の安全対策は問題はないかについてお答えします。

垂水中央中学校のスクールバスは、国道及び県道、市道を使って現在3社が5ルートを運行しております。停留所は33カ所を指定し、うち28カ所が国道沿線にございます。国道沿線の停留所は、現在、三州自動車が運行しております路線バスの既存バス停を利用し、市道沿線では橋付近などのわかりやすく安全性が確保できると思われる場所を指定しております。

国道沿線の停留所は路線バスを利用する市民の皆様も使用していること、また、市道沿線の停留所は利用する生徒の利便性、道路の形状や停車スペース等を現地に赴き、安全性を確認した上で指定していることから、教育委員会といたしましては、停留所の安全性は確保できていると認識しております。

議員提案の待合所や屋根等の検討につきましては、国道沿線の停留所につきましては、利用上の問題があれば、路線バス事業者と協議するなどして改善策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○農林課長（池松烈）持留議員の6次産業化と観光対策、人・農地プランの課題と方向性につきまして説明させていただきます。

まず、人・農地プランの位置づけ及び効果と策定に至るまでの経緯を御報告いたしたいと思います。

国は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、農業が厳しい状況に直面している中、持続可能や力強い農業を実現するために、新規就農者の増加を図り、農地集積を促す仕組みを構築し、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく新しい施策としまして、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画に基づき、新規就農者の増大、農地集積の推進を図るためへの施策としまして位置づけ、その効果に大きな期待を寄せているわけでございます。

そこで、本市の策定までの経緯でございますが、昨年3月から5月にかけて、農林課座談会や個別所得補償受け付け時に市内地区公民館等で概要の説明を実施、5月から6月にかけて中山間直接支払制度の集落ごとの総会時に市内地区公民館等でアンケートを実施、5月には青年就農給付金経営開始型の対象者に説明会を実施、その後、プランの作成に入っており

まして、9月に検討会を実施しまして、9月下旬には人・農地プラン地域農業マスターPLANとして作成したところでございます。

次に、地域農業マスターPLANについての本市の考え方、支援体制につきまして説明させていただきます。

本市の考え方ですが、今後、本市農業政策・施策の中核をなす位置づけとなり、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、農業が厳しい状況に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するために、新規就農者の増加を図り、農地集積を促す仕組みを構築し、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく新しい施策としての効果が期待できるものとして、また、本市のような財政状況の厳しい高齢化や後継者不足のところにとりましては非常に有効な政策・施策であると考えているところでございます。

支援体制につきましては、垂水市農林技術協会を作成推進チームと位置づけておりますし、県、市と地方農業士会によります新規就農者の巡回訪問も実施しているところでございます。

次に、策定しております人・農地プラン地域農業マスターPLANの内容について触れてみたいと思います。

地域の今後の中心となる経営体につきましては、認定農家65名、認定農家予定者2名、新規就農者11名を位置づけておりましております。そして、この方々の経営耕地面積でございますが、野菜34.3ヘクタール、果樹4.7ヘクタール、花卉2.4ヘクタール、一般作物16.6ヘクタール、工芸作物、茶12.9ヘクタール、飼料作物12.1ヘクタールで合計82.9ヘクタールでございます。

経営規模面積でございますが、最多の方で5ヘクタール、最少の方で30アール、平均60アールとなっているようでございます。

ここで、農林業センサスでの平成22年の経営規模別農家数にも触れてみたいと思います。

総数943戸、例外規定、自家消費の方々ですが、

529戸で56.1%、0.3ヘクタール未満が23戸で2.4%、0.3から0.5ヘクタールが141戸で15.0%、0.5から1.0ヘクタールが166戸で17.6%、1.0から1.5ヘクタールが41戸で4.3%、1.5から2.0ヘクタールが13戸で1.4%、2.0ヘクタール以上が30戸で3.2%となっております。

報告、説明いろいろと申し上げましたが、御質問いただきました中で、議員の危惧されているようなことは起こらないだろうと感じ取っていただけたと思います。

そして、人・農地プランを離農政策とは反対に、小さい農家や高齢者などの多様な扱い手を生かし、新規就農者も活躍できるプランを地域から築いていく可能性につきましては、この策定しました人・農地プラン地域農業マスターPLANをしっかりと推進しながら、現況に応じて見直しを怠ることのないように努めていくことが肝要であると考えております。

○水産課長（岩元悦郎） 持留議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の状況を述べさせていただきます。

平成21年4月錦江湾内の5漁協、西桜島、牛根、垂水市、鹿屋市、根占漁協が行うブリ、カンパチの養殖事業を統合し、養殖漁業の経営再建に取り組むことを目的とし、かごしまJF販売株式会社が設立されております。

かごしまJF販売株式会社では、これまで各漁協が単独で実施してきた販売事業、購買事業を一元化し、コスト削減や生産調整に取り組んでおりましたが、一昨年の10月以来、値が下がり始め、現在も苦慮している状況でございます。22年から23年上期にかけ、好相場を受けての増産が原因であると考えられます。

そのようなことを受け、県漁連、県かん水協会でも昨年から、カンパチの適正稚魚導入を500万尾とし、業者の協力をお願いしております。ただ、適正導入はあくまで自主ルールとのことであります。自主ルールであるがゆえ、鹿児島

県内、ひいては九州管内の生産調整がうまくいかず、価格形成において、本来ならば全国トップのシェアを持ちながら価格決定力ないのもここに原因があると思われます。

垂水市といたしましても、鹿児島県漁連、かごしま J F 販売株式会社とは連絡をとり合っております。行政といたしまして何ができるのか、協議していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春）観光における中央地区の考え方について、お答えいたします。

議員御指摘のような、まち歩きをしている事例を挙げますと、近隣には姶良市の蒲生町がございます。蒲生町は、約1キロにわたる武家屋敷群や蒲生八幡神社にある樹齢1,500年の日本一大クスを中心として、まち歩きのコースを設定し、歴史好きな観光客を中心に人気があります。エリアの中に蒲生観光交流センターがあり、年中無休で観光案内等の業務を行っていらっしゃるようでございます。また、エリア内には古民家を生かしたカフェやレストランなどもあり、若い人たちも家族連れやカップルとして散策を楽しめているようでございます。

本市も、かつては出水市や蒲生と並ぶ美しい城下町でしたが、残念ながらその面影は垂水小学校のお長屋やその周辺の武家門、島津墓地に残るのみとなっております。このような中で、平成20年にN P O 「まちおこしたるみず」により南日本銀行の隣に垂水文行館が開設されました。開設当時は多くの展示品や資料もありましたが、諸事情により現在は展示点数は少ないようございます。また、ことしの1月には大隅歴史民具館という名称で個人により開設され、民具などを中心とした展示物がございます。

今後、これらと連携していくために、平成24年度より市の観光協会の観光推進部の事務局を垂水文行館に併設していただき、垂水文行館の館

長を中心に、まち歩きコースの設定や観光協会のホームページの作成・更新などを行っていただいているところでございます。ホームページも垂水市の歴史や名称を熱心に紹介していただいており、まち歩きのコースも牛根、協和、中央地区の3カ所のコース設定があるようでございます。

また、3月15日から24日までの10日間において、観光協会の観光推進部会により、垂水土人形を持ち寄り、本町通り商店街の空き店舗等をお借りし、「春を呼ぶ垂水土人形展」を開催する予定でございます。これらの垂水土人形を集めるために、市観光課のほうでも広報紙による呼びかけを行ったり、市民へ開催案内の作成や配布をしたところでございます。

議員御指摘のとおり、中央地区には民間の歴史資料館などがございます。まち歩きの楽しみは、案内人の歴史的な物語を軽妙なトークで伝えることが大事なことであることから、今後は、ツーリズム振興による交流人口増加対策の一環として、観光協会や関係団体と協議しながら、楽しめるコースマップの作成やまち歩き案内人の育成などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（白木修文）持留議員の病児・病後児保育事業についての質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、病児・病後児を抱える就労世帯にとりまして、病児・病後児保育を行う施設があれば大変助かるることは明らかだと思います。しかしながら、特に病児を預かるることは一般の施設では非常に困難であることは御理解いただいているところですし、医療機関であっても小児科の専門医が必要であることも同様かと思います。

本市の医療環境はと申しますと、残念ながらこれに対応できるものはございません。また、次世代育成支援行動計画におきまして、平成26

年度までに1カ所設置の目標値を掲げておりますが、計画作成当時も、実現の可能性は低いものの事業効果は理解しておりましたので、将来計画としては最低でも1カ所の設置を希望として上げております。数少ない小児科医の確保という市の努力だけではいかんともしがたい要素もございますので、御理解いただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）持留議員の地域包括ケアの問題点の認識と方向性についての御質問にお答えいたします。

住み慣れた家や地域で暮らし続けたいと8割の方が希望されているものの、現実には8割の方は病院施設で亡くなられておられます。地域包括ケアは、施設とか在宅を選択するということではないことは御承知のとおりだと思います。また、地域包括ケアは、制度でなく施策の方向性として位置づけられており、たとえ障害や認知があっても尊厳を持って暮らし続けられる社会を目指すもので、ノーマライゼーションの社会を目指します。そのためには、まず市民みずからが自分の人生や生き方を自己責任のもと自己決定できる力を持つ、選択できる社会を目指すことが必要かと考えます。

歯どめのきかない少子高齢化社会において、自分の望む暮らしや生活が送れているかは、市に相談に来る事例から見ても昨今複雑になり、年々厳しくなっていることからも読み取れます。本人はもちろん、それを取り巻く環境、つまり家庭の関係性や地域のコミュニティー、医療・介護の問題、子供のころからの教育や文化、商工・農林水産業、医療費や介護給付費への負担など、地域づくりにさまざまな課題があることが、ここ数年で整理できまいりました。その中で、今やるべきことを今やっておかないと、10年後の社会はますます厳しいものが予想されるということで、本市では地域包括ケア構想に着手し、何ができるかを市全体で考える地域包括ケアシ

ステムを構築することを目指しています。社会保障費がふえていくことは、この社会においては避けられないのが現実です。施設とか在宅あるいは個人の利益にとらわれない、そして垂水市民の負担を軽減できる施策の提案があれば、それを議論していく場として推進したいと思います。

以上でございます。

○教育総務課長（川畠千歳）持留議員の空調施設の電力経費と学校全体の電力経費について、お答えいたします。

小・中学校の空調設備については、平成22年度に協和小学校と松ヶ崎小学校に、平成23年度に垂水小学校、水之上小学校、牛根小学校、境小学校に、平成24年度に新城小学校、柊原小学校と垂水中央中学校に設置し、市内すべての小・中学校への設置が完了しております。

つきましては、平成24年度から年間を通して使用可能となりました小学校6校の平成24年4月分から平成25年2月分までの11カ月分の空調設備設置前と設置後の電気料について申し上げます。

小学校6校の空調設備設置前の電気料は合計で463万2,000円で、設置後の平成24年度は731万3,000円となっており、設置前と比較しますと268万1,000円の増で、57.9%の増加になっております。

次に、学校関係施設への太陽光発電の計画の推進と庁舎内での推進体制の確立についてお答えします。

太陽光発電は、二酸化炭素の排出量がないことから、石油などの化石燃料に比べて環境への負荷が小さいなど地球温暖化対策として、また再生可能エネルギー利用促進対策として国が推進しているところです。

太陽光発電の学校施設への導入によって、環境教育の教材としての活用や環境負荷低減の効果が期待されることから、文部科学省は、補助

制度を創設して太陽光発電の導入促進を図り、環境を考慮したエコスクールの整備を推進しております。特に、東日本大震災以降、学校施設の避難所としての役割が大きくなっていることから、平成24年度からは、地域の実情に応じた再生可能エネルギーとして、太陽熱利用や風力発電についても補助対象を拡充し、また、非常用電源としても活用できるよう、太陽光発電設置校を対象に蓄電池単体整備を補助対象としております。本市の学校施設設備は老朽化が著しく危険箇所も見受けられますことから、第4次垂水市総合計画を踏まえた垂水市教育振興基本計画等に基づき、まずは緊急性や優先度を考慮した小学校校舎及び体育館の耐震補強事業や、垂水中央中学校の校舎及び体育館の大規模改造事業を実施しております。

今後も、小学校においては、校舎外壁改修等の事業を実施して、児童生徒の安全・安心が確保できる教育環境の充実に努めていく予定です。また、中学校においては、平成25年度は武道館やプールの体育施設整備や屋外運動場の整備等を行うなど、教育環境の整備を進めていく予定です。

太陽光発電を始めとする再生可能エネルギー利用促進は国の政策でもあり、防災の観点からも重要であることは認識しておりますが、今申し上げました本市の学校施設設備の現状から、児童生徒の安全・安心な教育環境の整備が急務であることから、また、太陽光パネル設置場所と思われる校舎屋上を津波対応避難場所に指定している学校があること、多額の設備投資が見込まれることなど、課題がございます。また、垂水市全体の再生可能エネルギー利用促進との整合性を図る必要もあることから、今後、関係課と連携を図りながら、他の自治体の取り組みについて調査・検証に努めてまいります。

以上です。

○保健福祉課長（白木修文）持留議員の地域

生活支援事業の充実と課題についての質問にお答えいたします。

この4月から、障害者総合支援法が施行されるわけでございますが、実施されます内容と取り組みにあわせて、コミュニケーション支援事業の課題等について御説明申し上げます。

今回の障害者総合支援法の改正施行に際して、地域社会における共生を実現するために、社会的障壁の除去に資するような地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組み支援、青年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を目的として、市町村において次の3つについて、地域生活支援事業の必須事業化が図られました。

1つ目が、手話奉仕員を養成する意思疎通支援、2つ目が、後見人等の業務を適正に担う人材の育成を行う後見支援、3つ目が、障害に対する普及・啓発を行う行動支援でございます。

コミュニケーション支援事業とは、聴覚や言語機能等に障害があり、コミュニケーションを図ることに支障がある障害者に手話奉仕員等の派遣を行い、コミュニケーションの円滑化を図り、日常生活の便宜を図ることを目的としています。利用のできる対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者及び聴覚障害者とコミュニケーションを必要とする方となっています。

手話奉仕員の派遣が事業内容となります、県の身体障害者福祉協会が実施主体となり、利用目的に応じまして派遣等を決定しております。例えば、本市の福祉大会には手話通訳の方の派遣をいただいておりますが、相談者の要請内容が派遣対象外であったりするなど、利用実績は少ない状況です。

また、手話奉仕員の養成につきましても、継続的な学習が求められ、負担感も大きいせいか要望もないことから、事業実施のための具体的な取り組みは行っておりませんでしたが、今後

は、障害者の方の社会参加を促す支援事業へ参加いただけけるよう方策を検討してまいります。

○教育長（長濱重光）持留議員の体罰についての考え方と取り組みについての御質問にお答えいたします。

初めに、体罰についての考え方でございますが、昨年末、大阪市の公立高等学校において、部活動中の体罰が背景にあると思われる高校生の自殺事件が発生いたしました。

本市でも、平成23年度に体罰による指導を受けた生徒やその保護者に肉体的・精神的苦痛を与えた事案が発生し、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけしたところでございます。

体罰は、学校教育法第11条で禁止されており、決して許されない行為であります。学校の教職員が児童生徒への指導において、いかなる場合においても体罰を行うことは許されず、体罰による指導を正当化するようなことは誤った認識であり、ましてや体罰により子供が命を落とすようなことは絶対にあってはならないと考えております。

次に、体罰防止に向けた取り組みについてでございますが、体罰の再発防止に向けて重要なことは、教職員一人一人が児童生徒の人権に対する意識を高めること、教職員が体罰を否定する指導観を持ち、お互いに注意し合うような雰囲気をつくること、また、教職員と児童生徒の望ましい人間関係を築き、深い児童生徒理解に心がけるとともに、心に届く指導を行うことが極めて大切であると考えております。

これらのこと踏まえまして、市教育委員会といたしましては、これまでも管理職研修会において、体罰によらない指導を徹底するよう指導してきたところでございます。

また、各学校では、今年度から、通知文に基づく指導に加え、体罰など不祥事を起こした教員や被害者などの役になり切るロールプレー形式の事例研修を行っております。これまでの研

修のように通知文による管理職の指導で終わるのではなく、ロールプレー形式の研修を実施することで、教職員一人一人が体罰などの不祥事を自分のこととして捉え、意識の高揚が図られたと考えております。

市教育委員会としましては、今後も、教職員に対し、体罰の禁止の徹底と体罰によらない指導力の育成に向けて指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（野妻正美）国保会計についての県下の自治体の繰り入れ状況につきまして、お答えいたします。

平成24年度の県内自治体の法定外繰り入れの状況ですが、ことし1月に19市を調査した結果で申し上げますと、本市を含め16市が法定外繰り入れをする予定としており、1市が未定、あと2市が繰り入れの予定なしとの回答がありました。

また、その繰り入れ予定と回答した16市の繰入額ですが、1番低いところで5,000万円、一番高いところでは21億7,000万円となっております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥）持留議員の国保会計についての公的責任はどうあるべきかの御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険を根幹から支え、長きにわたって地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してまいりました。

その一方で、財政構造上の脆弱性に加え、加入者の高齢化、退職者や低所得者の増加などの影響もあり、全国的に見ますと、市町村国保はこれまで一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされ、制度崩壊に瀕する危機的な状況にあります。しかしながら、保険者の責任としまして国民皆保険を堅持しなければならないことから、国民健康保険制度を安定かつ持続的に運営しなければなりません。政府においても、社会

保障と税の一体改革の中で、市町村国保の財政基盤の強化を図るために昨年4月に国保法の改正を行っておりますが、抜本的な対策には至っておりません。

これまでも全国市長会等において、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、制度の見直しを要望してきましたが、今後も、国の責任と負担において実効ある措置を講じていただくよう強く要望してまいります。

本市の国保会計を申しますと、これまで、基金の取り崩しや特定健康診断等の推進の効果により、特別会計内での収支の均衡を保ってまいりましたが、本年度においては、初めて一般会計から法定外繰り入れをせざるを得ない状況となりました。一方では、今回の一般財源からの法定外繰り入れを予算計上するに当たりまして、一般会計への影響ははかり知れないものがございます。

こうした厳しい状況が見込まれましたことから、昨年11月に国保運営協議会に対し、平成25年度以降の国保運営の課題や方向性について、何が本市にとって最善か、税制改定も含んで諮問していただいているところで、現在も御審議いただいている最中でございます。近日中に国保運営協議会から提出される答申書を踏まえ、税率の増額改正や法定外繰り入れなど、あらゆる対策を検討し、本市としまして最善策を見出したいと考えております。

○持留良一議員 あと10分しかありませんが、私の所属する総務文教委員会に関してはそちらのほうで、きょうの意見の問題についてはまた意見交換しながら質疑等をして、問題を訴えていきたいというふうに思います。

そこで、それ以外のところで質問したいと、一問一答方式でお願いをしたいというふうに思っています。

1つは、元気交付金と国の補正予算との関係で、次の道路等の関係も含めてですけれども、

1つは、この事業の中で、回答にはなかつたと思うんですけれども、要するにこれに充当することによって、本来自治体が負担すべき財源が結果として残るという可能性が出てきます。これは民主党の交付金のときも同じような質問をいたしましたけれども、これをしっかりと住民の暮らしに充てるべきだということを1点主張し、そのことについてどうなのかということと。

また、この元気交付金の国土交通省のメニューには、特化した形で通学路対策なんかもあります。先ほど北方議員の質問の中でも26年度中にこのことを解決していくということでしたけれども、私はこれらの交付金を活用して、子供たちの安全・安心の問題についても早急にしていくためには、前倒しをしてでもこの交付金を活用してやっていくべきだと考えますが、この2点について、見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥） これまでも、これまでの2年間ということで、景気の低迷、「コンクリートから人へ」、あるいは震災の影響等々で、どちらかというと守り中心ということでございましたけれども、政権も交代をし、それに便乗をする形で施策が反映できるものは反映をしていきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 ということは、交付金を充当するその財源を活用して市民の声に応えていくというふうに私は理解をしていきたいというふうに思います。

6次産業の関係と観光振興の問題ですけれども、6次産業はきのうも大変議論になりました、その土台になるのはやっぱり農業、漁業がどれだけしっかりしたものとして今後、発展していくかということが大変重要だということは、これはもう共通の認識だろうというふうに思います。

その中で、私が危惧するのは、この多様な担い手を生かしということの中で、どれだけ多様な担い手というのを考えていらっしゃるのかと

ということです。市の5年後を目指す、経営する経営生産対策ビジョン、これは先ほども出ました認定農家の問題が出ましたけれども、特定の形で担い手というふうになっているのか、それとも、多様な担い手ということでここに書いているような小さな農家、高齢者、それから兼業農家、女性含めて、そういうところまで含めて担い手といういうふうに考えていらっしゃるのか、この点について確認をしたいと思います。

○農林課長（池松烈）多様な担い手と考えておりますのは、今、御存じのとおり、農家の方々も高齢化が進んでおりまして、本市のいわゆる認定農業者の方々が、先ほど人数も述べましたが、大変減少傾向にあります。そういう中では、年齢制限の65歳というのを本市におきましてはちょっと撤廃して、まだ残っていただいているという現状もございます。

そこで、やはり農業に携わっていただいている方にまずもって認定農家にできるだけなっていただきけるような体制をつくっていきたいと、そうすることによりまして、認定農家になることによりまして、いろんな資金面の援助とか、そういうものが有効性を増してきます。そうすることで、その方々がまた6次化産業に目先を変える意味でも食指を伸ばしていただくとか、そういうことにつながっていくのではないかというふうに考えているところです。

○持留良一議員 私は逆だと思うんですね。これだけの垂水の現状の中でやっぱり多くの担い手というのは、先ほど言いましたとおり、農業をやっていこうという全ての人たちを担い手と、基本としながらやっていかないと、6次産業なんてとても展望できないと思うんですよ。6次産業の主体者も当然、農家や漁業者だというふうに思います。これはまた今後、議論をしていきたいと思いますけれども、私はやっぱりそのところに根拠をしっかりと持っていかないと、結果的に国が示しているようなある意味で

の離農政策に手を貸していく、そういうことにつながりかねないと、このことを私は断言していきたいと思います。

漁業問題に次、移ります。

先ほど自主的努力の問題のことも言われましたけれども、私の提起したことには回答がなかったんですよね。産地形成のルールづくり等から、場と、それから小売価格、交渉する対等の場の設定、それから大量量販店など優越的地位を利用した生産コストを無視した買いたたきを規制するルールづくり、このことがやっぱりきちっと今後できていかないと、先ほど言われたとおり、自主的なルールづくりというのは、基本は午前中の議論でも、市としても申し入れなどして促していくというがありましたけれども、しかし、全体としたらこのところができる上がっていかないと、やはり一部分はできたとしても、自主的なところはできたとしても、結局、大量量販店などのこういう形で買いたたきが行われていく可能性もあると、そのところをきちっと社会的なルールをつくっていかないと、幾ら養殖の方々が頑張ってもその方向というのは見えてこないと思うんですね。

だから、そのところをきちっと市としても国や県に含めて働きかけていくかどうかだというふうに思うんですが、市長どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥）産地価格を形成するということに関しては、私も理想的だというふうに思いますけれども、これは相手があることでござりますので、需要と供給のバランスでありますとか、現状は生産過剰気味でございますので、なかなかこれで買ってほしいと言っても、飽和状態に近い今の現状ではなかなか厳しい。ただ、そういったことをクリアするためにも6次産業化をやることによって、自分でマーケットも開拓しながら、できる可能性が広がっていくというふうに考えております。

○持留良一議員 私はこれは、ある意味では国

も関係した形でのルールづくりが必要だというふうに思うんですよ。確かに今、市場論理というのが優先されていますけれども、しかし、やっぱりここにおいては一定のルールがないと、幾ら養殖漁業の方々が頑張ったとしても、いわゆる大量販店などが買いたたきをすれば、いやが応でもその値によって浜値が形成されていくという問題も出てくるわけですよね。だからここだけでは解決できないし、養殖漁業者でも解決できない。

そうなってきたときに、やっぱりそういう大手とか、国とか、自治体も含めて、漁業者も含めて、そういう価格を形成していく場をきちんとルール化していくことが大事だと思いますので、この点についてはぜひまた関係機関でも研究をしてみていただきて、経営の再生と安定のためにどういうことが行政として可能なのか、もっと私は研究をしていただきたいというふうに思います。

観光まちづくりに移りたいというふうに思いますけれども、この問題については、とにかく民間の方々が中心になってされていますので、やはり私はこの点で大事なのか、まちづくり、まち磨き、まち育てと言いましたけれども、この観点に立ってこの垂水全体の観光のあり方をどう取り組んでいくのかと、そういう中でやっぱり中心になるのがこの中央地区だと思うんですね。商店街も含めた、私たちが本当に誇れるこの垂水の歴史があります。この資源を生かしてまちづくりをやっていくと、そういう意味ではやっぱりこの観点に立っての取り組みが大切だというふうに思います。

ぜひこの点については、こういう立場でさらにまた研究も重ねていっていただき、また、関係する民間の方々ともぜひこの問題については協議をしていただきたいというふうに思います。

残り時間は2分ですけれども、あと2点だけですが、病児・病後児保育問題、これはきのう

からの議論でも、どうしたらできるかということが非常に中心で、市長の思いと職員との関係に大分ずれがあるのかなというふうに思いましたけれども、市長、これは後期計画に明記されています。ましてや子育てのきのうからきょうの議論の中でも、いかに重要かということを挙げられています。そして何よりもこれは最もニーズの高い、働く人たちの子育てとの両立の場で最もニーズの高い中身なんですね。確かに環境問題はさまざま困難な課題がありますけれども、市長に改めてここは、やっぱり計画した以上は市長もそれを認められたわけですので、じゃ、どうしていくのかということを市長みずから語っていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 施政方針の中で、こうだからできないではなくて、どうすればできるかということは考え方の基本として申し上げておりますし、職員のみんなも公務員としてのルールの中にありながら、そういう方向でいろんなことを考えて答えを出していってくれているのは事実でございます。

ただ、今、子育て関係のことに関しても、確かに持留委員と私も気持ちは同じでありますし、議員時代もそういったことと手がけてまいりました。ただ、現実的に医師が足りないとか、さまざまな問題がありますので、よくよくいろんな角度で検討して、できるだけ前向きに達成できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 私はこういう計画というのはプロセスが大事だと思うんですよね。その中に皆さんの意見やまた市長の考え方もこれに反映されてきたと思います。このことは包括ケアでもそうですし、障害者対策の問題でも同じだというふうに思います。

最後に、訴えだけして終わりたいと思います。

当初の生活保護の問題ですけれども、これは市民の暮らしを守る大事な視点です。しかし、

市長は述べられたのは、やっぱり国の言うそのままの主張でした。福祉を学んだ市長として非常に残念に思うところあります。今後もやはり住民の立場に立った施策、住民の暮らしを守るんだというそういう立場に立って今後もぜひ取り組んでいただきたい。そのことを強く訴えまして、私の総括質疑、質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、2時35分から再開します。

午後2時21分休憩

午後2時35分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

15番篠原靜則議員の質疑及び質問を許可します。

[篠原靜則議員登壇]

○篠原靜則議員 皆さん、お疲れさまでございます。しばらくよろしくお願ひいたします。

安倍総理大臣が第1次内閣では「美しい日本」、そして今回は「強い日本」ということで力強く出発しているようでございます。支持率におきましても、10日前、2月25日におきまして72.8%というすごい期待を受けているようでございます。市長におかれましても、就任当時は40%か45%だったと思いますけれども、今ちょっとやや下がっているんじやなかろうかと思っております。でも、まだまだ2年ございますので、市長の頑張りようで支持率もどんどん上がっていくんじやなかろうかと予想しております。

そういう美しい日本の中の垂水ということで、人口増に取り組んでおられる市長にかねがね敬意を示しているわけですけれどおも、美しい日本、美しい垂水、まず一番基本は何かと、以前も前市長のときにお伺いしたことがあるわけですから、今の若者が、子供が、市の花、市の木を知っている方がいらっしゃるんだろうかと思っております。そういうことで、ぜひ執行

部の皆さん、議員の皆さん、あちこち出張に行かれると思いますけれども、各市町村はきれいで花で飾ってあるように思われます。それに加え、我が垂水市、プランター一つないというのも何か寂しいような気がいたします。

4月になりますというと、第3次尾脇内閣ができるわけですけれども、新しい課長さん、それから新しいまたいろいろな係の方が生まれるかに思っております。そこで1つ、参考になればと思って紹介させていただきますけれども、島根県の隠岐諸島、海士町というところがございますけれども、その人事のやり方でございますが、職員の推薦、課長の推薦で課長さんを決めていらっしゃるそうでございます。そういう推薦で決まるわけですけれども、係長から課長補佐を飛び越えて課長さんになられる方もたまにいらっしゃると、そういう意味で大分職員に張りがあるというようなお話を聞いております。参考までによろしくお願いをいたします。

質問に入らせていただきますけれども、錦江湾横断道路について、人口3万人のまちづくりでございますけれども、錦江湾横断道路については、経済同友クラブはもちろん、市長部局、そして議会、森委員長を筆頭にした特別委員会、この御尽力で夢が実現に向かいそうな雰囲気でございます。そういう中で、人口減対策についてこれまで多くの同僚議員が質問してきておりますけれども、特に昨年3月議会において北方議員が、市長公約の桜島架橋による3万人のまちづくりについては市長在任の4年間では無理であり、また、これまでの取り組みと今後の取り組みについても質問されております。

まず、人口減少対策室の設置について、平成23年6月議会において堀内議員、森議員の人口減少対策室を設置すべきではないかとの質問に對して、「現状を見据えながら、今後検討していきたい」と答弁されております。

また、昨年3月議会の北方議員の質問に対し

ても、庁舎内に今後、人口減少対策プロジェクトチームを設置することが確認されております。この件に関するこの後の経過についてをお尋ねいたします。

垂水市は、対岸に県都鹿児島市、北に霧島市、南に鹿屋市と、ある意味で非常に便利なまちでございます。便利過ぎて商店街もなかなか発展しなかったのじゃないかと思っております。また、本市から市外に通勤される方もたくさんいらっしゃいますけれども、逆に、市外から本市に通勤されている方も多いようでございます。今回は特に、次の垂水市内事業所に勤務する総人数と、そのうち市外から垂水に通勤される人数を教えていただきたいと思います。

それじゃ、垂水市内の小・中学校、垂水高校、垂水中央病院及びコスモス苑、ジャパンファーム垂水工場についてお聞きいたします。

次に、廃校の校舎を若者向け住宅に改良し、活用することについてをお尋ねいたします。

長野県坂井村は、2012年廃校の校舎を若者向け住宅に改良し、活用することを決定しました。2012年当初予算に約1億7,600万円を盛り込んだが、財源の大半は国庫補助と過疎債で賄っているというものです。校舎を住宅にするだけではなく、体育館も近隣の住民が集える施設として、廃校全体を有効活用していくそういうふうにあります。

本市において、廃止となった3中学校は既に3年が過ぎようとしておりますけれども、このような活用は考えられないかお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥）錦江湾横断道路の実現の可能性につきましては、県の可能性調査の報告や県知事の発言から、実現性が高まっているというふうに私も考えております。

私は、マニフェストの1つに桜島横断道路の実現への挑戦を掲げ、錦江湾横断道路の実現が垂水市の未来をさらに明るくし、人口増への好

機となると考えております。施政方針で御説明しましたとおり、今後は人口減少対策本部を設置し、錦江湾横断道路実現後の人口予測も踏まえた将来ビジョンも描きながら、まずは何より実現へ向けて大隅期成会等で協力をしながら、関係する鹿児島市、鹿児島県あるいは国等に働きかけていきたいと考えております。

次に、市内にある小・中・高の教員、中央病院、ジャパンファーム等々の市内在住への取り組みということでございますけれども、現在、市内の小・中学校や垂水高校、垂水中央病院やコスモス苑、ジャパンファームに947名の職員の方々がおられます、うち495名の方々が市外から通勤をされておられます。

御指摘のとおり、これらの方々が全て市内に居住していただけすると大変喜ばしいことでございますけれども、企業側の対応が可能か、住宅を確保できるかなど、現実的には課題がありそうでございますので、市外から通勤される方が1人でも多く垂水市民になっていただくよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、中学校の跡地の活用をどう考えるかということでございますけれども、御指摘のとおりであると考えますけれども、ただ、現状を踏まえますと、現在の旧校舎は昭和40年から50年代に建設されたものが大半でございまして、建物は老朽化しております。今後、新たな中学校が必要となるような時期が来るとしたときには、このようなことを考慮しながら、対策を考えいかなければならないというふうに考えております。

○企画課長（倉岡孝昌）人口減対策事業について、私のほうからお答えさせていただきます。

このことは、先ほど池山議員にお答えしたこととちょっと重複しますけれども、重ねてお答えさせていただきます。

人口減対策につきましては、後期総合計画の

重点プロジェクトとして人口減対策を位置づけております。この人口減対策事業に取り組むために、市長を本部長といたします垂水市人口減少対策本部を設置することといたしております。この人口減対策本部において、本市の将来のまちづくりのあり方を将来ビジョンとして取りまとめ、それに向けて長期・短期計画を策定し、人口減対策に努めてまいろうと考えておるところでございます。

○篠原靜則議員 先ほど市外からの通勤者が、市長の答弁で、495人と答弁がなされましたけれども、そのうち先生方は何人なのか。少なくとも先生方は異動があると思いますけれども、異動されて、5人異動されたら5人転入なさるというようなことで、言い方はちょっとおかしいけれども、間違いなく定住者になると私は思っているわけですよ、考えは違いますけれども。そこら辺ですね、教育長、ぜひそこあたりを、そういう対策をですね、先生方は市内に住んでいただぐと、垂水市立小・中学校は出稼ぎは認めませんというふうにしていただけたら助かるなと思っております。

それじゃ、人口減対策室の設置については先ほど御答弁、企画課長のほうでございましたけれども、これまで歴代市長も一生懸命取り組んでこられましたが、なかなか成果は見られておりません。日本中の過疎地域は同様の問題を抱えているんじやなかろうかと思っております。住宅、医療、福祉、産業、教育政策と多岐の分野にわたります。市職員全員が真剣に取り組むべき課題であると思っております。

例えば、住宅政策についても、市営住宅は土木課、空き家対策事業は企画課というのではなく、住宅政策は俺たちのところでやるからというような課もしくは係をつくっていただけないかと思っております。

人口3万人を目指すのであれば、住宅政策は最重要課題となります。当然ながら、市民の協

力なしには不可能であると思っております。市内には多くの空き家がございますけれども、きのうの答弁でも1,000戸、ちょっと廃屋みたいのが200戸あるや答弁がございましたけれども、なかなか貸していただけないというようなお話をございました。

市民が地元の商店街を利用する、地元の業者を利用するなどの地産地消も大事じゃなかろうかと考えております。この地産地消の件でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、隠岐諸島の海士町、この地産地消の「消」を商業の「商」にしているそうです。ほかのところから来れば、あれ、字をまっごつおらせんかよというようなお話をございましたけれども、「地産地商」ということで商売もするというような考え方だそうでございます。そこら辺も検討していただきたいと思います。

人口3万人を目指すためには、それなりの住民が暮らす住宅や施設も必要だと思いますが、そのためにも対策室の設置は喫緊の課題でございます。そういう御答弁がございましたけれども。

次に、市外から通勤について、市内には結構働く場所もあると思いますけれども、先ほど申しましたように、職員の所得の高い方が市外から通勤されているということは大変残念なことでございます。また、企業も働き手のない町にはなかなか来てくれないんじゃないかなと思っております。牛根の養殖業にも霧島市から通勤されている人も多いよう聞いております。

特に、児童生徒を持つ若者世帯が多いということでございます。現在、垂水小学校、水之上小学校、協和小学校以外の5小学校は複式学級となり、親がそのような環境を敬遠していると聞いております。実際に私の松原校区でも去年あたりからそういう家庭が出てまいりまして、校区外に出ていらっしゃるところもあるようでございます。このままではますます児童数は減

少するばかりですので、この件についての対策をお尋ねをいたしまして、2回目といたします。

○教育長（長濱重光）ただいま議員のほうから、教職員が垂水市外から何人通勤しているかという御質問でございましたけれども、現在、市の職員まで、学校主事さん等を入れまして小・中学校に139名の教職員がおります。この中で、垂水市内に居住している教職員が64名、市外からの通勤が75名でございます。

今ございましたように、教職員が地域に居住いたしまして、地域と一体となった教育活動に取り組むことは、学校と地域の連携を高めるとともに、また、児童生徒の生徒指導でありますとか健全育成につきましても非常に重要であると、私自身も考えております。

これまで県教委では、新規採用の教職員を各市町村に赴任させる前に、県庁のほうで一斉に指導いたしまして、校区内、いわゆる市町村に住むように指導はなされているところでございます。我々も、市町村教育委員会もそれを受けまして、校長会等を通じまして指導はしているところでございますけれども、なかなか今、数字を申し上げましたように、現実的にはそうなっていないというのが現状でございます。

例えば、市外から通勤します要因としましては、やはり結婚をされた方、それから自宅所有などの家庭事情、それから共働きや、またマイカーの急激な増加などインフラの整備等が進んだこと、こういった社会情勢の変化があるのではないかと考えております。

そしてまた、大学等で非常に、特に女子教職員でございますけれども、今の世相を受けまして非常に大学生の生活も以前と比べまして、やはり安全上の問題もございますので、マンション等に居住し、非常に快適なもとで大学生活を送った生徒等もおります。そういう中でやはり利便性を求めている教職員の事情もあると思います。

そういうもろもろの要因がこういう形で今なっていることにもつながっているというふうに私自身は思っておりますが、いずれにしましても、御指摘いただきましたことは、先ほどと繰り返しになりますけれども、やはり教職員が垂水市並びに校区内に住むということは、それなりに非常に有意義なことでもありますので、引き続き、一人でも多くの教職員が市内に居住するように私どもも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副市長（寺地浩一）篠原議員からありました、住宅政策を所管する組織の設置についてということについてお答えをしたいかと思いますけれども、昨日の田平議員からの空き家対策に関する御質問の中で、土木課長が答弁いたしましたけれども、現在、空き家調査を実施しまして、今後、廃屋対策とか、解体に対しての支援策など、さまざまな面について策定をしていくと、各市の情報を収集しながらやっていくと。そういう中でさまざまな、議員がおっしゃいますように、住宅の問題については空き家の問題も含めまして多岐にわたっております。だから、住宅政策の対策室ということでございますけれども、人口減対策についても本部をつくりまして協議をしていきますので、その中では住宅政策についても検討をするかと思います。そういう検討の中で、どういう方法がいいのかというのは協議をしていきたいと思います。

当然、対策本部をつくりますので、府内横断的な形で協議をしてまいります。これとあわせまして、あと行革というものがございまして、今回も水産課と商工観光課の統合というような形の御提案をしておりまして、行革を進めながら業務を効率的にやっていくというような観点もございますので、そういうようなセクションができるかどうかはなかなか難しい部分もあるかもしれませんけど、とにかくみんなで、府内

横断的な形で今後も協議・検討していくということはしっかりとやっていきたいと思っております。

市外からの通勤者に対する取り組みということでございますけれども、これにつきましては、これまで市長も、魅力あるまちづくりということも言っておりますし、商工観光課のほうでは雇用対策等をやっております。また、住宅の問題についても、先ほど申し上げましたようにいろいろ取り組んでいきます。空き家バンクの登録をふやして、住む場所をするとか、あと、さまざま昨日ときょうの議論の中で、堀内議員から子育て支援対策が大事ですよと、池山議員からもありましたけれども、そういうふうに魅力あるまちづくりを進めながら、できるだけ垂水に住んでいただくような施策を設け、またあと住宅についても、先ほども申し上げましたけれども、空き家を利用して空き家バンクの登録をふやすだったりとか、住む場所だったりとか、あと雇用の関係、仕事の関係、さまざまございますので、そこら辺も含めながら、できるだけ人がふえるような形で進めていきたいというふうに思います。ちょっと答弁になっているかどうかわかりませんけれども、御理解いただきたいと思います。

○篠原靜則議員 3回目ですね。

ただいま教育長から御答弁がありましたけれども、やっぱり市長、先生方が地元にいらっしゃらないというのはやっぱり環境もあると思うんですね。なので、関連してお願いしておきますけれども、校長さん、教頭さん、我々、私たちの柊原小学校も教頭さんは民間の家を借りていらっしゃいますよね。だからそこら辺をやっぱり、昔から校長さん、教頭さんは学校の近くにいらっしゃったような気がします。それが理想だと思いますけれども、今後、努力していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、市の公共施設を見るとですね、施設をきれいにして、施設周りに花を植えるなどの環境整備に配慮された施設がほとんどないよう思うんですよね。また、道路沿線の市民の手で花を植えてフラワーロードなどをつくるような取り組みも聞きますけれども、行政でのこのような取り組みが見えないようでございます。きれいなまちづくりをつくることによって、人が環境のいいところに寄ってくるというようなことも考えられますけれども、市長の見解をよろしくお願いをいたします。

それから関連して、垂水にはいろんな標語の看板がございます。例を挙げますというと、「きれいな選挙できれいな市政」、これは丸です、垂水は。それからロータリーのほうは県の施設で市が管理していると考えておりますけれども、こここのロータリーにも「花と渓谷と温泉のまち垂水」、それから宮脇公園においても「垂水よかとこ、よか温泉、人情どころ、花どころ」との標語看板があるわけですけれども、それから瀬戸口藤吉翁の記念行進曲コンクール事業で建てられたのかわかりませんけれども、下宮のほうに「垂水マーチングロード」というのが立っています。このマーチングロード、行政の方もどこからどこまで、商店の連絡協議会の方が立てられたということですけれども、行政の方でどこからどこまでをマーチングロードというのか、もし知っている方がいらっしゃいましたら教えていただきたいと思います。

そして、せっかくこういう看板というか標語が看板倒れといいますか、全く機能していないというんですかね、特に花に関しては。花は高峠のツツジだけを言うのか、市民が水之上とか、柊原とか、鉄塔アーチ、市道、菜の花とかコスモスとか植栽をしていらっしゃいますけれども、行政でもっと取り組んで、まちを明るくすると、美しくするというような取り組みも必要じゃないかと思います。市民館は、さすが教育委員会

というだけあって菜の花がきれいに咲いているようございますけれども、ほかのところは花を見らんですね。何とか、まず公共施設からきれいにしていただきて、「ああ、垂水はいつもきれいですね」というような雰囲気にしていただいたらありがたいなと思っております。

そこをひとつ市長のほうでも誰でもいいですから、答えていただきたいと思います。

先ほどの質問とはちょっと矛盾するかもしれませんけれども、学校、人口が3万人、またその前後になりますというと、何ぼ少子化といつてもですね、特に中学校は私は1校じゃ足らないんじゃなかろうかと、人口3万人となると中学校がもう1校ぐらい必要になるんじゃなかろうかと、そういうふうに期待するわけですけれども、その辺をどうお考えなのか。小学校に関してはまだ8校ですか、あるから間に合うと思いますけれども、そこら辺の関係がですね、ちょっと整合性がどう考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

まずは、現在の市民が住んでよかったと思うようなまちづくりをすることが大事であると市長は言われるわけですけど、ぜひ今、住んでいる、定住者を受け入れるほうも大事ですけれども、現在の市民がどれだけ満足しているか、そこが一番大事じゃなかろうかと思っております。予算配分にいたしましても、各振興会からの要望、議会または議員からの要望が多くあると思いますけれども、1つだけ市長に、地元のことですけれども、お尋ねをいたします。

市道山之手線、御存じかと思いますけれども、市長の先輩であられる枝本市長が難儀、苦労されて尽力された市道でございますけれども、この側溝がですね、あとどのぐらいかな、4集落ぐらい、市長の集落から新城寄り、そこがかかっていないわけですよね。何とかしてもらえるかという要望でございます、集落からの。ぜひ前向きな答弁をいただきたいと考えております。

それから、若者の雇用についてどう考えていらっしゃるのか、市長はいろんな支援者がいらっしゃいますので、お1人でも使っていただけないかというようなお願いはできないかと思っております。

それとですね、3月4日でしたかね、私、堆肥販売もちょっと手がけておるものですから、10年ぐらい。ジャパンファームの方が営業に見えられまして、3月のキャンペーンがあるからよろしくお願いしますということでした。そこで、実は堆肥製造もあと2年ぐらいでやめるんだと、ジャパンファームがですね。「あら、何をしやっとな」と聞いたわけですけれども、鶏ふんでバイオマス発電事業をやると、27年度から。ということで、やっぱりここら辺も雇用の関係でどんなものか。やっぱり最初からお願いに行くというような体制が必要じゃなかろうかと考えております。ぜひそこら辺も取り組んでいただきたいと思います。

それからもう1点、ちょっと私も質問しにくいんですけども、お願いされましたので質問しますけれども、臨時職員に退職された方がいらっしゃると。臨時職員として登録者が大体70人ぐらいいらっしゃると、そのうち採用されている方もいらっしゃるそうですけれども、何で退職金をもらって余裕のある方を使うのかと、仕事もない若い人もいるというようなことでありますて、ぜひ市長に聞いてくれということをお願いされましたから、この辺も、今後もこういう退職者を臨時職員として雇用されるのかお尋ねをいたしまして、3回目の質問とさせていただきます。

○市長（尾脇雅弥）非常に多岐にわたっての御質問でしたので、また答弁漏れがあったらお知らせいただきたいと思います。

きれいなまちづくりということに関しまして申し上げますと、御指摘のとおり、市役所庁舎など花を植えるという取り組みは現在行われて

おりません。職員ボランティア作業で道路や墓地などの美化活動というものを今、中心に行っています。降灰等の影響もあり、そういう意味では相当なハンディがあるというのも事実でありますけれども、市民の方々の国道沿線や市道沿線等における花植え活動や公民館活動の一環としてのフラワーロードづくりなど、住民ボランティア活動が活発に行われていることに感謝をしているところでございます。

このような活動が、定住を希望される方々に住みたいと思ってもらえるような印象を与えるということは、議員がおっしゃるとおり大事だと思いますので、今後どういったことができるのかということをいろいろ検討してまいりたいというふうに思っております。

関連してといいますか、花と渓谷と云々というようなお話がありまして、看板倒れではないのかと、現状はということでございます。

「花と渓谷と温泉の垂水」は、垂水市要覧や県内の自治体を紹介する標語などとして記載をされて広く使われております。基本的には、花は高峰のツツジであり、渓谷は猿ヶ城渓谷、温泉は市内に豊富に湧き出る温泉を意味しているものであります、「垂水よかとこ、よか温泉、人情どころ、花どころ」というようなことも、同様に垂水の特徴をあらわす標語として使われております。

本市の自然を守り、美しくすばらしい景観をつくり、温かく人々を受け入れていくまちづくりを進めていくことは必要不可欠な取り組みであると思いますので、このことについても、議員御指摘いただいたことを参考にしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、3万人のまちづくりを目指す中の中学校の跡地というのは、少し先ほど答弁が前後したようございますけれども、御指摘のとおりの課題になってくるんだというふうに思います。

ただ、これまで申し上げておりますけれども、錦江湾横断道路のそういう取り組みが前提ということでお話をさせていただく中で、最新の調査で、県も県の負担が百数億円が一番少ない負担ができると、今後は世論形成というような話をされておられますけれども、そういう資料の中に少し気になりましたのは、設計が2年、建設まで3年ということで、5年間ということが完成までの目標ということありますので、もしそういったことが決まれば、現在の中学校の跡地を取り壊して云々ということなんですが、また適地がないか、いろんなもろもろそういう形で人口がどんどんふえていく傾向にあれば、またいろんなアイデアも出てくると思いますので、そういうことでその御指摘も受けながら、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

あと少し担当課長のほうで答えさせていただきます。

○土木課長（宮迫章二） 枝原山之手線の蓋板設置についてお答えいたします。

御質問の箇所は、上中村から瀬戸山線までの区間のことだと思いますが、この道路を新設された当時は、道路の隣接はほとんどが畠地であったため、ふたは設置してありませんでしたが、近年、住宅が建ち、子供たちの通行に危険であるとのことで、以前から要望の出されているところでございまして、今年度も蓋板は注文しております、少しほは実施する予定にしているところでございます。残りにつきましては、現地の状況を確認しまして、人家のあるところや危険な箇所は年次的に実施していきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○総務課長（山口親志） 臨時職員の登録等については、総務課のほうで業務をしておりますので、市長にかわりまして御答弁させていただきます。

退職職員の臨時職員としての雇用と現在の臨時職員の状況について、少し御説明させていただきます。

議員が70名と言われましたが、嘱託職員と教育委員会の臨時職員、それから現業職場の現業職員を含めまして、現在、平成24年度で117名雇用をしております。70名という数字は本庁だけの雇用になってくるかと思います。

そうした中で、臨時職員の雇用については、履歴書を臨時職員の登録を毎年度初めに行っておりまして、現在もホームページ等で市民に登録をお願いしております。そういう状況の中で必要が生じた場合、各課が登録者の中から選んでいる状況であります。業務上、継続の臨時職員の雇用が多いようあります。

それから、先ほど質問がありました退職職員の雇用についてでありますが、退職者の雇用についても、再任用雇用制度の義務化が示されてきまして、希望者全員の再雇用義務づけをする「改正高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が施行されます。ただ、そういう中で本年垂水市は、今、退職者を監査と両支所に配置をしておりますが、この方々の配置については、定員適正化、人件費抑制、市民サービス等を考慮しまして、行政経験が必要な部署ということで、監査事務局と両支所に特定した上で臨時職員として雇用をしております。それ以外は一般の方々からの雇用を重視して、しているような状況であります。

議員が言われますとおり、市役所の臨時職員というのも重要な若者の雇用の場でありますので、その対応で登録をしていただいて、全ての方が臨時職員として雇用されることは、全てに雇用はされないんですが、そのような形で全員の方々から雇用もとっておりますし、退職者職員の臨時職員の関係はそのような形で現在、特化した部署に限って雇用をしている状況であります。

以上であります。

○教育長（長濱重光） 御質問の中で、本市におきます中学校が1校では少ないのでないかというような御見解でございましたけれども、私のほうで説明するまでもございませんけれども、失礼しました、3万人になったらということですね。済みません。

現在、私が申すまでもないですけれども、本市の中学校につきましては、長年、時間をかけて、4中学校を1中学校に統廃合するということで、行政、PTA、保護者、地域住民の方々を交えて協議会等が設置されて、そのような結論が出されたものと理解しております。

現在、中央中学校では367名の生徒が学んでおりますけれども、私ども、環境整備も整いましたし、非常にいい環境のもとで生徒たちが日々学習に打ち込んでいるというふうに考えております。

今、議員から質問の3万人につきましては、どのような小学校の児童生徒数がどれぐらいになるのか。その辺を踏まえた上でやはり検討すべき課題だと思っております。確かに私自身も、中学校が市内に2校もしあれば、いろんな面で学習面、スポーツ面、お互いが切磋琢磨しながら、そういう環境のもとでまたいいメリットというのはあるんでしょうけれども、いずれにしましてもその時点で検討をすることになろうと思っています。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 若者の雇用対策について、もう一度お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、1人でも多く若者の雇用の場をというのは私も同感でございます。施政方針の中でも申し上げておりますけれども、垂水の経済政策として6次産業化というのを1つの柱にしております。一方で、なかなか工業団地的な誘致はどうなのというようなお話を時々あるんですけれども、何をおいても今、灰が降

つたりしている環境の中でなかなかそういうものは難しいと。よく例に出しますのは、1次産業を確保してという部分でグローバル産業、グローバル・ワーカス株式会社さんの名前を出すわけですけれども、3年前に新設をして30名の雇用が生まれて、今度新たに工場増設をして15名から20名の雇用が発生するということをございますので、そういうスタイルの雇用の確保というのは、今後それに限らずですけれども、やっていかなきやいけないと思いますし、今お話をありました、ジャパンファームさんに関しても、実は1月31日だったと思いますけれども、向こうの社長さん初め役員の方々、我々の課長の何名かと一緒にお会いして、今後のあり方等、雇用もひっくるめて話をさせていただきました。

工場を増設したいというような思い、あるいは先ほどおっしゃった新プラントというところで数十億円というようなプラントの建設の予定があるようでございまして、私自身もそれに関連する、もし雇用があれば、あるいはそういうものの建設関係の仕事があればということでお願いはしているところであります。ただ、少し特殊なプラントというようなこともありますて、その辺がどの程度までできるかということは課題でありますけれども、少しでも篠原議員がおっしゃるような形の雇用の場づくりというのを今、努力をしているところでございます。

その他の民間企業の皆様方とも連携しながら、少しでも何らかの雇用、まず働く場、そして先ほど池山議員のほうからありましたような、子育て支援の環境等々の環境整備が整わないと、なかなか定住人口というのはふえていかないというふうに思います。世の中厳しい状況ではありますけれども、そういうものを少しでも実現できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○社会教育課長（瀬角龍平）社会教育課から

は、ただいま議員の御指摘がありました標語の「花と渓谷」という、その中の花という部分で説明、報告をさせていただきたいと思います。

毎年社会教育課は、市内の小・中学校の花壇コンクールを行っております。もちろん学校の主事の方が一生懸命やられるわけですけれども、私たちも青少年教育という部分から、花に親しむと、ひいてはやはりそういう心豊かな生徒を育てていただきたい。そういう視点から毎年花壇コンクールをやっております。その中では、学校もそうですけれども、校門の近く、そして市民の方々が目にされる入り口、そういうところを見ながら、子供たち、そして地域の方々が本当に心豊かな気持ちになるような、そういうことを求めていきたいというふうに思います。

それから、教育委員会としましては、適時、時に応じて市民館の国道部分ですけれども、そのところに草むしりをしたり、そこに花を植えたり、できる範囲内で雰囲気づくりをやっているところであります。

今後は、教育も人づくりでもそうですが、やはり地域づくりの1つとして私たちも頑張っていきたいと思います。

以上であります。

○篠原靜則議員 ありがとうございます。

市長が言われる3万人、桜島道路も大事でございますけれども、それにとらわれずに人口増に、桜島連絡道路ができるんな人口はふえんというようなふうに聞こえますので、そこら辺はこっちに置いとつですね、取り組んでいただきたいなと私は思っております。

そういう中で、人口減は垂水だけじゃなくて鹿児島県も10年で、国勢調査のやつですけれども、10年で、12年度から22年度まで8万人減っております。そういう中で人口増というのはなかなか難儀されるんじやなかろうかと思います。それで現状の人口を、市民をいかに幸せにしてやるか、先ほども申し上げましたけれども、そ

れによって人はふえてくるんじやなかろうかと思っております。垂水市においても平成12年～22年、10年間の国勢調査の10年間の間に2,859人減っております。そして今は1万6,400人ちょっとですかね、そういうふうに減少をしております。そのようなことでですね、ぜひ私はもう1回現実に返った数字、増は求めますけれども、現実に返った数字に戻していただきたいなというふうに思っております。

そうでないと、いろいろ総合計画から給水人口、給水戸数、または先ほど池山議員がおっしゃっておりました在宅医療、在宅医療にしても15年後には1万4,000人になると池田先生が言つていらっしゃいますですよね。その件とか、大隅定住自立圏の取り組み、これにても全て減の方向で計画がなされているようでございます。その辺を加味いたしまして、ぜひ現実的な数字で市政運営をしていったほうがいいんじやなかろうかと私は思っております。そして、結果が人口増になれば大変うれしいことだと思っております。人口がふえれば活気もあるし、いろんな意味で経済効果が生まれてくるんじやなかろうかと思っております。

それから、余計なことかもしれませんけれども、職員の方も行かれた方は多いかと思いますけれども、平成20年の2月に特別講演で、島根県海士町長さんが講演されたことを覚えていらっしゃる方は大変多いかと思いますけれども、私は、まちづくりに関して海士町さんのやり方、それから大分県姫島村の村長さんのやり方、これは大変関心を持っておりましてですね、ちょっとだけ時間があれば紹介してみたいと思いますけれども、私、勝手なことですけれども、「生き残るための10の戦略」、離島発の難問題解決のヒントがここにあるという700円の本がございますけれども、私にしては700万円ぐらいの価値があるんじやなかろうかと。すばらしいことが書いてあります。

いろいろありますけれども、管理職の会議は時間外にということとか、言っていることとやっていることが同じ上司になれとかですね、いろんなことが書いてあります。その中でちょっと紹介させていただきたいと思いますけれども、今言いましたとおり、島根県隠岐諸島の海士町長さんはですね、「離島発、生き残るための10の戦略」という本の中で次のように書いておられます。

人に危険な仕事を頼むときに、自分だけ安全地帯に身を置くような人間の言うことは誰も聞きません。自分でやれと言われるのが落ちであると。ところが、日本の政治家や役人はそれを平気でやってきたし、今でもやり続けている人がいると。政治不信になるなと言う方が無理な話ではないかと。だからまずは自分の身を削る。まず自分のできるだけのことをして、それでもできないことをお願いする。それが全ての出発点になりますと書いてあります。

私が給与のカットを言い出したとき、山内のパフォーマンスかという声がなかったわけではございません。しかし、ただのパフォーマンスで自分の給料を半分にするばかりはいません。私だって給料は少ないより多いほうがいいのです。しかし、何もしなければ、自分がまず不利益をこうむると受け入れなければ、人にはものを頼めません。力をかしてもらうことができないでございます。人に力をかしてもらえない人間、自分の不利益を受け入れない人間はもっと大きな利益を逃してしまうのではないか。より大きな利益を得るために、小さな利益を捨てることも大事じやなかろうかと書いていらっしゃいます。

それから、もう1つですね、町政運営は企業経営であると、この中身に書いてあるんですけども、私はよく自分のことを中小企業の社長になぞらえております。中小企業の社長、会社の社長職、社長室にでんと座っているだけでは

なくて、みずから営業に出たり、あるいは工場で製品づくりに直接かかわったり、現場で働いたりしておりますが、島の製品を売り込みに東京に出て行くことも少なくございません。宮崎の東国原知事のように有名ではありませんから、行く先々にマスコミが待っていて、そこに行くだけで売り込みになるというようなことはないのです。本当の営業です。今度こんなものをつくりました、島にはこんなものがあります、ぜひ試してください、来てくださいとお願いして歩いていらっしゃるそうでございます。そういう意味での中小企業の社長でもあるのですが、そもそも私は、行政は企業であると考えています。それも総合サービス商社であると思っています。あらゆる住民サービスを扱う商社であります。その会社では、町長は社長で、課長は取締役、職員は社員というふうに、そして住民は株主であると同時に顧客でもあるということになります。こうした考え方は、殊さら変わった考え方でもないわけですから、新しい発想でもないと思っております。むしろ当たり前の部類に入るということでございます。まちづくりでこれは市長、大事なことだと私は考えております。

何でこういうことを申し上げますかというと、市長さん、忙しいから、市長室で仕事をされていると思いますけれども、ぜひ現場に出て、現場というのも、外に出るというのじゃないです。ぜひ各課ですね、どげな仕事をしつおいが、どげん気張つおいが、その辺がやっぱり見て回らんとですね、なかなか自分の考えが反映されないんじゃなかろうかと私は思っておりますので、ぜひ、また私も役所にちょいちょい来ますけど、市長さんがきょうは土木課においやったとか、きょうは農林課においやったとか、そういうのを余り会議以外は見ないですから、ぜひ各課に行って、仕事の指示とか激励とかいろんなことをしてやれば、まちが盛り上がっていくん

じやなかろうかと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたしますと、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、3時40分から再開いたします。

午後3時30分休憩

午後3時40分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

3番大蔵藤幸議員の質疑及び質問を許可します。

[大蔵藤幸議員登壇]

○大蔵藤幸議員 皆さん、お疲れさまでございます。

平成25年度第1回定例会の総括質疑、一般質問の最後の登壇者となりましたが、いましばらくお時間をいただきておつき合いをお願いいたします。

議長の許可をいただきておりますので、早速質問に入ります。

昨年末総選挙が行われ、自民・公明両党が政権復帰したことは、長引くデフレと消費低迷をもたらした日本経済の再出発を期待する国民の判断だと思います。日本は、戦後復帰から高度成長期へと華々しい経済成長をなし遂げました。その功績は世界に凜として輝いております。戦前・戦中・戦後を強く、たくましく生き抜き、次世代のために必死に汗をかかれた先人に深く感謝し、敬意を表したいと思います。

今回の質問は、経済の成長に伴い、建設された公共施設の今後のあり方を問うものでございます。

我が垂水市の主な公共施設の現状をお伺いいたします。

次のテーマに移りますが、今、国では環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加について広

く議論がなされ、聖域なき関税撤廃を原則とする限り参加すべきでないという論と、我が国は互いに關税を撤廃し、自由貿易を推し進めるべきとの考え方で二分され、幕末のペリーが思い起こされます。いずれにしましても、農業を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増していく状況でございます。

そこで、垂水市の農業政策の一部を問うものでございますが、平成25年度予算案の農道の維持費、管理費はそのニーズをどの程度を補えるのかをお伺いいたします。

次に、市民館内調理室の活用及び利用について、質問いたします。

昨年垂水高校生が垂水高校情報発信の手段として「おやき」という菓子を開発しましたが、このおやきは、地元食材を利用した商品だと聞いております。この高校生の手助けをされたのが商工会のボランティアの方々、高校生とともに試行錯誤され、「垂水高校作おやき」として報道されました。この商品の料理の段階において、ボランティアの方々は市民館内調理室の使用をお願いしたところ、申込者が商工会員のため営利目的との判断から認められなかつたとのことでした。申込者からは、垂水市からの依頼を受け、生徒の手助け目的で調理室の利用を申し出たのだがと、不満の声が上りました。申し出の説明が十分でなかつた可能性もございますが、利用可能な条件等がございましたら、説明をお願いいたします。

4つ目のテーマに入りますが、垂水の広報紙3月号において、市長日記を拝読させていただきました。市長は幼少のころ交通事故に遭われて、幼い友達2名が命を落とされたとの日記でございました。垂水は、初冬から春にかけてすさまじい降灰に見舞われる状況でございますが、日中はともかく、朝まずめ夕まずめの視界の悪さは特別です。風にあおられた灰吹雪で日中でも前照灯を点灯している車両も見受けられます。

記憶に新しいところでは、国道横断中の高齢者が痛ましい交通事故に遭われた事例が多数ございました。

そこで、とりあえず、国道横断の可能性のある高齢者に反射材付きのベスト、この配布の検討は必要ではないかと思い、御見解をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わりますが、納得いく答弁をいただければ1回の質問で終わりますが、2回目の質問の可能性がございましたら、再度、再々度質問をしてまいります。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○財政課長（北迫睦男） 公共施設の現状についてお答えします。

池山議員の御質問にお答えいたしました。重複いたしますが、お許しください。

本市の多くの公共施設は、高度経済成長期から建設された施設が多く、施設設備の老朽化が進み、維持管理経費が増大し、財政を圧迫し始めており、また、建物の安全性の確保、大規模改修、建てかえ等に今後、莫大なコストがかかることが予測され、古くなりつつある施設をどのように維持保全し、あるいは建てかえていくかという取り組みは、今後の市政運営にとって極めて大きな課題であると受けとめております。

公有財産台帳を整備いたしました平成23年度での状況でお答えしますが、市の公共施設数は63施設、棟数は415棟、床面積は13万3,000平方メートルでございます。

また、耐用年数に関しましては、用途や構造により違いますので、耐用年数の残存年数で紹介いたしますが、残存年数ゼロの建物が174棟、残存年数が10年以内が89棟、20年以内が94棟でございますが、多くの建物が耐用年数を過ぎていることになります。

それから、再建築費用につきましては、全施設を平成23年度単価等で再調達した場合の試算でございますが、182億円という試算結果が出て

おります。

以上でございます。

○農林課長（池松烈）大蔵議員の農道の維持管理、改修につきまして述べさせていただきます。

感王寺議員の答弁と重複するところがございますが、御理解いただきたいと思います。

今回の平成25年度当初予算におきましても、過去の実績の勘案等もあり、平成24年度と同額でございます。また、市民の皆様方の要望にお応えできているのかということにつきましては、非常に厳しい御指摘になると思っております。

予算の編成に当たりましては、農林課全体で配分がありました予算の枠、範囲内、状況によりましては係官のやりとりもあったところでございまして、その中で、事業効果や緊急性を考慮しながら、要望の優先順位の高いほうから予算づけを行ったのが現状でございます。

また、土木課環境整備班によります作業での対応や、県の主体事業であります中山間地域総合整備事業で、平成28年度までに市内一円14件の整備や、さらに農家の皆様の御理解をいただきながら、中山間直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金等を活用し、地元農家等の御協力をいただくことも想定の中に入れているところでございまして、全てにおきまして市民の要望に応えられているというのは、難しい御指摘になると考えております。

また、平成16年度からの行財政改革によりまして、農道等の改修につきましては、原材料支給によります受益者の方々のお手伝いをいただいての対応を図ってきたこともたくさんあります。しかしながら、農家の受益者の方々の高齢化も進行しておりますし、少々の作業につきましては問題はございませんが、大がかりになってしまいますと、本職に近い方々への支給金も視野に入れないと難しい場面があるやに聞き及んでおります。そして原材料支給によります作業も

限界があるので将来に、これに頼っての対応がいつぐらいまでできるのか、これらの懸念も今後は関係課ともども調査研究をしていかなければいけないと考え及ぼされているところでございます。

○社会教育課長（瀬角龍平）大蔵議員の3番目の御質問、市民館内の調理室の活用及び利用についての御質問にお答えをいたします。

垂水市市民館は、垂水市市民館の設置及び管理に関する条例によって規定をされております。そしてまた、垂水市公民館の設置及び管理に関する条例によって、中央公民館としても位置づけられております。社会教育法第20条にいう、公民館としての機能をあわせ持ちもつ施設でございます。

したがいまして、垂水市市民館は、大ホールを初め会議室や研修室等を備え、地域のコミュニティ施設として生涯学習や生活・文化の向上、社会福祉の増進など、日ごろから市民の皆様の利用に供しているところでございます。

ただいま質問のありましたことにつきましては、社会教育法第23条にありますように、公民館の行なはならない行為として、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利企業に公民館の名称を利用させ、その他営利企業を援助することを記述をしております。この考え方を受けて、垂水市市民館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条でも販売行為等の禁止をうたっており、これまで、営利を目的とした企業や団体などの利用について、この規定に基づいて利用を控えてきていただいております。

しかしながら、例えば垂水市主催の講演会などで、講演内容をより深く利用するための副読本などは、精査した上で販売を許可しておりますように、単に販売だからということだけで不許可にするのではなくて、その目的をよく精査して判断をしているところでございます。

なお、このような自体が想定されることから、

同施行規則の第13条に「ただし、教育委員会が認めた場合にはこの限りではない」との文言を挿入し、柔軟な対応ができるように、本年1月1日付で改正をしたところでございます。

それから、調理室の利用につきましては、食生活改善推進協議会、公民館女性学級、コープフレンズなどの団体によって、食生活改善や食品の調理、さらに献立研究などに利用をされており、平成24年度は現在までに延べ49の団体が利用しておられます。さらには、昨年9月に市民館で行われたエコキャンndlの際、垂水高校生が手づくりのおやきを調理する際に利用され、このおやきの販売に垂水市商工会婦人部も一体となって取り組まれ、盛況でございました。

ただ、この折に、御質問にありましたように、利用者が不快な思いをされたとのことですが、今後このようなことのないよう教育委員会としても、もっぱら営利を目的としないことを前提に、市民の方々がより利用しやすい柔軟な対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（中谷大潤） 大蔵議員の高齢者の国道横断用反射材付きベストの活用についての御質問にお答えいたします。

本市における交通事故による死亡者は、平成24年中は1名でしたが、23年中は6名、22年中は5名、21年中が5名と、4年間で17名のとうとい命が奪われております。死者17名のうち高齢者が13名、約77%と高い割合を占めておりますことから、高齢者の交通事故防止対策としまして、広報車による街頭巡回を積極的に実施し、また、高齢者を対象とした高齢者交通安全教室を各地区で開催し、3月5日現在、約270名の高齢者が参加しております。

また、昨年10月には協和中学校跡地で、自動車学校協力のもと、夜間の実技体験に重点を置いた交通安全ナイトスクールを開催し、地区住民約100名に参加していただきました。

さらに、11月にはJ A Fの協力のもと、中央地区及び水之上地区の高齢者を対象とした高齢歩行者事故防止講習会に50名ほど参加していました。

平成24年中、本市におきましては、111件の交通事故が発生し、うち歩行者と車による事故は7件、うち高齢者がかかわる事故は4件、また夜間における事故は3件で、3件とも夜光反射材を着用されておらず、もし着用されていたら交通事故に遭遇されなかつたことも考えられます。県内におきましても、夜間歩行中の交通事故死亡者数は25人で、全員が夜光反射材の非着用でございました。

本市では交通安全対策といたしまして、夜光反射材付きたすきを毎年購入し、イベント開催時や高齢者学級あるいは振興会からの要望により、高齢者へ多数配布しているところでございますが、残念なことに夜光反射材付たすきを着用して夜間歩行をされる高齢者を見かけることが少ないので現状でございます。

御質問は、反射材付きベストの活用、配布の検討についてということでございますが、反射材付きベストは、反射材を取りつけた作業着として、交通の往来のある場所において他者が認識しやすく、接触事故などを防ぐ目的で着用する場合が多く、主に警察官や交通警備員、道路維持管理要員の作業現場で用いられ、また値段的にも高価ですので、市民相談サービス課としましては、安価な夜光反射材付きたすきを今後もできるだけ数多く配布し、交通安全教室など、あらゆる機会を通じて着用の指導を行い、高齢者の交通事故防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大蔵藤幸議員 それでは、一問一答方式で再質問に入ってまいります。

タイムリーなことにですね、昨日、地方議会議員の研修会という案内をいただきまして、こ

こに、東京都府中市が進めるインフラのマネジメントについていう案内をいただきしております。まさに私の質問の前日にこのような案内をいただきました。

実は私がなぜこのような質問を差し上げるかと申しますと、今度、水之上の体育館の屋根の改築と申しますか、補修と申しますか、880万円ですね、当初予算に入っております。これは過去に委員会でも私なりの考え方を持って指摘をさせていただいた経緯がございますけれども、公共の建物、個人の建物、これを区別してみますと、皆さんも私も一緒だと思いますが、自分のお家が降灰に見舞われ、耐用年数も近くなつてまいりますと、瓦の被覆が、塗装ですね、それなりに劣化しますと雨漏りの原因になります。よって、通常は10年に1回は必ず、建築の専門家に言わせますと、塗装をし直したほうがいいですよという指導を受けます。しかし、これは個人の家だからそのような、自分の財産を守るために判断をして資金を投入しているわけです。公有の財産というのは、皆さんのものですから、垂水市民全員のものですから、自分の財産管理という意識が希薄になっている。ですから、一定の年数もしくは通常の維持管理において、少し塗装を今でしておいたほうがいいのではないか、そのような考えを持っていただきたくて今回の質問に入っています。

実は私は喫煙家でございますので、屋上できのうもきょうも、多分あしたもでしょう、産業委員会がございますので、屋上で喫煙をしておりますが、屋上にたまつた灰を数年前に数百万円という投資をして防水をされました。しかし、その後どうでしょう。屋上にたまつた灰を除去すべく状況を見たことがない。あの灰は当然、雨水と一緒に縦どいに流れ込んでいきます。防水剤も、多分ウレタン塗装だと思いますが、降灰のガス等によって劣化する。20年もつものが、降灰を放置しますと10年、15年と耐用年数も短

くなっていく。そのようなことから今回はこの質問を差し上げております。

今、府中市の案内をいたしましたので、これはきょうの質問の中で先輩議員の池山先輩が同じような質問をされていらっしゃいますが、ちょっと角度を変えて切り込んでみたいと思います。

先ほど財政課長のほうで御答弁いただきましたけれども、確かに残存年数等調査は23年度の公有財産台帳によって仕分けが上がっています。この老朽化した建物を今後建てかえていくとなると、182億円、概算でしょうが、の投資が必要だと。垂水の場合は学校施設に関しては耐震補強も終わっておりますし、中学校は当然、耐震補強を終えて大規模改造が終わっております。当分は学校施設に関しては、今回の予算にも小学校の工事が予算化されておりますが、さほど問題ではないのかなと思ってはおりますが、学校関係の今後、例えば垂水の中央中学校の大規模改装は終わったという報告をいただいているのですが、やはりそれはみんなの財産だという観点から、普段の維持管理に努めなければならないものと思っております。

まず、公共施設がどういう状況なのか、公共施設を資産と捉えなければいけない。これは府中市の見解でございますけれども、ちょっと時間がかかりますけど読ませていただきます。

公共施設を建設した後は、その施設を管理するという視点で維持保全されることが第一であり、利用率の低い施設を他の用途への転用、使用料の適正化や稼働率の向上により歳入の増加といった施設を資産と捉え、有効活用するという視点の検討をしなければならない。

その後、公共施設についての情報を一元化し、管理運営上の課題や問題点を整理し、改善につなげていく。このような整理・把握を通じ、最も適切な公共サービスの提供方法について所有のあり方や管理運営のあり方を検討する。

公共サービスの提供に当たって必要となる土地や建物の整備、施設の管理運営をさまざまな民活手法も踏まえ、事業の公共性や効率性、質の向上の視点から、最も適した手法を選択することが必要です。

ここで、先ほど池山先輩の質問の中で、市庁舎の建てかえをするべきというような質問がございました。全く同感ではございますが、この市庁舎に関しては、つい先ほどの篠原先輩の質問でも、将来の人口の推移を見て、いかほどの建物が必要なのか。今のこの庁舎の規模で十分なのか、あり余るのか、狭いのか、人口が1万六千数百人の現状で、総合計画では1万8,000人を目標にされていますが、1万8,000人ではどの程度の規模が必要なのか。非常に長期的な調査がなされないと、庁舎建設の概要も出てこないと思います。

次にですね、この庁舎建設に、私は通告しておりませんので、この庁舎建設に関しては答弁は必要ございません。庁舎建設に関しては、例えば中央地区の公民館を兼ねている市民館、この維持運営費、管理費も相当なものだと思います。

過去に文化会館を建設された、私がそのとき、建設の計画のときに今の立場でございましたら一言お願いをしたはずでございますが、何せそのころはまだ私も垂水市に住んでおりませんでしたので、そのような機会がございませんでした。文化会館の中に市民館の機能を備えるような、そのような文化会館の建設であれば、その後の市民館の維持管理費等は相当な金額で減額ができたはずです。文化会館で年間何回ほどの利用があるのでしょうか。そのようなことも踏まえて、新しく庁舎の建設の計画があるならば、市民館の機能をどこかに配置がえをし、教育委員会が本庁舎であるのが当たり前です。

あと、公民館活動と各種の講座もしくは会合がございますね、この機能をどうするかを考え

るべきである。少し2段階でずれていきますけれども、商工会で一遍、議員の考えを聞きたい、垂水の商店街はどうすればもとに戻るのか、活性化できるのかというような場をいただきましたので、私は非常に奇抜な案でございますが、私なりの考えを発言をいたしました。

垂水を、国道を西東の商店街を眺めてみると、やはり昔の商店街と違いまして、車社会になってしまった以上、駐車場の整備されていない商店というのはなかなか客の足がとまらない、とまれない。この商店街を眺めてみると、順序立てて眺めてみると、どことあそこはということはここでは申しませんが、10軒、20軒の商店が同時に並列して閉鎖していればまだ方法はあると思います。ところが、飛び飛びで経営がなされている。それでは駐車場の確保はできないですね、ですから、商店街等が、本当に商工会が商店街の活性化を再起を望んでいらっしゃるなら、市民館機能を移して、だいわさんと駐車場を共有し、まちの駅構想を使えば、3億円かけて建設しても3分の1の受益者負担で済むはずだと、そのような提案を申し上げました。今、2段階と出ましたから、またもとに戻ります。

そういうことを含めて質問しているわけですけれども、現在、保有している施設に対し、63施設ですかね、必要な維持管理、更新を行えないことも十分に考えられます。仮に必要な維持管理、更新を続けた場合、財源不足により、ほかの行政サービスの提供に影響が生じるかもしれません。182億円という再建築費を考えますと、そのとおりだと思います。

公共施設は、今後この施設が更新の時期を迎えるわけですが、それまでの間に長期的に市の財政を維持できる仕組みを整え、将来の市民に負担を先送りしないよう、公共施設の維持更新に係る財政負担の軽減は、平準化に向けた取り組みが必要である。

昨年、産業厚生委員会は、富山市と黒部市において行政視察を行わせていただきましたが、黒部市では、私は、所管事項調査のレポートにも当然そのような内容を記しておりますが、汚泥処理施設の建設をPFI等を使い、設計の段階から、プレゼンの段階からPFIを使い、そして15年をもって20億円という出費を平準化しております。確かにすばらしい手法だと思います。

今回の予算ではですね、市営住宅の外壁防水、もしくは先ほど申し上げました水之上体育館の屋根の補修と、しなければなりません。しかしもっと早く少しでも手をかけていれば、一遍にそのような大きな負担をせずに済んだということだと思っております。今まであったことは、今まで管理をしなかったという言い方は弊害がありますが、管理をできなかったことは、これは過去のこととして、今後はやはり普段の管理を怠らないようにということをすべきと。

次にですね、公共施設に関しては、やはり団塊世代の退職を迎えてニーズが大分建築当時と変わっていると思うんです。このニーズにたえるべく、子育て世代にも合ったニーズ、高齢者にも合ったニーズ、もしくは防災の対応を踏まえて、今後は施設の総量の抑制・圧縮によるコスト削減、長寿命化による財政負担の平準化、このことが大事だろうと思います。

先ほど申し上げましたニーズの変化に対しましては、今後、市庁舎もしくは新しい公共の施設を建設の予定がある場合には、長期的なニーズの変化に対応できるよう、将来に向けての施設の転用や複合化に対応できるよう構造体と内装に分離して設計する考え方、スケルトン・インフィル工法と言うらしいですが、そういう設計のあり方が望ましいでしょうということで、これは私が佐多に知り合いが過去においてある会社の社長でございましたが、元気な社長さんでしたが、あるときには高血圧で倒れられま

して、壁構造の木造の家を新築をされて、1年でした。壁構造の家というのは、ここに専門家もいらっしゃいますけれども、この建物はラーメン構造と申します。ですから柱なしで広いスペースができるわけです。最近のプレハブメーカーの木造住宅は壁構造と申します。壁をとつたら強度がなくなる、壁で建物を支えている。その社長は、車いすの生活を余儀なくされて、壁を撤去することができずに隣に、経済的に裕福な方でございましたので、隣に新しいバリアフリーの車いす対応の新築をされた。それにスケルトン・インフィル工法というのはそういう意味で、構造体を壁構造にするなという意味、そうすると部屋を広く、狭い2部屋を1部屋に改造したり、時代のニーズに沿った公共の建物に変更できると、改造できるという意味なんです。

そのようなことで、今、これは私のもちろん好き勝手な提案ですが、財政課長いかがですか、どのように考えられますか、今の提案に対して。

○財政課長（北迫睦男）今お話を聞いておりまして、今後の公共施設のあり方についての考え方、方針ということではないかと思います。そのことで答弁させていただきます。

本市のこれまでの取り組み状況を御説明申し上げます。

平成16年策定の垂水市新行政改革大綱やその後の第4次、第5次の行政改革大綱の簡素かつ効率的な行政の推進の中で、公共施設の管理運営へのあり方について検討し、行政サービスの向上と経費削減に取り組むことを掲げております。

また、平成18年施行の行革推進法に基づきまして、国から公会計の整備推進を要請されまして、公有財産台帳整備を図ることが求められました。

そこで本市では、平成21年度から業務委託を行いながら、建物については、建築年次、延べ

床面積、再調達価格、耐用年数等、詳細なデータを記載した台帳整備と位置図の整備を行っております。

今後、この資産台帳を活用して、施設の状況は、運営状況、利用実態やトータルコスト等さまざまな角度から整理・分析した公共施設白書を取りまとめたいと考えております。

平成24年度は準備期間で基礎資料の収集等を行いましたが、平成25年度から作成に取り組む予定でございます。これにより、今ある施設を維持し続けることが財政的に可能であるか、また、廃止や複合化等の効率的利用の対策をどのように講じていくかなどを検討し、施設維持費の膨張により市民サービスの水準が低下するなどの悪影響が生じないよう対策を講じてまいります。

○大薗藤幸議員 よくわかりました。

あと、白書も当然つくられるということになりますが、今後は、例えば先ほど申し上げました水之上の体育館に関しては社会教育課所管でございますね、学校施設は教育委員会、市営住宅に関しては土木課ということでございますが、もうもうございますけれども、やはり管理は所管の課で日々しなければならない。しかし、総合的に長期的な視点から考えますと、施設に関する情報の一元管理ですね、そうしますと修繕や建てかえに当たって優先順位の決定、個別の事業計画等、全体補修等の調整ができる。このためには府内横断的な取り組みが必要だと。果たして一元管理をするのがどの所管なのかは私の範囲ではございませんが、常識的には財政課と。財政課でいろんな要望に対しては、その施設はまだですよとか、長期のビジョンを持って返事ができる。そうでないと、社会教育課があそこの建物が、教育委員会があそこの建物がと、土木課があそこの市営住宅がと予算請求されても、垂水は昨年度で11億円程度の基金があったわけですけれども、お金がないというよう

な言い方はどうなのかと思いますが、やはり潤沢な予算ではないわけですから、そこに長期的な計画を府内横断で、議会にも、できることなら市民にも示していただければ、市民の要望に対する返答に困らないと思うんですが、市長いかがですか、最後にこの件に関しては。

○市長（尾脇雅弥） 大薗議員の公共施設のマネージメントの一元管理についての御質問だと思いますけれども、現在、公共施設は行政財産として、各所管課が今お話しeidaitaiのように管理運営しているものがほとんどでございます。管理運営に関するノウハウや予算など、所管課の持つ人的・物的能力に依存しているところから、公共施設の状態に格差が生じてしまう場合がございます。今後も、各所管課が管理する必要度はありますけれども、この格差の解消や、一方で厳しい財政状況の中、総合的かつ長期的視点から、施設に対する情報の一元化、一元管理や評価などを行うことは必要だと私も考えます。

また、施設の修繕や建てかえに当たっての優先順位の決定や個別の事業計画と全体方針との調整など、府内横断的な取り組みが必要でございます。これから自治体経営は、地方自治体として全体の最適化を目指す必要がありますので、議員御指摘のとおり、情報の一元化等により全府的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○大薗藤幸議員 ありがとうございます。丁寧な答弁をいただきました。

次は、農道の維持管理費はということだけれども、これは16年の行財政改革のスタート後、今、平成24年でございますが、約7～8年ですね、やっと市民に、垂水は財政が思わしくない、厳しい。北海道のある市みたいにならないためにということで、執行部の方々も議会の方々も市民に説明をされて、市民の感覚が今の状態ではあるんですけども、しかし、片や垂水は10

億円以上の貯金を持っているということも流れています。果たしてその基金の、預金という基金が10億円で十分なのかというような議論は別にいたしまして、別にしまして、市に要望しても、この農道は今はお金がないから着手していただけない。私もそのような説明を何回もしました、要望があるたびに。しかし、私はきょうは特定の路線を挙げまして、整備が必要なのではないかというような質問をしているわけですが、今から路線名を挙げますが、私はこのような質問をしたことは1回もございません。あの路線は、あの道路はと、過去に6年近くの在籍の中で特定の道路、路線名を挙げて整備のお願いをしたことはございません。そこは御理解をいただきたいと思います。

というのがですね、中俣の瀬角ヶ迫線というのがございます。4～5年前に材料支給をいただきまして、一部、何十メートルか舗装をさせていただきました。当然、受益者の方々が一生懸命頑張っていただきました。しかし、ほとんどの受益者が高齢化しているのが実情でございます。よって、受益者云々だけではなかなか難しい。材料支給ということ。この中俣中央線の南側に、上り道路でございますが、迫田川から。この台地は霜害がない、霜が当たらないという非常にいい台地だと思います。しかし、中央線が災害で通行止めになったときに中央線の災害より東側ですね、山手側の圃場はこの道路を迂回路として使っております。そのときは一部、仮に整備をされた経緯がございます。ここにも、父親が血圧で農作業ができなくなり、子供さんが後継者として農業をされた。その方が言われるに、市木あたりは非常に農道がきれいだと、なぜここだけなんだと、瀬角ヶ迫線だけこんなに悪いんだと。私は、市木は県の事業で樹園地農道という方法で整備がされているんだという説明をしましたが、県と市は違うんだという説明をしましたが、そうなんですかと納得はいた

だいたものの、やはり今後のことを考えますと、道路がよければ耕作をしたいという農家も数人いらっしゃるようでございます。ということで、この農道に対して何らかの対策はできないのかを再度お願ひいたします。

○農林課長（池松烈）農道について答弁したいと思います。

要望箇所につきましては、台帳によりますと、瀬角ヶ迫線は延長1,900メートル、幅員2.5メートルから4メートルとなっております。非常に傷みがひどいようでございます。議員の話では、周辺の受益者の方々は大分御高齢であられるとのことでございますが、お話を聞いたところ、後継者の存在もあられると聞いております。農業全体の中で考えますと、遊休地、耕作放棄地にならないように、そして担い手、後継者の育成も視野に入れていかないとと思います。補正での対応を求めていらっしゃるのかわかりませんが、まずは現況の把握をしっかりと行いたいと考えております。その上で、整備が全体で必要か部分的に必要か、どの手段、方法をとるのがいいか、まずはそこらあたりをしっかり試算を行いまして、今後の判断の材料にできたらと考えております。

○大蔵藤幸議員 ありがとうございます。納得いきましたので再々質問はございません、この件に関しては。

次にですね、市民館内の調理室に関しましても先ほどの答弁で納得いたしましたので、今後ともよろしくお願ひいたします。

最後に、私は、国道横断用のベストの配布はというようなテーマは、垂水は、37～38キロの延長を持つ国道を二分して東と西に集落がございます。過去に新城の国道でも夕方ですかね、横断中の高齢者が事故に遭われた。中俣でもそうでした。これは中俣は朝ですね。ごみステーションの問題もあるんですよ。国道をまたいで西・東に各集落ごみステーションを設けられれ

ば、ごみの廃棄による事故は防げる可能性は高いんです。ところが、地理的もしくは地権者等の問題も了解をいただけずに、西・東両方ステーションを構えられない地域もございます。

国道は、冒頭で申し上げましたけれども、本当に時期的には降灰に見舞われて夕方は、私もドライバーでございますが、全く見えません。なぜ国道を挙げているかといえば、できれば市道でも県道でもそのような対策が必要でございますが、国道の場合は車両の速度も結構速いです。これはですね、今月初めの南日本新聞の社会面ですけれども、さつま署がですね、交通安全講習を受けると特典が受けられると、垂水市も当然、交通安全講習を頻繁に行っていらっしゃるということですが、さつま署では受講のたびにポイントが、これはさつま署が出しているんだと思いますが、商品券がもらえると。しかし、数字上交通事故に対する効果が見られない。

次に、肝付町は、反射材の着用を促す新制度を始めた。たすきを当然、全世帯8,300世帯に配布ということでございますけれども、垂水も、先ほどの答弁では反射材付きのたすきを配布しているけれども、なかなか着用していただけない。冬場は夕方5時になりますと暗くなる、冬至のころですね。5時というのは仕事場から職場に帰る人、過ぎたら職場から自宅へ、所用の方もいらっしゃる。やはり交通量がふえます。皆さんもほとんどがドライバーでいらっしゃいますから、おわかりのはずです。全く夕方は見えません。

それとですね、電動カーの件もなんですけれども、電動カーも反射材がついております。高齢者が利用なさっている。交通弱者、障者が使っていらっしゃいます。電動カーに関しましても、できるものなら、あの反射材を倍も3倍も大きいものに提供をしていただきたい。ほとんど見えません。そばに来ないと気がつきません。

これ数年前ですかね、尾脇市長が就任をされ

てからですが、牧集落の入り口で小学生ですかね、死亡事故が発生しました。あの件も当時の市民相談サービス課にお願いをして、非常に危ないと、集落からも要望がございました。スピード制限はできないかと、集落の前後100メートル、200メートルでもいいです。私は派出所にも、管轄署にも参りました。ところが、公安が許可を出さないということです。そのとき、相談課は実際に力を入れて動かされたのか、結局ああいう痛ましい事故が発生してしまう。そして、事故があったからラインを引き、停止線を引き、これじゃ遅い。将来の子供が大事だと思う。もう答弁は要りませんから、そのようなことで、やはり危ないと思った箇所は事故がないと動かないじゃなくて、ぜひ自分のお父さんお母さんが危ない、自分の子供が危ないという意識を持って対策を講じていただきたい。そしてそれなりの協議もしていただきたい。そのようなふうに思いますので、今後ともぜひお力をいただきたいと思います。

本当に長い間ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、平成25年各会計予算案に対する質疑及び一般質問を終わります。

△委員会付託

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

平成25年度各会計予算案を各所管常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、平成25年度各会計予算案は各所管常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

○議長（宮迫泰倫）本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明7日から14日までは、

議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月15日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これをもちまして散会します。

午後4時40分散会

平成 25 年 第 1 回 定例会

会 議 錄

第 4 日 平成 25 年 3 月 15 日

本会議第4号(3月15日)(金曜)

出席議員 15名

1番	川 越 信 男	10番	池 山 節 夫
2番	堀 内 貴 志	11番	森 正 勝
4番	感王寺 耕 造	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	宮 迫 泰 倫
6番	堀 添 國 尚	14番	徳 留 邦 治
7番	田 平 輝 也	15番	篠 原 靜 則
8番	持 留 良 一	16番	川 畑 三 郎
9番	北 方 貞 明		

欠席議員 1名

3番 大 薦 藤 幸

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	水 産 課 長	岩 元 悅 郎
副 市 長	寺 地 浩 一	商工觀光課長	塚 田 光 春
総 務 課 長	山 口 親 志	土 木 課 長	宮 迫 章 二
企 画 課 長	倉 岡 孝 昌	会 計 課 長	脇 孝 久
財 政 課 長	北 迫 瞳 男	水 道 課 長	川 井 田 志 郎
税 務 課 長	葛 迫 隆 博	監查事務局長	前 木 場 強 也
市 民 課 長	野 妻 正 美	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談		教 育 長	長 濱 重 光
サ ー ビ ス 課 長	中 谷 大 潤	教育総務課長	川 畑 千 歳
保 健 福 祉 課 長	白 木 修 文	学校教育課長	牧 浩 寿
生 活 環 境 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平
農 林 課 長	池 松 烈		

議会事務局出席者

事 務 局 長 磯 脇 正 道

書 記 篠 原 輝 義  
書 記 有 馬 英 朗

平成25年3月15日午前10時開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第1号～議案第14号、議案第24号～議案第34号、陳情第13号・陳情第14号一括上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第1、議案第1号から日程第14、議案第14号まで及び日程第15、議案第24号から日程第25、議案第34号までの議案25件並びに日程第26、陳情第13号及び日程第27、陳情第14号の陳情2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第1号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 案

議案第2号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 案

議案第3号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例 案

議案第4号 垂水市養殖用作業施設条例 案

議案第5号 垂水市市道の構造の技術的基準等に関する条例 案

議案第6号 垂水市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例 案

議案第7号 垂水市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例 案

議案第8号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案  
議案第9号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市課設置条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 案

議案第14号 垂水市市営住宅条例の一部を改正する条例 案

議案第24号 平成25年度垂水市一般会計予算案

議案第25号 平成25年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案

議案第26号 平成25年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案

議案第27号 平成25年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案

議案第28号 平成25年度垂水市介護保険特別会計予算 案

議案第29号 平成25年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案

議案第30号 平成25年度垂水市病院事業会計予算案

議案第31号 平成25年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案

議案第32号 平成25年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案

議案第33号 平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案

議案第34号 平成25年度垂水市水道事業会計予算 案

陳情第13号 垂水市の人口増の陳情

陳情第14号 市の財政健全化策についての陳情

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生副委員長。

[産業厚生副委員長川越信男議員登壇]

○産業厚生副委員長（川越信男）おはようございます。

去る2月21日、3月6日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月7日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第1号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例案、議案第2号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例案、議案第3号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例案、議案第4号垂水市養殖用作業施設条例案、議案第5号垂水市市道の構造の技術的基準等に関する条例案、議案第6号垂水市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例案、議案第7号垂水市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例案、議案第11号垂水市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例案、議案第12号垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案、議案第13号垂水市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案及び議案第14号垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成25年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、水産課所

管において、「海外へのトップセールスの必要性は何か」との質問に対し、「垂水の漁業については、物をつくるということに問題があるのではなく値段の問題などで販路先に問題があるということで、国内は少子高齢化で胃袋も小さくなってきているため、加工販売という形で新しいマーケットを海外に見つけ、そうすることによって地元に雇用が生まれるという可能性がある。結果が出るまでは時間はかかると思うので、長期的な視点で必要になってくる」との答弁がありました。

そのほか、堆肥センターに関する質疑、道の駅の木質チップボイラーに関する質疑、宅地内降灰に関する質疑が行われ、意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第24号平成25年度垂水市一般会計予算案中の所管費目について諮ったところ、本案に対する修正案が提出されました。

修正内容は、歳出で、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費の旅費101万円のうち70万円を減額し、14款予備費、1項予備費に70万円を組み替えようとするものであります。

修正案提出者の趣旨説明の概要は、海外へトップセールスに行く前に、もう少し本質的な部分で両漁協に対して旅費70万円を有効活用したほうが効果があるのではないかというものです。さきに修正案に対して諮ったところ、可否同数がありました。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において修正案に対する可否を採決した結果、修正案は否決となりました。

したがって、議案第24号平成25年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成25年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第29号平成25年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第30号平成25年度垂水市病院事業会計予算案、議案第31号平成25年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、

議案第32号平成25年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第33号平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第34号平成25年度垂水市水道事業会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） 次に、総務文教委員長。

〔総務文教委員長北方貞明議員登壇〕

○総務文教委員長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。

去る2月21日及び3月6日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、3月11日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第8号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、管理職手当に関する取り扱いについての改正でございましたが、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、「本則の金額を30%減額する根拠は何か」の質問に対し、「これまで30%の減額であり、この額であれば県内19市中11番目の金額となる。そのため、課長会に諮り理解を得た」との答弁がありました。また、そのほか、「30%カットが妥当なのか」等の質疑があり、意見も出尽くしたので、議案第9号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、異議があつたので挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号垂水市課設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成25年度垂水市一般会計予算案中の所管費目及び歳入全款については、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成25年度垂水市国民健康保険特別会計予算案については、原案どおり可決されました。

次に、議案第26号平成25年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案については、制度設計に関する異議がありましたので、挙手による採決を行い、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第27号平成25年度垂水市交通災害共済特別会計予算案については、原案どおり可決されました。

次に、陳情第13号垂水市の人口増の陳情並びに陳情第14号市の財政健全化策についての陳情につきましては、内容に不備があり、ともに具体策に欠けるものがありましたため、審査の結果、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○惑王寺耕造議員 総務文教委員長に質疑いたします。

議案第24号平成25年度垂水市一般会計予算案の部分について質疑いたします。

10款教育費、この中の目の2事務局費、19節の負担金、補助及び交付金、この部分の垂水高等学校振興対策協議会補助金498万3,000円が計上されております。

垂高の補助金については昨年度から始まったわけですけれども、本年度については特に新規事業といたしまして通学費助成と、264万3,000円計上しております。この部分について、市外からの学生さんにも支払われるわけですけれども、通学については、子供の希望、親の希望、その部分で家計が苦しくても市外への、鹿児島市とか霧島市、鹿屋市へ進学されている現状があります。そうしますと、市外の住民票のないお子さん方に補助金をあげて、家計の中が苦し

くても通学費を出している市民の方々に関する、何といいますか、その辺についてどのような議論がなされたのかお伺いいたします。

また、本年度の入試につきましても、垂水高校普通科1次の部分で10人、生活デザイン科28人という現状でございます。また、県内の入試も見ますと、どこも少子高齢化の部分で1倍未満と、定員割れの現状が続いております。そういう中で、やがてやっぱり県の県立高校の統廃合という部分が議論されなければいけない時期になっていると思うんですけれども、その辺についてどのような議論がなされているのか、よろしくお願ひいたします。

○総務文教委員長（北方貞明）この制度は、まず垂水高校を存続するということが主の目的であり、また垂水高校を存続する猶予がないということから、この制度を設けたということの話がまずありました。

その中で、現状の報告がありまして、平成24年5月1日現在で、在校生122人の生徒のうち、徒歩で通学する生徒が41名、自転車で通学する子供が45名、自家用車で保護者が送迎する生徒が8名、バス・フェリー等の公共交通機関を利用する生徒が28名、そのうち市内から3名、残りの25名が鹿児島市、鹿屋市の市外から通学しているという報告をいただきました。

その中で委員のほうから、垂水の市税を使って垂水市の市民は納得しているかというような問い合わせがありまして、答えとしまして、学校がなくなることによって地域の活力、活性化が失われるということで、どうしても存続しなくてはいけないという思いの中で、大方の市民の方々が存続の気持ちになりつつあると感じているというような教育委員会の話がありました。

以上です。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、反対の討論を行っていきたいと思います。

議案第24号平成25年度一般会計予算案及びそれに関連する関係もありまして、議案第25号平成25年度垂水市国保特別会計予算案、議案第26号平成25年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第28号平成25年度垂水市介護保険特別会計予算案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず最初に、議案24号平成25年度一般会計予算案についてです。

私は、総括質疑の冒頭で、予算の考え方、見方について、予算を見るときまず重要になるのは、住民施策が前進した点、後退した点はどこなのか、公共料金など住民負担は変わっていかないかということを挙げました。さらに、住民が市に要望してきた施策が具体化されているか、雇用や地域経済、介護保険を初め、切実で緊急な問題に対応しているかどうか、大事な評価の基準になる。そして、予算の評価は、具体的な施策を住民の利益にとってどうかという点をしっかりと見て、総合的に判断していくことが基本であると述べました。

この観点からいくと、部分的には大変評価できる内容も多数ありました。しかし、雇用や地域経済、介護保険を初め、切実で緊急な問題に対応しているかという点については不十分と言わざるを得ないと考えます。

最初に、国の施策で大胆な金融緩和により円安が進み、輸出大企業を中心に株価が上がっていきます。しかし、恩恵を受けているのは大企業

や富裕層で、国民の暮らしは全くよくなっています。デフレ脱却のためには、非正規雇用など全体の賃金を引き上げるとともに、人間らしい暮らしを保障するルールをつくり、国民の暮らしを応援する政治を実現することです。このような中、本市の地域経済は依然として厳しい状況にあることが個人市民税の減収という歳入の点からもうかがえます。一方、法人税は増収が示されています。しかし、市民税の基本は固定資産税が中心であり、市民の暮らしがとても大変な状況であることがわかります。このようなことからも、地方自治体として市民の暮らしを守ることを最重点にした予算編成にする必要がありました。

施政方針では3つの重点施策、1つ、安心・安全なまちづくり、2、6次産業化と観光振興、3、子育て支援・高齢者対策を掲げられました。しかし、昨年の市民満足度調査からの全体として、特に重点的に取り組む施策では、子育て支援、医療体制の充実、働く環境の充実が結果として示されていました。さらに、高齢者の生活実態調査で、日常生活や将来への不安では経済的負担というのが大きなウエートを占めています。これらの点からも、市民の要求、願いに応えていたのでしょうか。安心・安全なまちづくりの問題では、特に通学路の整備は子供たちの安全を確保する上で喫緊の課題であり、本年度中に整備すべきものだったと考えます。

6次産業化と観光振興問題では、基本は農林水産業が安定的に生産活動していくことです。農業においての議論では、担い手確保の名のもとに多くの農家を締め出すような取り組み、選別、構造政策への疑問は払拭できませんでした。水産業の経営の再生と安定経営のために、生産調整への取り組みとともに、産地価格形成の場とルールづくりで公正な卸市場の運営、大手量販店などの優越的地位を利用した生産コストを無視した買いたたきを規制するルールづくりな

ど、避けて通れない課題であり、打開へ向けての取り組みが求められています。

子育て支援・高齢者対策については、総括質疑でも明らかになったように、人口問題など最も重要な施策は少子化対策でした。近隣市町と比べても、さらに子育て中の保護者の要求からも、依然と格差はあります。特に、子供の医療費の完全無料化、病児・病後児保育や学童保育所、就学援助の拡大など経済的支援は切実です。

高齢者問題では、命と健康を守るために、予防から治療等を一体化した総合的な地域医療の確立、いわゆる地域包括ケアは市民も求めている方向です。しかし、新たなサービスを低所得者、それを支える家族が利用できるかどうか、保障はどうなるのか、課題がいっぱいです。特に、保険あって介護なしの現状や介護職の厳しい労働条件、人手不足、経営難、深刻な施設の現状への言及はありません。逆に医療難民や介護難民が減るどころか、地域包括ケア難民という新たな困難層が拡大することになる懸念があります。あるべき地域包括ケアの方向と実現のためには、公的責任の強化や公的制度の拡充が必要と考えます。しかし、今回の質疑でも明確になりました。

以上の主な理由を述べて、平成25年度垂水市一般会計予算について反対の討論をいたします。

次に、議案第25号平成25年度垂水市国保特別会計予算案についてです。

1つは、値上げを想定した予算になっていることの問題です。長野県菊池町で提案されている国保会計は、昨年の野菜農家の所得の落ち込みが予測されることから、国保税軽減のために一般会計から繰り入れが行われています。本市でも、漁業集落排水処理施設特別会計や簡易水道事業特別会計にも当初予算には一般会計からの繰り入れがされています。これらは市民の暮らしや命を守るために避けて通れない点であり、公的責任を果たしているものです。

もう1点は、一般質問でも主張したように、市民の健康を支え、介護保険制度を下支えする国保の役割を考えれば、本来、国が中心になって担うべき公的支援の一端は自治体が担う責任があるのは、これらの事実からも明白です。この問題に対して、加入者が自己責任や助け合いで対応できるものでないことは、国保財政が保険税で賄えないことから出発した点からもわかつていることであり、国民健康保険法第4条には国・県の義務責任が明記されています。だからこそ、国庫補助が減らされている中、構造的問題によって管理者の負担能力が低いこともあります、財政投入を自治体が展開する必要があります。

以上のような理由から、市は、国の補完的、代替的存在として一般会計からの繰り入れという補填をしなければならない問題だと考えます。この制度は、先ほど述べたように国が中心になって担うべきものであり、私たちも国庫補助をもとに戻せと主張し、行動すべきと考えます。

最後に、宮崎市では、市が諮問した国保税値上げ案に対して、運営協議会は全員一致で不承認、値上げ案を見送る答申書を出しました。理由は、長引く景気低迷により1人当たりの所得が減少傾向にある。これ以上の税負担を求めるることは困難、さらなる国保税の改定は被保険者の生活に多大な影響を与えるものとして、諮問は承服しかねるというものです。

以上の理由を述べて、平成24年度国民健康保険特別会計予算について反対の討論といたします。

議案第26号平成25年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案についてです。

この医療制度で、全国で保険料の滞納により差し押さえを受けた人が1,986人、鹿児島県では48人です。滞納保険料は1人当たり平均で13万円で、これらで差し押さえするわけですから、いかにひどいものかと御理解がいただけるもの

と思います。高齢者をこのような現状に追い込んでいいものでしょうか。もとの老人保健制度ではあり得なかったことです。後期高齢者医療制度での保険料収入が、保険料は収入がない人も含めて75歳以上の全員にかかります。高齢化につれて際限なく保険料が上がることも指摘されていましたが、昨年の保険料引き上げを見れば一層明らかになったと思います。

このような事態からも、高齢者の命、暮らしを守ることはできません。私は、もとの老人保健制度、高齢者が国保や健保に加入したまま現役世代より低い窓口負担で医療を受けられ、保険料の際限のない値上げや別枠の診療報酬による差別医療はなくなる制度へ戻すべきだと改めて訴えたいと思います。

以上の理由を述べて、平成25年度後期高齢者医療制度特別会計予算について反対の討論といたします。

最後に、議案第28号平成25年度垂水市介護保険特別会計予算案についてです。

介護保険制度は、介護の社会化を目的として公的な介護体制を確立し、その財政は公費と国民が負担する保険料、利用料で賄うとしてきました。しかし、現実は、仕事をやめての家族介護や高齢者だけの老老介護の問題など、悲惨な問題も生まれている実態が続いています。このような問題の解消どころか、社会保障費の抑制のために公的介護の整備はおくれ、国民には給付の抑制と負担強化が押しつけられています。昨年の介護報酬の改定によって、利用者、家族の生活に支障、困難が生じたという医療機関の調査も出ています。

私は、安心して必要な人に必要な介護が受けられるよう、保険料及び利用料の市独自の減免、減額制度をつくり、家族や高齢者を支えていくのが自治体の責務と考えて求めてきましたが、いまだに実現していません。

以上の理由を述べて、平成25年度介護保険特

別会計予算について反対の討論といたします。

以上で終わります。

○議長（宮迫泰倫） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 私は、議案第8号に対して反対の立場で討論いたします。

まず、タイミングが非常に悪い、そして市民感情にも配慮しなければならないだろう、以上2つの理由であります。

本来ならば修正案で対応すべきかと思ったんですけれども、市長の強い意思を感じました。その強い意思を尊重して、修正案の提出には至りませんでした。

以上で、討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫） ほかに討論はありませんか。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 私は、議案第9号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をいたしたいと思います。

先ほども総務文教委員長から、異議があつたということでございました。圧倒的多数でこの私の意見は、異議は否決されたわけでございますが、一言関連づけて申したいと思います。

まず、その前に、ただいま川尻議員が第8号について反対の立場から討論されましたけれども、私はこの8号についても質問をいたしております。

まず、この中では、教育長の給与問題あるいは副市長の給与問題が一緒に議案として提出されております。2年前、県のほうから、現在の副市長をおいでいただいたわけでございますが、そのときは県費との調整ということで10%から5%を提案され、それを見た上で承認をしたわけでございます。今回どうなるかはわかりません

けれども、その5%については何ら検討がされていなかったと。その真意を聞きましたところ、市長が25%から10%にカット率を縮小するというところで、副市長並びに教育長の給与縮小は考えていないという回答をもらったように覚えております。

そういう中で、その根拠としては、市長は、公債費が少なくなってきた、あるいは財調とかそういう積立金がふえてきたと、すなわち市の財政が好転しているということを言われたように記憶しております。その財政が好転したのは、市長の努力もあったかもしれません。役所の職員の努力もあったかもしれません。そして垂水市の市民の努力もあったかもしれません。全て、みんな我慢してこの財政が好転してきているというところに至らないといけないと私は思っております。百歩譲って市長の見解をよしとした場合に、それではこの第9号について、管理職の手当を30%減ずるという条例ですが、これはずっと続いております。市長の言われる財政好転が要因であるならば、なぜこの管理職手当の30%カットまで手を入れられないのか、なぜこの管理職の手当を30%で置くのか、それは非常に理解に苦しむところであります。

まず、家でも家長たるもの、ふだんは焼酎を飲んでもいいし、あてを食べてもいいだろう。ただし、困窮した場合はまず子供からではないか。経営者たるもの、業績が厳しいときは従業員の口をまず満たしてあげる、自分たちは食わなくともそれが普通の経営者じゃないかというふうに感じております。まず、首長たるもの、一番最後だろうという思いは常々しております。そうしたところから、なぜこの30%のままにされたのか、それが私は不思議でなりません。

そしてまた、この手当についていろいろ総務課長のほうから、その経緯並びにそういう、どういう位置にあるかというのも回答ありました。そうであるならば、今回はこの30%そのも

のの条例を反対し、そして100%に戻る、リセットするわけでございますが、そうした後に本則を改正し、あるべき垂水市の管理職手当をまた我々議会の前に提案していただくと、そういう思いから、今回のこの条例議案については反対をするものでございます。

同僚議員の皆様の御賛同よろしくお願ひをいたします。

終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありましたので、議案第8号、議案第9号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第28号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第8号、議案第9号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第28号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第8号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第9号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方

は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第24号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第25号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第26号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第28号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮ります。

陳情第13号に対する委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立少数です。

よって、陳情第13号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第14号を採決いたします。

陳情第14号に対する委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立少数です。

よって、陳情第14号は不採択とすることに決定しました。

△議案第35号～議案第40号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第28、議案第35号から日程第33、議案第40号までの議案6件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第35号 垂水市監査委員の選任について

議案第36号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第37号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について

議案第38号 平成24年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案

議案第39号 垂水市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

## 条例 案

議案第40号 垂水市議会委員会条例の一部を改正する条例 案

---

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅也）議案第35号の垂水市監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

現在、監査委員であります馬籠義人氏が平成25年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに岩元明氏を監査委員として選任しようとするものでございます。

選任しようとする岩元明氏の住所は、垂水市新城639番地1、生年月日は、昭和25年2月3日、委員の任期は4年でございます。

なお、この議案の上程は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第36号の垂水市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員であります桑波田智恵美委員が平成25年3月31日をもって辞職されることから、新たに教育委員会委員を任命する必要が生じましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任命しようとする方は、中谷いつみ氏でございます。住所は、垂水市柊原362番地、生年月日は、昭和32年8月27日でございます。

なお、委員の任期は通常4年でございますが、任期途中での辞職に伴い、前任者の残任期間となりますので、任期は平成26年10月1日までということになります。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○総務課長（山口親志）議案第37号鹿児島県

市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本市が加入しております鹿児島県市町村総合事務組合からの協議依頼に基づき、上程するものでございます。

鹿児島県市町村総合事務組合の規約の変更内容につきましては、南薩地区消防組合の解散等に伴い、平成25年4月1日から、組合を組織する地方公共団体から南薩地区消防組合を脱退させ、「指宿地区消防組合」を「指宿南九州消防組合」に名称変更するものとなっております。

鹿児島県市町村総合事務組合規約を改正するためには、同組合を組織します全部の自治体と総合事務組合との協議が必要になることから、本市においても、他の自治体同様に議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。  
○財政課長（北迫睦男） 議案第38号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、国は、緊急経済対策として補正予算を編成し、地方公共団体にも積極的な事業実施を要請いたしました。今回計上しました事業のほとんどは平成25年度当初予算に計上しておりましたが、これらの前倒しの実施について、県等を通じて要請がございました。地方負担分に補正予算債の充当や、元気交付金の対象となるなど財政的に有利な条件であったことから、本市でも補正予算を編成したものでございます。

また、一部の事業で翌年度へ繰り越す必要が生じたことと、今回の補正分は事業実施期間がないことからやむを得ず繰り越すもので、翌年度へ繰り越す事業の繰越明許費の設定をするものでございます。

今回、歳入歳出とも5億5,476万3,000円を追

加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、94億5,016万3,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、4ページの第2表繰越明許費にお示ししております。

繰り越し事業の内容でございますが、ほとんどは国の補正に係る緊急経済対策事業でございます。そのほかに、高峰地区の林業専用道路網整備事業、市道内ノ野線改良工事の2事業がございます。全部で15事業、総額5億6,897万5,500円でございます。

繰り越しに要する財源は、国県支出金、地方債、一般財源でございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第3表地方債の補正をごらんください。

追加として新たに記載しようとするものでございますが、道路整備事業は、社会资本整備総合交付金で実施します田地明・垂桜線ほか3線に公共事業等債を充当するものでございます。

小学校施設整備事業は、垂水小学校のトイレ洋式化事業と柊原小、協和小の防災強化事業として手すりを改修するもので、学校教育施設等整備事業債を充当するものでございます。その下の学校施設整備事業は、柊原小と協和小の外壁改修に緊急防災・減災事業債を充當いたします。2つの事業は一緒に行いますが、起債区分の違いで分けているものでございます。

あけていただきまして、変更でございますが、農業基盤整備事業は、農業災害対策整備事業と中山間地域総合整備事業、漁港漁村整備事業は海潟漁港水産基盤整備事業のいずれも県営事業負担金の増額によるものでございます。

中学校施設整備事業は、グラウンド整備等の屋外教育環境整備事業、プール改築、武道館新

築事業でございますが、それぞれの事業費の借り入れ分を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借り入れ総額を、繰り越し分を除いて10億7,038万9,000円とするものでございます。

次に、歳出の事項別明細で主なものを御説明申し上げますが、まず10ページをお開きください。

農林水産業費の農地費と漁港建設費は、説明欄のそれぞれの県営事業負担金の増額によるものでございます。

土木費は、全て社会资本整備総合交付金事業によるものでございますが、道路維持費の委託料は、瀬戸山トンネル点検や城山地区ののり面点検等の業務委託でございます。

工事請負費は、田地明・垂桜線ほか3線の改良工事分でございます。

住宅管理費は、市営住宅元垂水団地の屋上防水工事と外壁改修工事により長寿命化を図るうとするものでございます。

教育費の小学校施設整備費は、先ほど申し上げましたが、柊原小と協和小の安全対策として、手すり改修と外壁の耐震化工事を施工するものでございます。

11ページの施設整備費の中学校施設整備費は、中央中学校の屋外環境整備事業のグラウンド整備、フェンス設置とプールの改築、武道館の新築工事を施工するものでございます。

これらに対する歳入は、7ページの事項別明細及び9ページの歳入明細にありますように、国庫支出金と地方債の特定財源を充て、不足する分は繰越金の一般財源を充てて収支の均衡を図っております。

なお、今回の補正分については、一般質問の答弁でも申し上げましたように、国の補正に対処したもので、平成25年度当初予算計上分を前倒しして予算編成しておりますので、可決していただきましたら平成25年度当初予算計上分は補正で減額しますので、御了承いただきたいと

思います。

それから今回の経済対策で追加される公共投資の地方負担分については、財政力にもよりますが、約8割が交付される、地域の元気臨時交付金の制度が今年度限りの措置として創設されております。

本市分の概要について御報告申し上げますが、あくまで現時点での見込みでございますので御了承いただきたいと思います。

補正予算（第6号）分の事業費のうち、交付金対象事業費は5億994万円で、そのうち本市負担分が3億3,020万円でございます。この本市負担分の8割、約2億6,410万円余りの元気交付金が交付される見込みでございます。元気交付金を財源とする事業は今回の補正に2,600万円充当しておりますが、残額を平成25年度補正予算で措置する予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[川畠三郎議員登壇]

**○川畠三郎議員** 議案第39号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第40号垂水市議会委員会条例の一部を改正する条例案の主な提案理由を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第39号について御説明申し上げます。

議員の市外出張の費用弁償については、垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第1項の規定により、市長の旅費額と同額の費用を弁償することになっておりますが、現在、市長の旅費額は、行財政改革の一環として、垂水市職員旅費支給条例附則第7項の規定により、当分の間一般職員と同額とされております。

そこで、本市議会としても、これらを踏まえ、また議会改革の一環として、議員の市外出張の費用弁償については、市長と同様、当分の間一

般職員と同額とすることが2月21日の全員協議会で決定しましたので、ここに議案を提出するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第40号について御説明申し上げます。

今回の改正案は、垂水市課設置条例の一部改正に伴いまして、委員会条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容としましては、委員会条例第2条第2号中の産業厚生委員会所管の「水産課、商工観光課」を「水産商工観光課」に改めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参考願います。

午前10時58分休憩

午前11時30分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 それでは、2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は確認とその性格上、それをどんなふうに考えられるのかということで、1点目は議案第35号監査委員の選任についてお聞きしたいと思います。次には、40号の補正予算について

質疑をしたいと思います。

まず、監査委員の選任について、今回選任されるということが出てきたんですが、私も改めて地方自治法を見たりして、どう考えるべきかということをいろいろと模索をしたんですが、その中に、196条第2項、これは本市とは直接は関係はないんですけども、識見を有する者の中選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあっては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならないと。については、その基本となるのは、人格が高潔で自治体の財政管理、事業の経理管理、その他行政運営に関するすぐれた識見を有する者でなければならない。これが1点と。

ただ、ここでいう第2項の関係で、私たちのところは関係ないんですけど、ただ、その性格上、内容が吟味されなきやならないということでお聞きをしたいと思うんですけども、ここでは、人口25万以上のところでは退職後5年間は監査委員には就任できないというのが明記されているんですけども、本市とは直接関係ないんですけども、ここでうたわれているのは、いわゆる中立性とか信頼性の確保のための規定と私自身は解釈をするんですが、それだけ監査委員の持っている責任、役割は大変重たいものがあると思うんですが、この中立性・信頼性の確保、確かに法律との関係では規定はないんですが、選任に当たりまして、このことをどんなふうに考えて選ばれたのかですね、このあたりのことについてお聞きをしたいということと。

それから、40号の補正予算についてですけども、多くの公共事業があるわけなんですが、これだけやっぱり相当な事業ということは、本市にとっても経済的にも大変貢献するものであり、雇用の面からも大変喜ばしいことだとは思うんですが、最終的には国の財政が大変

厳しくなって、その後、消費税の問題とか含めて国民が負担しなきゃならない結果になるかという懸念はあるんですが。

そこでお聞きしたいのは、要は、この事業が、私が考えるとほとんど市内の業者ができるのかどうなのかですね。できたら、やっぱり市優先、もしくは分離分割発注も含めて、事業、入札なんかもぜひ取り組んでいただきたいと、市の関係する業者の方々も当然要望もされていると思うんですが、その点についてどうなのかということをお聞きをしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（宮迫泰倫） 持留議員に確認します。

今、議案第40号と言われたんですけれども。

○持留良一議員 35号と40号ですね。

○議長（宮迫泰倫） 40号、そこをちょっと。（「38」と呼ぶ者あり）

○持留良一議員 ごめんなさい、35と38です。

○議長（宮迫泰倫） それでよろしいですか。

○持留良一議員 はい。

○議長（宮迫泰倫） そういうことで、誰か答えるのかな。

35号についての御答弁ありますか、誰か。

○市長（尾脇雅也） 持留議員の御質問にお答えいたします。

選任に関してどうかというようなことですけれども、識見を有する者というような規定がございます。そのとおりでございまして、識見というのは、物事に対する正しい判断、考え方、またその能力というようなことでございますけれども、今回、普通地方公共団体の財務管理、事務の経営管理、そのほか行政運営に関して正しい判断ができるということが一番大事だと思いますので、そういった観点から適任であると思いまして、推薦を申し上げているところでございます。

○財政課長（北迫睦男） 今の御質問の件でございますが、ほとんどの工事で多分市内業者で

対応できるんじゃないかというふうに思われます。

そして、これまで市内業者育成の観点から分割発注というようなスタンスでやってきておりますので、今回も分割できるものはすると、そういった考え方で実施したいと思っております。

○持留良一議員 ちょっと回答がなかったのは、いわゆる規定にはまらないけれども、いわゆる中立性とか信頼性というのについての回答がなかったんですが、このことに関してどんなふうにしてこれを確保していくのかというのは、選任の過程の中でも当然議論に、先ほど言われた識見だけではなくて、中立性・信頼性の問題も当然あってしかるべき内容だと思うんですが、このあたりはどのように議論されたのかということです。この点について回答なかったので、再度お聞きをしたいと思います。

ぜひ公共事業においては、確かにこれだけを一括して処理するというのは大変だと思いますけれども、ぜひ市内の業者全てに分離分割発注も含めてできるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

その最初の1点だけお聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅也） 選任に関しては、議会のほうからも1名出ていただいて、また今回そういう形で識見を持った方ということでございますので、中立性に関しても特段問題はないというふうに考えております。

○議長（宮迫泰倫） よろしいですか。

○持留良一議員 ありがとうございます。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質問は。（「35号に異議あり」と呼ぶ者あり）

○池山節夫議員 38号で、市道野久妻から大野原の線、それを私はずっと緊急に整備してほしいということを一般質問でも言っているんですけど、今度の地域の元気臨時交付金、せっかくこういうのが出たときにですね、この線に関し

て事業採択を要望する、申請しなかったのか、できなかったのか。ここは県道南之郷線が災害でどうこう、通行止めになつたりしたときの迂回路として非常に重要な道路なんだけど、これまでも財源の関係とかでなかなか整備がきれいに進んでいないというのがあるんですよ。だから、この点について、財政課長、土木課長、何とかこれを今度の元気交付金で対応できなかつたのか、それについて質問します。

○財政課長（北迫睦男）元気交付金のことにつきまして、もう一回説明を申し上げますが、先ほど、今回の補正分につきましては交付金の対象になる、交付金の算定額をするための事業でございまして、実際その交付金を使った、交付金を財源としてする事業につきましては、これから各課と打ち合わせをして、その事業を補正予算で組んでいくということになります。

ただ、1点だけ、2,600万円というのを先ほど持留議員が言われましたように、その分については今度の財源という形で充当はしました。対象事業が決まっておりますので、これから各課と打ち合わせをしながら、補正予算でお願いしたいと思います。

○土木課長（宮迫章二）新たな路線につきましては、過疎計画に上がっている路線とか、また地域からの要望とか、現地を見てですね、緊急性を考慮しながらまた選定していきたいと思っております。

○議長（宮迫泰倫）池山議員、よろしいですか。

○池山節夫議員 はい、いいです。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第37号から議案第40号までの議案4件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

まず、議案第35号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）御異議がありますので、この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長（宮迫泰倫）ただいまの出席議員数は、14名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（宮迫泰倫）投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（宮迫泰倫）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案については、可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

[1番議員から順次投票]

1	番	川	越	信	男	議員
2	番	堀	内	貴	志	議員
4	番	感	王	寺	耕	造
5	番	池	之	上	誠	議員
6	番	堀	添	國	尚	議員
7	番	田	平	輝	也	議員

8 番 持 留 良 一 議員  
9 番 北 方 貞 明 議員  
10 番 池 山 節 夫 議員  
11 番 森 正 勝 議員  
12 番 川 尻 達 志 議員  
14 番 徳 留 邦 治 議員  
15 番 篠 原 靜 則 議員  
16 番 川 畑 三 郎 議員

○議長（宮迫泰倫）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（宮迫泰倫）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に池山節夫議員、森正勝議員、川尻達志議員の3名を指名します。

ただいま指名されました3人の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長（宮迫泰倫）投票の結果を報告します。

投票総数 14票

これは、先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち

賛成 10票

反対 4票

以上のとおり賛成が多数です。

よって、議案第35号は同意することに決定しました。

次に、議案第36号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第36号垂水市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第37号から議案第40号までの議案

について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第40号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

△意見書案第12号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第34、意見書案第12号を議題とします。

---

意見書案第12号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加への中止を強く求める意見書（案）

---

○議長（宮迫泰倫）案分は、配付いたしましたとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）  
参加への中止を強く求める意見書（案）

---

総選挙で自民党は「『聖域なき関税撤廃』を前提とする限り、TPPの交渉参加に反対、自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない、国民皆保険制度を守る、食の安全安心の基準を守る、ISD条項は合意しない等」と公約、しかし安倍内閣は、TPPについて公明党との政権合意で「国益を守る」という表現に後退させ、TPP参加に前のめりになっている。さらに、安倍内閣の閣僚や自民党執行部の一部から、参加に前向きとも受け取られる発言が生まれ、一部マスコミや財界、アメリカからは、「参加の方向を明確にすべき」との圧力も強まり参加の態度をめぐり緊迫した事態となっている。

TPPは「例外なき関税撤廃」を原則としており、これにより日本の農林水産業は壊滅的な打撃を受けることになる。農水産業を基幹産業とする垂水市として看過できない大きな問題である。一方、非関税障壁の撤廃も交渉の対象と

されており、医療、保険、公共事業等々の日本の制度が、アメリカ型の制度に変えられる危険性もはらんでいる。一部で言われている交渉参加を前提に「交渉しながら守るべき国益は守る」等の考えは、TPP交渉の厳しい側面を見ない一面である。

衆議院選挙期間中は、多くの自民党候補者がTPP参加反対を表明し、自民党内の「TPP参加の即時撤回を求める会」には、党所属の半数を超える議員が参加しているといわれている。民主党政権は「公約破り」で多くの国民の支持を失ったが、安倍政権がその轍を踏まない事を強く望むものである。

垂水市議会は、これまで意見書を提出してきた。今回、新たな自公政権の誕生にあたり、改めて垂水市民の意思を代表する市議会として、安倍内閣にTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加を行わないように強く望むものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫  
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
農林水産大臣 林 芳正 殿  
総務大臣 新藤 義孝 殿  
国土交通大臣 太田 昭宏 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

---

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第12号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会改革調査特別委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会改革調査特別委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△副市長あいさつ

○議長（宮迫泰倫）ここで、副市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○副市長（寺地浩一）皆さん、お疲れさまでございます。

議長より許可をいただきましたので、発言させていただきます。

私でございますけれども、この3月末をもって垂水市副市長の職を退任させていただくということになりました。それで、この場をおかりしまして皆様方に一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。

一昨年の3月議会におきまして、議会の同意をいただきまして、4月1日付で副市長に就任いたしました。その後の5月の臨時議会におきまして皆様方の前で、県職員としての経験ももとにしながら垂水市の発展のために微力を尽くしたいというふうに申し上げましたが、はや2年が経過をいたしました。本当に早かったと思

います。

この間、皆様方には公私ともに本当に鍛えていただきました。大変貴重な経験をさせていただいたと思います。県職員のままであれば絶対に経験することのできない得がたい経験でございました。本当にありがとうございました。

4月からはまた県職員としての職務を行うわけですけれども、こちらにおきましたので、垂水市、そして大隅地域の発展ということを常に頭に置きながら、県政全体の発展のために微力ではございますけれども努めてまいりたいというふうに思います。

本当にここでの経験、非常にありがたかったです。皆様方も優しく接していただきまして、本当にありがたかったと思います。

最後になりますけれども、皆様方の今後ますますの御健勝、御発展、それから一番は垂水市がますます発展することでございます。それを切に願ってお礼の言葉といたしたいと思います。

本当にありがとうございました。（拍手）

△閉　　会

○議長（宮迫泰倫）これをもちまして、平成25年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員